



ポーランド経済体制の変革過程に関する研究 : 第二次世界大戦後の変革過程について

家本, 博一

(Degree)

博士 (経済学)

(Date of Degree)

1994-03-22

(Date of Publication)

2007-11-05

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙1827

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.11501/3097050>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2001827>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



ポーランド経済体制の変革過程に関する研究
－第二次世界大戦後の変革過程について－

家 本 博 一

は し が き

一九八九年二月六日に開始して以来、二ヵ月間にわたる円卓会議 — 政府、官製労組、マスコミ、「連帯」の代表で構成、カトリック教会の代表がオブザーバー出席 — を経て、四月五日、政治改革、経済改革、労働組合制度の変革という三つの問題について、政労間の基本合意が成立した。

最終文書には、これら三つの問題について合意された基本的な立場と具体的な内容が明記された。その骨子は、①政治的、社会的な複数主義の実現（「連帯」、「農民連帯」、独立学生組合、カトリック教会の合法化）、言論の自由の拡大、新たな結社法の制定、国家権力の代表機関（上下両院で構成される国会、大統領職）に関する任免手続きの民主化、司法の独立性の実現、地方自治の拡大、②新たな社会経済政策の実施、市場型経済改革の推進、③労働組合の複数化の実現、といったものであった。その後の事態の展開を見ると、円卓会議での基本合意は、ひとりポーランドにとってだけでなく、社会主義世界全体にとっても、政治的、社会的な多元化への決定的な転機となった。

六月四日、円卓会議での基本合意に基づいて、国会議員選挙（上院は完全自由選挙、下院は制限選挙）が実施され、「連帯」市民議会クラブは、予想を上回る議席数 — 上院では、一〇〇議席中九九議席、下院では、四六〇議席中一六一議席 — を獲得することとなった。

一方、統一労働者党は、上院では、議席を獲得できず、下院でも、一七三議席を獲得するだけに止どまった。統一労働者党では、有力な大物候補者が、有権者の半数を上回る得票を得られず、次々と落選し、その一部は、第二回投票への出馬を断念した。このため、統一労働者党は、従来から統一戦線を構成していた統一農民党（七六議席）と民主党（二七議席）にカトリック系無所属議員（二三議席）を加えて、辛うじて政権党の地位を確保することとなった。

選挙後、統一労働者党の主導による連立政権工作（大連立政権構想）が続けられる中、七月一九日、大統領選挙が実施され、有効投票数の過半数を僅かに一票上回る形で、ヴォイチェフ・ヤルゼルスキ（国家評議会議長）が大統領に選出された（有効投票数五三七票中、二七〇票を得票）。ヤルゼルスキには多数の反対票が投じられたが、「連帯」市民議会クラブの一部からも、賛成票を投じた議員が一定数に上った。

しかし、大連立政権構想が、「連帯」市民議会クラブの拒否によって暗礁に乗り上げたため、八月七日、レフ・ヴァウエンサ（「連帯」全国執行委員会議長、現大統領）は、政治の民主化と経済の変革の必要性について、国民各層を説得し、納得させることができる権力機構は、「連帯」を中核とする政権しかありえないとの認識に基づいて、統一労働者党を除く連立政権構想（小連立政権構想）を発表した。

翌日、統一労働者党政治局は、「ヴァウエンサ提案は、新たな政治危機を作り出す」との声明を発表し、その提案に否定的な姿勢を示したが、その一方で、統一農民党首脳は、「ヴァウエンサ提案は検討に値する」との声明を発表し、小連立政権構想への参加可能性を検討する意向を表明した。その後、「主要な政治・社会勢力による、政治危機の打開のための合同会議の開催」に関するヤルゼルスキ大統領の提案、大統領とユーゼフ・グレンプ首座大司

教(枢機卿)との協議などを経て、統一農民党と民主党は、小連立政権構想への参加を正式に表明した。八月一七日、統一労働者党首脳も、統一労働者党を中核とする連立政権の樹立を断念し、閣僚ポストの配分について一定の条件を付した上で、小連立政権構想を基本的に受け入れ、政権委譲の意志を表明することとなった。

ここに至って、一九四八年一二月の政党再編成 — 労働者党と社会党の合体による統一労働者党の誕生 — 以来続いた、統一労働者党による権力支配体制が終焉をむかえる結果となり、これを基盤とする社会主義体制も自己崩壊することが決定的となった。

八月一七日以降、統一労働者党、「連帯」市民議会クラブ、統一農民党、民主党、カトリック教会といった主要な政治・社会勢力の首脳間で、新内閣の人事構成について協議が重ねられた結果、二四日、「連帯」全国執行委員会の一員で穏健派と言われたタデウシ・マゾヴィエツキが圧倒的多数の賛成で閣僚評議会議長(首相)に選出された。九月一二日、新内閣の閣僚名簿が承認され、ポーランドにおいて、社会主義世界で初めての、非共産党員を首班とする内閣が成立することとなった。首相を含む二四の閣僚ポストの配分は、「連帯」市民議会クラブ一三ポスト、統一労働者党四ポスト(内相と国防相を含む)、統一農民党、民主党など七ポスト、というものであった。

このように、ポーランドでは、主要な政治・社会勢力が全て提携する形で、最重要課題である民主化と経済改革に取り組むための協力体制が一応整えられることとなった。この間、深刻な政治危機、権力の空白を招くこともなく、また、暴力的な権力奪取という最悪の場面を招くこともなく、政権交替が比較的順調に行われたため、新政権の成立は、前途に大きな期待を抱かせるものとなった。ヴァウエンサは、成立時における新政権への国民各層の大きな期待を「半世紀を経て初めて、国民の圧倒的多数が自らのものと認める政府がポーランドに登場した」という言葉で表現した。

一九九〇年一月、マゾヴィエツキ内閣は、国会議員選挙で示された、統一労働者党による権力支配体制への拒否、社会主義体制とその建設理論への全面的な否定という国民各層の基本姿勢を追い風として、「脱社会主義」を標榜する抜本的な改革プログラムを実施に移した。しかし、その実績が、国民各層の当初の期待を大きく裏切り、それが「幻想」であったことが明らかになるにつれて、彼らは、大きな失望感を抱き、その怒りを大統領選挙(一九九〇年一二月)、国会議員選挙(一九九一年一〇月)の場で次々と爆発させることとなった。これらの出来事を契機として、中央政界は、政策論議を忘れて、政争に明け暮れ、その一方で、国民各層は、自己の利害を優先し、擁護することに専心するようになり、彼らの間に、政権指導力の無視、政治的な無関心が蔓延することとなった。「脱社会主義」を標榜し、抜本的な体制転換を目指した変革過程は、国民各層の変革への意欲を拡散し、分断させる結果となってしまった。

ところで、このような事態に陥ったからと言って、その要因を特定の人物、組織の活動に求めるといったことは、かえって事態の本質を見誤ることになるだろう。なぜなら、事態の本質を明らかにするためには、このような事態が、なにゆえ、どのような過程を経て生じたのか、そもそも、「脱社会主義」を標榜する変革過程とは、どのような体制からの脱却を目指し、また、どのような特徴、問題性を有するものであるのか、そして、「脱社会主義」の問題性が、どのように変革過程を混乱させてしまったのか、といったことが、前もって

解明されていなければならないからである。そうであるならば、更に遡って、「脱社会主義」過程の全体像を明らかにするためには、それに先立つ社会主義体制の時代に、どのような性格、問題性を有する体制が構築されたのか、また、それが、幾度かの改革過程を経て、どのように改革され、あるいは改革されなかったのか、そして、最終的に、そのような体制が、なにゆえ、国民各層から全面的に否定され、自己崩壊する結果となったのか、といったことが解明されていなければならない。

以上のことは、社会主義体制の構築、改革、自己崩壊の過程から「脱社会主義」への移行の過程に至る変遷過程全体をいくつかの点について再検討する作業を必要とする。著者が本書を上梓した意図は、まさにこの点にある。

本書では、変遷過程全体を再検討する基軸として、政治面、経済面、社会面の基本動向の分析だけでなく、わが国の研究では、これまで論議されることのなかった政教関係の分析をもその一つに加えて、政権党による権力支配体制とこれに基づく社会主義体制が、どのような過程を経て、なにゆえ、自己崩壊するに至ったのかを解明しようとしている。

また、社会主義体制の全面的な否定をその正統性の根拠とした「脱社会主義」の過程についても、当初、国民各層から圧倒的に支持されていた本来的な変革過程が、なにゆえ、あれほど短期間の内に大きく変容してしまったのかを明らかにしようとしている。

そして、本書を通じて、①ポーランドにおける社会主義体制の自己崩壊と「脱社会主義」の問題性という二つの点を表裏一体のものとして理解する必要があること、②「脱社会主義」の過程を(最終目標である)資本主義体制の再構築の過程として敷衍させるためには、マゾヴィエツキ内閣以後の歴代内閣が依拠してきた「一九九〇年政治・社会体制」——「連帯」労組の最高幹部、「連帯」系知識人、カトリック教会首脳などを政治的、社会的な指導層とする政策決定の枠組み——を根本的に変革する必要があること、といった著者の主張について、その根拠が明らかになるであろう。

本書が、わが国のポーランド研究に何らかの貢献を行いうるものとするならば、それは、政治的、経済的、社会的、宗教的な基本動向を「総合」という立場から、社会主義時代と「脱社会主義」時代に見られる連続性と非連続性を明らかにすることによって、根本的な体制転換を実現するためには、社会主義体制の全面否定を主軸とする「脱社会主義」の過程から、「クレディビリティ」(credibility)の醸成を目指す、新たな政治的、経済的、社会的な政策決定の枠組みを構築しなければならない、という点を明らかにすることにある。

当然のことながら、このような研究では、政治、経済、社会、宗教といった各側面の関わり方をどのような視角から分析するのかという点が重要な要素となるが、本書では、政権党による権力支配体制の正統性という視角から各面の関わり方を分析し、社会主義時代における正統性の根拠の動揺、危機、崩壊と「脱社会主義」時代における新たな正統性の根拠の提示をめぐって、各側面の基本動向が、それぞれどのように関連し、影響しているのか、という点を明らかにする。

このような意図に基づき、本書では、ポーランドにおける社会主義建設の正統性にとって直接的に関連する出来事、すなわち、第二次大戦末の米英ソ三国間での交渉によって、ポーランドが、再び独立国としての地位を与えられ、その後、ソ連圏の一員として組み込まれていった事実を分析の出発点としている。

これに関しては、第二次大戦末の出来事を分析の出発点とするだけでは不十分であり、

むしろ今世紀初め以降の、少なくとも第一次大戦直前以降の出来事を分析の出発点とすべきであるとの批判が考えられる。勿論、著者は、このような批判が、戦前期の社会構造、社会心理の戦後期への継承という紛れもない事実を前提とするものとして、戦後期の分析に一定の有効性を有することを認める者の一人ではあるが、ポーランドにおけるスターリン型社会主義体制の構築とその後の展開過程を主たる分析対象とする場合、その前提となる政治的、経済的、軍事的な諸条件は、直接的には、第二次大戦の結果——ソ連軍による占領(解放)とその後の実効支配——として成立したものであるため、米英ソ三国間でこれら諸条件を最終的に承認した第二次大戦末の出来事を分析の出発点とすることには、十分な根拠があると考えている。

なお、著者は、今世紀初め以来の政治的、経済的、社会的、軍事的な変遷過程について、著者なりの整理とそれに基づく見解を既に提示しているのので、本書よりも長い歴史的な文脈の中で、著者が、第二次大戦末以降の変遷過程をどのように位置づけているのかという点に関心のある読者は、著者の二つの既発表論文[参考文献の(45)と(51)]を読んでいただきたい。ここで一点だけ指摘しておけば、スターリン型社会主義体制の構築が強行されている過程では、それへの主軸として、貴族層、カトリック教会首脳らに支持された、戦前期の疑似資本主義的な軍部独裁体制の~~名残~~を全面的に根絶、払拭する点が繰り返し強調され、これに基づき、政治的、経済的、軍事的、宗教的な枠組みが新たに構築されていったことも事実であった。

ところで、本書は、新たに知りえた事実、文献、資料を加味して、著者の既発表論文[参考文献の(43)～(52)]を大幅に加筆・修正した上で、これに本書のために新たに執筆した論稿を加えて完成したものである。一九九〇年以降、ポーランドにおいても、それまで未公開であった文献、資料が多数公表され、また、ポーランド国内外において、新たな視点からの研究成果が次々と発表されたため、既発表論文をそのまま本書に収録することはできなくなった。一例を挙げれば、長期経済統計が再編され、主要経済指標の数値が大きく変更されたため、既発表論文のそれに対応した部分は、ほとんど原型をとどめない程に修正せざるをえないこととなった。本書は、概ね一九九三年春までに入手し、確認することのできた文献、資料に基づいて執筆されている。

本書を上梓するに当たって、著者がこれまで直接、間接に受けてきた多くの方々からのご指導、ご助言に対して、ここで改めて謝意を表したい。大学・大学院時代を通じた恩師で、現在に至るまでご指導いただいている大野喜久之輔先生(神戸大学教授)を始めとして、大学院時代以来、様々なご教示、ご助言をいただいている野尻武敏先生(神戸大学名誉教授、大阪学院大学教授)、比較経済体制学会(旧社会主義経済学会)、ロシア・東欧学会(旧ソ連・東欧学会)での議論やご自身の著書、論文などを通じて、常に新鮮な刺激を与えて下さった岩田昌征(千葉大学教授)、鈴木輝二(東海大学教授)の二先生、個人的な議論やご自身の論文を通じて有意義な示唆をいただいたばかりか、文献、資料の入手についても、度々お世話になっている田口雅弘氏(岡山大学助教授)、南山大学での研究生活を公私両面から支えて下さった故ヨハネス・ヒルシュマイヤー教授、森茂也教授、松山昌司教授、山田秀助教授の四氏、ワルシャワで知り合ってから、ある時には直接に、また、ある時には電話で、生煮えの著者の見解に対して次々と問題点を指摘され、著者の見解を固める契機を与えて下さった(株)共同通信社国際資料室の長谷川栄次氏に、そして、ウィーンに赴任されて以

来、有益な資料、情報を多数送っていただいた(株)東海テレビ放送ウィーン支局長の長江正氏に、それぞれ心からの感謝の言葉を申し上げたい。本書が、これら多数の方々から受けた学恩、御恩にお応えすることのできるものであることを念じて止まない。

最後に、本書の出版に際して大変お世話になったばかりか、本書の最初の読者として適切な助言を与えられた財団法人名古屋大学出版会の後藤郁夫氏に厚く御礼を申し上げたい。

一九九三年六月

家 本 博 一

<追記>

本書は、平成四年度に文部省科学研究費(一般C:時限)、財団法人石田財団研究助成金を交付された研究成果の一部である。ここに記して、謝意を表したい。

<目 次>

はしがき

序章 第二次大戦後の体制選択過程

第一節 社会主義建設へのポーランドの道 — 一九四五年～一九四八年

第二節 スターリン主義の嵐 — 一九四八年～一九五六年

第一部 「上からだけの改革」 — 「改革の改革」の一五年間

第一章 ゴムウカ政権時代 — 一九五六年～一九七〇年

第一節 「十月体制」の成立条件

第二節 「十月体制からの後退」とゴムウカ政権の退陣

第二章 ギェレク政権時代 — 一九七〇年～一九八〇年

第一節 ギェレク政権の政治・経済戦略

第二節 ギェレク政権の新経済政策とその実績

第三節 ギェレク政権下の政教関係

第二部 社会主義建設の正統性の危機 — 「ポーランド問題」の十年間

第一章 ヤルゼルスキ政権時代 — 一九八〇年～一九八九年

第一節 「連帯」運動とその意義 — 「ポーランド問題」の顕在化

第二節 「一九八二年政治・社会改革」

一. 「政労合意議定書」の想定した社会主義体制のモデルとその修正

二. テクノクラート層の動向と政治・社会改革の基本方向

三. 政治・社会改革の主要な内容

第三節 「一九八二年経済改革」

一. 経済改革の中心問題と基本原則

二. 経済改革の特徴

三. 経済改革の可能性

第四節 「経済改革の第二段階」と「一九八八年政治・経済危機」

一. 「一九八三年～一九八五年期三ヵ年計画」

二. 「経済改革の第二段階」の挫折

三. 「一九八八年政治・経済危機」

第二章 一九八〇年代の主要経済実績 — 特徴と問題点

第一節 国民所得

一. 生産国民所得

二. 産業別生産国民所得

三. 支出国民所得

第二節 財政・金融

一. 国家予算

二. 銀行バランス

三. 対外債務

第三節 価格と個人所得

- 一. 価格
- 二. 個人所得

第三部 「脱社会主義」の体制転換

第一章 「一九八九年東欧革命」と「経済プログラム」

- 第一節 「一九八九年東欧革命」
- 第二節 「経済プログラム」

- 一. 「経済プログラム」の概要
- 二. 「経済プログラム」の中心問題と基本性格

第二章 「脱社会主義」の変革過程

第一節 「一九九〇年経済改革」の基本性格

第二節 一九九〇年～一九九二年の主要経済実績

- 一. 国内総生産
- 二. 工業純生産
- 三. 価格
- 四. 財政・金融
- 五. 外国貿易

第三節 私有化問題の新たな展開 — 大規模私有化

- 一. 大規模私有化法(第二次案)
- 二. 国内外からの批判論議
- 三. 大規模私有化法(第四次案)
- 四. 大規模私有化の新たな展開 — 一つの仮説

第四節 クレディビリティ醸成への道 — 「九〇年政治・社会体制」の変革への道

〈資料一〉「経済プログラム — 主要な前提と方向」(一九八九年一〇月)

〈資料二〉「ポーランド経済の変革」(財務省報告、一九九一年六月)

参考文献

序章 第二次大戦後の体制選択過程

本章では、第一部以下への序章として、体制選択という視角から、ポーランドにおけるスターリン型社会主義体制の構築への前提条件としてのソ連軍による占領(解放)とその後の実効支配の過程を整理し、スターリン型社会主義体制の構築過程について、その基本動向を明らかにする。

その際、本章では、「ヤルタ会談」以後のソ連軍による実効支配の現実、スターリン型社会主義体制の成立直前における体制選択論議の動向とそれへの政教関係の影響、スターリン型社会主義体制の構築過程の現実、といった三つの点に力点を置き、次のような二つの点を確認する。二つの点とは、①大戦直後の一～二年間には、実現可能なものとしてまだ存在していた複数の体制選択肢が、ソ連への従属という唯一の選択肢に「限定」される結果として、スターリン型社会主義体制の構築が強行されたこと、②体制選択肢のこのような「限定」が、国内的には、「モスクワ派」(ビェルト)による「民族派」(ゴムウカ)の追放という権力闘争の形で進められた結果、フルシチョフの「スターリン批判」演説を直接の契機としたスターリン型社会主義体制の動揺が、ゴムウカら旧最高幹部の再登場という権力支配層の交替を引き起こすだけに終わり、根本的な体制変革への契機にはなりえなかった、というものである。

第一節 社会主義建設へのポーランドの道 — 一九四五年～一九四八年

ソ連軍によるワルシャワ解放(一九四五年一月二九日)の直後、ポーランド共和国臨時政府(略称-共和国臨時政府)¹は、スターリンとの事前合意に基づいて本拠地をルブリンからワルシャワに移し、国家再建への第一歩を踏み出した。一方、米英両政府は、共和国臨時政府がロンドン亡命政府(略称-亡命政府)の参加可能性を排除している点を理由として、共和国臨時政府からの承認要請を拒否した。

しかし、この頃には、既に、ユーゴスラヴィアを除く中・東部欧州地域のほぼ全域が、ソ連軍によって占領(解放)されていたため、米英両政府は、この地域について、ソ連軍による占領(解放)という既成事実を無視する形の戦後処理構想を提示することはもはや不可能であると判断し、スターリン・ソ連政府に対して、戦後の政治・軍事秩序(勢力構図)の問題を協議する「ヤルタ会談」(一九四五年二月四日～一日)の開催を提案した²。

ルーズベルトは、「ヤルタ会談」の席上、ポーランド国家の再建問題に関して、次のような戦後処理案を提示して、問題の收拾を図った。その案とは、①共和国臨時政府を再編し、亡命政府をも参加させる形で、挙国一致政府(内閣)を創設すること、②東西国境に関する「テヘラン合意」を再確認すること、③シチェチン地域のポーランド併合とオドラ(オーデル)川以東に居住するドイツ人の本国送還を終戦直後に実施すること、④米英ソ三国政府は、挙国一致政府への内政不干渉の原則を遵守すること、⑤挙国一致政府の創設後に実施され

る国会議員選挙に際しては、米英ソ三国の駐ポーランド大使に対して選挙監視を義務づけること、という五つの項目からなるものであった。しかし、ソ連側が、「内政不干渉」項目を盾にして「選挙監視」項目の削除を要求したため、拳国一致政府の創設を優先する米英両首脳は、「選挙監視」項目を削除した上で、スターリンとの間で、上記①～④の四項目に「国会議員選挙の実施」項目を加えた五つの項目について合意に達した。

その後、ルーズベルトの死去(三月)を経て、亡命政府首脳は、対ソ強硬路線を標榜するトルーマン、スティムソン(国務相)ら米政府首脳に一時期期待を寄せたが、一路ベルリンを目指すソ連軍の猛攻の前には、このような期待も空しいものに終わった。ナチス・ドイツの全面降伏(五月八日)の直後、トルーマンは、中・東部欧州地域でのソ連の覇権と戦後秩序の構築過程でのソ連によるイニシアティブの独占を恐れて、英ソ両政府に対して、戦後秩序の問題を再度協議したいとの提案を行った。

「モスクワ会談」(六月一七日～二三日)では、拳国一致内閣の構成に関して、共和国臨時政府(代表ウワディスワフ・ゴムウカ)と亡命政府(代表スタニスワフ・ミコワイチク)との直接交渉の場が設定されたが、交渉決裂も辞さないとのゴムウカの強硬な姿勢に直面して、亡命政府側は、当初の要求(拳国一致政府の首相ポストと二桁の閣僚ポストの要求)を撤回せざるをえなくなった。亡命政府側は、最終的には、副首相職一ポストと閣僚職五ポストを確保するだけに終わった。

六月二八日、共和国臨時政府と亡命政府は、ワルシャワでポーランド国民統一臨時政府(略称一臨時政府。大統領ボレスワフ・ピェルト、首相エドワルド・オスプカ=モラフスキ、副首相ゴムウカ、ミコワイチク)の創設を宣言し、本格的な国家再建に着手することとなった。この直後、米英ソ三国政府は、臨時政府をポーランドの唯一・正統な政府として承認した。

臨時政府は、旧ポーランド共和国(一九一八年～一九三九年)の「三月憲法」(正式名「ポーランド共和国憲法」、一九二一年三月採択)³をその法的基盤としていたため、憲法制定議会の選挙を実施する必要があった。しかし、臨時政府の中核であるポーランド労働者党(略称一労働者党)にとっては、この選挙に敗北することは許されなかったため、労働者党書記長ゴムウカは、労働者党以外の政党に国民統一戦線の結成を呼びかけ、選挙の勝利を確実なものにしようとした。

七月二四日、労働者党、ポーランド社会党(略称一社会党)、民主党、農民党の四党は、労働組合民主戦線ブロック(略称一民主ブロック)を結成したが、ミコワイチクら旧亡命政府派は、民主ブロックへの参加を拒否しただけでなく、ポーランド農民党を結成し(八月)、民主ブロックに対抗する姿勢を示した。その一方で、旧亡命政府派は、臨時政府に参加し、内政、外交、経済の各政策に一定の影響力を行使しつつ、ポーランド農民党の党勢拡大を通じて民主ブロックによる支配を牽制し、スターリン・ソ連政府の支持を受ける労働者党の影響力を極力小さくする、という二面的な行動指針を採った。ポーランド農民党は、民主ブロックの決定にも、米英両政府の方針にも、批判的で、愛国主義的、民族主義的な色彩の強い中庸志向の姿勢を示した。

ところが、ポーランド農民党の結成以来、民主ブロックの各党では、黨員数が急減し⁴、逆に、ポーランド農民党では、黨員数が約三倍に急増していた。このため、民主ブロックは、ポーランド農民党への期待が本物であるか否かについて世論の動向を調査する必要に

迫られ、一九四六年六月三〇日、次のような三点に関する国民投票を実施することとなった。その内容とは、①上院を廃止し、一院制の国会とすることについて賛成か否か、②個人農の創設を目指す農地改革と一交替時五〇人以上の企業を対象とした基幹産業の国有化について賛成か否か、③西部国境をオドラ・ニセ(オーデル・ナイセ)川とする米英ソ三国間の最終合意について賛成か否か、というものであった。これら三点は、いずれも民主ブロックとポーランド農民党との間で見解を異にしていた問題であり、とくに、第一点と第二点は、ソ連政府との関係という点からも重要な意味を有するものであった。結果は、三点のいずれにおいても賛成多数となったが、第二点でのみ、ソ連政府と労働者党が秘かに期待していたものとは逆の結果となった⁵。翌月、臨時政府は、国民投票の結果に基づき、個人農の創設と基幹産業の部分的な国有化に関する政令を公布した。また、臨時政府は、労働者党と社会党の一部からの強い反対を抑えて、カトリック教会の再建にも財政援助を与えるとの決定を下した(八月)⁶。

一九四七年一月、実施が延び延びとなっていた国会議員選挙が実施され、結果は、民主ブロックの圧勝(民主ブロック八〇・一%、ポーランド農民党一〇・三%)に終わった。ミコワイチからは、選挙運動や集計作業に重大な疑義があるとの理由から選挙の無効を主張したが、結果は空しかった(一〇月に国外へ亡命)。

選挙直後、憲法制定議会が召集され、二月一〇日、「小憲法」(正式名「ポーランド共和国の最高機関の機構と権限に関する憲法的法律」)が制定された。「小憲法」は、三権分立や議会制民主主義という「三月憲法」の基本理念を維持しつつも、既に顕在化しつつあった特定政党による国家機構の支配という政治変化を追認するものであった⁷。ピェルトは、憲法制定会議で正式に大統領に選出された後、同じく労働者党幹部会員のツイランキェヴィチを首相に指名し、労働者党を中核とした閣僚評議会(内閣)を成立させた。この結果、労働者党による国家機構の支配への法的・制度的基盤が一応完成することとなった。

三月末から四月初めにかけて、モスクワで「四大国外相会談」(略称「モスクワ外相会談」、米英仏ソ)が開催され、ポーランド経済復興への支援問題と異民族の移住問題が協議された。この会議では、経済援助を梃子としてポーランドを自陣営の影響下に留めておこうとする米英仏三国政府と自らの勢力圏の一員に組み入れようとするソ連政府の思惑が複雑に絡み合った結果、何一つ新たな合意に達することができなかった。これは、ポーランド政府の認識していた以上に、両陣営間で齟齬が進展していたことを示すと共に、経済復興を進めるためには、ポーランドには、もはやソ連への従属という選択肢しか残されていないことを示す結果となった。

実際に、「モスクワ外相会談」の決裂後、政治面では、政党の再編成による国家建設の基本構想やイデオロギーの統一化が図られる一方で、経済面では、ソ連による借款供与(四億七七七〇万米ドル相当)と産業施設の贈与を梃子とした「経済復興三ヵ年計画」(一九四七年～一九四九年)⁸が実施に移され、ソ連への従属関係が一層強化されることとなった。また、旧ドイツ領の「回復された土地」(西部・南西部地域)では、住民の交換も進み、ドイツ人が多数本国に送還された。他の少数民族(ウクライナ人、ベロルシア人など)も、それぞれ国外に移住していった。

ところが、ソ連への従属という選択肢しか残されていないことが明らかとなったまさに

この時期に、カトリック教会は、ローマ教皇庁との間でドイツ人の本国送還問題をめぐって一時激しく対立し、結果的に、労働者党内部で展開されていた体制選択論議に対して、有効な反論、批判を提示することもなく、ローマ教皇庁との対立に貴重な時間を費やしてしまうこととなった。

教皇ピオ十二世は、一九四八年三月、ドイツ人の本国送還問題に関するポーランド司教団の姿勢を非難して、次のような文書をポーランド首座大司教宛てに送ってきた。すなわち、「東方からのドイツ人移送者には、特別の配慮を払わねばならない。なぜなら、彼らは、各自の財産を失うことに何の補償も与えられず、強制的に追い立てられ、ドイツに移送されてきたからである。ヨーロッパに前例を見ない今回のやり方が、どのような特別な法律的、経済的、政治的な見解に基づいて行われたのかということは、今は問うまい。このような見解は、いずれ歴史が裁くであろうから。ドイツ人への復讐として、一二〇〇万人もの人々を家から追い出し、路頭に迷わせることが許されるであろうか。報復行為によるこれらの犠牲者は、ほぼ全員かの事件や蛮行とは無関係な人たちではなかろうか」(傍点著者、著者訳)と。

これに対して、クラクフのヤギェウウォ大学は、ポーランドの諸大学を代表して、次のような非難声明を発表した。すなわち、「ポーランドの諸大学の学長、学部長、教授らは、以下のように宣言する。ポーランドの神聖な西部国境への教皇の不当な態度に抗議する。一二〇〇万人のドイツ人がポーランドから追放されたとの教皇の主張は、事実と反する。正確には、二一五万五〇〇〇人のドイツ人が、ドイツが以前我々に行ったものとは異なるやり方で再移住させられた。教皇の文書は、ドイツ人への友情、好意、慈愛に満ちている。教皇は、我々がドイツ人を『ヨーロッパに前例を見ない』やり方で移住したと言われるが、教皇は、オシフィエンチム、ブジェジニング、マイダנק、トレ布林カなどのガス室と焼却炉には、全く抗議されなかった。教皇は、それを『ヨーロッパに前例を見ない』ものとは言われなかった」(傍点著者、著者訳)と。この声明は、ポーランド司教団が教皇に直接抗議したものではなかったが、大学人が一致して声明を出した背景には、教会首脳の支持と同意があったと言われている。

一方、このような教皇の文書は、「宗教組織による政治介入の証左」、「教皇庁による内政干渉の証左」(いずれもボレスワフ・ピャセツキ)として、教会非難への格好の材料となり、これを機に、教会活動の制限、再編が、労働者党内部で本格的に論議されるようになった。このため、教皇文書問題は、労働者党内部の「モスクワ派」(ビェルート)と「民族派」(ゴムウカ)との間で活発に展開されていた社会主義建設論議の動向にも少なからぬ影響を及ぼすこととなった。

両派は、ポーランド人の愛国心と信仰心に基づく「穏和な革命」(ゴムウカ)を今後も続けるべきか否かという点で最も激しく対立していたが、司教団内部での論議が、教皇文書への返答をどのような内容とするのかに集中していたため、司教団は、両派の動向から一時目を逸らす結果となった。しかし、一九四八年中頃になって、「モスクワ派」の主導による教会再編の動き、教会活動の制限論議が本格化したため、司教団は、両派の主張を真剣に再検討し、反論を試みるようになった。その際、司教団は、ポーランドにおいて社会主義建設を進める場合、権力支配機構は、一般民衆の愛国主義的、民族主義的な傾向と聖俗両面での教会の権威に一定の配慮を示さなければならないとのゴムウカからの見解に注目し、

ヴィシンスキ、ドンブロフスキなどの指導で「社会主義へのポーランドの道」(ゴムウカ)を「穏和な革命」路線として容認する姿勢に傾いた。

ところが、「民族派」も、教皇の文書を「内政干渉の証左」として同じく非難し、教会の政治活動への制限について検討を始めていたため、ゴムウカらは、結果的に、司教団の姿勢の転換を看過することとなった。他方、「モスクワ派」は、「民族派」が教会の権威に配慮を示そうとしている点を指摘し、ゴムウカの「道」を「社会主義への道を放棄する道」(ビェルト)として厳しい批判を浴びせた。これに対して、「民族共産主義」への批判が激しさを増していた一九四八年六月、ゴムウカは、「ポーランド労働運動における愛国的な伝統」⁹と題する演説を行い、ポーランドにおける社会主義革命を完遂させるためには、社会主義国家建設のイデオロギーとポーランド人がもつ愛国的、民族主義的な傾向を齟齬させる必要があると述べ、その批判に反論した。この演説は、翌日直ちに『ブラウダ』紙上で批判され、また、党内からも「社会主義への裏切り」(ビェルト)として繰り返し糾弾されるようになった。その後、ゴムウカは書記長を解任され、後継書記長には、ビェルトが選出された(八月)。これを機に、「民族派」党員の逮捕、追放が相次ぐこととなった(二五万人)。

一二月、労働者党中央委員会総会は、スターリン・ソ連政府の意向を受けて、政党再編成の方針を決定した。まず、労働者党と社会党が合体し、ポーランド統一労働者党(略称統一労働者党、書記長ビェルト)が創設された。統一労働者党の党員数は、創設時一六二万人を擁していたが、「民族派」党員の追放によって、翌年四月には、一四二万人に減少した。次に、一九四九年一月、農民党と人民党が合体し、ポーランド統一農民党(略称統一農民党)が創設された。統一農民党の党員数は、創設時三九万人であった。更に、民主党は、他党との合体こそなかったものの、党員の三分の二が追放され、統一労働者党との連携強化の道を選択することとなった。

一方、政党の再編成と並行して、カトリック教会への統制、規制も強化され、ローマ教皇の宗主権を認めない「ポーランド・カトリック教会(PKK)」の創設が図られた。一九四六年二月、ピャセツキは、「モスクワ派」とソ連国家保安部の支援を受けて「社会進歩のための平和協会」(略称「ボックス」)を創設した。

「ボックス」は、「新たな国家建設は、教会と民族との強い絆を断ち切り、宗教的に中立な国家理念の確立から着手されるべきである」との構想を発表し、教会の政治的、社会的な影響力の排除を当面の目標とすることを表明した¹⁰。また、「モスクワ派」も、教会の権威と自律性を認めることは、旧ポーランド共和国時代の支配体制(貴族層とカトリック教会首脳に支持された軍部独裁体制)を復活させることにつながると考え、「歴史と国家を超越するポーランド社会への宗教的な影響を全て排除すべきである」(ビェルト)と主張した。このため、「モスクワ派」にとって、「ボックス」は、大戦期における行動と立場がどうであれ、教会支配への対抗勢力として有効な組織と見なされた¹¹。一九四八年六月、「ボックス」は、政府から唯一・合法的なカトリック教組織として承認され、カトリック教関係の出版、新聞発行を独占する地位を与えられた。

第二次大戦末期、米英両政府は、ポーランドにおける戦後の勢力構図を構想する際、ソ連軍による駐留を前提にしつつも、共和国臨時政府と亡命政府の合体によって、相互に牽制力が働く、政治勢力間での拮抗関係を基礎とする政治秩序の確立を模索していた。一方、

ソ連政府も、軍事面での支配関係を前提にしつつも、その意向に恣意な政治勢力を戦後秩序の中に組み入れることを優先していたため、当初、戦後秩序の早急な再編成には比較的慎重な態度をとった。ソ連政府のこのような意図を反映して、臨時政府は、「三月憲法」を国家再建への法的基盤とし、カトリック教会についても、その再建を支援する姿勢を示した。また、政治面での拮抗関係の構想は、経済政策面での混合性を認めることにつながり、終戦直後の一～二年間には、個人農の創設と産業の部分的国有化を並行して進めるなど、漸進的とも言える政策展開を選択する結果となった。

政治権力の側面では、社会主義への道という基本方向の中で、労働者党による(亜)一元的な権力支配への過程が進行する一方で、経済政策の側面では、一定の対外的開放性に加えて、政策措置の多様性もある程度許容されていた。ソ連政府が、「経済復興三ヵ年計画」に際して、当時としては異例の規模の経済援助を実施した背景には、政治・経済建設の過程を進めるに際して、ソ連への従属という選択肢しか残されていない点を内外に誇示するという意図が隠されていたが、それだけではなく、ソ連政府の意向に恣意な国内勢力が、自律的、内発的に政治・経済過程の再編成を進め、社会主義への道をより確実なものとする事への「期待」も隠されていた。これら二つの要素は、ポーランドでは、社会主義への道は、体制混合の過程を経なければ完遂されないのではないか、という労働者党内部に当初から存在していた問題意識に一つの有力な傍証を与えるものとなった。

第二節 スターリン主義の嵐 — 一九四八年～一九五六年

ゴムウカの提唱した「道」は、ポーランド人の愛国心と信仰心を無視することは不可能であり、それとの「融合」によってしか新たな社会建設は望めない、との基本認識を前提にしたものであった。このような認識は、「モスクワ派」からは、「民族共産主義」思想の具体的な事例として格好の批判対象となったばかりか、ポーランド社会の歴史的、文化的な諸要素の名残を全面的に否定するための有力な根拠ともなった。

スターリン・ソ連政府が、ゴムウカの「道」を「民族共産主義」思想の一つとして公式に批判し、糾弾した以上、「モスクワ派」にとっては、ソ連政府の意向に基づく社会主義建設を進めるに際しては、それを本格的に進める契機を国外の要因 — ソ連政府からの圧力、強制 — に求める必要はなく、専ら国内の要因 — 「道」の反社会主義性への批判に基づく「民族派」の追放 — に求めるだけでよい、という結果をもたらすこととなった。

皮肉にも、ゴムウカの「道」は、スターリン型社会主義体制の構築過程を強行するための絶好の口実を「モスクワ派」に与えたばかりか、大戦末以来の体制選択論議を一時的に終息させる結果となった。

ポーランドにおいても、一九四〇年代末以降、政治、経済、社会、文化、宗教などのあらゆる分野(側面)で、「スターリン主義の嵐」が猛威を揮うようになった。

政治面では、「嵐」は、党と国家機構の「浄化」(ピェルート)という形をとった。「民族派」の追放、政党の再編成、国家機構や社会・文化組織での人事独占などの現象は、いずれも

「浄化」運動の結果であった¹²。

経済面では、「嵐」は、急激な重工業化と農業の集団化を目指す「六ヵ年計画」(一九五〇年～一九五五年)という形をとった。「六ヵ年計画」では、重工業化が強行され、輸送機械、重電機、化学、金属といった新たな部門が次々と興された。また、ソ連の経験に倣い、採掘工業(石炭、岩塩、非鉄金属など)を中心に「スタハノフ運動」が展開された。

この結果、一九五〇年～一九五五年には、生産国民所得五一・一%増(年平均八・六%増)、月平均賃金八二・九%増(年平均一二・八%増)、工業純生産七七・八%増(年平均一二・二%増)、工業純投資八八・六%増(年平均一三・六%増)、工業労働力三七・八%増(年平均六・六%増、1955年には二六六万二〇〇〇人)、建設純生産六九・七%増(年平均一一・一%増)といった驚異的な伸びを記録し、工業純生産、建設純生産の生産国民所得に占める割合は、それぞれ二四・三%、八・二%(一九五〇年)から二八・六%、九・二%(一九五五年)へと上昇した¹³。

重工業化と並行して、農業の集団化も実施されたが、集団化への農民層の抵抗は予想以上に強く、一九五五年末時点では、集団化された農地面積は、全体の一三・一%に過ぎなかった¹⁴。また、工業部門への移動による農業就業者の減少¹⁵、農業投資の伸び率の低下、個人農への規制の強化による生産意欲の減退などの理由から、農業総生産は、五年間で僅か六%(年平均〇・一二%)の増加にとどまった。部門別で見ても、植物生産と畜産生産は、それぞれ五年間で一・四%(年平均〇・〇三%)、一一・二%(年平均二・一%)の伸びを示したに過ぎず、植物生産(構成比約六〇%)の不振が際立った。このため、農業生産は、一九五五年になっても、一九三八年水準を回復することはできなかった。

社会面では、「嵐」は、治安警察組織による社会生活のあらゆる側面への監視、統制が強化された。内部告発、密告などの非常手段が合法的なものとして活用された。また、文化面では、「嵐」は、芸術、文化の分野での社会主義リアリズムへの傾斜、学問・思想の分野での社会主義イデオロギーの強要といった形をとりつつ、文化・科学関係の団体が再編され、支配政党による幹部人事の任免制が新たに導入された¹⁶。

更に、宗教面では、「嵐」は、「ボックス」を使ったカトリック教会への人的、物的な迫害、統制の強化という形をとった。カトリック教会は、少数民族、異教徒の国外移住、亡命ポーランド人の大量帰国によって、民族的、宗教的な同一性の守護者として聖俗両面での権威を一層高めつつあったが、「モスクワ派」が実権を掌握するにつれて、カトリック教義と社会主義イデオロギーとの原理的な対立ばかりか、教会財産の管理や帰属、聖職者の国家・政府への忠誠という問題においても、対立を深めるようになった。一方、政府は、教皇庁が、①旧亡命政府の承認を取り消していないこと、②西部地域の司教区に留まっていたドイツ人聖職者の保護を要求していること、という二つの点を上げて、教皇庁から独立したカトリック教会(PKK)を創設するよう司教団に圧力をかけるようになった。

カトリック教会への迫害は、一九四九年になって本格化した。まず、三つの教会関係法が制定され、教会財産の没収(「ボックス」による独占管理)、司祭叙階の制限(「ボックス」による同意が必要)、聖職者の国家と政府への忠誠宣誓の義務化などが規定された¹⁷。ヴィシンスキら教会首脳は、この時期、同じく「嵐」によって、ハンガリーとチェコスロヴァキアの教会が極めて困難な状況に陥っていた事実¹⁸を指摘し、ポーランドの教会が同じ轍を踏む愚かさを説き、一九五〇年四月、政府との間で「宗教協約」(略称「五〇年協約」)を締結

した。

「五〇年協約」は、一連の教会関係法のうち、「ボックス」による教会財産の独占管理と司祭叙階への同意を首座大司教が公式に認め、教会の活動をその敷地内に限定することを内容としていた。聖職者、信徒の一部には、社会回勅『ディヴィニ・レデンプトリス — 無神論的共産主義』（教皇ピオ十一世、一九三七年三月）を盾にして「五〇年協約」に異義を唱える者がでてきたが、ヴィシンスキらは、教会組織の存続と教義の維持に見られる危機的な状況を繰り返し説明し、彼らの説得に当たった。一方、教皇ピオ十二世も、「五〇年協約」がドイツ人司祭の地位保障を含んでいる点を挙げて、この協約に真っ向から反対することはせず、かえってヴィシンスキを枢機卿に指名して（一九五二年一月）、「五〇年協約」に暗黙の支持を与えた。

「スターリン主義の嵐」が吹き荒れていた一九五二年七月、「スターリン憲法」（一九三六年一二月）を範とする「ポーランド人民共和国憲法」（略称「五二年憲法」）が制定された¹⁹。

「五二年憲法」は、「スターリン憲法」の特徴の一つである「あらゆる組織の指導的な核としての党」（一二六条）という規定を踏襲してはいるものの、いくつかの点では、異なる内容を有していた。異なる点とは、①資本主義社会から社会主義社会への過渡期における人民民主主義国家の社会経済機構（第二章）を規定しつつ、農業の集団化と並んで、「勤労農民の単独農業経営」（一五条三項）を規定していること、②国家機関の活動原則として、「人民的適法性の遵守」（四八条）といわゆる大衆路線に立脚した「社会主義的民主主義」を規定していること、③市民の基本的な権利に関する規定（第八章）が、多数政党制度の規定に対応して、より具体的、詳細な内容になっていること、などであった。

一九五二年一〇月、新憲法に基づく国会議員選挙が実施されたが、その方式は、国民統一戦線（統一労働者党、統一農民党、民主党の三党で結成）の単一候補者名簿によるものであったため、国民統一戦線は、実に九九・八％の支持を獲得した²⁰。選挙後、国家評議会議長（国家元首）には、統一労働者党政治局員のアレクサンドル・ザヴァツキが、閣僚評議会議長（首相）には、同じく政治局員のビェルトがそれぞれ選出され、統一労働者党は、ここに党、政府、軍という三大権力機構を全て掌握することに成功した。

しかし、皮肉なことに、統一労働者党による権力支配体制が確立しつつあったまさにこの時期に、スターリンが死去した（一九五三年三月）。しかし、ビェルト内閣は、スターリンの死後も、政治・社会生活への統制を一層強化し、反政府勢力への抑圧を続けた。

とくに、カトリック教会に対しては、ヴィシンスキら高位聖職者（九名）の逮捕、聖職者・信徒多数の監禁を手始めに、「五〇年協約」を完全に無視した形の弾圧を加えた²¹。また、一九五三年一〇月、「六ヵ年計画」の失敗への批判が高まる中で、政府は、教会の監督権限を全て宗教省に移管し、教会首脳と信徒による政府批判、反「ボックス」運動を抑え込もうとした。その一方で、政府は、「六ヵ年計画」への党内批判（一九五四年三月開催の第二回党大会）に対しては、強硬な姿勢をとらず、ビェルトの首相辞任（党第一書記に就任）を含む大幅な内閣改造でその矛先をかわそうとした。しかし、党・政府首脳の姿勢には、硬直化しつつあった権力支配体制を根本的に変革する意図はなかったため、反政府勢力からだけでなく、党内の一部からも、批判の声が強くなり、次第にその輪が広がっていった。

最初に批判の声を上げたのは、党員の知識人、文化人²²であった。また、一般民衆も、日常生活での消費財不足、実質賃金の低下（一九五〇年～一九五五年通算でマイナス一八・

一%、年平均マイナス三・九%減)などへの不満から、政権批判を口にするようになった。そして、教会内部においても、小教区、神学校などを舞台として政権批判の声が高まることとなった²³。

ところが、思わぬところから、権力支配層に深刻な波紋を投げかける一連の出来事が起きることとなった。スターリンの死去による波紋を僅かな譲歩だけで乗り切れると考えていた政権首脳にとって、これら一連の出来事は、いずれもその後の展開を予測することが不可能なほど深刻なものであった。それらの出来事とは、ソ連共産党第二〇回大会におけるフルシチョフの「スターリン批判」演説(一九五六年二月二五日)であり、大会期間中に発表されたポーランド共産党(一九三八年に解体)の名誉回復であり、そして、大会後もモスクワに滞在していたビェルトの急死(一九五六年三月)であった。ビェルトの急死後、統一労働者党は、急ぎ中央委員会臨時総会を召集し、後継の第一書記にエドワルド・オハブを選出した。

オハブらは、当初、部分的な規制緩和によって波紋の拡大を食い止めようとしたが、国内外での波紋が予想外に大きく、事態が次第に複雑な様相を呈するにつれて、党内改革派との間で政治・経済改革に関する妥協策を摸索するようになった。四月、オハブは、改革派の要求を入れて、投獄中の政治犯への特赦(約二万人)と裁判中の政治犯の起訴取り下げ(約三万人)を発表すると共に、実質賃金の引上げと消費物資の増産を発表した。また、これらの措置と並行して、ベルマン、ミンツ、ラトケヴィチら「モスクワ派」閣僚の更迭、国会での改革論議の再開、新聞・ラジオを通じた改革方針の公表といった措置が講じられたが、事態は、オハブら政権首脳が認識していた以上に緊迫しつつあった。

折りから、国際産業見本市が開催され、海外から多数の報道関係者、企業関係者が集まっていたポズナンでは、生活・労働条件の改善を訴える勤労者、市民層の抗議行動が、次第に「真の独立」を要求するという政治色を帯びたものとなり、遂に、六月二八日、刑務所、外国放送妨害電波発進局、治安警察本部などを襲撃する市民暴動に発展した(「ポズナン暴動」、「六月事件」)。暴動自体は素早く鎮圧されたが、暴動を契機として、党・政府内部に暴動の評価、暴動後の方針をめぐって意見の対立が生じることとなった。

「モスクワ派」など保守派 — いわゆる「ナトゥーリン派」²⁴ — は、①民主化措置の停止、②ソ連政府との友好関係の再確認(国防相ロコソフスキーの政治局員留任)、③生活・労働条件の改善、④ユダヤ系党員の追放といった要求を掲げた上で、暴動を「ポズナン市民への帝国主義者の攻撃」と総括した。一方、改革派は、暴動の主因を「経済的困難の増幅と硬直化した官僚制度」(エドワルド・ギェレク)に求め、暴動後、民主化措置の導入、制度の部分的変革に着手すべきことを要求した。ソ連政府からは、ブルガーニン、ジュコフらが派遣され、「ナトゥーリン派」の立て直しが図られたが、党・軍の内部でも、改革派を支持する勢力が多数を占めるようになったため、オハブは、改革派と連携し、七月下旬に始まった党中央委員会総会で「ナトゥーリン派」の解任・降格と改革派の登用を決定した²⁵。続いて、八月四日には、ゴムウカの復権(党員資格の回復)も承認された。また、九月から一〇月にかけて開かれた暴動参加者の裁判でも、暴動は市民の正当な要求から発したもののと弁護側の主張が認められ、被告の大部分は、比較的軽い刑罰を宣告されるだけで終わった。

このような状況の中で、国民各層は、「モスクワ派」によって追放されたゴムウカから旧最高幹部の復権、再登場が、「スターリン主義の嵐」によって抑圧された社会・政治生活に新

たな息吹を吹き込み、改革への歩みを早める契機となると「想定」し、彼らの要求をゴムウカからの再登場という一点に集約させることとなった²⁶。これは、一面では、国民各層が、その要求を集約した形で政権党に提示し、その実現を迫るという効果があったが、他面では、党内改革派から見れば、ゴムウカら旧最高幹部の再登場が国民多数の一致した要求である以上、これを実現しさえすれば、党・政府による(重)一元的な権力支配体制を根本的に変革することなく、それを立て直すことができるのではないかと、という転機への可能性を予想させるものであった²⁷。

一〇月一九日、党中央委員会総会は、ゴムウカとマリアン・スピハルスキ將軍(第二次大戦の英雄、一九四八年に追放)の二人を政治局員に選出した。そして、フルシチョフらの突然の訪問、ソ連共産党代表団との徹夜の協議²⁸を挟んで、二日に再開された党中央委員会総会では、ゴムウカの第一書記就任とロコソフスキーら「ナトゥーリン派」の政治局員解任がそれぞれ承認された。

このようにして、ゴムウカは、東欧諸国において初めて、政権党内外の双方から大きな支持を受ける形で政権の座に復帰することとなった。しかし、復帰と同時に、ゴムウカは、権力支配体制の再建という課題に取り組むため、ソ連や他の東欧諸国との関係、国内の反政府勢力との関係、経済発展への展望という三つの点について、新たな指針を提示する必要に迫られた。その際、「ソ連への従属」という現実の下で、どのように内政・外交両面での自由度を拡大するかが、ゴムウカ政権の行方を占う最重要の要素と考えられた。

第一部

「上からだけの改革」
—「改革の改革」の一五年間—

第一章 ゴムウカ政権時代 — 一九五六年～一九七〇年

第一節 「十月体制」の成立条件

ゴムウカ政権は、成立直後、ヴィシンスキら高位聖職者全員の釈放、聖職者や信徒の監禁措置の解除を決定し、政教関係の改善に努める姿勢を示した。次いで、フルシチョフ・ソ連政府との間で、「ポーランド・ソ連善隣友好条約」と「ポーランド駐留ソ連軍に関する地位協定」を締結した。

前者は、内政・外交政策の一部変更と西部国境問題でソ連政府の支持を必要としていたポーランド側と、「ハンガリー動乱」(一九五六年一〇月～十一月)で顕在化した反ソ・反社会主義の潮流が東欧諸国に蔓延することを恐れたソ連側との間で、双方の利害、思惑が一致した結果であった。ソ連政府は、東欧地域でのソ連の覇権が掘り崩されることを未然に防ぐ必要から、条約交渉に際しては、ゴムウカからの意向を最大限汲み取ることに配慮した。その骨子は、①ポーランドは、「ワルシャワ条約機構」(一九五五年五月調印)に留まり、今後、ソ連との友好関係を深めること、②ソ連は、ポーランドの国内問題に干渉しないこと、③ポーランドの対ソ輸出品(石炭、非鉄金属、岩塩)の価格を国際水準にまで引き上げること、という三つの点であり、とくに、第一点と第二点は、ポーランド、ソ連の双方が「ハンガリー動乱」の経験から得た教訓を直接反映したものであった。

一方、後者は、「ワルシャワ条約機構」への加盟継続を前提とした駐留ソ連軍の地位と役割を明記したものであった。国防相に就任したスピハルスキ將軍は、国軍指揮系統の徹底した「ポーランド化」に着手し、ソ連人将官の帰国受け入れをソ連政府に要請したため、ゴムウカ政権は、駐留ソ連軍の地位と役割を明記した協定をソ連政府との間で締結し、軍事面の指揮系統に関するソ連政府の懸念を解消する措置を講じた。

ソ連政府との間での懸案事項を一応解決したゴムウカ政権は、続いて、国内の反政府勢力として最大の影響力を有していたカトリック教会との対話の可能性を摸索し、司教団との間で「宗教問題協議会」を設置することに合意した。そこでは、教会の新・改築計画、教会活動の内容、国民の基本的権利などの問題が協議されることとなった。「宗教問題協議会」の設置は、政権党が、カトリック教会を正式な交渉相手として認めたことを意味したため、政教関係のその後の展開にとって画期的な転機となった。

「宗教問題協議会」で数度の協議を重ねた結果、次のような五項目の合意が成立した。その内容とは、①ヴィシンスキら高位聖職者全員への無罪宣告、②小学校、中等学校での宗教教育の再開、③教会が組織する集会、結社²⁹への規制の緩和、④国民の海外渡航、外国放送の聴取、亡命者の帰国への規制の緩和、⑤知識人、文化人による言論・表現の自由の拡大、といったものであった。ゴムウカ政権は、政教合意の成立によって、内政面での自由度を高め、ソ連への宿命的な依存関係からの脱却の道を模索しようとしたが、実際には、この合意を境として、政権党は、好むと好まざるにと拘らず、「社会の支配者としての権威」をめぐって教会との間に強い緊張関係をもち続けることとなった。更に、ゴムウカ政権は、

宿命的な依存関係からの脱却を模索する一つの経路として、西側先進諸国との経済関係の改善に配慮し、西側資本の導入と延べ払い貿易の実施などを要請した³⁰。

これら一連の政策措置は、内政面での安定化戦略と外交面での新戦略との間の一種の妥協の産物であり、実績を一つ一つ積み上げることによって、内政・外交両面での自由度の拡大を目指すものであった(「十月体制」)。このため、以前のように、社会主義と民族主義との「融合」を標榜し、それに向って強引に政策措置を講じるという「過ち」を犯さないよう、ゴムウカ政権は、現実主義的な方向と権威主義的な方向を混合した政策運営に努め³¹、改革志向と抑圧志向の両面を兼備する姿勢を示した。

ところで、このような姿勢が奏功するためには、次のような三つの条件が成立しなければならなかった。その条件とは、①ソ連政府(党内の「ナトゥーリン派」)による支持(黙認)が続くこと、②国内(党内)の反対勢力がその行動を一定の許容範囲内に自己規制しうること、③ゴムウカ政権の改革措置が、具体的な成果に結びつき、国民生活にはっきりとした改善が見られること、という三つの点であった。

ソ連への宿命的な依存関係を前提とすれば、第一点は自明のことであるが、第二点と第三点は、それぞれ改革志向と抑圧志向の政策措置をどのように使い分けるのかによって決まるものであった。このように、ゴムウカ政権は、当初から微妙なバランスの上に政策運営を行わざるをえない状況に置かれていた。

ところが、皮肉にも、政権の成立直後に、早くも大前提であった第一条件の成立が危ぶまれる状況が出現した。それは、フルシチョフによる「スターリン批判」演説を直接の契機として、東欧諸国の一部で反ソ・反社会主義の運動が表面化したため、フルシチョフ・ソ連政府が、国内外での動揺を懸念し、その姿勢を修正したことであった。この影響は、ポーランドでは、「ナトゥーリン派」の再登用、批判的な知識人、文化人、教会などへの規制の強化³²という形で現れ、その後、社会生活の様々な分野でも次々と表面化するようになった(「十月体制からの後退」)。このような傾向は、経済的困難が増大した一九六〇年代になって一層明瞭となり、国民各層からの政権批判を再び強める結果となった。

第二節 「十月体制からの後退」とゴムウカ政権の退陣

一九五六年一二月、ゴムウカ政権は、オスカー・ランゲを議長に迎えて、「閣僚評議会附属経済評議会」(略称「経済評議会」)を新設し、経済改革案の検討、作成に着手した³³。

「経済評議会」は、「市場機構の活用を伴う計画経済モデル」(分権化モデル — ブルス)を主題として改革案を作成し、一九五七年六月、国有企業への利潤動機と経済計算制(独立採算制)の導入、従業員評議会の共同決定権限の承認を骨子とする改革案(「経済モデルの変革の若干の方向に関する経済評議会のテーゼ」、いわゆる「ランゲ案」)を発表した。しかし、「ランゲ案」は、国有企業の経済的自律性の拡大、国有企業への管理権限の一部委譲、従業員評議会の意思決定過程への参加という意思決定の(部分的な)分権化構想をその主軸としていたため、国内外からその内容が急進的すぎるとの批判を受けることとなった。ゴムウカ

は、当初、この改革案を受け入れ、実施に移すことをランゲらに約束していたが、国内外からの批判が厳しさを増すにつれて、「ランゲ案」をそのまま実施することは不可能と判断し、そこに盛り込まれていた生活水準の改善(実質賃金の引上げ、消費財生産の増加)と小規模経営形態(農業、消費財関連の小売業、家内手工業)の存続という二つの政策措置を実施するだけに終わった。

その後、ゴムウカ政権によるティトー批判(一九五八年六月)を直接の契機として、「モチャル派」による「ランゲ案」批判が展開され、「ランゲ案」を支持していた改革派首脳は、次第に権力機構の中枢から遠ざけられるようになった³⁴。そして、これら改革派首脳に代わって、テクノクラート層と呼ばれる行政・経済官僚層が登用されるようになった。

ところで、テクノクラート層は、第二次大戦後、中央・地方行政、経済管理、企業経営などの分野で着実に実績を積み、昇進を果たしてきた人々であり、イデオロギー色の強い経済建設構想を強調して勤労者、農民を動員することよりも、「経済的、社会的な利害や説得による誘導」(ギェレク)を通じて勤労者、農民を動員することの方がより有効で、社会的な摩擦を軽減することができると考えていた。また、彼らは、西側先進諸国から資本、設備・機械類、技術などを導入することができれば、企業経営の効率化、生産技術の進歩を通じた経済の再活性化に成功すると「想定」していたため、西側先進諸国の技術、設備・機械類の導入を梃子とした経済改革実験の推進に積極的な姿勢を示していた(「ギェレク派」の形成³⁵)。彼らは、ゴムウカ政権の改革姿勢が後退する中でも、「米ボ非公式円卓会議」の開催(一九六二年七月)、「西ドイツ・ポーランド貿易協定」の締結(一九六三年三月)などを通じて、西側先進諸国との経済関係の維持、発展を重視していた。

このように、ゴムウカ政権は、政治面では、保守派の「モチャル派」の主張に依拠し、経済面では、テクノクラート層から成る「ギェレク派」の主張に依拠するという形の政治・経済指導を進めていた。これは、ソ連政府(党内保守派)の支持を前提としつつ、経済の再活性化への契機を西側先進諸国からの資本や技術の導入に求めようとするゴムウカ政権の慎重な姿勢を反映するものであった。このため、ゴムウカ政権は、ソ連最高指導層の動向に敏感に反応しながらも、国民各層の対政府姿勢、とくに、批判的知識人やカトリック教会の動向にも一定の注意を怠らなかった。

「十月体制からの後退」現象に対して最初に批判の声を上げたのは、今回も知識人であった。一九六二年七月、科学アカデミー正・副会長(党中央委員)であったスタニスワフ・コタルピンスキとアダム・シャフの二人は、知識人サークルで公然と政府の文化・科学政策を批判し、注目を浴びた。また、一九六四年三月には、三四名の著名な知識人、文化人が、連名で「三十四名の手紙」と題する公開状をツィランケェヴィチ首相宛てに送り、政府の文化政策の転換を求めた。更に、一九六五年七月には、ワルシャワ大学講師のヤチェク・クーロンとカロール・モジェレフスキの二人が、「ポーランド統一労働者党及び社会主義青年同盟ワルシャワ大学支部同盟員に対する公開状」(略称「公開状」)を党中央委員会宛てに送り、党・政府の官僚主義、言論統制を厳しく批判した³⁶。加えて、一〇月には、科学アカデミー副会長(同哲学・社会学研究所長)のシャフが『マルクス主義と人間的個人』³⁷と題する論文集を刊行し、その中で、党・政府機構の官僚主義的な支配・統制に厳しい批判を加えた。

このような一連の党・政府批判に対しては、内相に復帰(一九六四年一二月)したモチャルを中心として、政府は、厳しい態度で臨み、知識人、文化人を次々と逮捕、追放してい

った³⁸。そして、遂に、そのクライマックスとも言える事件が発生した(「三月事件」)。

一九六八年三月二日、ワルシャワ工科大学で上演されたアダム・ミツキェヴィチの劇詩「父祖の祈り」が反ソ的な内容を含んでいるとの理由で、上演に関係した学生、教員に対する行政処分(退学、免職など)が発表された³⁹。八日以降、教員、学生の処分に抗議して、ワルシャワ大学の教員や学生が市内で連日抗議デモを行い、一日には、その規模は、労働者や市民を加えて数千人に達し、遂に警察機動隊と衝突することとなった(約三〇〇名が検挙、逮捕された)。一二日～一四日には、抗議行動は、全国各地に波及した⁴⁰。

ゴムウカは、一八日、党中央委員会臨時総会を召集し、その冒頭、次のような五項目からなる緊急報告を行い、抗議行動には厳しい態度で臨むことを表明した。その内容とは、①八日以来の騒乱による逮捕者は一二〇八名(うち、学生三六七名)、有罪を宣告された者二〇七名(うち、学生六七名)、負傷者一四六名(デモ隊四三名、警官一〇三名)であること、②デモ参加者の多数は、反社会主義勢力に騙され、無政府主義に感染していること、③騒乱の扇動者は、ワルシャワ大学に籍を置く一部の科学者であること、④ソ連との同盟関係がなければ、ポーランドは、西部国境を防衛し、ドイツ帝国主義に対抗することはできないこと、⑤第三次中東戦争(一九六七年六月勃発)に際して、イスラエル支援を要求したユダヤ人が多数いたが、われわれは、彼らのためにいつでも出国旅券を交付する用意があること、というものであった。

事件後、「モチャル派」は、治安警察組織を使って、批判的知識人を始めとする反政府的な教員、学生、及びユダヤ系市民への批判キャンペーンを展開し、約四千人に及ぶ人々を逮捕、追放、徴兵猶予の取り消しなどの処分に付した。また、正式な手続きを経て免職処分となった人々だけでも六〇名を越えたが、その中には、一九六四年以来、国家評議会議長を務めていたオハブ、ワルシャワ大学経済学部教授であったブルスなどが含まれていた。

一方、「十月体制からの後退」現象に対しては、ヴィシンスキら教会首脳も批判的な姿勢を強く打ち出し、ゴムウカ政権への批判を繰り返すようになった⁴¹。

一九六六年四月一七日、ヴィシンスキは、ポズナン大聖堂で開かれた復活祭記念ミサの席上、教会の自由は国家の自由を意味するが、国家の自由は教会の自由を意味しないとの説教を行い、党・政府の抑圧政策に対して公然と批判を加えた。このミサは、同日、ポズナンで開かれた「ボックス」主催の復活祭記念集会に対抗する形で挙行されたため、その後、政府による教会批判は一層激しさを増すこととなった。

また、五月三日、「第二パチカン公会議」の閉幕に当たって、ヴィシンスキは、ポーランド教会を代表して西ドイツ教会に書簡を送り、①キリスト教布教千年祭の記念式典への出席の要請、②西部国境とドイツ人の本国送還に関する過去の過ちへの相互赦免を求めた。この書簡には、聖俗両面での教会の権威を改めて国内外に「誇示」という意図が含まれていたため、ゴムウカ政権は、①キリスト教布教千年祭よりも建国千年祭を記念すべきこと、②既に確定している西部国境について、相互に赦免を求めることは極めて不見識であること、という二つの理由を挙げて、司教団が申請した一五〇名に上る西側聖職者の入国を拒否した。この結果、政教関係は更に悪化した。今回は、高位聖職者の逮捕、拘留までには至らなかった。これは、ゴムウカ政権が、対西側関係の維持に一定程度配慮したためであった⁴²。

しかし、ゴムウカ政権によるこのような配慮も、「三月事件」を境として次第に小さくな

り、教会を始めとする反政府勢力への姿勢も一層厳しさを増すこととなった。これは、同じ時期に進められていた「プラハの春」運動への強い警戒感がその一因となっていた。

一九六八年三月二四日、司教団は、声明を発表し、「党・政府によるイデオロギー統制の強化は、問題の解決にならないばかりか、かえってそれを困難にする」とのヴィシンスキの発言(一九六七年一二月)を引用して、市民、学生の抗議デモへの政府の強圧的、非妥協的な姿勢を非難した。中ソ対立の激化、「プラハの春」の軍事的な制圧に際しても、一貫してソ連政府の立場を擁護し続けたゴムウカ政権には、もはや国内の反政府勢力との間で妥協の余地を模索する意志もなく、また、その可能性もなくなりつつあった。

ところで、1960年代に入って、経済実績面においても、いくつかの問題点が指摘されるようになり、党・政府内部においても、根本的な改善策の一つとして、中央集権的な計画経済システムの改革が論議されるようになった。

ゴムウカ政権は、一九六〇年代初め以降、意思決定の集権制を維持しながらも、外延的な成長路線が次第に困難に直面しつつある現実⁴³を打開するため、「ギェレク派」を中心とするテクノクラート層の主導に基づき、①ソ連や他の東欧諸国との経済関係の緊密化(コメコン域内統合の推進 — 原材料・エネルギー供給の安定化、域内分業システムの拡充)だけでなく、②西側先進諸国との経済関係の拡大(西側先進諸国からの技術、設備・機械、資本の導入)、③一連の経済改革措置の実施⁴⁴といった形で、部分的な制度・政策変更に着手した。これは、外延的な成長路線から集約的なそれへの転換を推進するためのゴムウカ政権の一つの「選択」であった。

その主眼は、一定の範囲内での対外不均衡を容認した上で、対内不均衡の是正を優先し、成長路線の転換を図る、という対内均衡優先の発展戦略であったため、対外面では、コメコン域内分業へ積極的に参画しつつも、これと並行して、対西側経済関係を漸進的に進展させる、といった慎重な経済戦略を選択した。しかし、このような戦略も、実際には、「モチャル派」と「ギェレク派」による妥協の産物でしかなく、依然として意思決定の集権制と経済機会の(亜)独占を維持する中で進められたため、当然のことながら、一連の改革措置が実施に移されたにも拘らず、それは、システムの欠陥や不備を手直し、対内不均衡を是正するということには結びつかなかった。

表1に示されているように、ゴムウカ政権時代のマクロ経済実績を見ると、(生産・支出)国民所得の伸びが逡減する中で、農業の低迷と消費の伸び悩みが(生産面、支出面での)成長鈍化現象を典型的に示す結果となっている。農業純生産を見ると、伸び率は、一九五〇年代後半に大幅に低下した後も(二・六%増)、固定資本投資が農業部門へ優先的に配分されたにも拘らず、その後も連続して低下し、一九六〇年代後半には、マイナス成長(二・一%減)を記録する結果となった。

一方、消費を見ると、伸び率は、一九六〇年代に五%台まで低下し、個人消費でも、一九六〇年代前半から後半にかけて、伸び率が五%へ低下している⁴⁵。小売商品販売額でも、伸び率は、一九六〇年代に六%台まで低下し、個人消費の伸びの逡減傾向を裏づける結果となった。また、月平均賃金の上昇率も小幅で、一九六〇年代の前半と後半には、それぞれ一・五%増、二・一%増と微増を記録したに止どまった。但し、消費財小売価格の上昇幅が、一九六〇年代を通じて一%台に抑えられていたため、賃金と小売価格の関係には、

さほど大きな変化は見られなかった。

更に、就業者数が伸び悩む一方で、失業者数が増加し、一九七〇年には、一九六〇年の二倍強となった(七九四〇〇名)。対外面では、一九六〇年代を通じて、輸出入とも、高い伸びを記録したが、貿易収支は、連続して赤字を記録した。

表1 1956年～1980年*における主要経済実績(年平均増加率、%)

	1950～1955	1956～1960	1961～1965	1966～1970	1971～1975	1976～1980
生産国民所得	9.7	6.6	6.2	6.0	9.8	1.2
工業 ¹	13.1	8.1	8.9	7.8	10.7	2.6
農業 ¹	28.6	34.5	38.9	44.0	47.5	50.2
支出国民所得	10.2	2.6	2.1	-2.1	-2.1	-2.7
消費 ¹	42.3	34.3	29.1	21.4	14.0	10.9
蓄積 ¹	9.8	6.9	5.9	5.8	11.6	-0.2
固定資本投資	8.2	6.5	5.0	5.5	8.7	4.5
工業投資	78.6	76.1	73.7	72.9	64.3	74.4
農業投資	16.7	8.2	8.3	6.5	18.1	-13.3
個人消費	21.4	23.9	26.3	27.1	35.7	25.6
就業者数 ²	15.0	9.0	6.7	8.1	17.6	-3.1
工業 ³	13.69	7.3	8.0	7.7	20.9	-7.6
農業 ³	9.8	6.8	12.7	8.0	13.8	-0.7
失業者数 ⁴	—	—	6.1	5.0	8.5	-4.3
月平均名目賃金	2.4 ⁹	1.6	1.8	2.3	1.8	0.9
月平均実質賃金	10931	12050	13027	14634	16094	16971
小売商品販売額	24.4	25.5	27.6	29.3	31.1	30.3
消費財小売価格	48.2	43.3	39.1	34.3	29.3	29.7
輸出	—	37.4	62.0	79.4	15.2	9.7
輸入	—	—	3.7	3.7	9.8	9.1
貿易収支 ⁵	—	—	1.5	2.1	7.2	2.1
資本・労働比率 ⁶	8.6	9.3	5.7	6.2	10.3	3.4
資本生産性 ⁷	—	—	1.2	1.4	2.5	6.8
労働生産性 ⁸	4.3	8.9	11.1	9.5	10.7	4.2
	8.0	10.5	9.9	9.0	15.4	4.0
	-1097	-3698	-2880	-1854	-21577	-34050
	—	—	—	—	4.6	5.9
	—	—	—	—	3.8	3.0
	—	—	—	—	8.6	9.0

(出所)

* Podstawowe Dane Statystyczne, GUS, 1991.

(注)

※ 1950年～1955年＝六ヵ年計画

1956年～1960年＝第一次五ヵ年計画

1961年～1965年＝第二次五ヵ年計画

1966年～1970年＝第三次五ヵ年計画

1971年～1975年＝第四次五ヵ年計画

1976年～1980年＝第六次五ヵ年計画。

1. 上段＝変化率、下段＝最終年次の部門別構成比。
2. 上段＝変化率、下段＝最終年次の就業者数(単位：千人)。
3. 最終年次の部門別構成比。
4. 職業斡旋所に登録した最終年次の失業者数(単位：千人)。なお、失業者数のうち、女性の占める比率は、1960年79.9%、1965年87.9%、1970年89.8%、1975年83.6%、1980年69.1%、1985年73.3%、1990年50.9%となっている。
5. 5年間通算額。単位は10億ズウォティ。
6. 雇用者一人当たりの生産的設備・機械類の純価値。
7. 生産的設備・機械類の純価値一単位当たりの生産国民所得。
8. 物的生産部門における雇用者一人当たりの生産国民所得。
9. 1951年～1955年の年平均増加率。

この一五年間を見ると、全般的な成長鈍化現象の進行する中で、所得・消費関連の指標が伸び悩みを示し、国民生活の改善という「十月体制」の第三条件は成立しえない状況となった。そして、経済面での不満に加えて、政治面、社会面、文化面での権威主義的な指導、統制への不満が国民各層に蓄積されるにつれて、一連の改革措置も、当初の目標に向かって国民を動員することはほとんど望めなくなった。一九六〇年代後半には、問題点への対症療法という名の糊塗策に終始し、かえって国民各層間に閉塞感を強める結果となった。

「十月体制」を成立させた三つの条件が全て消滅し、また、これに代わるべき条件を新たに見い出すことが難しくなったため、実際には、対症療法によって事態を切り抜けることは不可能であったにも拘らず、政権首脳は、政策面での自由度がまだ残されていると「想定」して、消費財小売価格の引上げ措置の発表に踏み切った。そして、これが直接の契機となって、ゴムウカ政権を根本から揺るがす事件が発生した(「十二月事件」)。

一九七〇年一二月一三日、政府は、改革措置の一つとして生活必需品の小売価格の大幅な引上げ(加重平均で四〇%の引上げ)を発表した。しかし、この措置は、クリスマス前の恒例の買い溜めを予定していた市民層を直撃したため、政府は、予想外の抗議行動に直面する結果となった。とくに、グダンスク、グディニャ、ソボト、シチェンといったバルト海沿岸の諸都市では、労働者、市民ら多数が、不満を一挙に爆発させ、党・政府機関の建物に放火し、商店や工場から略奪を繰り返した。政府は、軍隊、警察機動隊を投入して鎮圧に当たったが、今回は、鎮圧するまでに四日間を要した。

二〇日、暴動が中南部の工業都市に波及する気配を見せたため、同日夕方から開催された党中央委員会臨時総会では、ゴムウカの失政を批判する意見が多数を占め、ゴムウカは、第一書記の辞任を余儀なくされた。代わって、ギェレクが第一書記に選出された。この総

会では、「モチャル派」は沈黙を守り、党・政府指導部の人事でも、「ギェレク派」の登用を支持する姿勢を見せた。首相には、ピョートル・ヤロシェヴィチ（「ギェレク派」）が、国家評議会議長には、首相のツイランケヴィチ（「ゴムウカ派」）がそれぞれ選出された。

ギェレク政権は、「ギェレク派」、「ゴムウカ派」、「モチャル派」という党内三大派閥の勢力バランスの上に成立したが、その船出は、国民各層からの歓呼の声に迎えられた前政権の誕生時に比べて、全く静かなものであった。

このように、ゴムウカ政権は、慎重な政治・経済運営に終始しながらも、社会主義体制の正統性の根拠を強化し、政権党による権力支配体制を再建するという当初の目標を実現できなかったばかりか、更に悪いことには、最大の反政府勢力であるカトリック教会との関係修復への糸口を失い、国民各層の間に閉塞感をより一層広める結果となってしまった。

第二章 ギェレク政権時代 — 一九七〇年～一九八〇年

第一節 ギェレク政権の政治・経済戦略

ギェレク政権は、当初、「ギェレク派」、「ゴムウカ派」、「モチャル派」という党内三大派閥の勢力バランスの上に誕生したが、統一労働者党第六回大会(一九七一年一二月)での党指導部人事の交替とその後の内閣改造(一九七二年三月)を経て、政権基盤を固めることに成功し、一九七二年中頃には、テクノクラート層主導の政権という性格をはっきり示すこととなった。

ところで、成立後間もない新政権にとって、「十二月事件」は、その後の政策体系の基本方向を決定づける重要な契機となった。なぜなら、「十二月事件」では、それまでの反政府運動とは異なって、知識人、文化人、教会首脳らのイニシアティブが発揮されないままに、ゴムウカ政権時代には内部に反目や対立を抱えていた勤労者、市民層が、政権打倒の前面に登場してきたからであった。一九六〇年代末になって、勤労者、市民層は、反政府運動を担い一つの社会勢力として政権批判の前面に登場し、日常生活に直接関わる問題について抜本的な改善を要求するようになった。

従前の反政府運動では、基本的な動因は、知識人、文化人、教会首脳らによる反政府的なイニシアティブであり、勤労者、市民層は、そのイニシアティブを受け入れる形で、彼らの批判的な発言、行動に賛同(追従)してきた。このような関係を集約的に表現した出来事が「三月事件」であったが、事件後、知識人、文化人は、その中心人物を含む多数が逮捕、追放され、反政府勢力の中核としての行動が大きく制約される結果となった。また、カトリック教会にしても、抗議デモに参加した市民、学生への強硬な姿勢、「プラハの春」事件での武力制圧への参加(一九六八年八月)、「プレジネフ・ドクトリン」(一九六九年三月)に基づく国内統制の再強化などを契機として、ゴムウカ政権の対教会姿勢が一層硬化したため、組織的な反政府活動を展開することが難しくなった。この結果、「三月事件」を境として、従前の反政府運動で主導的な役割を果たしていた知識人、文化人、教会首脳らが、いずれも組織的な反政府運動から一時的に後退を余儀なくされることとなった。

一方、勤労者、市民層は、「三月事件」に際しては、知識人、学生らによる抗議行動に追従し、街頭デモに参加しただけに終わったが、「十二月事件」に際しては、生活上の困難とそれへの不満の高まりを背景として、その抜本的な改善を求め、最終的には、ゴムウカ政権の打倒を目指す一大勢力に成長していった。その際、勤労者、市民層は、政府による国内統制の再強化を前にして、政治・社会体制の根幹に関わる問題 — 例えば、政権党の指導的な役割、ソ連との友好関係の維持など — に直接批判を加えることを差し控え、その代わりに、日常生活に関わる問題に批判を集中させた。勤労者、市民層のこのような姿勢は、ギェレク政権に対して、新たな改革措置の実施、政策体系の変更という彼らの得意とする分野で新たな対応を求めることとなった。そして、このことは、新たな改革措置の実施、政策体系の変更について、新政権が、国民各層に改めてその根拠を説明する努力を払

わなくても、彼らの多数から一定の理解を得られる、という逆説的な状況を生み出す結果となった。

更に、西側先進諸国との関係強化を盛り込んだ新たな経済発展戦略の採用がポーランドにおいても可能と判断しうる新たな政治状況が、ヨーロッパを舞台として成立しつつあった。そのような状況とは、①「ブレジネフ・ドクトリン」を前提としたブレジネフ・ソ連政権の対西側外交姿勢の変化であり、②軍事面での対ソ均衡を前提とした、西側先進諸国の対東側外交姿勢の変化であった⁴⁶。

ブレジネフ・ソ連政権は、「プラハの春」事件以後、民主化を求める東欧各国の動向に神経を尖らす一方で、一九六〇代中頃以降、経済実績の悪化(経済成長の鈍化、生産効率の低下、物資不足の拡大など)を食い止めるため、集権的な計画経済システムの効率化、合理化を目指して、計画化と経済管理の過程に若干の分権的措置を導入すると共に、西側先進諸国からの技術、設備・機械類の導入に強い関心を示すようになった。しかし、それを実現するための国内資本には、大きな制約があったため、ブレジネフ・ソ連政権は、西側先進諸国からの公的・民間融資の供与がそれを実現する鍵と考えるようになった。

一方、西側先進諸国では、一九六〇年代の高度成長期に顕在化した石炭から石油へのエネルギー転換によって、資金が産油国へ大量に流入する傾向が見られた。ところが、産油国側でも、自国へ大量に流入する国際通貨(米ドル)の価値が、米国経済での財政インフレの進行(ベトナム戦費の急増がその主因)によって連続的に下落していたため、原油価格の引上げを検討すると共に、流入した国際通貨を西側先進経済へ投資し、価値の下落を食い止めようとする動きが活発となった。この結果、西側先進諸国では、「還流ドル」という形の産油国資金が大量に流入し、過剰流動性の累増によるインフレ圧力の増大が焦燥の問題となった。このような状況下で、西側先進各国の政府は、過剰流動性の解消を目指す様々な政策措置を講じたが、そのような措置の一つとして、余剰資金を国内外へ再投資するという選択肢が有力なものとして注目されるようになった。西側先進経済にとって、国内外を問わず、余剰資金を有利に再投資しうる地域、企業を見い出すことができるかが、過剰流動性の解消にとって重要な鍵と考えられるようになった。

これに関しては、その後、新たな生産拠点、新たな販売市場を求める発展途上地域への海外投資が脚光を浴びることとなったが、その際、次のような三つの点がそのための前提条件とされた。その条件とは、①労働力が安価で入手可能なこと、②エネルギー、一次産品が安価で入手可能なこと、③隣接地域に巨大市場が存在すること、といったものであった。そして、西側先進経済は、ソ連・東欧地域と中南米地域という二つの地域をこれら三つの条件に合致する地域と「判定」し、それぞれに大量融資を実施する結果となった⁴⁷。

他方、東側諸国も、西側先進経済が、全体として年率七・五%増程度の成長を一五年間続けるであろうとの超楽観的な予測に基づいて、西側資本の大量導入に踏み切り、国内経済の再活性化を図ろうとした。また、このような戦略は、政権首脳にとっても、計画経済システムを大幅に手直したり、権力支配体制を変革したりすることなく、国民の経済生活を改善できるものと考えられたため、より一層弾みのついた形で進められることとなった。しかし、皮肉にも、東側諸国の想定した発展図式は、第一次石油危機(一九七三年一〇月)を契機とした西側先進経済の急激な成長減速によって完全に画餅化し、経済的な混迷の度をかえって深める結果となってしまった。

第二節 ギェレク政権の新経済政策とその実績

ギェレク政権は、対内的には、国民各層との対話と国民生活の大幅な改善を標榜し、政策決定過程での国会論議の重視と工業経済管理の部分的な分権化を主眼とする改革構想を公表した上で、経済成長の加速化政策の実施を決定した。「第四次五ヵ年計画」(一九七一年～一九七五年)では、対内的な政策課題として、実質賃金の大幅な引上げ、消費財生産の増大、雇用機会の増加、住宅建設の推進、社会的サービスの拡充といった国民生活と経済福祉の改善策が掲げられた。

一方、対外的には、ソ連を始めとするコメコン諸国との関係強化を基軸としつつ、国内経済活動に及ぼす外国の資本、技術、設備・機械類の導入の効果、外国貿易の効果が重視され、次のような三つの措置による国内経済活動の効率化、合理化が政策課題として掲げられた。その措置とは、①輸入増によって、消費財の供給増を図ること、②西側先進諸国との経済・産業協力を拡充し、生産財、資本財の輸入増、技術進歩の加速化を図ること、③これらの措置を実施可能とするため、国際収支の赤字幅に関する制限枠を当面大幅に緩和すること、というものであった。

そして、このような政策課題を実現するため、経済改革案が具体的に検討され、一九七三年一月、「新経済・財務制度」(Nowy system ekonomiczno-finansowy)と称される新たな計画経済システムと「WOG制度」(System WOG)⁴⁸と称される新たな工業企業管理システムが導入された(「七三年経済改革」)。

「七三年改革」では、中央計画当局と工業企業連合(WOG)の経済的な自律性を強化することによって、集権的な計画経済システムにおける効率的、合理的な工業経済管理を実現することが基本目標として掲げられ、そのための中心問題として、工業企業連合による企業間調整の利益と規模の経済性の実現が構想された。その際、①従来の四層制(中央計画当局→経済省→企業連合→企業)の管理機構を二層制(中央計画当局→企業連合)のそれに整理、統合すること、②党・政府官僚による介入、干渉を抑制するため、企業連合の経営層に計画化と経済管理の権限と責任を部分的に委譲(移行)すること、③中央計画当局の決定する義務的計画指標を削減し、代わって間接的な方法と手段によって企業連合の活動を規制すること⁴⁹、という三つの点が、経済管理の基本構想として提示された。

「第四次五ヵ年計画」期には、表1に示されるように、固定資本投資の急増(年率一七・六%増)を背景として、生産国民所得(年率九・八%増)、支出国民所得(年率一一・六%増)、工業純生産(年率一〇・七%増)、労働生産性(年率三・八%増)、月平均実質賃金(年率七・二%増)、小売商品販売高(年率一〇・三%増)、個人消費(年率八・五%増)、輸出(年率一〇・七%増)といった多数の経済指標で大幅な伸びを記録し、計画目標を超過達成することとなった⁵⁰。そして、「第五次五ヵ年計画」(一九七六年～一九八〇年)の作成に際しても、基本的には、前五ヵ年計画と同様の政策課題が掲げられたが、計画目標値は、輸出総額、月平均賃金、消費者小売価格など一部のものを除いて、前五ヵ年実績を相当下回る形で設定された。これは、一九七〇年代中頃になって、高度成長による歪みが様々な分野(側面)で表面化し、また、第一次石油危機による西側先進経済の基調変化の影響が重なって、国内経済の前途を楽観視することができなくなったためであった。

「第五次五ヵ年計画」期の経済実績を見ると、まず、国内面では、投資の急増が未完工投資プロジェクトの累増をもたらし、投資効果が減殺される結果となった⁵¹。また、投資の急増、実質賃金の大幅な上昇などによって、国内のインフレ圧力が高まったため、生産者価格、消費者小売価格、輸出価格を断続的に引き上げる一方で、価格の上昇幅をできるだけ小幅に抑えるため、価格差補給金、生産補助金、輸出補助金といった国庫補助金の支出を大幅に増加せざるをえなくなった⁵²。表2を見ると、国庫補助金は、一九七八年二二%、一九七九年二三・六%というように、一九七〇年代末には、歳出総額の五分の一を越える規模となった。更に、農業生産の不振が、これらの状況を一層深刻化させ、農業関連の工業原材料、非耐久消費財の生産が低迷することとなった。

表2 中央予算*の歳出総額に占める補助金の比率 (%)

	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
企業・その他の												
経済単位への補助金	22.0	23.6	21.0	20.7	18.7	19.2	19.0	20.9	26.6	25.7	32.9	32.6
食料品	12.7	13.7	13.8	15.1	9.0	9.7	7.9	9.4	10.2	12.5	19.6	14.2
住民サービス ¹	2.4	2.6	1.9	2.4	3.6	2.4	2.7	2.8	3.0	2.9	3.4	2.6
農業向け補給品	1.5	2.2	2.7	1.3	1.3	1.3	1.8	2.3	3.3	3.8	3.7	3.6
石炭・褐炭	—	—	—	—	1.2	1.2	3.6	3.7	7.0	3.3	4.1	10.8

(出所)

* Gospodarka:1978-1989, GUS, 1990.

(注)

* 国家予算は、中央予算と地方予算に区分される。

1. 都市間物資輸送

他方、対外面では、「第四次五ヵ年計画」期に西側先進諸国から借款と輸入を急増させたが、投資の急増に比して国内生産の近代化が遅れると共に、頼みの綱であった西側先進経済の発展基調が、第一次石油危機を境として大きく変化し、対西側輸出の伸びが期待を大きく裏切る結果となった。更に、追い討ちをかけるかのように、西側からの輸入財の価格が急騰し、西側資本の流入も大幅に減少したため、国際収支の赤字幅が拡大し、対外債務の返済に困難をきたすこととなった。この結果、一九七〇年代中頃以降、新規に融資を受けても、その資金は、大部分債務返済に回さざるをえず、経済的困難を一時的に打開するためには、更に新規の融資を求めざるをえない、という債務地獄に陥る結果となった。

表3に示されているように、対外純債務は、一九七九年末時点で二一五億米ドルに達し、一九七〇年代を通じて、その規模は一挙に約三〇倍となった⁵³。更に、一九七〇年代中頃には、ソ連からの原燃料価格の引上げに供給増加速度の低下が重なり、最重要の工業原燃料(原油、天然ガス、鉄鉱石、繊維原料など)をほぼ全量ソ連に依存していた工業部門は、軒並み深刻な打撃を被ることとなった⁵⁴。

表3 交換可能通貨表示の対外債務* (年末残高、億米ドル)

	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
総債務	227	250	259	265	266	269	298	336	388	392	408
純債務 ¹	215	243	251	255	253	254	282	319	358	356	365

(出所)

* UN European Economic Committee, Economic Survey of Europe, 1979~1989.

* "The International Trade and Financial Situation of Eastern Europe in 1988-1989", Financial Market Trends, No.45, OECD, February 1990.

(注)

* 数値は、千万の位の数値を四捨五入している。

1. 純債務 = 総債務 - BIS対象領域銀行への預金総額。

このように、ギェレク政権時代の経済実績は、国内面でも、対外面でも、一九七〇年代初めの超楽観的な発展戦略のツケが一九七〇年代中頃以降に一挙に回ってくる、という劇的な変動を示す結果となった。石油危機の発生という予想外の要因はあったものの、ギェレク政権は、発展戦略の見直し、抜本的な政策転換を怠り、一時的な糊塗策に終始したため、事態を一層深刻化させる結果となった。

ギェレク政権は、皮肉にも、最も得意とするはずであった経済政策の舵取りで決定的な誤りを重ね、最終的には、党内部からも厳しい批判を受けることとなった。そして、一九八〇年七月以降本格化した労働運動は、その規模、性格から見ても、もはやギェレク政権の存続を許すものではなくなっていた。九月六日、党中央委員会臨時総会の席上、ギェレクは第一書記を辞任し、代わって、政治局員(内相)のエドヴァルト・カーニャが第一書記に選出された。

第三節 ギェレク政権下の政教関係

ギェレク政権時代には、いくつかの新政策が実施されたが、その中でも、「デタント」の推進に役立った外交政策とカトリック教会との対話の促進を目指した宗教(教会)政策は、ギェレク政権の性格を示すものとして注目に値する。言うまでもなく、これら両政策は、対西側関係の劇的な進展を目指すという経済的な要求に応えるための政治的な性格のものではあったが、それと同時に、イデオロギーの強調より「実利」に柔軟に対応しうるテクノクラート層の発想に適合しやすいものでもあった。

ところで、ギェレク政権の登場以来、カトリック教会首脳は、それまで以上に、人権擁護の要求を繰り返し、勤労者、市民層を対象とした統制の再強化を強く牽制するようになった。これには、ギェレク政権が標榜した国民各層との対話路線を後退させないよう、できればより一層促進させようとの教会首脳の意図が反映していたが、その一方で、教会が、

一九七〇年代に入って活発化した労働運動を側面から支援し、反政府的なイニシアティブを再び確保しようとの意図も含まれていた。「十二月事件」以後、批判的な知識人が、労働運動を指導する立場から一時的に退かなければならない状況となったため、教会首脳は、自らの選択として、それを積極的に指導、規制する役割を担うこととなった⁵⁵。

ギェレク政権は、一九七二年一二月、非公式ではあったが、宗教相カジミェシュ・カコールを窓口として、司教団との間で、宗教協約の内容、「宗教問題協議会」の復活などについて協議を開始した。そして、一九七三年五月二日、宗教相カコールと首座大司教ヴィンシスキとの間で、「宗教問題に関する覚書」(略称「覚書」)が交換された。「覚書」は、教会による政府批判、イデオロギー批判の禁止という制約が付されていたものの、実質的には、一九五六年一月の政教合意を大筋で再確認するものであり、ギェレク政権は、聖俗両面での教会の権威を一定の範囲内で「尊重」することとなった。

ところが、一九七五年一二月に発表された憲法改正草案をめぐる政教間での論争⁵⁶、また、「ラドム・ウルスス事件」の事後処理をめぐる政教間での非難の応酬を経て、一九七〇年代後半には、再び、両者は対立するようになった。更に、経済情勢が悪化するにつれて、教会は、生活上の困難の軽減を求める勤労者、市民層の要求を積極的に支援し、「覚書」に記された許容範囲から踏み出す形で、政府批判を繰り返した。しかし、ギェレク政権は、ゴムウカ政権とは異なって、教会に対して陽表的に圧力を加えることは控え、教会首脳との間で一定の関係を維持することに努めた。

このような状況下にあった一九七八年一〇月、クラクフ大司教(枢機卿)カロール・ヴォイティワが、第二六四代のローマ教皇(教皇名 — ヨハネ・パウロ二世)に選出された。宗教研は、教会側の求めに応じて、就任式の模様を初めて国営テレビ網を通じて全国に放映した⁵⁷。ポーランド人教皇(四五六年ぶりの非イタリア人教皇)の誕生は、ギェレク政権への批判姿勢を強めていた教会首脳にとっても、また、社会主義政権一般を否定的に捉えていた国民各層にとっても、社会主義政権による統治という世俗世界を超越的に批判する絶対的な存在が身近に出現したことを意味したため、彼らは、「神の絶対真理を地上に伝える超越的な存在者によって、地上の悪を否定し、地上の支配者からの解放感を体験する」(ドンブロフスキ)というまたとない経験を積むこととなった。この結果、それまで以上に、一層直接的な形で、一層根源的な形で、社会主義体制(政権)の本質的な誤謬性、教会による社会主義体制(政権)批判の正当性が国民の意識の中に銘記されるようになった⁵⁸。

一九七九年六月、ヨハネ・パウロ二世のポーランド訪問⁵⁹が実現したが、教皇の滞在中に見られたポーランド国民の熱狂ぶりは、「地上の支配者からの解放感」を謳歌し、地上の支配体制への否定姿勢を「誇示」したものとして、社会主義史上画期的な出来事となった⁶⁰。この結果、政教関係の維持によって国民各層の反政府姿勢を軟化させようとのギェレク政権の宗教政策は、国民の大多数からはっきりと拒絶されていることが明らかとなった。教皇の訪問は、国民各層の間で反政府姿勢に火を点け、社会主義体制(政権)の反倫理性を改めて再確認させることとなった。このように、宗教政策においても、ギェレク政権は、政権の存続を可能とする根拠をほとんど失う結果となった。

ゴムウカ政権の登場に比べて静かな船出であったギェレク政権も、①政治的には、政権党の指導的な役割への不信を国民的な規模で増幅させ、②経済的には、ポーランド経済を

再建の難しい状況に陥れ、更には、③社会的には、勤労者、市民層とカトリック教会との絆を一層強化させ、両者をもはや無視しえない社会勢力にまで引き上げてしまう結果となった。そして、ゴムウカ政権の登場以来続いていた政教間の緊張関係は、ギェレク政権が終焉をむかえる頃には、対立と非難の応酬だけの構図から、教会側の意向によって政権側が「引き連られる」という連動の構図へと変貌することとなった。

このように、ポーランドでは、政権党にとって全く「予想外」であったポーランド人教皇の誕生という突然の出来事を直接の契機として、政権党は、その権力支配体制をどのような点から改めて根拠づけ、意義づけるのかという非常に難しい問題に直面せざるをえない状況となった。まさに、社会主義建設と(亜)一元的な権力支配体制の正統性が正面から問われる事態となった。

第二部

社会主義建設の正統性の危機 —「ポーランド問題」の一〇年間—

第一章 ヤルゼルスキ政権⁶¹時代 — 一九八〇年～一九八九年

第一節 「連帯」運動とその意義 — 「ポーランド問題」の顕在化

一九八〇年代初めのポーランドでは、「ポーランドの夏事件」(一九八〇年七月～九月)を直接の契機として誕生した「連帯」労組⁶²を主軸として、それに党・政府機構、カトリック教会、知識人・文化人層が複雑に絡んだ形で、ひとり社会主義ポーランドにとっただけでなく、現実の社会主義世界全体にとっても、特記すべき出来事が次々と発生した。これら一連の出来事は、政治面、経済面、社会面などでの全般的な危機が進行するにつれて、権力支配体制に真っ向から挑戦する形で先鋭化していった。このような現象は、一七ヵ月という短い期間ではあったが、国民の大多数が、「連帯」労組に期待し、希求したものを浮き彫りにすることによって、国民的な規模での反政府運動が、どのような意義を有しているのかという点をはっきりと示すこととなった。更に、このような現象は、「非常事態宣言」の布告(一九八一年一月三日)前後の事情が示すように、未曾有の危機とまで言われた政治・経済・社会状況を真に打開し、克服していくためには、何を、どのように変革しなければならないのかという点をもはっきりと示すこととなった。

換言すれば、一九八〇年代初めの一連の出来事は、社会主義建設の正統性と社会主義体制下での(亜)一元的な権力支配の正統性に向けられた国民的な規模での疑義に対して、政権党が、新たな、有効な代替根拠を提示することができなければ、全般的な危機は、危機のレベルに止まるどころか、体制内部に自己否定の要素を生み出し、最終的には、体制の自己崩壊を引き起こしかねない、という深刻な問題(「ポーランド問題」)を顕在化させることとなった。また、これらの出来事は、危機の克服、社会の再生を目指すべき政治面、経済面、社会面での変革が、従前の制度やイデオロギーの枠組みの中だけで行われるならば、それは、危機的な状況を改善の方向に導くどころか、一層深刻化させるだけに終わり、かえって社会の秩序・統合要素を破壊し、社会の分解を促すような要素を増幅させる結果となる、という「強い懸念」を生み出す結果となった。

「連帯」労組は、結成して数ヵ月後には900万人強の構成員を擁する一大組織に成長し、社会主義史上初めての、独立の、公認の労働組合として、社会的、政治的に大きな発言力を有することとなった。このため、「連帯」労組の登場は、文字通り、東西両陣営の指導層にとって、まさに通念を超えた出来事であり、社会主義建設史上に全く新しい一ページを加える画期的な出来事となった。また、「連帯」労組は、労働組合組織として、社会・政治組織として、更に、地域組織の連合体として、勤労者だけでなく、青年・学生層、知識人、政権党の下級党员、カトリック教会の聖職者・信徒といった様々な階層、様々な行動規範をもった人々を一つの集合体に包摂するという未曾有の政治・社会現象を引き起こすこととなった。

それでは、「連帯」運動とは、どのような意義を有していたのか。ここでは、合法化時代の運動過程に焦点を当てながら、次のような三つの点に注目したい。

第一に、「連帯」労組の登場とその運動過程は、社会主義建設の正統性、社会主義体制下での権力支配の正統性に向けられた国民的な規模での疑義の「表明」であると共に、正統性の代替根拠に関する国民レベルからの一つの「回答」であった。実際には、「連帯」労組、「連帯」系組織は、具体的な行動プログラムを練り上げることができないまま非合法化され、挫折を余儀なくされたが、運動の展開過程で提示されたいくつかの綱領は、それが十二分に検討を加えられたものではなかったにせよ、国民的な規模での代替根拠の提示という大きな成果を残すこととなった。

「二十一カ条の要求」に始まり、「政労合意議定書」、「『シェチ』自主管理綱領」(第一次案と第二次案)、「独立・自主管理労働組合『連帯』綱領」と続く一連の基本文書は、社会主義建設の正統性、社会主義体制下での権力支配の正統性への代替根拠として、次のような七つの点を明らかにした⁶³。それら七点とは、①強制から説得、自発へ、②中央集権制から「連合する」分権制へ、③垂直型経済管理から横断型自主管理ネットワークへ、④行政・経済テクノクラート層による支配から国民各層による支配へ、⑤権力による統制から誘導による支配へ、⑥代議員制度としての間接民主制から代表委員制度としての直接民主制へ、⑦個を抑圧する全体主義から個を基調とする連合主義へ、という転換を標榜するものであった。

第二に、「連帯」労組が、党・政府機構、カトリック教会と並ぶ社会・政治組織として存在したという事実によって、「連帯」運動の展開過程は、現実の社会主義社会のあり方とは異なる「もう一つのあり方」を示唆するものとなった。その「あり方」とは、政治面では、権力支配機構の多元化・多様化、地方自治制度の拡充を、経済面では、経済単位における自主管理制度の確立、経済責任制の強化を、社会面では、多様性・流動性の拡大、機会の均等化を、そして倫理面では、人格の尊厳性を、それぞれ保障する社会であった。これらの点は、いずれも現実の社会主義社会のあり方とは異なる社会を構想させるものであった。

第三に、「連帯」運動は、社会・政治勢力間での横断的な連帯を基軸として、官許の社会・政治組織に拮抗しうる市民レベルの組織ネットワークを作り上げる(「社会の自己組織化」)ことによって、組織面からも権力支配体制の正統性に挑むこととなった。これは、改革構想の作成や政策措置の実施を担いうる社会・政治勢力が、権力機構の内部に見い出せない場合には、それに代わるものとして、これらの組織が、「ヨコの連帯」に基づく基本合意の形成によって政権交替の受け皿を準備する可能性を有する、ということの意味した。勿論、これが実現するためには、それらの組織が、体制観、価値観、運動路線などで基本的に一致、合意することが不可欠であるが、「連帯」労組が、その運動過程で、そのための基礎条件である横断的な組織ネットワークを作り上げ、官許の組織ネットワークに拮抗する存在となった事実は、(亜)一元的な権力支配体制の正統性を根本的に否定する危険性をはらむものとして、政権党にそれまでの反政府運動に対するものとは異なる対応を求めることとなった。

このように、「連帯」運動は、様々な社会・政治勢力の間での横断的な連帯に基づいて、社会主義建設の正統性ばかりか、権力支配体制の正統性に対しても、国民的な規模での疑義を提示するだけでなく、それを具体的にもう一つの組織ネットワークの形で提示する、という全く新しい経験を国民各層の脳裏に焼きつけることとなった。この結果、「連帯」労組、「連帯」系組織は、非合法化された後も、「連帯」運動の意義、正統性の論議を政権党による改革論議に対置させることによって、改革構想や改革措置の性格、実態を浮き彫りに

することが可能となった。その際、危機の克服や社会の再生に当たって、国民各層の英知、創造力をどこまで結集することができるのか、という最重要の課題を再確認するため、これらの組織は、独自の情報メディアを通じて、政権党の伝達する情報とは異なる「もう一つの情報」を国民各層に伝達し、政権党と「連帯」系組織の双方から流布される情報を比較・検討する「能力」を国民各層の間に醸成することに成功した⁶⁴。

確かに、相対的にみれば、ヤルゼルスキ政権首脳は、一九四八年以降の歴代の政権首脳の中では、社会・政治勢力間での連合関係の構築に一定の配慮を示した首脳であると言えるが⁶⁵、現実の統治過程を見れば、最も基本的な要素であるべき、①法の支配の制度的保障、②社会的な自治や参加の制度的保障、③社会階層間での利害調整のための制度機構の構築、といった三つの点については、依然として党・政府官僚層による専断的、恣意的な指導を許しており、これらの点では、政権首脳による抜本改革への掛け声の大きさに比べれば、その成果は僅かなものでしかなかった。とくに、国会議員選挙(一九八五年一〇月一三日実施)前後の状況を見れば、社会勢力間での連合関係を標榜していたヤルゼルスキ政権の「真意」が、国民の前に曝け出されたように思われる⁶⁶。

このように、「連帯」労組、「連帯」系組織は、国民的な規模での支持に支えられて、社会主義建設の正統性、社会主義体制下での権力支配の正統性に真っ向から挑戦し、それに代わるべき正統性の根拠を具体的に提示した。このため、ヤルゼルスキ政権は、一時的な糊塗策に終始しているだけでは、もはや目前の事態すら收拾不能となると判断し、一九八一年一二月一三日未明、「非常事態宣言」を布告した。

言うまでもなく、この背景には、ブレジネフ・ソ連政権を始めとするワルシャワ条約機構加盟諸国からの度重なる厳しい警告があったが、ヤルゼルスキ政権の中核をなしたテクノクラート層の間では、「非常事態宣言」の布告を検討、準備する過程で、軍政機構という強圧的な権力機構によって急速な「正常化」を図った上で、統治システムの再編、強化に結びつく政治・経済・社会改革を導入する、という権力機構の立て直しを最優先する基本的な合意、妥協が成立していた。このため、ヤルゼルスキ政権は、軍政機構の下で強圧的、暴力的な措置を講じる一方で、テクノクラート層を総動員し、一連の政治・経済・社会改革案とそれに呼応した「三ヵ年計画」の作成作業を積極的に推進することとなった。

第二節 「一九八二年政治・社会改革」の基本方向とその内容

一、「政労合意議定書」の想定した社会主義体制のモデルとその修正

「政労合意議定書」は、政労間の合意に基づいて政治・経済・社会の根本的な変革の方向を提示した最初の基本文書であった。「議定書」の想定した社会主義体制のモデルは、①統一労働者党を指導政党とする国民統一戦線(統一労働者党、統一農民党、民主党)に基盤を置く政治的な権力支配の(亜)一元制を前提としつつも、②(党・政府機構を含めた)諸勢力、諸組織による社会的な機能の多元的な展開を認める一方で、③その過程で生じる利害の対立、相違を社会的な利害調整機構を通じて調整し、④権力支配機構による政治的、経済的、

社会的な機会と利益の独占を防止する、という内容を有していた。このようなモデルは、反政府勢力が政権党による(歪)一元的な権力支配体制を認め、それを社会建設の前提とする一方で、政権党が社会諸勢力による(半)自律的な活動領域の存在を認め、それを一定程度保障する、という政労間の社会契約に立脚したものであった⁶⁷。

ところで、現実には、反政府勢力は、社会主義建設の正統性、社会主義下での権力支配の正統性に真っ向から挑戦する形で政権党を追い詰めても、この時期には、まだ政権交替への受け皿を準備するまでには至っていなかったため、利益と機会の独占構造に支えられた権力支配体制に風穴を開けるだけに止めざるをえなかった。その一方で、政権党も、反政府勢力を暴力的な方法で抑圧するという選択肢を除けば、権力支配体制を再建するためには、彼らとの間で一種の契約を結び、反政府運動の展開に一定の枠組みを設定せざるをえなかった。これらの事情は、政権党の標榜する社会主義建設の基本理論が、その有効性を失い、国民的な規模での動員力を期待しえない状況に陥ったことを意味する一方で、反政府勢力の政治・社会基盤が、政権交替への受け皿を準備するほどには成熟していなかったことをも意味するものであった。

ところが、その後、「『シェチ』自主管理綱領」、「『連帯』綱領」が発表される過程で、「議定書」が想定した政治・社会モデルは、次のような二つの点で大幅な修正が加えられることとなった。一つには、「連帯」労組の基本視座が、国有大企業の経営システムから国家体制そのものに移行したことに対応して、モデルの基本構想が、「党の支配からの独立、われら真の労働者だけで行う企業の自治」から、「透明な民主主義」、「生産手段の社会的所有」、「労働者、市民、知識人及び農民の連帯に基づく自主管理制度」へと修正された。もう一つには、「連帯」労組の組織原則であった「直接民主主義の精神と思想に裏づけられた民主化原則」を反映して、政治面、経済面、社会面の管理原則が代議員制の原則から代表委員制の原則へと変更された。

これら二つの修正点は、「連帯」労組が、当初から、国有企業や行政機関での政権党員による特権の享受、管理権限の独占を厳しく糾弾していたため、代表委員制に基づく自主管理制度を自己の組織原則として確立することができれば、権限の独占、特権の座に安住する階層を排除することができると「想定」していた結果であった⁶⁸。

このように、一連の「綱領」を経て、権力支配体制の社会的な排除と国民的な意思に基づく直接統治という政治・社会改革への「連帯」労組の基本姿勢が明らかとなった。このような基本姿勢は、まさしく現実の社会主義世界にとって、一種の「文化革命」を意味したため、政権党には、社会主義建設の基本理論を新たに構築して、これに応えるという時間的な余裕はほとんど残されてはいなかった。そうであるからこそ、これへの政権党の「返答」も、軍政機構を用いた組織的暴力の形態をとらざるをえなかったのであろうが、このようななかり構わない反撃は、「文化革命」への応答を先送りしただけで、かえってこのような課題を後により先鋭化した形で政権党に突き付ける結果となった。

二. テクノクラート層の動向と政治・社会改革の基本方向

「連帯」労組が合法化されていた時期、分権制システムを一定の範囲内で導入する必要性を認識していたもう一つの階層があった。それは、他ならぬ党・政府機構の行政・経済テ

テクノクラート層であった。「連帯」労組が大きな発言力を有するようになる一方で、政治面、経済面、社会面の全般的な危機がますます深刻化し、既存の権力支配機構が有効に機能しえない状況が顕在化するにつれて、彼らの多くは、何らかの形で分権的な措置を導入し、権力支配機構を再建する必要性を痛感するようになった。

政権党は、それまで政治的、経済的、社会的な基本課題の解決策を自ら提示し、その過程を主導的に推し進めるといふ責任を全面的に担うことによつて、権力支配体制の正統性の根拠を補強してきたが、この段階に至つて、党・政府機構のテクノクラート層は、漸くこのような責任(集責)体制を一部修正する必要性を認識するようになった。

同じくテクノクラート層と言っても、統治システムをどのように再建するのかについては、多様な見解を有していたが、それを大別するならば、次のような三つのグループにまとめることができよう。

第一は、一時的な糊塗策を講じるだけに終始した政権首脳の弱腰な、一貫しない統治姿勢が、危機の深刻化を招き、政権党への信頼を決定的に失墜させた、と総括するグループであった。このグループは、権力支配の一元性を統治システムの絶対的な前提とした上で、法律と社会・労働規律の強化策によつてそれを再建することを優先し、分権的な措置の導入には、消極的な姿勢を示した。

第二は、集権制システムの全面的な破綻を食い止めるため、限定的な形で、つまり、統治システムの強化に結びつく範囲内で分権的な措置を講じる必要を認めるグループであった。このグループは、政治・社会改革の基本方向として、①法の支配の制度的保障、②議会の権限や社会的自治の拡大、③権力行使における社会参加の制度的保障、④社会的な利害調整システムの確立、といった基本的な要素を網羅していたが、このような要素をどのように法制化、具体化するのかについては、明確な指針を示すことはできなかった。

第三は、「連帯」運動の拡大という現実直面して、事態がそのまま進めば、権力支配機構は名実共に崩壊し、権力が政権党の手を離れてしまう、という強い危機感を抱いたグループであった。彼らは、党・政府機構のテクノクラート層の中からさえ、権力支配機構に属する意味を見い出さなくなった人々が続出した現実を見て、権力支配機構の立て直しが最優先されるべきであると考え、強権力の発動も止むをえない——彼らが統治過程の表舞台から一時的に退くことも止むをえない——と考えるようになった。この意味では、第三グループが、権力支配機構の全身不随を放置することの危険性を最もよく理解していたと言うこともできよう。

これらのグループでは、第二と第三のグループがテクノクラート層全体の中で多数を占めていた⁶⁹。彼らは、党・政府機構、国有企業に属する中・下級党員の多くが激しく動揺する姿に直面したため、権力支配機構の立て直しという緊急課題の解決を最優先し、事態の迅速な収拾を軍部に求める一方で⁷⁰、事態収拾後の改革指針の策定に全力を傾けることとなった。この結果、『国内経済の安定化と危機の克服のための政府プログラム(Rządowy program przewyciezania kryzysu oraz stabilizowania gospodarki kraju)』(略称—『政府プログラム』、一九八一年七月国会承認)⁷¹が作成され、一連の改革の基本文書と位置づけられた。

『政府プログラム』は、「経済改革こそが危機の克服にとってとくに重要な前提」であると位置づけ、その大半を経済改革の目標、原則、内容の説明に当てているが、政治・社会改

革に関しても、「経済改革を法律面、社会制度面から裏づける重要な改革」と位置づけ、一連の法律の制定・改正、制度の変革について、その必要性を具体的に説明している。そこで提示された政治・社会改革の基本方向を要約すると、次のような三つの点にまとめることができる。

第一は、「適正な政治的、社会的な環境」を創造し、「政治・社会情勢の安定化」を図ることを目的とした、法の支配に基づく統治システムへの再編成である。これに関しては、①議会の権限の強化、②憲法裁判所、国家裁判所の設置⁷²、③最高監察院と国家保安省の改組、一般・行政裁判所の権限の強化、といった点が、その基本課題として掲げられた。これらの点は、政権党、行政府の諸機構が、無批判的に党员、官僚層の不公正、無能ぶりを黙認してきたことへのテクノクラート層自体の「自己批判」を反映していた。

第二は、「一人一人の国民による行動の集積」あるいは「人民の間での率先した動き」を制度的に保障することを目的とした社会的な自治、参加の拡大である。これに関しては、①労働者、農民による自主管理の拡充、協同組合による自治の拡大、②地方自治、大学自治の拡大、③国会に附属する常設の諮問機関の設置、④国会、国民評議会(地方議会)の選挙法の制定(改正)、といった点が、その基本課題として掲げられた。これらの点は、基本的な方向性から言えば、いずれも「連帯」労組の主張を強く意識したものであった。

第三は、(第二点と部分的に重複するが)諮問事項の審議・検討過程への広範な参加による「情報の分有」を通じた、社会的利害の反映、調整を目的とした社会的な利害調整機構の確立である。これに関しては、①(社会・経済状況、国民文化、消費・家庭生活、社会規律など)広範な問題に関する諮問制度の確立、②諮問機関による情報の処理・伝達ルートの整備、③(国民世論の動向を調査・分析する)「国立世論調査センター」の再編、といった点が、その基本課題として掲げられた。これらの点は、一面では、既存の権力支配機構のままでは、国民の世論、社会の利害を代表する機能が十分に発揮されないことをテクノクラート層が公式に認め、その改善策に着手しようとしたことを意味しているが、他面では、テクノクラート層が、「権利の拡大は、その実績への自らの責任の増大と並行する形で進んでいく」という実績主義の考え方を(経済面のみならず)政治面、社会面へも適用しようとしたことを意味している。そして、このことは、テクノクラート層が「連帯」労組の攻勢に如何に深刻な危機感を抱いたかを表現している。

三. 政治・社会改革の主要な内容

『政府プログラム』が提示した政治・社会改革の基本方向は、「非常事態宣言」時代以後も、一部に力点の変化こそ見られるものの、改革過程のそれとして有効とされた。これは、テクノクラート層の合意の中に「非常事態宣言」の布告をも織り込む形で、その準備が進められていたこと⁷³を示すと共に、「非常事態宣言」の解除後も、その合意が、政権内部では依然として大きな支持を得ていたことを示している⁷⁴。

「非常事態宣言」時代を境として、政治・社会改革の基礎となる法律や制度の制定、改正が相次いで行われたが、その迅速な事の運び方といい、法律、制度の制定、改正の多さといい、その過程には、歴代の政権には見られなかった真剣さと(それと裏腹である)焦躁感が表されていた。

上述した政治・社会改革の基本方向に沿って、その主要な内容を要約すれば、次のような三つの点にまとめることができる。

第一に、「法の支配に基づく統治システムへの再編成」という基本方向に関しては、①最高監察院や国家保安省の監督体制、職務権限の一部変更、②憲法裁判所、国家裁判所の設置に基づく法律・政令体系、人事体系の部分的な再検討⁷⁵、③一般裁判所、行政裁判所の権限の強化、④「検閲法」改正による検閲制度の一部簡素化、といった措置が講じられた。これらの措置は、基本的には、統治システム内部での相互チェック機能を高めようとするものであった。

第二に、「社会的な自治、参加の拡大」という基本方向に関しては、①労働者、農民による自主管理、協同組合による自治を規定する法律の制定（「国有企業従業員集団自主管理法」、「協同組合法」の制定）、②国会議員、国民評議会議員の選挙法の改正に基づく選挙の実施、③国会附属の常設諮問機関⁷⁶の設置に基づく各機関の実質審議の開始、④高等教育機関の自治を規定する法律の整備、といった措置が講じられた。これらの措置は、自主管理、自治の内容規定の明示、議会制民主主義原則の再確認、諮問制度の活用による政策決定過程への参加の保障などを目指すものであった。

第三に、「社会的な利害調整機構の確立」という基本方向に関しては、①諮問機関の構成員の多様化とその審議内容の公表、②国民世論の継続的な調査の実施とその結果の公表⁷⁷、③公聴会、政策討論会の開催、といった措置が講じられた。これらの措置は、（政策決定過程だけでなく）政策実施過程への民意の反映の制度的な保障、「情報の分有」による国民的な規模での英知、創造力の喚起などを目指すものであった。

政治・社会改革は、一方では、政権党の指導的な役割を再確認しつつ、崩壊の危機に瀕した統治システムの再建を目指し、他方では、「情報の分有」と「民意の吸収」の制度化を通じて、政策内容と政策実施への権利と義務（＝発言と責任分担）の明確化を目指していた。つまり、政権党の指導的な役割という原則を維持しつつ、実績主義の考え方を政治・社会改革にも援用することがその主眼とされた。

第三節 「一九八二年経済改革」

経済危機の深刻化という事態に直面して、ギェレク政権は、統一労働者党第八回大会（一九八〇年二月）の席上、一九八三年一月から新たな経済改革を実施する方針を発表し、その準備作業に着手することを提案した。これに対応して、「ポーランド経済学者協会」（会長ユーゼフ・パイェストッカ）は、一九八〇年六月、一〇〇名余の経済学者、経済官僚を集めて独自の経済改革案の作成を開始し、十一月、『経済学者協会案』と略称される改革案を発表した⁷⁸。また、この他にも、『ワルシャワ中央計画・統計大学案』、『ヤギェウウォ大学案』、『ヴロツワフ大学案』、『カトヴィツェ大学案』、『ウヅヂ大学案』など合計九つの経済改革案が発表された⁷⁹。

一方、一九八〇年九月、政労合意を受けて、国会議員、党・政府官僚、経済学者、国有企業の幹部、「連帯」系組織の代表など、約五〇〇名からなる国会附属の「経済改革委員会（

Komisja do spraw Reformy Gospodarczej)」が設置され、一〇個の作業部会(計画化、国有企業財務、従業員自主管理、農業政策、流通・調達、外国貿易、投資、価格制度など)に分かれて、改革案の作成が開始された。翌年一月には、最初の改革草案である『経済改革の基本原則(Podstawowe założenia reformy gospodarczej)』(六章九六項)が公表され、社会討議に付された。その後、様々な修正が加えられ、七月、国会で最終承認された。これは、『経済改革の方向(Kierunki reformy gospodarczej)』(八章一三〇項)と題し、「八二年経済改革」の基本構想を示す文書となった。

政権主導による改革構想の作成が『経済改革の方向』で一先ず終了したため、一九八〇年十一月から「非常事態宣言」の布告までの約一年間、政権側は、テクノクラート層を総動員して経済改革の原則・内容の決定、関連法規の整備、及び「小改革」と言われた改革の準備作業などを進めていった⁸⁰。そして、「非常事態宣言」の布告直後の一九八二年一月より、本格的な経済改革が実施に移されることとなった(「八二年経済改革」)。

一．経済改革の中心問題と基本原則

経済危機の克服という緊急課題を前にして、『経済改革の方向』の内容には、既存の計画経済システムと効率的生産を目指した経済政策体系との矛盾、計画経済制度の内部矛盾、内外情勢の変化への対応の不備による諸矛盾の増大、といった一九七〇年代の経験への反省と批判が色濃く反映していた。そして、経済危機の克服という短期的な目標と「高度に社会的な効果を有する計画化と経済管理の確保」⁸¹(傍点著者)という長期的な目標とを有機的に結合させるため、『「計画の社会化」と経済的規制用具の活用による経済管理システム』の構築が経済改革の中心問題として掲げられた。

つまり、「経済責任制の下で運営される国有企業の自主性と自治の条件を創出する経済発展計画の作成により多くの社会成員の参加」を求めながら、その一方で、計画指標体系を指令的な性格のものから指示的な性格のものへと変革し、管理層と勤労者の両者への物質的刺激を通じた国有企業の自律的な活動を保障することによって、「短期と長期の目標を漸次実現すべきこと」(傍点著者)が強調された。

このように、『経済改革の方向』では、計画化や経済管理の過程に部分的な分権化措置を導入することが提言されているが、その一方で、依然として、集権制システムの下での効率的な経済管理の可能性が追求されている。このような二面性は、集権制システムに基づく経済管理も、市場機構による調整メカニズムも、いずれも有効に機能しないばかりか、経済活動に参画するあらゆる集団、個人が、自己の利益を最優先する形で、それぞればらばらに行動するようになった結果であった⁸²。加えて、集権制システムの中核に位置する中央計画機関、部門管理機関が、利害調整機能を果たさないばかりか、その場凌ぎの糊塗策に終始し、混乱に拍車をかける結果となったため、一九八〇年代初めには、伝統的な「指令・割当システム」を全面的に再建するとか、非公式な経済規制システムを大幅に活用するとかいった選択肢は、もはや実行不可能なものとなっていた。

このように、「経済改革委員会」は、経済改革の基本原則を決定する際にも、計画化や経済管理の過程への部分的な分権化措置の導入と集権制システムの下での効率的な経済管理の追求の両立、という難題を解決する道を探らざるをえなくなった。

ところで、『経済改革の方向』は、経済改革の基本原則として、次のような四つの点を提示している。

第一は、社会主義国有企業管理に関する「三つのS」原則である。その内容は、自律性 (samodzielność)、自主管理 (samorządność)、自己金融 (samofinansowanie) である。

まず、自律性とは、国有企業が、生産、販売、調達、雇用、利潤の配分や利用(投資、報奨、福利厚生)などに関して、自主的な決定権限を有することである。

特定の重要な領域 — 国防関係、対外関係、国家投資プロジェクト関係など — を除いて、国有企業は、中央計画機関、部門管理機関から指令・割当を受けることなく、中央計画機関などが予め設定した一般的な行動原則、経済規制用具に基づいて、その行動を決定する。また、大規模経済組織(WOG)の解体によって、国有企業は、組織構造上でも、自律的な組織としていくつかの分野にわたる共同事業を自主的に展開することが可能となり、更に、同一の国有企業が複数の企業連合に同時に参加できるようになる。

次に、自主管理とは、国有企業の経営管理が、従業員集団(従業員総会と従業員評議会)の参加、あるいは意思決定によって行われることである。

国有企業の従業員自主管理は、従業員総会、従業員評議会(任期二年、三選禁止)、主要な問題についての全員投票のいずれか、またはその全てによって行われる。また、「国有企業法」で「企業を管理・運営し、企業を対外的に代表する」(第三三条第一項)と規定される企業長(第三四条第六項によって、任期は五年または無期限)の任免は、「設立機関と従業員評議会のいずれかが行う。これら両機関は、任免の決定後二週間以内に正当な理由のある撤回要求を提出する権利を有する」(第三四条第一項)と規定されている。なお、企業長は、「複数の候補者の中から選考審査を経て選出される」(第三五条第一項)⁸³。

最後に、自己金融とは、経済責任制を基礎とする経済計算制(=独立採算制)である。企業活動に伴う利潤の配分や利用は、全て当該企業の財務結果によって決まり、それが赤字の場合には、更正または破産の宣告を受ける場合がある。

「国有企業更正・破産法」(一九八三年六月施行)は、「国有企業が破産の宣告を受ける場合がある」という「国有企業法」第二六条第一項の規定に基づき、「企業が赤字となり、予備ファンドが枯渇し、更に、銀行がその後の信用供与を拒否するという事態が発生すれば、(更正に関する — 著者挿入)内部手続きが開始されているか否かに関わりなく、設立機関は、当該企業の清算に関する決定を下すことができる」(第一五条第一項)と規定している。

第二は、計画化や経済管理の過程での「計画の社会化」(uspołecznione planowanie)の原則である。その内容は、計画の作成・実施の過程における「社会的な(国民的な)選好」の反映度を高めると共に、国会、閣僚評議会の役割を強化することである。また、この原則は、①中央計画機関、部門管理機関を含む国家経済機構が、依然として大きな決定権限を有しているという現実に対して、計画化業務、計画内容での専断性、恣意性を可能な限り回避すること、②立法府、行政府の自律的な意思決定権限を強化することによって、可能な限り「社会的な(国民的な)合意」に基づく形で計画化、経済管理を進めること、という二つの点を目指すものであった。

第三は、中央計画化の安定化と経済規制用具による経済管理という原則である。その内容は、五ヵ年計画(「国民社会・経済計画」)を計画経済制度の基礎に据えた上で、その作成・実施に当たっては、三種の経済規制用具⁸⁴を用いて、中央計画と企業計画との整合性の

確保と効率的な経済管理機構の確立とを実現する、というものである。また、経済規制用具は、いずれも中央計画機関のみが決定し、五ヵ年計画期の間には、可能な限り変更を加えないことが強調されている⁸⁵。

第四は、「規制された競争市場」の活用という原則である。その内容は、上記三原則に基づく改革措置が円滑に実施されるための前提条件としての国民経済の安定化、均衡化を「規制された競争市場」の活用によって達成する、というものであり、市場の需給不均衡を選択的な価格改訂によって段階的に解消しつつ、企業活動での財務・労働規律の強化、競争促進策を講じることによって、その効率性改善を求めようとするものである。

二. 経済改革の特徴

ここでは、経済改革の基本原則に見られる特徴を要約した上で、「八二年経済改革」の基本性格を検討する。基本原則の特徴は、次のような三つの点にまとめることができる。

第一は、基本原則が「三つのS」原則をパラメトリックな経済管理構想の中心に据えようとした点である。

基本原則では、指示的な性格の中央計画と経済的な自律性に基づく誘導型の経済管理とを接合するだけでなく、国有企業の意味決定権限を拡大するため、「自律性」と「自己金融」だけでなく、(限定的ではあるが)「自主管理」をも、国有企業の意味決定システムの基準とすることが構想されている。このため、国有企業の意味決定形態には、企業長を始めとする企業幹部による意思決定と従業員集団によるそれという二つの形態が並存することとなった。

これに関連して、基本原則では、企業長の任免制度について、設立機関と従業員評議会という二元的な決定方式が採用され、その際、公募制による選考審査が規定された。これは、企業管理の中核に位置する企業長の任免過程に(限定的ではあるが)「社会性」の要素を組み入れようとしたものである⁸⁶。

第二は、基本原則が、政治・社会改革の基本方向に対応する形で、計画化の過程についても、社会討議、社会的な選好を重視している点である。これに関しては、例えば、常設の諮問機関、各種の専門家集団が官許のマス・メディアを通じて独自の批判的見解を公表し、多くの修正点を提示した事実を指摘することができる⁸⁷。

第三は、(一九八一年七月に先行実施された)小規模生産部門の活性化が、基本原則の一つに組み入れられた点である。これには、国有、協同組合有の経済単位による小規模生産活動だけでなく、私有の経済単位による小規模生産活動と「ポローニャ企業」⁸⁸と呼称される小規模外資企業のそれが含まれていた⁸⁹。

経済危機の深刻化、計画経済システムの機能麻痺という極めて困難な状況に直面したため、「八二年経済改革」では、中央計画による事前的な調整が後景に退けられた上で、規制された競争市場の役割とそれを活用するパラメトリックな経済管理が効率性改善の基礎に据えられつつ、国有企業の意味決定形態、活動形態に一定の多様化が図られることとなった。つまり、「八二年経済改革」は、①「計画の社会化」による多様な選択の可能性と②国有企業の自主性、自律性の拡大とに制度的な保障を与える一方で、③マクロ経済の調整機構

として(恣意性の度合いが小さいと考えられた)規制された競争市場を活用しつつ、④ミクロ経済活動の多様化を模索することによって、計画経済制度の基本要素での一定の分権化と市場調整機能の活用とを組み合わせ、「指令・割当システム」に伴う専断性、恣意性を排除しようとした。

このように、「八二年経済改革」は、中心問題と基本原則を見る限りでは、いわゆる市場社会主義体制の構築を目指す政策体系であり、分権制システムの導入と市場調整機能の活用との組み合わせを効率性改善への主軸と「想定」する政策体系であった。そして、このような政策体系は、ハンガリーにおいて一定の実績を示し、それによって社会主義世界において経済改革の基本方向として一定の評価を受けている点をその現実的な根拠とするものであった。

ゲレク政権時代を経て、西側先進経済を中核とする経済構図の影響下に置かれたポーランド経済は、「八二年経済改革」の実施を機に、効率性と競争を基軸とした経済実績主義の論理を経済建設の基本に据え、新たな活路を見い出そうとした。換言すれば、「八二年経済改革」は、政権党が社会主義建設の正統性の根拠を自己調達しようとする最後のチャンスであり、最後の試みであった。つまり、「八二年経済改革」では、正統性の根拠を自己調達しうるか否かが最終的に問われることとなった。

三. 経済改革の可能性

経済実績の一層の悪化に対処するための緊急措置 — 「機動計画」(一九八二年)、「反インフレ・節約プログラム」(一九八三年)など — を別にしても、「八二年経済改革」は、実施直後から度々修正を加えられ、その内容は、当初のものとはかなり異なるものとなった。主要な修正措置を列挙すれば、企業所得課税制度の一部変更(一九八二年一月)、労働力の配置・移動、賃金規制制度の一部修正(一九八三年一月)、企業所得規制制度の大幅変更(一九八四年一月)、価格規制制度の一部修正(一九八五年一月)、銀行・信用制度の一部変更(一九八六年六月)などである。言うまでもなく、これらの修正は、形式的には、改革の実施状況を踏まえた措置とされ、改革過程で生ずる様々な問題点を解決しようとする措置ではあったが、経済実績の改善が国民各層に十分に実感されず、「改革の改革」が繰り返される状況下では、経済システムの機能麻痺という過去の悪夢を再び想起させるものとなった。

このため、一九八〇年代中頃になって、国民各層からの改革批判の声が再び急増し、ヤルゼルスキ政権は、一九八六年一二月、党中央委員会総会の席上、「経済改革の加速化に基づく経済改革の第二段階への移行」を目的とした改革措置の見直しを宣言せざるをえなくなった。

以下では、改革批判の声を具体的に示す文書として、「連帯」労組と「連帯」系組織が公表した二つの文書 — 「戒厳令以後のポーランド経済」と「TKK(「連帯」暫定調整委員会)の経済要求」 — に注目し、その内容を要約しつつ、「八二年経済改革」の可能性について検討を加えたい⁹⁰。

「連帯」専門家委員会の報告書である「第一文書」は、「機動計画」、「反インフレ・節約プログラム」について(正負両面の)成果を説明し、その問題点を指摘した上で、個別の経済政策措置(投資、対外経済関係、農業、小規模経営)についても、その実績と政策措置の不備、

問題点を明らかにしている。そして、この文書は、改革過程での問題点を整理した上で、改革の可能性について一つの判断を下している。すなわち、「政府当局は、いかなる経済構造改善策も、いかなる効果的な改革も実行していない。全体として彼らの経済政策を特徴づければ、それは、近視眼的で、安直な効果を求めるだけで、経済的、社会的、政治的な諸問題の解決を永遠の未来にまで先送りしてしまうものと言わざるをえない。このようなやり方は、事態改善のいかなる展望をも開くものではなく、より一層問題を複雑にするだけである。再度の崩壊が不可避である」と。

他方、「連帯」暫定調整委員会において、「連帯」労組、「連帯」系組織の基本文書に加えられた「第二文書」は、危機克服のための根本的な改革の必要性は認めつつも、現状を「袋小路にはまりこんでいる」と総括して、次のように言う。つまり、「公式の指令システムの廃止は、効果のないことが明らかとなった。なぜなら、同様に有害な非公式の指令がそれによってかわり、その実現のために、企業は、相変わらず最小の受注に対して最大の生産手段を獲得しようとし続けている」と。

また、この文書は、「企業心や民衆の真のイニシアティブは、プログラム化されえないし、されてはならないと考える」という基本的な立場を示した上で、経済改革と経済政策に関する「要求」を提示している。

経済改革に関する「要求」では、①複数組合制度と「連帯」労組の復活を経済改革の前提と強調した上で、②「中央集権的権力システム及びその経済への介入形態の改革」として、次のような改革措置の実施を求めている。つまり、産業部門別管理システムの廃止、国家行政機構の人員の五〇％削減、工業集団の強制的な形成の廃止、ノーマンクラトゥーラ制度の廃止、そして中央による資材配分システム、操業計画の強制的指令、製品の国家への納入義務、外国貿易契約の義務化などの廃止、などである。

また、改革の性格と方向を③「市場経済的性格」、「健全な競争原理の回復」と規定し、その内容として、次のような改革措置を掲げている。つまり、(いくつかの例外を除く)上からの価格決定の廃止、独占禁止政策の実施、株式市場の創設、企業の倒産、破産の原則の導入、銀行改革、とくに商業銀行の設立、などである。

更に、④自主管理原則と「企業レベルを超えた各評議会の協議システム」の創設を力説した上で、⑤経済単位における所有形態の多様化を推進すべきことを求めている。

一方、経済政策に関する「要求」では、その前提として、「経済政策は、現在の経済危機から生じる諸々の苦痛の負担を社会の全ての集団にできるだけ公平に負担させ、社会の努力、当面の苦しき、犠牲が、決して無駄に終わらないことを保障せねばならない」という点を明示した上で、①投資、通貨、価格、住宅、環境の各政策の変更を要求しつつ、②「消費財入手における特権制」の廃止、③「生計費上昇への補償原則」の策定と実施を求めている。

このように、「第一文書」は、改革過程への評価として全面的な否定の姿勢を示した上で、その行方について「再度の崩壊が不可避である」と断言している。一方、「第二文書」は、「根本的な改革の必要性」を認めた上で、そのためには、どのような措置が不可欠であるのかを具体的に提示しているものの、改革の可能性については、それを全面的に否定するまでには至っていない。

このような相違は、現実の社会主義体制を全面的に否定して初めて、新たな社会建設の可能性が生まれると想定する視座と、社会主義体制という制度的な枠組みの中においても、

根本的な改革さえ実施できれば、社会建設の新たな展開はまだ可能であると想定する視座との違いを反映している。一九八〇年代中頃の時点と言えば、「連帯」労組、「連帯」系組織の中でも、後者の視座が多数を占めていたが、西側諸国への留学歴を有する政治学者、経済学者などの中では、前者の視座を強く支持する声が多数を占めていた⁹¹。

後者の視座を要約すれば、次のような三つの点にまとめることができる。第一は、複数の自律的な主体による「健全な競争」、あるいは多様な行動様式を制度的に保障する必要があるという視座である。これは、社会・政治面では、「複数組合制度」の復活、「連帯」労組の再合法化であり、経済面では、自主管理を基礎とする多元的、分権的な経済システムの構築である。

第二は、政治面、経済面、社会面などあらゆる側面で恣意的、特権的な性格の制度、機構を廃止し、合意と公平さを保障する制度、機構を構築すべきであるという視座である。これは、社会・政治面では、「中央集権的権力システム」の民主的な改革であり、経済面では、経済機会の均等化、「補償原則」の無差別な適用である。

第三は、経済的、社会的に「とり残されていた」分野への政策措置を拡充する必要があるという視座である。これは、経済面では、社会保障の充実、住宅建設の促進などの生活環境の整備であり、小規模生産の活性化を含む産業分野の充実である。また、社会面では、自然環境の保全、生活インフラ、国民の健康管理の拡充である。

上記三つの点は、「連帯」労組が、その運動過程で提示した「徹底した平等主義」の考え方を強く反映しているため、それが、全ての階層間での経済的、社会的な均等化を意味する場合には、實際上、効率性改善を目指す経済改革路線とは矛盾する可能性が大きくなる。そして、実際にも、このような平等主義的な視座を公表したことによって、「連帯」労組、「連帯」系組織は、均等化原則と効率性原則の両立性という解決困難な問題に対して「自前の回答」を準備しなければならなくなった⁹²。

いずれにしても、改革批判の声が、政治面、経済面、社会面での改革措置として具体的に提示され、それへの支持、共感が国内外に広がりつつあるという現実には、結果的に、「経済改革の第二段階」として政権側が選択しうる改革措置の範囲を限定することとなり、最終的には、ヤルゼルスキ政権の行方に深刻な問題を投げかけることとなった。

第四節 「経済改革の第二段階」と「一九八八年政治・経済危機」

一、「一九八三年～一九八五年期三ヵ年計画」

社会・経済計画に関して言えば、「第六次五ヵ年計画」(一九八一年～一九八五年)とそれに呼応する「一九八一年次計画」の作成作業が、一九八〇年一〇月に中断されたため、一九八一年と一九八二年の両年には、中期・短期の両計画がないまま経済管理が実施されるという計画経済システムとしては全く異例の事態が生じた。この両年には、経済管理は、閣僚評議会決定の『年次経済見通し』と題する一種の年次計画案に基づいて実施されたが、現実には、部門別・職能別管理機関による公式・非公式の経済管理が、それぞれの部門、分

野で重要な役割を担うこととなった。経済管理は、實際上、経験と専門知識を有する各管理機関の裁量、判断に委ねられ、それぞれの管理機関は、選択的に、非公式に所轄部門(分野)の利害を優先する管理方式をとった。このため、具体的な政策措置が「機動計画」の内容と矛盾するケースが続出し、経済危機を一層深刻化させる一因となった⁹³。

このような事態に直面して、ヤルゼルスキ政権側は、経済管理システムの崩壊を招くことを恐れ、テクノクラート層を総動員して、経済改革案と「三ヵ年計画」の作成作業を急ぐこととなった。

「三ヵ年計画」は、「八二年経済改革」を円滑に実施する前提条件とも言うべき急速な経済の回復、不均衡の解消を目標としつつ、その主眼は、既存の生産能力、資源の有効利用(再利用)、コメコン諸国との経済協力の再強化に置かれていた。「三ヵ年計画」は、「国民生活の物質的、文化的な水準を引き上げる」という対内的な目標と「国際分業の中でポーランドが(求められるその役割を果たすという点で — 著者挿入)適切な位置を占める」という対外的な目標とを同時達成するため、既存の生産能力、資源の有効利用による集約的な発展とコメコン諸国との経済協力の再強化とをその中心問題と規定していた。

既存の生産能力、資源の有効利用とコメコン諸国との経済協力の再強化という政策措置だけが、当時の状況下で国内外(とくに、ブレジネフ・ソ連政権)から支持の得られる唯一の「政策カード」であったことを考えれば、「三ヵ年計画」は、当初から、社会的(国民的)な規模でのエネルギーの結集に依拠する度合いの大きい計画であったと言えよう。このため、「三ヵ年計画」は、勤労者層に対してばかりか、管理者層に対しても、労働規律、経済倫理の見直しを強く求めることとなった。つまり、「(経済活動での — 著者挿入)軽率さ、排他主義、自己中心主義を厳しく戒める」と共に、「余剰と制約⁹⁴の下にある生産力を解放し、より良き代価によって将来必ず報われるに違いないレベルにまで、効率性と勤勉さを回復する」(傍点著者)ことによって、「停滞、機能麻痺、閉塞性を克服」すべきことが強調された。

このような基本姿勢に基づき、「三ヵ年計画」は、国内面については、工業部門優先の高度成長政策に代えて、従来それほど重視されず、改革措置も十分講じられてこなかった産業部門(個人農部門、運輸・通信業、サービス業、商業など)、活動分野(科学・技術開発、教育、金融・保険、保健・衛生など)を再評価し、自助努力による安定成長政策への転換を図ることをその特徴としていた。一方、対外面については、それは、西側諸国との経済・産業協力を偏重する対外経済政策に代えて、コメコン域内での経済・産業協力を重視し、域内分業システムの利点を最大限活用することをその特徴としていた。具体的には、生産効率の改善を目的とした、コメコン諸国 — とくに、旧ソ連、旧東独、旧チェコスロヴァキア、ハンガリーの四ヵ国 — との技術提携の緊密化、生産現場での技能形成システムの改善、求職・求人システムの整備などをその特徴としていた。

ところで、「三ヵ年計画」は、主要経済実績を見る限り、一九八〇年代初めの危機的な状況を脱し、国民経済を一定程度回復させることには成功したと言えよう。しかし、その一方で、「三ヵ年計画」によっても解決されないまま残された問題とか、「三ヵ年計画」を機に新たに発生した問題などが山積する結果となり、権力支配体制の正統性の強化という点から見れば、政権側の意図とは逆に、事態は、一層混迷の度を深めることとなった⁹⁵。

とりわけ、テクノクラート層(とくに、改革派テクノクラート層)にとって大きな衝撃となった点は、国民各層の行動規範・規律に大きな変化が生じ、職業生活、日常生活の至る

ところで、社会・経済倫理の後退現象が顕在化したことであった。このため、テクノクラート層が経済再建のための基本要素の一つとして想定していた勤労者層の意欲、創造力が目に見えて衰微することとなった。

この点に関しては、独立自治労組「連帯」在外調整局(在ブルュッセル)が編集・発行した『一九八五年のポーランド』(ポーランド資料センター訳、一九八六年)においても、次のような厳しい指摘が見られる。長文ではあるが、以下に引用する(第三章「生活と労働の条件」の「社会的病弊」、三〇頁～三二頁 — 著者による一部加筆・修正)。

諸研究によれば、一九七〇年代には、わが国社会に次のような病的な現象が生じた。

- 道義的、社会的態度が押しつけられ、利用主義や自己中心主義が増大していること。
- 伝統的な親の役割の崩壊と欠損家族の増加。
- 国家機関、司法制度、刑罰・更正機関の機能不全。
- アルコール中毒や泥酔、売春、麻薬常用、自殺、非行の増大。

多元主義の運動としての「連帯」の登場は、ポーランド国民に個人が社会に参加していく健全な場を提供し、それによって欲求不満と疎外を緩和することとなった。

健全な社会への数多くの深刻な脅威のうち、一九八一年一月一三日の戒厳令施行後にさらに悪化したものをいくつかあげてみよう。

- 生物学的レベルでの福祉と健康の危機的状態。
- 危機的状態にある自然環境。
- 文化的消費の急激な減少。
- 政府機関の行政能力の低下。
- 司法制度の崩壊と法の権威の低下。
- 教育機関の機能不全と無力化。

ポーランド政府当局は、こうした問題領域を改善し、最終的にそれらを取り除こうとするならば、社会問題へのそのアプローチを根本的に変えなければならない(傍点著者)。行政権力は万能薬にならないし、ましてや刑罰や弾圧はなおさらそうである。

労働倫理の衰微は、生産的で充実した労働への意欲が低下した結果である。このような勤労意欲の減退は、社会的、経済的、技術的、組織的、歴史的な多くの条件から影響を受けている。国有財産への一般的な否定的態度こそ、労働システムの欠陥の中で、これを最も鮮明に表わすものである。(国有 — 著者挿入) 資産への勤労者の態度は、労働への当人の態度を反映する。生産手段の国有化は、生産手段が社会化されたことを意味するものではない。つまり、勤労者は、必ずしも自分が職場で共同経営者であるとは思っていないし、自営業者であるかのように国有財産を扱っているわけでもない。全面的な私有経済がこの点への代替案となるわけではない(傍点著者)。独立・自主管理労組「連帯」は、様々な形態の協同組合と労働者自主管理を導入すべきであると考えている。

何百万人もが有害な条件の下で働いている現実には、国家による人間労働の肉体的な搾取を意味する。全ての仕事のうち、自動化されている部分は約四〇%に過ぎず、大部分の仕事は肉体労働である。そのため、経済的には、勤労者の潜在能力が急速に損なわれている。それと同時に、勤労者は、「やつら」のための、つまり国家当局のための仕事をサボタージュしようとする自己防衛心理を増幅させる。勤労意欲を結実させ、物質的な目標、他人や家族の目標を実現できるという希望が全くないことが、このような心理過程を助長するこ

とになる。昇進や出世は、仕事や才能の優秀性によるのではなく、縁故や党への忠誠度の結果であることは、周知の事実である。例えば、技術者全体の三分の一以上の人々は、職場の技術的、組織的な再編の方向に対して、何らの影響力も行使できない。このような能力の浪費こそが、固定資産の無駄使いという点よりも、経済にはるかに多くの打撃を与えるものとなっている。

国有部門の賃金と労働投入量とが無関係になってから久しい。その額は、社会的に受け入れられる消費水準を保障するものではない。その一方で、国有部門以外のほぼ全ての職業(民間部門など)では、一定の消費水準を提供する額となっている。政府の賃金政策は、経済的な考慮からではなく、政治的なそれから決定されている。従業員は、そのような政策に対応し、行動している。可能な限り労働価値を増ししたり、国有財産を盗んだりすることが、いずれも道徳上正当化され、(場合によっては — 著者挿入)奨励されることさえある。更に、労働者の転職率は非常に高く、毎年、就業者者の約二五%、とりわけ若年労働者が転職している。

一生懸命働く人々は多数いるが、手にするものが僅かな場合が多い。非常に基本的な人間関係、良識ある決定といった「労働の行動規範」とでも呼ぶべきものに対しては、人々の意識は非常に希薄である(傍点著者)。このような労働規範は、教育制度、経済に支配的な労働倫理を通じて、勤労者に浸透していく。優れた労働は、新たな価値を生み出し、それは、新たな発展方向に向けて現実を変革することもできる。それは、勤労者の要求を満足し、その人格に健全な影響を及ぼす。優れた労働は、国家の進歩に大いに貢献することができる。おぎなりの、無駄の多い労働は、実際に進歩へのブレーキとして作用し、国家を後向きに引き戻す場合さえある。政府当局は、社会に向けて、常に「仕事を始めよ」、「怠けるな」と命令を下すことによって、「仕事を始めよ」とか、「怠けるな」といった(本来は — 著者挿入)正しいことを図々しくも誤用している。ポーランドの国民は、一九八〇年八月にそうしたように、今直ぐに「仕事にとりかかる」必要がある。

このように、「三ヵ年計画」期を経ても、国民的な規模でのエネルギーの結集はより一層難しくなり、創意、意欲の減退、関心の分散化という現象がはっきりと見られるようになった。経済の再建は、ますます困難になった。

二、「経済改革の第二段階」の挫折

「三ヵ年計画」は、経済危機の激化をなんとか食い止めることはできたが、所期の目標を達成するまでには至らず、かえって国民各層間に蓄積していた政治的、経済的、社会的な閉塞感を一層増幅させ、社会倫理面での後退現象を顕在化させることとなった。その一方で、ヤルゼルスキ政権が「非常事態宣言」時代以来推進してきた、「連帯」系組織の幹部、知識人・文化人、学識経験者などに政策決定過程への参加を求め、政策責任を分担させる、いわゆる「参加方式」(ラコフスキ)が機能不全に陥ったため、政権側と国民各層との意思疎通の可能性はますます小さいものとなった。

これは、一つには、「参加方式」の制度化過程で、従来の制度、機構を改廃した上で新たなそれを構築するのではなく、既存の制度、機構に類似したものを新たに付け加えたことによって、制度面、機構面での機能重複が生じ、新旧両制度(機構)の間で矛盾、軋轢が高

まったためであり、もう一つには、政権側の中堅官僚層による「緩慢な対応」(ウワディスワフ・ヴァカ)によって、政策決定過程への参加が実質的な成果を生まない中で、政策結果への責任だけは、新たな制度、機構に押しつけられる形となったためであった。

この結果、ヤルゼルスキ政権は、社会主義建設の正統性についても、権力支配体制の正統性についても、新たな根拠を提示することができないばかりか、「八二年経済改革」や「三ヵ年計画」の作成・実施過程に積極的に参画してきたテクノクラート層の一部からも、改革措置、政策措置に関する政権の立案・遂行能力への疑問、批判が提起されることとなった。このため、ヤルゼルスキ政権は、党中央委員会総会の席上、経済改革の徹底、深化、加速化を目指した「経済改革の第二段階」への移行を宣言し、そのための基本プログラム(「経済改革実現プログラム」)の作成を決定すると共に⁹⁶、政治面、社会面への民主化措置の導入の検討を発表することとなった。当初、「第二段階」への移行は、一九八七年四月を期して実施されることになっていたが、基本プログラムの作成過程、社会討議の過程での様々な修正要求によって、最終的には、一九八八年一月より実施されることとなった。

これに関連して、政権側は、「第二段階」への信を問う国民投票の実施(一九八七年十一月二九日)を決定し、それによって、国民各層からの広範な支持を国内外に「誇示」しようとした⁹⁷。国民投票前における政権側の説明によれば、「第二段階」は、「制度改革をめぐる社会主義諸国での情勢の好転(ゴルバチョフ・ソ連政権による「ペレストロイカ」と「新思考外交」の路線 — 著者注)を考慮に入れた抜本的な改革」(ヴァカ)であるため、国民各層から広範な支持を得られるものと予想されていた⁹⁸。

国民投票では、第一問「抜本的な経済復興を目指すプログラムを完全実施することについて、それが急速な変化という二～三年の難しい時期を切り抜けなければならないことを必然的に伴うものであるとしても、あなたは、それに賛成しますか」と第二問「自治の強化や市民権の拡大、及び国家統治への国民参加の拡大という目的を有する民主化に関するポーランド・モデルに対して、あなたは賛成しますか」という二つの質問項目を設定し、「第二段階」への国民の信を問うこととなった。しかし、結果は、政府の予想とは逆に、両項目とも否決(第一問では59%の反対、第二問では54%の反対 — 有権者数に対する比率)されたため、政府は、一九八八年一月から実施予定の消費財、生産財の価格引上げ(加重平均で、消費財は四二%、生産財は六八%の引上げ幅)を一月中は実施しないことを発表すると共に、基本プログラムの導入方法、実施時期などについても、政府内部で再検討することを余儀なくされた⁹⁹。国民投票による否決という予想外の結果に直面して、政権首脳は、以前にも増して、多数の改革派テクノクラート層を積極的に登用し、テクノクラート層の離反を未然に防ぐ措置を講じることとなった。つまり、政権首脳にとって、テクノクラート層の離反が現実味を帯びたものとして認識されるほど、事態は緊迫したものとなった。

三、「一九八八年政治・経済危機」

最後の切り札とも言える改革構想が国民の多数から否決され、政権側が、これに代わるものとして新たな改革構想を再提示する可能性が極めて小さくなったため、改革派テクノクラート層の多くは、政治・経済体制の維持に努めることの限界性、無益さを強調しつつ、むしろ政権側からより積極的に政治・経済体制の変革の可能性を模索すべきことを主張す

るようになった。これに対応して、メスネル内閣とラコフスキ内閣は、「参加方式」に実質的な内容をもたせるよう、「対話方式」と呼称された統治方式を実施に移し、国民各層との「距離」を少しでも縮めようと試みた。しかし、このような統治方式を実施しても、政権側には、もはや行動の自由が僅かしか残されていないことが明らかとなった¹⁰⁰。

政権側の指導力が弱体化し、反政府勢力による政権批判の声が高まる中で、それに追い討ちをかけるかのように、一九八八年に入って、国内・対外両面での不均衡が一層拡大した。加えて、四月には、市場志向型改革の一環として、生産財について、国有製造企業の自主的な価格形成行動が認められたため、独占企業を中心として価格の大幅な引上げが相次ぐこととなった(工業全体の加重平均で五九・八%)。また、これと連動して、商品・サービスの小売価格(加重平均で六一・三%)と個人実質所得(一三・八%)も、それぞれ大幅な上昇を記録したため、実物・貨幣両面での超過需要幅が、かつてないほどに拡大する結果となった。そして、生産財、消費財の不足幅も急激に拡大し、国民各層の生活実感は急速に悪化することとなった¹⁰¹。

経済実績の更なる悪化を契機として、三月～四月と八月～九月には、「連帯」系組織の主導によって、消費財供給の増加、名目賃金の大幅引上げ、労働条件の改善などを要求する大規模なストライキ闘争が展開された。しかし、政権側は、このような反政府勢力の攻勢に対しても、有効な打開策を提示できないばかりか、政権側の中核であったテクノクラート層の間からさえ、もはや従前の政治・経済体制を維持することは不可能であり、その根本的な変革は不可避であるとの声が支配的となり、反政府勢力との何らかの連携の可能性を摸索するようになった。この結果、政権首脳は、従来の政治・経済体制から逸脱する可能性をも含んだ上で、反政府勢力との合意形成を目指す「円卓会議」の開催に踏み切ることとなった。

このように、ヤルゼルスキ政権は、一九八八年末には、政治面、経済面、社会面などあらゆる面で指導力、支配力を喪失しつつあり、再建の方策について自ら提示する可能性をほとんど失いつつあった(「八八年政治・経済危機」)。

その一方で、「連帯」系組織は、市民レベルでの自己組織化(「社会の自己組織化」)を一層強力に推進し、「合法的な」官許組織に拮抗する組織・情報ネットワークを構築することに成功した。このため、組織・情報ネットワークの拡がりという点からも、国民各層からの支持の拡がりという点からも、「連帯」系組織は、社会を代表するもう一つの組織としての条件、資格を十二分に備えるものとなった。

第二章 一九八〇年代の主要経済実績

本章では、「連帯」労組の誕生に始まり、「八二年政治・経済・社会改革」、「三ヵ年計画」、「経済改革の第二段階」、「八八年政治・経済危機」、「一九八九年東欧革命」に終わるヤルゼルスキ政権時代の一〇年間について、マクロ経済実績の特徴と問題点を整理することによって、社会主義建設の正統性の根拠が危機的な状況に陥る中で、経済危機の克服と経済の再建という最重要課題への政権側の取り組みがどのような結果をもたらしたのかを明らかにする。

第一節 国民所得

一. 生産国民所得

表1を見ると、生産国民所得(国内物的純生産 — MPS表示)の変化は、一九八〇年代を通じて三つの時期に区分することができる。

第一の時期は、一九八〇年～一九八二年の三年間であり、いずれの年も対前年増加率は、負値を記録した。とくに、一九八一年には、社会主義時代で最悪の実績を記録し(一二・〇%減)、経済危機がいかに深刻であったかがわかる。部門別では、非社会化部門は大幅な伸び(七・四%増)を記録したが、社会化部門は極度の不振に陥った(一五・六%減)。三年間通算では、生産国民所得は二一・八%減となり、社会化部門と非社会化部門は、それぞれ二四・七%減、七・六%減となった。

部門別に見ると、社会化部門では、いずれの年も増加率は負値を示し、一九八一年には戦後最大の下げ幅を記録した。一方、非社会化部門では、増加率は、一九八〇年に戦後最大の下げ幅(一三・三%減)を記録した後、一九八一年には大幅な改善を示し、一九八二年にも小幅の減少に止まった(〇・八%減)。

社会化部門では、国有部門(造船業、鉄鋼業、機械工業、石炭工業、石油化学工業、食品加工業など)の有力な大企業を舞台として、「連帯」労組の運動が展開されたため、運動の活発化に伴って生産活動が低迷したが、その一方で、非社会化部門では、「連帯」労組の運動が活況を呈する以前に大幅な減少を示し、それが活発化する時期にはむしろ大幅な改善を示す、という異なる変動パターンを示した¹⁰²。

このように、一九八〇年～一九八二年の三年間は、経済危機が深刻化した時期であり、社会化部門の不振が顕在化し、危機的な状況を呈した時期である。その反面、非社会化部門にとっては、この三年間は、本格的な発展への契機となった時期と言える。

第二の時期は、一九八三年～一九八六年の四年間であり、いずれの年も第一の時期に比べて好調な実績を示した¹⁰³。とくに、一九八三年と一九八四年の両年には、生産国民所得は、一九八〇年代を通じて最も高いレベルの増加率を示し(一九八三年六・〇%増、一九八

四年五・六%増)、社会化、非社会化の両部門でも、同様に一九八〇年代を通じて高いレベルの伸びを記録した。社会化部門では、一九八四年(六・〇%増)に一九八〇年代で最高の増加率を記録し、非社会化部門でも、一九八三年(七・九%増)に一九八九年(一三・一%増)に次ぐ高い伸びを記録した。

その後、生産国民所得の増加率は、一九八五年に一旦低下したが(三・四%増)、一九八六年には再び上向いた(四・九%増)。非社会化部門では、増加率は、一九八三年の七・九%増から一九八五年の一・四%増まで低下したが、一九八六年には反転し、再び順調な伸びを記録した(六・七%増)。増加率の変動幅は、社会化部門よりも非社会化部門の方が大きかった。

このように、一九八三年～一九八六年の四年間は、経済危機からの回復の兆しが見られたものの、その後、伸び率が若干の上下動を記録した時期であり、部門別では、その幅は、非社会化部門の方が大きかった。

第三の時期は、一九八七年～一九八九年の三年間であり、増加率は、一九八八年(四・九%増)を頂点として相当の変動を記録した。一九八七年の低迷(一・九%増)、一九八九年のマイナス成長(〇・二%減)というように、この時期に経済不振が再び進行しつつあったことがわかる。更に、増加率の下げ幅は、一九八七年と一九八九年が大きく、この兩年では一九八九年の方が大きかった。一九八〇年代中頃以降、生産国民所得の増加率は上下動を繰り返す、しかも、その幅が拡大しつつあった。

部門別で見ると、社会化部門では、一九八七年(三・四%増)と一九八八年(四・六%増)に若干の変動を示した後、一九八九年には負値を記録した(二・五%減)。社会化部門でも、増加率の下げ幅は、一九八〇年代を通じて一九八九年が最も大きかった。

一方、非社会化部門は、一九八七年(四・一%減)の落ち込みの後、一九八八年(五・七%増)、一九八九年(一三・一%増)と連続して大幅な伸びを記録し、一九八九年には、二桁の伸びを記録するまでになった。

一九八九年における社会化部門のマイナス成長と非社会化部門の急成長という対称的な現象は、権力支配体制の激変過程の中で、社会化部門での生産管理の混乱と非社会化部門の未曾有の活性化が並行して発生したことを物語っている。

以上のように、一九八〇年代を通じて、生産国民所得は、一九八〇年～一九八二年の危機的な状況から、一九八三年と一九八四年の兩年には一時的に回復の兆しを見せたが、それも短期間で終り、その後、一年おきに変動を繰り返す結果となった。一九八〇年代後半には、変動幅が拡大し、一九八九年には、再びマイナス成長に転落した。

社会化、非社会化の両部門でも、それぞれ変動を繰り返したが、とくに、一九八一年と一九八九年の兩年には、社会化部門の不振と非社会化部門の活況という新たな変動パターンが現われた。

以上に関連して、表2を見ると、生産国民所得全体では、一九八〇年代を通じて、資本設備三・四・六%増、労働力六・〇%減、また、部門別で見ると、工業では、資本設備三七・三%増(社会化部門三五・九%増)、労働力四・〇%減(同十四・一%減)、建設業では、資本設備二二・五%増、労働力一五・七%減、農業では、資本設備三二・七%増、労働力九・一%減といったように、資本設備の増加、労働力の減少という正反対の変化を示している。この結果、国民経済全体から見ても、産業部門別に見ても、資本・労働比率が相当程

度上昇したが、実際には、生産不振から脱却できないばかりか、不振の度合いが徐々に深まった。これは、資本・労働比率の上昇が資本生産性の上昇に結びつかなかったことを物語っている。

また、表3を見ると、一九八一年～一九八八年の八年間には、生産国民所得と国内総生産の伸びは同方向での変化を示したが、一九八九年には、生産国民所得〇・二%減、国内総生産〇・二%増と正反対の変化を示した。これは、一九八九年には、MPS方式では算入されない生産活動が一定の伸びを記録したためと考えられる。

二. 産業別生産国民所得

(1) 工業部門

表1を見ると、工業純生産の変化も、生産国民所得のそれと同様に三つの時期に区分することができる。

第一の時期(一九八〇年～一九八二年)では、いずれの年も対前年増加率は負値を示し、社会主義時代で最悪の実績を記録した。とくに、一九八一年には、大幅な落ち込みを記録し(一四・六%減)、工業生産が極度の不振に陥った。部門別でも、社会化部門は、いずれの年も負値を示し、一九八一年には急激な落ち込みを記録している(一五・〇%減)。一方、非社会化部門は、社会化部門とは異なる変動パターンを示し、一九八〇年に大幅な伸びを記録した後(八・三%増)、1981年(一・八%減)、1982年(〇・三%減)と連続して不振が続いた。

第二の時期(一九八三年～一九八六年)では、増加率は、若干の変動は見られるものの、比較的順調な実績を示している。とくに、非社会化部門は未曾有の活況を呈し、一九八三年(一七・二%増)と一九八四年(一五・六%増)には、連続して二桁の伸びを記録した。その後も、一九八五年と一九八六年の両年には、好調な実績が続いた(一九八五年八・一%増、一九八六年八・六%増)。

第三の時期(一九八七年～一九八九年)では、増加率は、一九八八年(四・八%増)に一旦回復する兆しを見せたが、一九八九年には、一九八二年以来のマイナス成長に転落した(二・五%減)。社会化部門でも、同じ傾向を示し、不振の度を深めたが、一方、非社会化部門は、第二の時期を上回る好調な実績を示し、一九八九年には、二二・〇%増という驚くべき伸びを記録した。

以上のように、一九八〇年代を通じて、工業純生産は、生産国民所得の場合と同様の変動パターンを示したが、非社会化部門では、一九八三年以降高い伸びを記録し、一九八三年、一九八四年、一九八八年、一九八九年の四度にわたって二桁の伸びを記録した。

(2) 建設業部門

表1を見ると、建設純生産の変化は、次のような二つの時期に区分することができる。第一の時期(一九八〇年～一九八二年)では、いずれの年も対前年増加率は負値を示し、(工業と同様に)社会主義時代で最悪の実績を記録した。とくに、一九八〇年、一九八一年の両年には、二〇%を越える大幅な減少を記録し、極めて深刻な状況に陥った(一九八〇年二一・四%減、一九八一年二一・〇%減)。

部門別でも、この両年は、社会化、非社会化の両部門とも、急激な落ち込みを記録し、

とくに、社会化部門では、一九八〇年(二二・一%減)、一九八一年(二四・〇%減)と連続して極度の不振に陥った。

第二の時期(一九八三年～一九八九年)では、増加率は、一九八三年(七・七%増)、一九八四年(八・一%増)と連続して好調な実績を記録したが、その後、増加率は低下し、一九八七年には二・一%増にまで低下した。一九八八年(六・二%増)には、一旦回復する兆しを示したものの、一九八九年(〇・七%減)には、一転してマイナス成長を記録した。

部門別では、社会化、非社会化の両部門とも変動を繰り返したが、そのパターンは異なっている。社会化部門では、一九八七年(〇・一%減)にマイナス成長に転落したが、その変動パターンは、純生産全体のそれとほぼ同じである。一方、非社会化部門では、一九八三年(一〇・二%増)に二桁の伸びを記録した後、一九八五年(三・二%増)に一旦低下したものの、その後も好調な実績が続いた。そして、一九八五年以降、社会化部門と非社会化部門は、正反対の変動パターンを記録することとなった。

以上のように、一九八〇年代を通じて、建設純生産では、第一の時期の極度の不振から、一時的な回復が見られたものの、その後も低調な実績に終始し、とくに、一九八〇年後半では、増加率が大幅な上下動を示す結果となった。そして、一九八九年には、一九八二年以来のマイナス成長を記録し、再び不振に陥った。

一方、部門別では、とくに、一九八〇年代中頃以降、社会化部門の伸び悩みと非社会化部門の好調という対称的な変動パターンが見られた。そして、非社会化部門では、一九八三年以降、大幅な伸びが続いた。

(3) 農業純生産

表1を見ると、農業純生産の変化は、工業や建設業の場合とは異なる変動パターンを示している。農業純生産の対前年増加率は、一九八〇年に戦後最悪の実績を示したが(一七・七%減)、一九八一年～一九八四年の四年間には、上下動を伴いながらも比較的順調な実績を示し、回復の兆しを見せるまでになった。とくに、一九八一年と一九八三年の両年には、増加率は八%台を記録し(一九八一年八・七%増、一九八三年八・九%増)、全般的な経済危機の中で農業部門の回復を印象づけることとなった。しかし、一九八〇年代後半には、増加率は、大幅な変動を繰り返しつつ、その幅を一層拡大することとなり、一転して不振に喘ぐ結果となった。一九八五年と一九八七年の両年には、マイナス成長を記録し(一九八五年二・〇%減、一九八七年一・三%減)、一九八七年の実績は、一九八〇年のそれに次ぐ低調な実績となった。

部門別では、非社会化部門が、社会化部門に比べて非常に大きなシェアを占めているため、非社会化部門が純生産全体と同様の変動パターンを示している。非社会化部門の実績が直接的に農業部門全体のそれを左右するという点は、ポーランド農業実績の特徴の一つである¹⁰⁴。一方、社会化部門では、一九八〇年(二四・九%減)、一九八一年(一七・八%減)と連続して大幅な落ち込みを記録した後、一九八二年～一九八四年の三年間には、空前の高い伸びを記録することとなった。その後、社会化部門は、大幅な変動を繰り返し、一九八七年(三・三%減)と一九八八年(四・三%減)には、連続してマイナス成長を記録した。

以上のように、農業純生産は、一九八〇年代前半に一旦回復の兆しを見せたが、一九八〇年代後半になって、大幅な変動を繰り返し、一九八〇年代末期には、社会化、非社会化の両部門が共に不振に陥る結果となった。

(4) 外国貿易業

[A] 国家群別指標

<輸入>

表1を見ると、国家群別の輸入総額の変化は、次のような二つの時期に区分することができる。

第一の時期(一九八〇年～一九八二年)では、いずれの年も対前年増加率は負値を示し、とくに、一九八一年(一六・九%減)と一九八二年(一三・七%減)の両年には、二桁の大幅な落ち込みを記録した。この結果、一九八二年の輸入総額は、三年間通算で二九・一%減となった。

国家群別では、「社会主義国」よりも「その他の国」の方が大幅な落ち込みを記録し、とくに、一九八一年(三一・五%減)と一九八二年(二四・二%減)の両年には、「その他の国」からの輸入総額が四八・一%も急減した。

第二の時期(一九八三年～一九八九年)では、増加率は、変動を繰り返しながら次第にその幅を拡大し、一九八〇年代末期の二年間には、この時期での最高と最低の実績を記録した(一九八八年九・四%増、一九八九年一・五%増)。この時期を通じて、輸入総額は、拡大と縮小を繰り返した。

国家群別では、いずれの群でも変動を繰り返したが、とくに「その他の国」では、一九八〇年代中頃以降、その幅が拡大した(一九八五年一三・四%増、一九八六年一・九%減、一九八七年一〇・七%減、一九八八年二二・七%増)。「その他の国」では、一九八〇年代初めの大規模な落ち込みを経て、一九八三年～一九八五年の三年間には、一時的に順調な実績を示したが、その後、好不調の波がはっきりするようになった。そして、一九八八年には、戦後最高の伸びを記録したが、一九八九年には、一転して大幅な減少を記録した。

<輸出>

表1を見ると、国家群別の輸出総額の変化は、次のような三つの時期に区分することができる。

第一の時期(一九八〇年～一九八一年)では、対前年増加率は、連続して負値を示し、とくに、一九八一年(一九・〇%減)には、社会主義時代で最悪の実績を記録した。輸出総額は、二年間通算で二二・四%減となった。

国家群別では、「社会主義国」は、連続して大幅な減少を記録したため(一九八〇年一九・五%減、一九八一年一七・〇%減)、「社会主義国」への輸出総額は、二年間通算で三三・二%減となった。一方、「その他の国」では、「社会主義国」の変動パターンとは異なり、一九八〇年には五%増の伸びを記録し、一九八一年(二二・〇%減)になって大幅な落ち込みを記録した。「その他の国」への輸出総額は、二年間通算で一七・二%減となったが、下げ幅は、「社会主義国」へのそれよりも小さいものとなった。

第二の時期(一九八二年～一九八四年)では、いずれの年も輸出総額は好調な伸びを示し、とくに、一九八三年(一〇・三%増)と一九八四年(九・五%増)の両年には、一〇%前後の高い伸びを記録した。この時期、輸出総額は大きく伸びた。

国家群別で見ると、「社会主義国」では、増加率に変動はあるものの、いずれの年も好調な実績を示した。一九八二年(一六・六%増)と一九八四年(一〇%増)には、増加率が二桁に達し、とくに、一九八二年には、戦後最高の伸びを記録した。一方、「その他の国」では、

大幅な変動を伴いながらも、一九八三年(一二・四%増)と一九八四年(九%増)の両年には、好調な実績を記録した。但し、一九八二年には、「社会主義国」が戦後最高の伸びを記録したが、「その他の国」は〇・九%増という僅かな伸びに終わった。これは、「非常事態宣言」体制下で、ポーランドがコメコン諸国を中心に輸出を大幅に増加させたことを示している。いずれにしても、「社会主義国」と「その他の国」が交互に二桁の伸びを記録した結果、この時期、輸出総額全体は大幅な伸びを記録することとなった。

第三の時期(一九八五年～一九八九年)では、増加率は、大幅な落ち込みを経た後、次第に回復したが、1989年には再び急落する、という変動パターンを示した。増加率は、一九八五年には、前年の九・五%増から一・三%増にまで急落したが、一九八八年には、一転して九・一%に回復し、一九八九年には再び〇・七%増まで急落する結果となった。

国家群別で見ると、「社会主義国」では、一九八五年、一九八六年と連続して、増加率の若干の低下を伴いながらも、第二の時期に引き続き比較的好調な実績を示したが、一九八〇年代末期には、増加率は上下動を繰り返すこととなった(一九八七年二・八%増、一九八八年五・六%増、一九八九年マイナス成長と推定)。一方、「その他の国」では、一九八五年に大幅な落ち込みを記録したが(六・五%減)、その後、一九八八年には二桁の増加率を記録するまでに回復し(十三・七%増)、戦後最高の伸びを記録した。しかし、一九八九年には、増加率は、再び大幅に低下した。

以上のように、一九八〇年代を通じて、国家群別の輸出総額は、「社会主義国」と「その他の国」のいずれにおいても、増加率が変動を繰り返し、一九八九年には、極めて低調な結果に終わった。変動幅は「その他の国」の方が大きかった。

〔B〕 支払地域別指標

〈第一支払地域〉

表1を見ると、第一支払地域の輸出入総額では、増加率は、いずれも一九八〇年代を通じて傾向的に低下した。輸出入総額共に、一九八三年までは順調な伸びを示したが、その後、徐々に実績が悪化し、とくに、輸入総額を見ると、増加率は、一九八七年以降いずれの年も負値を記録した。一九八九年には、輸入総額は、一九八〇年代を通じて最悪の実績(三・二%減)を記録したが、輸出総額は、僅かながら回復した(二・二%増)。更に、交易条件の変化を見ると、一九八一年～一九八五年の五年間には、いずれの年も負値を示したが、その後は徐々に回復し、一九八九年(五・六%減)には、一九八〇年代を通じて最高の伸びを記録している。加えて、貿易収支尻でも、一九八一年～一九八六年の六年間では、いずれの年も赤字を記録したが、一九八七年に黒字に転じた後、黒字幅が拡大し、一九八九年には二億一〇〇万振替ルーブルに達した。

〈第二支払地域〉

表1を見ると、第二支払地域の輸出入総額では、増加率は、いずれも一九八〇年代を通じて、変動を繰り返し、回復を実感するまでには至らなかった。

とくに、一九八一年～一九八四年の四年間では、増加率は、輸出入総額共に負値を記録し、その間に、輸入総額と輸出総額は、それぞれ20.3%減、24.8%減という大幅な落ち込みを記録した。その後、一九八八年までは、輸出入総額共に回復の兆しを見せ、一九八八年には、輸入総額と輸出総額は、それぞれ5.9%増、6.6%増という一九八〇年代で最高の伸びを記録した。しかし、一九八九年には、増加率が再び低下し(輸入総額〇・六%減、輸

出総額2.4%増)、輸入総額は、マイナス成長を記録した。

また、一九八五年以降、輸出総額の伸びが輸入総額の伸びを上回り、交易条件の改善につながった。更に、貿易収支尻を見ると、一九八二年以降、増減を繰り返しながらも黒字基調が続いたが、一九八九年には、年初の予想(一二億米ドル)を大きく下回る黒字幅(七億六七〇〇万米ドル)に止まった。

以上のように、一九八〇年代を通じて、第一支払地域では、輸出入総額の増加率が傾向的に低下し、貿易収支の赤字が続いたが、一九八〇年代中頃以降、輸出総額の伸びが輸入総額のそれを上回り、一九八〇年代末期の数年間には、貿易収支尻も黒字に転じることとなった。一方、第二支払地域では、輸出入総額共に、一九八〇年代前半に急激な落ち込みを記録した後、一九八〇年代中頃以降の数年間、一時的に回復の兆しを見せたが、一九八九年には、再び低調な結果に終わった。しかし、貿易収支尻を見ると、一九八二年以降、毎年黒字を記録していた。

ところで、国家群別と支払地域別の輸出入比率を用いると、以下のような関係式が成立する。

振替ループル決済以外の決済方式による「社会主義国」への輸出比率----- i
=「社会主義国」への輸出比率(A) - 「第一支払地域」への輸出比率(B)

「その他の国」以外の国々に対する交換可能通貨決済の輸出比率----- ii
=「第二支払地域」への輸出比率(C) - 「その他の国」への輸出比率(D)

振替ループル決済以外の決済方式による「社会主義国」からの輸入比率----- iii
=「社会主義国」からの輸入比率(E) - 「第一支払地域」からの輸入比率(F)

「その他の国」以外の国々に対する交換可能通貨決済の輸入比率----- iv
=「第二支払地域」からの輸入比率(G) - 「その他の国」からの輸入比率(H)

i と ii は、「社会主義国」への交換可能通貨建決済の輸出比率を示し、iii と iv は、「社会主義国」からの交換可能通貨建決済の輸入比率を示している。

表4を見ると、輸出比率は、一九八〇年代初めから中頃にかけて上昇し、その後低下するという変動パターンを示している。一九八〇年代初めと末期を比較すると、輸出比率は高くなり、一九八〇年代末期には六%台を記録している(一九八八年六・六%、一九八九年六・七%)。一方、輸入比率は、一九八〇年代初めから中頃にかけて上昇し、その後も、若干の変動を伴いながらも、一九八九年には八・六%に達している。輸出入いずれも、一九八六年には、一九八〇年代を通じて最高の比率を記録した(輸出八・八%、輸入九・九%)。

このように、1980年代を通じて、「社会主義国」との交換可能通貨建の輸出入比率は、いずれも上昇し、とくに輸入面でその傾向がはっきりしている。

以上の説明から、産業別生産国民所得の変化を見ると、次のような三つの点を指摘することができる。

第一に、一九八〇年代初めの危機的な状況を脱し、回復に向うべき過程が、短期間で終りを告げたため、経済実績の改善が不十分なまま、一九八九年には、再び経済が低迷する結果となった。「三ヵ年計画」期と一九八八年には、経済実績が一時的に改善され、経済不振の長期化傾向にブレーキの掛かる時期もあったが、一九八〇年代を通じて、経済不振の

長期化傾向を食い止めるまでには至らなかった。

第二に、全般的な経済不振の中であって、各産業の非社会化部門が一定の成長を示し、一九八〇年代末期には、全体として生産国民所得の一九・二%を占めるようになった。従来から非社会化部門のシェアが高い農業を除けば、一九八〇年代を通じて、非社会化部門のシェアは、工業は三・六%から七・六%へ、建設業は一三・五%から二七・四%へ、それぞれ上昇した。工業と建設業など基幹部門においても、非社会化部門が重要な役割を担うようになった。

第三に、一九八〇年代を通じて、「社会主義国」との交換可能通貨建の輸出入比率は、傾向的に上昇し、一九八一年～一九八九年では、輸出は三・一%から六・七%へ、輸入は三・七%から八・六%へ、それぞれ上昇し、いずれもシェアは二倍強となっている。また、第二支払地域での貿易収支の黒字幅は、一九八〇年代中頃に一時縮小したものの、一九八八年まで毎年一〇億ドルを越える黒字幅を記録した。対外債務の急増という深刻な経済困難(年末時点での対外純債務残高は、一九八〇年の二五一億九〇〇万米ドルから一九八九年の三六五億ドルに四五・四%増加した — 表15を参照)に直面したポーランドにとって、交換可能通貨での黒字基調の定着は、非常に重要な意味を有していた。

三. 支出国民所得

表5を見ると、支出国民所得(国民物的純生産 — MPA表示)の変化は、生産国民所得の場合と同様に三つの時期に区分することができる。

第一の時期(一九八〇年～一九八二年)では、いずれの年も対前年増加率は負値であり、とくに、一九八一年(一〇・五%減)、一九八二年(一〇・五%減)と連続して大幅に下落し、社会主義時代で最悪の実績を記録した。この時期、支出国民所得は、三年間通算で二四・七%減となった。生産国民所得が二一・八%減であった点を考慮すると、国民所得の生産面よりも支出面の方が大きな打撃を受けたことがわかる。

最終需要別で見ると、消費は、三年連続して増加率が低下し、とくに、一九八一年(四・六%減)と一九八二年(一一・五%減)の両年には、連続してマイナス成長を記録した。消費は、三年間通算で一三・八%減となった。

消費項目別では、個人消費は、消費総額の場合と同様の変動パターンを示し、一九八一年(四・一%減)と一九八二年(一四・六%減)の両年には、大幅な落ち込みを記録した。一方、その他の消費(例えば、集団消費)は、一九八一年こそ大幅なマイナス成長を記録したものの(八・一%減)、一九八二年には二桁の伸びを記録し(一一・五%増)、個人消費の場合とは異なる変動パターンを示した。個人消費は、三年間通算で一六・二%減となったが、その他の消費は逆に三・六%増となった¹⁰⁵。

次に、蓄積を見ると、いずれの年も増加率は負値であり、とくに、一九八〇年(二九・六%減)、一九八一年(二七・六%減)と連続して極めて大幅な減少を記録し、消費と同様に社会主義時代で最悪の実績となった。蓄積は、三年間通算で五二・四%減となった。

とくに、固定資本への純投資では、蓄積総額と同様に、増加率は、いずれの年も負値で、三年間連続して二桁のマイナス成長となった。この結果、固定資本への純投資は、三年間通算で五四・八%減となった。固定資本への純投資のうち、物的生産領域へのそれは、更

に深刻な実績を示し、三年間連続して毎年三〇%を越える大幅なマイナス成長を記録した。この結果、三年間通算で実に六九・二%減となり、一九七九年水準の三分の一以下に急減した。

このように、第一の時期には、消費、蓄積共に大幅な落ち込みを記録した。なかでも、蓄積(とくに、物的生産領域の固定資本への純投資)では、この三年間で三分の一以下に急減する結果となった。しかし、その他の消費は、この三年間に僅かながらも増加し、一九八二年には二桁の伸びを記録した。

第二の時期(一九八三年～一九八六年)では、増加率に若干の変動はあるものの、いずれの年も第一の時期に比べて好調な実績を記録し、支出国民所得は、四年間通算で二〇・八%増を記録した。一九七九年水準への回復は達成できなかったものの、一時的に回復の兆しを示すまでになった。

最終需要別では、消費と蓄積は逆の形の変動パターンを示した。消費は、一九八三年(五・八%増)と一九八六年(四・八%増)を頂点として凸形の変動を示し、蓄積は、一九八四年(七・三%増)と一九八五年(七・二%増)を頂点として凹形の変動を示している。四年間通算では、消費は一九・一%増で、蓄積は二七・二%増となり、消費は、第一の時期での落ち込み分を上回る結果となった。

消費項目別では、個人消費は、消費総額の場合と同様の変動パターンを示したが、その他の消費は、一九八四年(八・三%増)を最高として凸形の変動パターンを示し、個人消費の場合とは逆の形の変動パターンを示した。個人消費は、四年間通算で一八・三%増となり、第一の時期での減少分を回復する結果となった。一方、蓄積項目別では、固定資本への純投資が、一九八三年(九・五%増)、一九八四年(一二・三%増)と連続して大幅な伸びを記録した後、増加率は低下した。固定資本への純投資は、四年間通算で三六・六%増となったが、第一の時期での急減分を回復することはできなかった。しかし、固定資本への純投資のうち、物的生産領域への純投資は、一九八四年(五・五%増)こそ増加率は低下したが、一九八三年(一二%増)、一九八四年(二〇・五%増)、一九八六年(一二・九%増)の三年には、それぞれ二桁の伸びを記録した。このため、物的生産領域の固定資本への純投資は、四年間通算で六〇・八%増となり、第一の時期での急減分の約八〇%を回復することができた。

このように、第二の時期は、回復の兆しを見せた四年間であり、なかでも、消費(個人消費)は、第一の時期での急激な減少分を回復までになった。

第三の時期(一九八七年～一九八九年)では、増加率は、一九八七年(一・八%増)に低下した後、再び上昇し、一九八九年(六%増)には、一九八〇年代を通じて最高の伸びを記録することとなった。

最終需要別では、消費は、一九八七年(二・八%増)、一九八八年(二・九%増)と連続して低い伸びを記録した後、一九八九年(一・七%減)にはマイナス成長を記録した。増加率は、この三年間を通じて低下傾向を示した。消費項目別では、個人消費は、一九八七年、一九八八年と連続して三%台の伸びを記録した後、一九八九年(〇・八%増)には低調な結果に終わった。また、その他の消費では、一九八七年(二・二%増)、一九八八年(一・二%増)、一九八九年(一四・二%減)と三年連続して増加率が低下し、一九八九年には、戦後最悪の落ち込みを記録した。

一方、蓄積では、増加率は大幅な上下動を示した。一九八七年(二・四%減)にマイナス成長を記録した後、一九八八年(一二・八%増)には、一九八〇年代を通じて最高の二桁の伸びを記録したものの、一九八九年(七・一%減)には、再び急激な落ち込みを記録した。

また、固定資本への純投資では、一九八七年(五%増)、一九八八年(九・三%増)と連続して、増加率は上昇したが、一九八九年には、一転して大幅なマイナス成長に転落した(七・四%減)。物的生産領域の固定資本への純投資を見ると、一九八七年(一〇・五%増)、一九八八年(一五%増)と連続して、二桁の大幅な伸びを記録し、第二の時期以来の順調な実績を示したが、一九八九年には、再び大幅なマイナス成長に転落した(九%減)。

このように、第三の時期は、支出国民所得の変化と消費、蓄積の変化との間で大きな食い違いを見せた三年間であった。一九八九年には、支出国民所得は、辛うじてプラス成長を記録したが、消費や蓄積は、マイナス成長を記録することとなった。

以上から、支出国民所得の変化を見ると、次のような点を指摘することができる。生産国民所得の場合とは異なり、支出国民所得は、第二の時期以降、一定の改善を示した。また、一九八〇年代を通じて、蓄積は、消費に比べて大幅な上下動を示し、なかでも、物的生産領域での固定資本への純投資は、支出国民所得の変化を大きく上回る形の変動を示した。一〇年間通算では、消費は七・五%増となったが、蓄積は三八・一%減となり、一九八〇年代を通じて、蓄積が、消費に比べて大幅に抑制されたことがわかる。

第二節 財政・金融

一. 国家予算

(1) 国家予算の推移

表7を見ると、国家(中央・地方)予算総額は、一九八九年には、一九八〇年水準に比べて歳入で二二・四倍、歳出で二三倍となり、歳出の伸びが歳入のそれを若干上回った。

国家予算尻は、(一九八八年を例外として)一九八〇年代を通じて赤字基調で推移し、赤字累積額は、四〇兆一〇六億ズウォティ(一九八九年の国家歳入総額の一三・三%、国家歳出総額の一・九%)に達した。但し、一九八七年(一二二七億ズウォティ)と一九八九年(三兆五七八六億ズウォティ)の赤字幅だけで赤字累積額の九二・三%を占めており、一九八〇年代の赤字累積額の大部分が、一九八〇年代末期に集中して発生したことがわかる。

国家予算総額は、歳出入いずれも一九八八年、一九八九年と連続して急激な伸びを示し、一九八九年には、歳入で二・九八倍、歳出で三・三七倍の伸びを記録した。また、中央予算と地方予算を比べると、一九八〇年代を通じて、予算総額は、地方予算の方が大きな伸びを記録した。地方予算総額を見ると、一九八一年～一九八九年では、歳入で一六一・四倍、歳出で三八・九倍となっている。このため、歳出入いずれにおいても、中央・地方予算の構成比が大きく変化し、地方予算が歳出入共に三〇%以上を占めるようになった。

これに関連して、予算尻の内訳を見ると、一九八〇年代の前半期(一九八一年～一九八四

年)と後半期(一九八五年～一九八九年)の二つの時期で正反対の傾向を示している。前半期には、中央予算尻は黒字で、地方予算尻は赤字であり、後半期には、逆に、中央予算尻は赤字で、地方予算尻は黒字であった。中央予算から地方予算への財政交付金制度が一九八五年に新設された点と賃金・給与税率が一九八五年以降連続して引き上げられた点とその主因と考えられる。

(2) 国家予算の歳出入構造

国家予算総額の部門別歳出入構造を見ると、歳入構造では、表8に示されているように、一九八〇年代を通じて、社会化経済単位のシェアが非常に高く、一九八九年には七九・五％に達した。

社会化経済単位では、工業のシェアが、一九八二年(七〇・六％)を頂点として急激に低下し、一九八五年以降四〇％台で推移した。これは、一九八五年以降、国有工業企業の財務面での自律性を高めるため、課税、納付金、負担金などが相当程度軽減された結果である。工業以外の部門では、国内商業と外国貿易がその比重を僅かに高めている。一方、非社会化経済単位と個人を見ると、シェアは、一九八〇年代を通じて上昇し続け、一九八九年には八・二％に達した。これは、一九八〇年代における非社会化部門の活性化を反映している。

このように、一九八〇年代を通じて、社会化経済単位は依然として八〇％弱という大きなシェアを占めているものの、非社会化経済単位と個人も、次第にシェアを高めつつあった。また、部門別では、工業がシェアを大幅に低下させた一方で、僅かながらも、国内商業と外国貿易がシェアを高めた。

一方、歳出構造では、表9に示されているように、一九八〇年代を通じて、社会化経済単位は、若干の上下動を伴いながらも、一九八一年の六五・五％から一九八九年の四〇・三％へとシェアを大幅に低下させた。

部門別では、工業、建設業、農業、外国貿易の各部門がシェアを低下させたが、なかでも、工業(一九八一年二五・二％から一九八九年一二・五％へ)と外国貿易(一九八一年一七・一％から一九八九年〇・八％へ)の両部門で下げ幅が非常に大きかった。外国貿易では、「八二年経済改革」の実施によって、輸出入補助金の大幅削減を反映している。

その一方で、国内商業は、一九八〇年代末になってシェアを急激に高め、一九八九年(十二％)には、工業に匹敵するほどになった。これは、一九八〇年代末になって、消費財不足の軽減を目的として積極的に消費財供給の増加を図った結果である。上記以外の部門では、科学・教育、保健・社会保障、金融・保険の各部門が、一九八九年には、いずれも一二％台～一三％台のシェアを記録し、国内商業と同様に、工業に匹敵するものとなった。

このように、一九八〇年代を通じて、社会化経済単位、なかでも、工業、建設業、農業、外国貿易の比重が低下する一方で、国内商業、科学・教育、保健・社会保障、金融・保険の各部門が、工業と同程度の比重を占めるようになった。

次に、国家予算の項目別歳入構造を見ると、表10に示されているように、一九八〇年代を通じて、取引税には、さほど大きな変化はないが、所得税、利潤納付金、賃金・給与税という三項目では、はっきりした変化が見られる。

所得税と賃金・給与税では、シェアは、一九八〇年代を通じて傾向的に上昇している。1989年には、両税は、項目別歳入総額の四八・五％に達し、とくに、所得税は、一九八〇年

代末には最大のシェアを示している。逆に、利潤納付金は、一九八〇年代を通じて急激に低下し、1989年には二・三％となった。「八二年経済改革」によって、企業利潤への課税方式が利潤からの納付金方式から利潤所得への課税方式に変更された結果、利潤納付金のシェアが大きく低下することとなった。このように、一九八〇年代を通じて、利潤、賃金・給与など各種所得への課税が強化された。

項目別歳入構造に関連して、非社会化経済単位と個人からの租税(総額、構成比)を見ると、表11に示されているように、租税総額のシェアは、一九八〇年代を通じて傾向的に上昇し、一九八〇年(二・四％)と一九八九年(八・五％)を比べると、シェアは約三・五倍になった。

内訳を見ると、非社会化経済単位では、一九八〇年代を通じて、農業のシェアは、変動を繰り返しながら大幅に低下したが、逆に、農業以外のシェアは、とくに一九八二年以降急激に上昇し、一九八九年には五八・一％に達した。

一方、個人部門では、租税総額のシェアは、一九八〇年代を通じて低下傾向を示し、一九八七年、一九八八年の両年には三一％台～三二％台まで低下したが、一九八九年には、三九・四％まで再び上昇した。報酬税、不動産税、印紙税は、いずれもはっきりした低下を示し、とくに、租税(報酬税、不動産税)のシェアが半減した。しかし、報酬税、印紙税のシェアは、いずれも一九八九年には、一〇・一％、一四％まで再び上昇した。

表10 国家予算の項目別歳入構造 (構成比、％)

	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
取 引 税	31.2	27.4	26.6	36.3	35.5	31.8	30.8	30.7	31.9	29.3
酒類・発酵製品	8.5	9.1	10.9	14.2	11.8	10.0	10.1	10.6	8.7	7.7
タバコ製品	2.0	2.1	2.0	2.2	1.9	1.6	1.8	1.4	1.1	0.7
石油製品	5.5	5.6	3.2	4.3	4.0	3.1	3.5	3.4	4.4	3.1
所 得 税	2.1	2.1	33.6	25.7	24.0	28.9	30.7	33.3	37.8	37.6
利 潤 納 付 金	13.4	10.3	6.0	0.6	1.3	1.1	2.0	1.4	1.5	2.3
安 定 化 税	—	—	—	—	—	—	—	—	1.3	0.02
賃金・給与税	4.8	5.8	8.8	10.3	9.7	9.7	10.1	10.5	10.3	10.9
超 過 報 酬 税	—	—	—	—	—	—	1.6	0.9	2.1	0.2
社会化経済単位への										
不 動 産 税	0.5	0.5	1.5	1.9	2.7	2.7	2.3	2.0	2.3	0.8
社会化部門からの										
社会保険分担金	5.1	5.8	4.1	9.6	9.8	9.2	9.8	—	—	—

(出所)

* Rocznik Statystyczny, 1990, GUS.

このように、一九八〇年代初めには、非社会化経済単位と個人部門のシェアがほぼ半々であったものが、一九八〇年代末期には、前者と後者の比が二対一となり、非社会化経済単位からの租税の比重が大きくなった。これは、一九八〇年代を通じて、非社会化部門で

の(農業以外の)経済活動が比重を高めてきた結果である。

以上から、国家予算については、次のような三つの点を指摘することができる。第一に、一九八〇年代を通じて全体として赤字基調が続いたが、国家予算の中では、中央予算と地方予算の比重が大きく変化し、地方予算が国家予算総額の三分の一を占めるようになった。これは、歳入面での制度変更がその主因であった。

第二に、歳出入構造を見ると、社会化部門は歳出、歳入共に最大のシェアを示したものの、とくに、歳出面では、シェアの低下がはっきりしている。また、歳入面では、社会化部門のシェアは依然として高いが、非社会化経済単位と個人部門のシェアが高まり、一九八〇年代末期では、国内商業や外国貿易のそれと匹敵するほどになった。

第三に、歳入構造を見ると、一九八〇年代を通じて、社会化部門、非社会化部門を問わず、所得への課税方式によって歳入増を図る傾向が見られた。しかし、従来の取引税も依然として国家歳入総額の三分の一弱を占めていた。この意味では、一九八〇年代(一九八二年以降)は、間接税方式から直接税方式への移行の過渡期であったことがわかる。

最後に、中央予算に関連して補助金総額とその形態別支出構造を見ると、表12に示されているように、中央歳出総額に占める補助金総額のシェアは、一九八〇年代を通じて傾向的に低下した。また、補助金総額は、一九八三年に一旦減額されたが、その後、増加の一途を辿り、一九八八年には、金額で一六七〇億ズウォティ、増加率で六六・一%、一九八九年には、金額で七七四四億ズウォティ、増加率で二八四・五%もの急増を記録した。

一方、形態別支出構造を見ると、商品・サービスのシェアは、一九八〇年代を通じて上昇し、一九八〇年の四〇%から、一九八六年と一九八七年の両年には六〇%台に上昇し、一九八八年には七〇・七%に達した。しかし、シェアは、一九八九年になって一転して五九・九%にまで急落した。

内訳を見ると、食料品のシェアは、若干の変動を伴いながらも、一九八〇年代後半には上昇し、一九八八年には三四・三%に達した。一九八八年には、商品・サービスへの補助金のうち、ほぼ半分を食料品への補助金が占めることとなった。しかし、一九八九年には、シェアは二八・九%に低下した。食料品の内訳を見ると、一九八〇年代初めには、肉・肉加工品が最大のシェアを示していたが、一九八三年以降、牛乳製品が最大となり、食料品への補助金に占める牛乳製品へのそれは、一九八三年以降四〇%台のシェアを示している。

商品・サービスでは、公共部門・住宅建設が食料品に次ぐシェアを占め、一九八二年以降、二桁の数値を示している。とくに、一九八六年(二〇・七%)と一九八七年(二四・一%)の両年には、食料品のシェアに匹敵する、あるいはそれを上回るまでになった。その後、シェアは、一転して低下し、一九八九年には一五・九%になった。但し、一九八九年には、食料品と公共部門・住宅建設の二項目だけで、そのシェアは四四・八%に達した。

次に、企業活動のシェアは、一九八〇年代を通じて、若干の上下動はあるものの、大幅な低下を示した。一九八〇年(五二・六%)と一九八一年(五二・五%)には、補助金総額の半分強を占めたが、一九八二年以降急激に低下し、一九八八年(一四・六%)には、一九八〇年の四分の一弱となった。しかし、一九八九年には再び上昇し、シェアは二五・四%となった。

内訳を見ると、一九八〇年代初めには、外国取引が、企業活動への補助金の半分強を占め、そのシェアは、一九八一年には二九・八%に達していた。しかし、外国取引のシェア

は、一九八二年以降急激に低下し、とくに一九八六年以降、そのシェアは一%~二%となった。その一方で、一九八〇年代中頃以降、商品輸送・補給のシェアが上昇し、一九八六年と一九八九年には、それぞれ三〇%、三六・八%に達した。とくに、一九八九年には、商品輸送・補給は、企業活動への補助金の大部分を占め(八七・四%)、更に、商品輸送・補給への補助金のほぼ全額を石炭・褐炭が占めることとなった。商品輸送・補給では、一九八〇年代中頃以降、その圧倒的な部分が石炭・褐炭への補助金が占めるようになった。

なお、一九八七年には、外国に支払う銀行利子への補助金が廃止され、また、一九八九年には、外国取引への補助金が全廃された。

これらの事実は、いずれも「八二年経済改革」と「経済改革の第二段階」による補助金制度の変更を反映しているが、企業活動のシェアから商品輸送・補給と外国取引のそれを差し引いた残余分を見ると¹⁰⁶、一九八〇年代を通じて、その比率は、傾向的には低下し、一九八九年には三・二%になった。この大半は、企業の生産活動への補助金であった。

以上のように、中央予算からの補助金支出は、一九八〇年代を通じて、企業活動への補助金支出から商品・サービスへのそれに比重が移行した。一九八〇年代末には、食料品と公共部門・住宅建設という最終消費者に直接関連する領域での補助金支出が、補助金総額の半分を上回った。これは、補助金政策の力点が、国民生活への直接的な悪影響を除去することに置かれていたことを示すが、これは、市場志向の改革措置を講じる一方で、政府が自らその実効性を減じる措置を講じていたことを意味していた。

二. 銀行バランスの推移¹⁰⁷

表13を見ると、銀行の収支総額は、一九八〇年代を通じて増加の一途を辿っており、とくに、一九八〇年代中頃以降、その傾向は著しい。対前年増加率は、一九八七年と一九八八年の両年には五〇%前後であり、一九八九年には実に九・二倍強となっている。

貸借構造を見ると、まず貸方(支出面)では、一九八〇年代を通じて、社会化部門への信用のシェアが急激な低下を示した。一九八〇年には、支出総額の九一・七%を占めていたが、一九八八年には三三・四%まで下落した。そして、一九八九年には更に低下し、一〇・四%となった。一九八九年における信用政策の大幅な変更がこの結果に反映されている。

内訳を見ても、いずれの項目でも、シェアは大きく低下している。なかでも、社会化部門の企業への投資信用と住宅建設協同組合の運転資本への信用の二項目が、大幅な下落を示している。しかし、長期決済基金では、若干の変動は見られるものの、一九八〇年代中頃以降、シェアは急激に上昇した。一九八八年には四九・七%を占め、支出総額の約半分に達した。一九八七年以降の長期決済基金への支出増は、西側市場での為替レートの激変に対応するため、国立銀行が、一九八七年四月以降、毎週月曜日に新たな公定レートを発表し、対外債務の評価損をできるだけ減額しようとした事実を反映している。また、一九八九年には、実に八二・八%という高率を記録したが、これは、一九八九年後半に公定レートを連続して大幅に切り下げた事実を反映している。

このように、貸方を見ると、社会化部門への信用のシェアが劇的な低下を示したが、その一方で、長期決済基金のシェアが急激に上昇し、一九八九年には、支出総額の八三%弱に達した。一九八〇年代を通じて、銀行の貸方構造が大きく変化したことがわかる。

次に、借方(収入面)を見ると、一九八〇年代中頃以降、対外活動資金のシェアが急激に上昇した。一九八八年(五五%)には、収入総額の半分以上を占め、一九八九年には実に八二・一%に達した。これは、為替レートの変動に対処する必要が増したことに加えて、一九八〇年代後半になって、新事業の展開その他の理由から、外貨決済のケースが急増したことも反映している。

その一方で、企業とその他の経済単位の資金と預金の二項目は、一九八〇年代を通じて、シェアが大幅に低下し、一九八九年には、それぞれ二・八%、二・九%に急落した。とくに、預金は、一九八五年に一旦一七%台まで上昇した後、大きく低下した。

更に、現金通貨発行高を見ると、預金のそれと同様に、そのシェアは、一九八〇年代中頃に一一%台まで上昇したが、一九八六年以降、変動しながらも低下していった。一九八九年には、そのシェアは四・六%まで低下した。これは、一九八九年後半での現金通貨発行量の削減を反映している。

このように、借方構造を見ると、一九八〇年代を通じて、対外活動資金のシェアが急激に上昇し、企業とその他の経済単位の資金がシェアを下げる結果となった。これは、貸方構造の変化に対応する変化と考えられる。また、一九八九年になって、政策転換の結果、銀行の借方構造も大きく変容した。

以上に関連して、表13の<付属表>を見ると、一九八九年には、貨幣流通高が対銀行負債残高を大幅に超過していることがわかる(四四兆九〇〇〇億ズウォティ。この超過分は、国民一人当たり約一二〇万ズウォティに相当する)。一九八九年には、国民と企業等の流動性が国家予算(二二兆八〇〇〇ズウォティ)の二倍弱に達した。

まず、資産面を見ると、貨幣流通高が極めて大幅な増加を示し(四八九%)、とくに、国民と企業等の外貨残高は、この一年間に一六倍強となった。一九八九年には、国民と企業等による外貨預金が完全自由化されたが、その規模は、一九八九年一二月二九日時点の公定レート(一米ドル=九五〇〇ズウォティ)で換算しても、四六億一〇五三万米ドルに上っている。また、国民と企業等の資金残高も急増し(一八二・四%)、とくに、国民と企業等の現金残高が四倍弱になった。更に、国民と企業等の預金残高も、それぞれ二倍以上に急増した。

このように、一九八九年には、国民と企業等の現金・預金残高が、いずれも激増することとなった。これは、インフレ現象の激化に対応した結果であるが、預金残高の急増は、一九八九年一〇月以降の金利体系の大幅改訂に起因する現象である。

一方、負債面を見ると、国民と企業等の対銀行負債残高も急増した(一二一・二%)。部門別に見ても、社会化、非社会化の両部門共に、この一年間に急増し(社会化部門一三六・五%、非社会化部門一一三・一%)、とくに、社会化部門の運転資本への信用は三倍強となった。しかし、社会化部門の投資信用の伸び(五四・五%)は、運転資本への信用のそれに比べてかなり低く、社会化部門では、この一年間に投資への資金需要よりも運転資本へのそれが急増した。社会化部門での投資費用価格の上昇が、一九八九年には一九四・六%(後掲の表25を参照)であったことを考慮すると、上記の結果は、一九八九年の蓄積が実質的に減少したという支出国民所得の変化の結果を裏づけるものとなっている。インフレ現象の激化に直面して、社会化部門の経済主体は、経常活動での費用(賃金、原材料など)の急増に対処するため、銀行信用の受与に傾斜したものと考えられる。

このように、一九八九年には、国民と企業等の過剰流動性が極めて大きな規模に達する一方で、対銀行負債も、社会化、非社会化の両部門で大幅な増加を記録することとなった。

三．対外債務

表14を見ると、一九八九年末時点では、第一支払地域と第二支払地域への総債務残高は、それぞれ五八億振替ルーブルと四〇八億米ドルに達し、対外債務総額は、国家歳出総額の3倍に相当する規模となった。ズウォティ換算の対外債務総額で見ると、総債務は、一九八〇年代を通じて年々増加幅を拡大し、とくに、一九八四年以降では、増加幅が急速に拡大した。地域別に見ると、第一支払地域への総債務は、一九八七年(六六億振替ルーブル)を最高として減少傾向にあるが、第二支払地域へのそれは、若干の増減はあるものの、一九八〇年代を通じて増加傾向にある。

これに関連して、表15を見ると、交換可能通貨表示の対外純債務では、一九八一年～一九八四年には、顕著な変化は見られないが、一九八五年～一九八七年には、年々三〇億米ドル前後の増加を記録した。その後、一九八八年には、(一九八三年と一九八五年に続いて)対外純債務は小幅の減少を示したが、一九八九年には、一〇億米ドル弱の増加を記録した。総債務と純債務の差を見ると、一九八五年以降、その差は徐々に拡大し、一九八九年には、四三億米ドルとなった¹⁰⁸。

一方、総債務の年次別新規増加分を見ると、第一支払地域と第二支払地域のいずれについても、さほど大きな変化は見られない。一九八六年～一九八九年では、第一支払地域での年次別新規増加分には変化はほとんど見られないが、第二支払地域でのそれについては、徐々に増加に転じた。また、第一支払地域と第二支払地域のいずれについても、総債務の増加分が年次別新規増加分を上回るケースが見られる。このようなケースには、返済繰延べ(リスケ)、利子支払額の元本繰入などが実施されたケースが含まれている。

以上に関連して、対外総債務の貸し手のシェアを見ると、表17に示されているように、ソ連・東欧諸国の中では、ポーランドは、公的・政府保証が最大のシェアを占めている。これは、ソ連・東欧諸国の中でポーランドだけに特徴的な点である。

公的・政府保証のシェアは、さほど大きな変動は見られないものの、一九八二年に四〇%まで一旦低下した後、一九八三年～一九八六年の四年間には年々上昇し、一九八六年には四七%に達した。その後、シェアは、一九八七年(四五%)と一九八八年(四四%)と連続して低下したが、一九八〇年代を通じて、公的・政府保証は、常に最大のシェアを示している。この意味では、公的・政府保証の債務の軽減措置は、ポーランドにとってこそ最も大きな効果を生むものと考えられる。

また、民間銀行のシェアがかなり低下する一方で、「その他」のシェアが上昇している。このため、両者の間でシェアの大小関係が逆転することとなった。民間銀行のシェアは、一九八一年の三六%から一九八八年には一九%にまで低下しているが、一方、「その他」のシェアは、一九八一年に二二%であったものが、一九八八年には三七%にまで上昇している。そして、ソ連・東欧諸国の中では、一九八〇年代を通じて、ポーランドの「その他」のシェアは、常に最大のシェアを示し、民間銀行のそれは最低のシェアを示している。しかも、民間銀行のシェアは、他の国々のそれに比べてかなり低いものとなっている。

このように、対外総債務の貸し手構造を見ると、ポーランドでは、公的・政府保証が最大のシェアを示し、しかも、そのシェアはソ連・東欧諸国の中で最大である。また、一九八〇年代を通じて、民間銀行と「その他」の地位が逆転し、しかも、「その他」はソ連・東欧諸国の中で常に最大のシェアを示している。

以上のように、ポーランドでは、第一支払地域への総債務が一九八〇年代末になって減少傾向を示す一方で、第二支払地域へのそれは依然として増加傾向にある。しかし、対外債務が累増する一方で、総債務と純債務の差(外貨準備、対外債権など)も漸増傾向を示し、一九八九年には四三億米ドルになった。また、対外総債務の貸し手構造を見ると、公的・政府保証が最大のシェアを示す一方で、民間銀行の地位が低下し、「その他」が公的・政府保証に次ぐシェアを示すこととなった。

更に、ソ連・東欧諸国の対外純債務・商品輸出比率(表18)とデッド・サービス・レシオ(表19。以下では、DB比率と略記)を見ると、対外純債務・商品輸出比率で見ても、DB比率で見ても、ポーランドは、一九八〇年代を通じてソ連・東欧諸国の中で常に最大であり、しかも、他の国々の比率と比べて、その差は大きい。

対外純債務・輸出比率では、ポーランドは、一九八〇年代前半に低下傾向を示し、一九八四年には四五九％になったが、一九八五年以降、変動を伴いながら再び上昇し、一九八九年には五三二％に達した。その他の国々を見ると、ブルガリア、ハンガリー、チェコスロヴァキア、ソ連の四ヶ国では、対外純債務・輸出比率は、一九八〇年代前半には低下したが、一九八五年以降再び上昇し、一九八九年には、それぞれ二六三％、三二六％、九五％、一一三％に達した。旧東独では、この比率は、上記四ヶ国と同様に、一九八〇年代前半に低下し、一九八五年以降再び上昇したが、一九八九年(一一八％)には、一九八〇年代初めの水準(一九八一年一九八％、一九八二年一四一％)よりも低くなった。いずれにしても、ルーマニアを除くソ連・東欧六ヶ国では、一九八〇年代末には、対外純債務は、年次輸出額を超過、あるいはそれにほぼ匹敵する規模となった。

一方、DB比率では、一九八〇年代前半には、ポーランドだけが三桁の値を示し、元利返済額が年次輸出額と貿易外収入額の合計を上回るという深刻な状況を示した。その後、DB比率は、一時かなり低下したが、一九八七年以降、再び上昇傾向を示し、一九八九年には八八％に達した。その他の国々を見ると、一九八九年には、ルーマニアとチェコスロヴァキアを除く国々で危機ラインと言われる二〇％を越えた。とくに、旧東独(七〇％)、ハンガリー(四五％)、ブルガリア(四〇％)の三ヶ国では、危機ラインを大幅に上回る状況となった¹⁰⁹。

加えて、ソ連・東欧諸国における純利子支払額の対輸出比率を見ると、表20に示されているように、ポーランドでは、一九八〇年代初めの水準よりも低下したものの、一九八九年でも四九％に達し、他の国々の比率よりもかなり高い。これは、ポーランドにおいて利子支払が大きな負担になっていることを示している。

また、ソ連・東欧諸国における外貨準備高の対輸入比率を見ると、表21に示されているように、ポーランドでは、この比率は、一九八〇年代を通じて急激に上昇し、一九八一年の一三％から一九八九年には五三％に達している(四・一倍)。この時期、外貨準備高も、八億米ドルから三五億米ドルへと四・四倍弱増加しており、一九八〇年代を通じて、外貨準備高当りの輸入額には目立った変化はなかった。

最後に、ソ連・東欧諸国におけるネット・バルナビリティ(以下では、NVと略記)を見ると、表21に示されているように、ポーランドとハンガリーでは、若干の改善はあるものの、NVは、一九八〇年代を通じて常に負値であり、また、ブルガリアとチェコスロヴァキアも、一九八〇年代末には負値に転落した。その一方で、旧東独、ルーマニア、ソ連の三カ国は、一九八〇年代後半になっても正値を示し、とくに、ソ連は、一九八〇年代を通じて常に正値を記録した。

以上のように、ポーランドの対外債務実績は、いずれの指標で見ても、ソ連・東欧諸国の中で最悪で、一九八〇年代後半には、その度合いが一層深刻化した¹¹⁰。

第三節 価格と個人所得

一. 価格

表25を見ると、一九八〇年代後半には、いずれの価格指標においてもインフレ現象の一層の激化が確認される。例えば、GDPデフレーターでは、一九八六年一九%、一九八七年二八・二%、一九八八年六八%、一九八九年二九八・五%といった形で、一九八〇年代末になるにつれて、インフレ現象が進行したことがわかる。

表26を見ると、商品・サービスの小売価格は、一九八〇年代を通じて上昇し、一九八九年には、対前年上昇率二五一・一%に達した。小売価格は、「八二年経済改革」の価格改訂による大幅な引上げ(一九八二年一〇四・五%)を経て、一九八〇年代中頃には、一時一五%前後の上昇率に低下したものの、その後、上昇幅を拡大し、一九八九年には、価格が一挙に三・五倍強となった。この結果、商品・サービスの小売価格は、一九八九年には、一九八〇年水準に比べて実に三三倍弱となった。

また、一九八九年だけを見ても、第三・四半期以降、小売価格が急激に上昇し、第四・四半期には、対前年同期比五五四%の急騰を記録した。これは、食料品関係の農産物の小売価格の自由化と各種サービスの小売価格の大幅な引上げ(一九八九年八月以降に順次実施)、社会化部門における工業製品と建設資材の小売価格の大幅な引上げ(一九八九年一〇月以降に順次実施)などが、その主因である¹¹¹。

消費財小売価格の変化を見ると、食料品では、一九八二年の一六二・八%という大幅な引上げを経て、その後、(政治的、社会的な配慮から)引上げ幅を二〇%以下に維持していたが、一九八九年には、消費財小売価格の多数が自由化されたため、三二四・四%もの急騰を記録することとなった。これを一九八九年一二月末で見れば、対前年同月比九一七・六%の超インフレであった。食料品の小売価格は、一九八九年には、一九八〇年水準に比べて三〇倍弱となった。また、アルコール飲料、非食料品、非消費財を見ても、食料品ほどではないにしても、一九八〇年代を通じてそれぞれ極めて大幅な上昇が見られた。これら三種の小売価格では、一九八九年には、一九八〇年水準と比べて、それぞれ四〇倍弱、二七倍弱、二九倍弱となった。

このように、いずれの価格指標を見ても、一九八〇年代を通じて価格は急騰し、とくに、

一九八九年には、それが爆発的な形で生じることとなった。そして、このような現象は、価格の自由化、補助金の削減・撤廃という改革措置によって加速化されることとなった。

二．個人所得

個人実質所得の変化を見ると、表28に示されているように、個人実質貨幣所得、個人実質実物所得のいずれにおいても、一九八九年には、一九八〇年水準に比べてそれぞれ一九・八％、二四・八％増加した。また、一九八九年には、小売価格が急騰したにも拘らず、個人実質貨幣所得、個人実質実物所得は、それぞれ六・四％、二％増加した。個人実質所得が一九八〇年代を通じて増加したこと、また、一九八九年にも、個人実質所得は増加したこと、という二点は、消費財への超過需要が相当規模に達していた点を裏づける証左として注目される。

次に、一九八〇年代後半における個人名目所得総額の収入構成を見ると、表29に示されているように、名目賃金、社会給付金、個人の農業活動所得、その他の個人所得など項目別のシェアには、さほど大きな変化はなく、また、名目賃金と社会給付金の合計が個人名目所得総額の六〇％強を占めるという状況にも、目立った変化はなかった。

一方、一九八〇年代後半における個人名目所得総額の支出構成を見ると、表30に示されているように、個人消費は、一九八五年～一九八七年にはそのシェアを高め、一九八七年には八八・四％を占めるようになった。しかし、その後、個人消費のシェアは、一九八八年(七九・五％)、一九八九年(七三・九％)と連続して低下した。一九八七年と一九八九年の二年間だけで一五・一％もの低下を記録したが、これは、一九八八年と一九八九年と続いたインフレの激化がその主因であった。

一方、資金増は、シェアが一九八七年に六％まで低下したが、一九八八年(一四・七％)、一九八九年(一八・四％)と連続して二桁の増加率を記録し、一九八七年と一九八九年の二年間だけで一二・四％の増加を記録した。

個人消費と資金増のシェアを合計すると、その値は、一九八〇年代後半には九五％前後でほぼ安定している。これは、個人消費のシェアの低下がインフレへの自己防衛策としての自己資金増と裏腹の関係にあったことを示している(強制貯蓄の存在)。

このように、個人名目所得総額の収支構成を見ると、収入面では、項目別のシェアが目立った変化はなく、名目賃金と社会給付金が主要な収入源である状況が続いていたが、他方、支出面では、個人消費のシェアの大幅な低下は見られたものの、自己資金の増加によるインフレ現象への自己防衛策が一定程度講じられていたことがわかる。

以上のように、個人所得の側面から見れば、一九八〇年代末になっても、国民の間には、インフレ現象から自己の消費生活を防衛する「余裕」がまだ残されていたと言えよう。

第三部 「脱社会主義」の体制転換

第一章 「一九八九年東欧革命」と「経済プログラム」

本章では、「脱社会主義」を標榜した体制転換過程への直接的な契機となった「一九八九年東欧革命」について、その特徴と基本性格を分析した上で、「一九九〇年経済改革」の基本プログラムとなった「経済プログラム」について、その中心問題と基本性格を明らかにする。

第一節 「一九八九年東欧革命」

「一九八九年東欧革命」と総称される一連の政変過程、その後に実施された各種の選挙(中央・地方議会選挙、大統領選挙)、これらを契機とした政治指導勢力の再編成過程は、次のような二つの注目すべき現実を浮き彫りにした。

一つは、社会主義建設過程の理論的、現実的な再検討を通じて、様々な社会階層の改革・再生エネルギーを統合し、民衆による自律的な人格の自己実現の可能性を模索するという改革構想 — 代表例は、「連帯」運動期に提示された、社会主義社会における政治の多元性、経済の複数性、市民社会の自律性に基づく民主的な改革構想 — が一時的にしる後景に退けられたという現実であり、もう一つは、社会主義の体制、建設理論、及びその展開過程が全面的に否定されただけでなく、社会主義に対置しうる(と想定された)体制と建設理論への肯定的な評価とその積極的な導入が一挙に進められたという現実である。

これら二つの現実には、東欧各国の民衆が、社会主義時代に蓄積した様々な経験、体験に基づいて、国内的な意味でも、国際的な意味でも、その過程を抑圧的な暴力機構に支えられた人為的、恣意的、偽善的なものと見なしていたことを意味する。また、これらの現実には、様々な社会主義経験を積み上げるだけでなく、その経験を民衆の間で「分析」し続けることによって、彼らの姿勢が、社会主義の建設過程について、政治的、経済的、社会的なレベルでの否定に止まらず、文化的、倫理的なレベルでの否認にまで及んでいたことを意味する。そして、このような姿勢には、社会主義の体制と建設理論の歴史的な役割を客観的に、冷静に再検討し、その結果に基づいて、新たな体制転換の可能性を見出すといった時間的、空間的な「余裕」は存在しえなかった。このため、社会主義体制からの速やかな、集中的な脱却を改革プログラムの形で具体的に提示することが、「革命」後の新政権にとっての最重要の政治課題となった。

この結果、東欧各国の民衆は、人間の尊厳性の尊重を制度的に保障する政治システムとして、民主主義制度を構想し、その確立を目指すという基本目標を設定(確認)した上で、当面の目標として、旧政権党による国家・社会機構の(亜)一元的な権力支配体制を否定し、市民社会の自律性を保障しうる、政治的な複数主義に基づく議会制民主主義制度の確立を目指し、その具体的な形態として、西側先進諸国で一般的と考えられた議会制民主主義制度を想定した。また、政治システムの具体的な形態に対応して、経済システムのそれについても、東欧各国の民衆は、西側先進諸国において十全な機能を果たしていると想定した

市場経済制度を具体的な目標と定めた。

但し、東欧各国の民衆が、市場経済制度を具体的な目標として掲げたとしても、それは、市場経済制度が議会制民主主義制度に対応する経済システムであると想定する限りにおいてであり、更には、市場経済制度を社会主義制経済システムの根本的な否定への代替システムとして理解する限りにおいてであった。つまり、彼らが西側先進諸国で具体的に実績を積み重ねていると見なした、議会制民主主義制度と市場経済制度の「組合せ」は、東欧各国の民衆にとっては、従前のシステムを意識的、積極的に否定する根拠とならねばならず、更には、具体的な改善成果の提示によって、その否定を彼らに説得し続けなければならないものであった。

このように、新政権による変革過程は、このような「革命」の基本性格に規定される形で、「脱社会主義」を標榜するものとならざるをえなかったため、政変当初から、権力支配体制の正統性についての新たな根拠の中に安定的な要素と不安定的な要素を表裏一体のものとして合わせ持つこととなった。

以上のように、「革命」とは、東欧各国の民衆が、自己の経験とその分析結果に基づいて、新たな体制とその建設理論に関して、一つの「選択肢」を想定した過程と理解することができるが、その一方で、このような過程は、社会主義の体制と建設理論の歴史的な役割への客観的な再検討に基づくものではなく、社会主義体制の全面的な否定とそれからの速やかな脱却への希求に基づくものとならざるをえなかった。

ところで、「一九八九年東欧革命」の展開過程を見ると、東欧各国の民衆は、「自制的な非暴力の革命」を進める舞台として、「フォーラム」、「円卓会議」という名の、広範な社会階層を包摂する市民レベルの横断的な組織を考案した¹¹²。これは、従来の政権党、人民戦線、官許の社会・文化団体とは異質のものであり、市民レベルでの「ヨコ」の連帯を基軸とした組織であった。言うまでもなく、このような組織が成立し、一定の政治的、社会的な役割を果たしうるためには、それぞれの国々や地域に市民社会(らしきもの)が構築されていなければならないが、ポーランド、ハンガリー、チェコスロヴァキア、旧東独など中東欧諸国では、このような組織は、体制観、価値観、運動路線などでの基本的な一致や合意に基づいて成立していた。実際に、これらの組織は、具体的な目標や行動戦略の点で参加主体間に一定の相違が存在することを前提とした上で、公開討論、対話集会などの広範なコミュニケーションを通じて、これら相違点を一定の範囲内での一致(合意)に導くものであった。そして、東欧各国の民衆は、このような組織を「合法的な」組織に拮抗しうるものとして位置づけ、これらを舞台として、旧政権党による権力支配体制の正統性に挑むこととなった。

このような運動以外でも、一九八〇年代中頃以降、自然・環境破壊の告発運動——例えば、ドナウ河流域でのハンガリー、チェコスロヴァキア両国政府共同のダム建設工事による生態系破壊の告発、ポーランド、スロヴァキア、東独などでの工場排煙・排水による大気・水質汚染の告発など)、文化的、歴史的な遺産の破壊の告発運動(例えば、旧東独、スロヴァキア、ハンガリーなどでの都市再開発による歴史的建造物の破壊の告発——)を通じて、様々な社会階層、組織を横断するネットワークの構築に成功し、徐々に旧政権党、官許組織の存立基盤を弱体化、希薄化させるものとなった。

このように、東欧各国の民衆は、意図的であろうと、なかろうと、「市民レベルでの自己組織化(社会の自己組織化)」を進展させることによって、旧政権党による支配の正統性の根拠を震撼させ、枯渇させ、最終的には、政権交替の「受け皿」を市民レベルの間に準備することに成功した。更に、このような過程と並行して、旧政権党内部でも改革派テクノクラート層が台頭し、その一部との間で体制変革について基本合意の成立する可能性が大きくなるにつれて、これらの組織は、彼らをもその構成メンバーに加え、「権力の空白」への懸念を顕在化させずに政権交替を行える条件を作り上げた。これは、旧政権時代以来の社会・経済建設の専門家層を「革命」後の新政権に組み入れ、新たな制度構築に向けて、彼らの知識、経験を活用することを可能にしたが、その一方で、旧政権党員の一掃を強く要求する民衆からは、厳しい批判を浴びることとなった。

一方、「参加方式」、「対話方式」が有効に機能しないことがはっきりし、最後の切り札とも言える「第二段階」構想さえ国民の多数から否定されてしまったため、改革派テクノクラート層は、政治・経済体制の維持に努めることの限界性、無益さを認識し、自らの主導で政治・経済体制を変革する可能性を模索するようになった。この結果、彼らは、従来の政治・経済体制から逸脱する可能性をも含んだ上で、「円卓会議」、「政治協商会議」などを舞台とした合意形成方式の活用に活路を見い出そうとし、権力支配の覇権を争う法的、制度的な手続き(例えば、国会議員選挙の実施手順)と政治・経済改革の基本方向の決定とをそこでの論議に委ねることとなった。

このような事態は、改革派テクノクラート層が、権力支配の正統性について新たな根拠を提示することを断念し、政権の座を失う危険性をも考慮に入れた上で、反政府勢力との合意形成を模索しつつ、政治・経済体制の変革過程での主導権を確保、維持しようとしたことを意味する。しかし、その後、改革派テクノクラート層のこのような意図すら、民衆の大多数から全面的に否認されることがはっきりしたため、彼らは、政権の座を自ら放棄せざるをえない状況に追い込まれた。

その一方で、一九八〇年代初め以降実施されてきた市場志向の改革路線が、一九八〇年代末には、国内的にも、国際的にも、経済改革の基本方向として広く是認されるようになったため、改革派テクノクラート層は、従来から培ってきた専門的な知識と経験に基づき、経済システムの変革への実質的な主導権を握る形で改革指導層の一翼を担うこととなり、政権交替後においても、改革指導面から排除されることもなく、有力な活動拠点を確保し、経済改革案の策定とその実施の両面で、旧政権党時代に比べてもより大きな自由を手にする結果となった¹¹³。

以上のように、「一九八九年東欧革命」を経て、東欧各国の民衆は、「社会の主人公は誰であるべきか」について自ら一つの「回答」を示した。その際、彼らは、「回答」を作成するためのモデルとして西側先進諸国の政治・経済制度の採用を熱望し、それを人間の尊厳性の回復と経済危機の克服のための不可欠な制度的基盤と想定した。このため、新政権による変革過程は、このような「回答」を自明の前提とするところから着手されることとなり、新政権による権力支配の正統性を民衆がどこまで理解し続けるかが、変革過程の行方を左右する重要な要素となった。従って、変革過程での政策措置やその実績がこのような「回答」に抵触する事態となれば、改革構想と「回答」のいずれか(あるいは、その両者)を再検討せざるをえない状況になる。このため、新たな制度変革に着手する場合には、改革構想、制度

的な枠組み、具体的な政策措置の相互関係について十分に検討するという時間的な「余裕」が重要な要素と考えられた。

第二節 「経済プログラム」

一九八九年九月一二日に誕生したマゾヴィエツキ内閣は、一〇月九日、「経済プログラム — 主要な前提と方向」¹¹⁴と題する新たな経済改革案を決定した後、二ヵ月半の準備期間を経て、一九九〇年一月一日より本格的な経済改革に着手した（「九〇年経済改革」）。

「経済プログラム」は、その作成作業が二五日間という短期間で行われた点もさることながら、その内容が、社会主義経済システムからの速やかな全面的脱却を目指して、国民各層に相当程度の犠牲と忍耐を求める厳しいものであったという点で、国内外から注目を浴びることとなった。また、「九〇年経済改革」が本格的に実施されるや、僅かな期間内に、インフレ率の急激な低下、非耐久消費財の不足の解消、ズウォティ通貨の国内交換性の確立といったように、経済実績の一部が劇的な改善を示したため、「九〇年経済改革」は、社会主義経済システムを抜本的に変革する、いわゆるショック療法による体制変革の事例として注目の的となった。

しかし、その後、産業構造の再編が予定より大幅に遅れ、また、金融、財政、貿易、合併、投資保護、所有などの制度変革も遅々として進まない事態が表面化するにつれて、早くも一九九〇年中頃には、改革方針の一部に変更が加えられることとなった。それと並行して、国内外での論議も、システム変革過程の単なる追跡から、その意義や問題点、今後の可能性を客観的に検討するものへと変容することとなった。しかし、一九九一年に入って、インフレの再燃、失業の増大、財政赤字の拡大など経済実績面で問題が山積する一方で、産業構造の変革、諸々の制度変革が徐々に進行し、新たな経済システムの基本像がその輪郭を見せるようになるにつれて、経済の安定化と制度変革の相互関係という視角から「九〇年経済改革」を再検討する論議が展開されるようになった。

一、「経済プログラム」の概要

「経済プログラム」は、「Ⅰ．出発点」、「Ⅱ．プログラムの全般的な諸前提」、「Ⅲ．経済の安定化」、「Ⅳ．システムの変革」、「Ⅴ．経済システムの変革に伴う社会政策」、「Ⅵ．安定化とシステム変革のプログラムへの外国の支援」、「Ⅶ．プログラムが成功するための社会・政治的条件」という七章から構成され、その内容は、以下のように三つに区分される。

第一は、「Ⅰ．出発点」と「Ⅱ．プログラムの全般的な諸前提」という二章であり、ここでは、改革の開始時点での経済状況の説明に始まり、改革の目的、目標、径路、前提条件、改革過程の段階区分などが説明されている。

「経済プログラム」は、改革の開始時点での状況について、「経済の不均衡の増大、国家財政の全面的な破綻、生態系に見られる悲惨な状況、住宅危機、対外債務の重圧、最も活力ある青年層の(国外 — 著者挿入)移住」などの問題に加えて、とくに改革直前の数ヵ月間に

「賃金の大幅増と結びついた諸価格の急騰、ズウォティ通貨からの逃避、財政赤字の累増、産出量の減少」などの問題が顕在化し、ポーランド経済が「深刻さの度合いをますます深めるもの」となった点を指摘した上で、このような状況の原因について、「経済が極端な非効率に陥った原因は、従来の経済システムに深く根ざしたものである」と断じ、「根本的な変革が行われなければ、危機が社会の隅々にまで広がり、それが今後も長引き――(中略)――文明の昏睡状態」に陥ることになると訴えている。

また、「一九八〇年代の諸改革が上辺だけのものであったという残念な経験」と「社会に重圧を加える過渡期をできるだけ短時間で済ます必要がある」という二つの理由を上げて、「ポーランドが直面する歴史的な挑戦にふさわしい形で大胆な改革」を行うべき緊要性を指摘した上で、「システムを飛躍的に発展させることを決定」した抜本的な改革への決意を表明している。

更に、改革の目的と目標として、「経済プログラム」は、「高度に発展した国々に普く存在する市場システムと同様のシステムを作り上げること」を掲げ(傍点著者)、目標を実現する経路として、「経済の安定化、とくにインフレを終息させる」と「経済システムの転換」という二つを設定している。その際、「経済安定化プログラムを成功裡に実施することが、システム変革を実行可能なものにする前提条件である」と説明した上で、改革過程を二つの段階に区分し、それぞれの概要を説明している。

第一段階(「一九九〇年初めまで」)では、「諸価格の上昇にブレーキをかけ、ズウォティ通貨からの逃避を抑え、財政赤字を削減することを主眼とする」と共に、「経済システムを変革するための草案を作成し、制度面や法律面で必要な措置を講じる」とし、第二段階(「一九九〇年の遅くない時期から開始される」)では、「一連の徹底した反インフレ措置が講じられ、価格上昇率の大幅引下げと市場均衡の回復を実現する」と共に、「一九九〇年初めの時期に準備作業に着手した抜本的なシステムの変革が実施される」としている。

このように、「経済プログラム」は、社会主義経済システムの根本的な変革への目標として西側先進諸国に存在する(と彼らが考えた)市場経済制度を設定した上で、それへの速やかな移行の手順を示したものと言える。但し、「経済プログラム」が市場経済制度の基本像をどのように理解するかによって、政策体系の内容が規定されるため、「経済プログラム」の基本性格を見る場合、それから浮き彫りになる「市場経済像」に注目する必要がある。

第二は、「Ⅲ. 経済の安定化」、「Ⅳ. システムの変革」、「Ⅴ. 経済システムの変革に伴う社会政策」という三章であり、ここでは、経済安定化、システム変革、社会政策という三つの重要な政策体系の内容が説明されている。

「経済の安定化」では、政策体系が、第一段階と第二段階に区分され、第一段階では、一九八九年第三・四半期以降激化したインフレ率の大幅引下げ、財政赤字の大幅削減、ズウォティ通貨からの逃避の抑制を目的として、次のような政策措置が講じられる。

- 一. 独占的な価格形成の打破と独占構造の解体。
- 二. 政府による市場介入のための積極的な商品備蓄政策の実施。
- 三. 原材料・エネルギーの高消費生産と自然環境を破壊する生産¹¹⁵の破棄。
- 四. 賃金スライド原則の見直し、賃金増の抑制を目的とした租税制度の整備。
- 五. 債券投資の機会増、インフレに対応した預金金利と貸出金利の引上げ。
- 六. 超過投資需要の抑制。

七. 国有資産¹¹⁶の一部売却。

八. 国有企業への厳しい金融(信用)政策の実施。

上記八項目の措置に加えて、とくに財政赤字幅を縮小するため、特定部門(分野)に関して、次のような措置が講じられる。

一. 石炭、食料品、農業用生産手段への国庫補助金の削減。

二. 社会・政治組織への国庫助成金の合理化(削減)。

三. 地方行政機関への国庫交付金の一部停止。

四. 国防・治安への財政支出の一部削減。

五. 国庫への債務返済が遅れる国営企業への懲罰的な課税、国営企業への各種の免税措置の廃止。

六. 消費財の一部での売上税と価格の引上げ。

また、これら一連の措置と並行して、価格の自由化を推進し、ズウォティ通貨の国内交換性を確立するため、次のような措置が講じられる。

一. (公定価格の一部の段階的な廃止を含む)行政的な価格統制の範囲の縮小。

二. 対米為替レート的大幅な切り下げによる公定レートと市場レートの格差の解消。

次いで、第二段階では、第一段階での政策措置を強化し、「インフレの撲滅、国家財政の均衡、様々な不足の解消、ズウォティの強化」を目的として、次のような政策措置が講じられる。

一. 国有企業への投資補助金の(ほぼ)全面的な廃止。

二. 国防、治安、行政への財政支出の(実質的な)削減。

三. 石炭補助金制度の包括的な改革(各種補助金の段階的な削減の端緒)。

四. 財政赤字の補填を目的とした国立銀行の無利子融資の禁止、貨幣発行原則の確立。

— 財政赤字の補填策としての財務省による証券・債券類、実物資産の売却、商業銀行などからの商業ベースの融資。

五. (独占禁止法の適用外を除く分野での)行政的な価格統制の廃止。

六. 過度の名目所得(賃金、諸手当)増の抑制。

「経済プログラム」は、以上の諸措置が実施された場合には、「一時的に諸価格の急騰と実質所得の減少が不可避」であり、企業の破産、清算などによって失業が生じ、社会的に多大な影響を及ぼすことになることと「予告」した上で、このような厳しい時期を経過すれば、いずれ所得、価格の安定化、独占の解体、私有化による生産の回復が生じると説明している。

次に、「システムの変革」では、「経済の安定化と歩調を合わせる形で、西側先進諸国で十分にテストされた市場経済システムの導入」が目標とされ、一九九〇年、一九九一年の両年に次のような措置が本格的に実施される。

一. 西側先進諸国の所有構造に近づけるための所有制度の変革。

二. 国有企業の自律性の拡大。

三. 価格の完全自由化と割当制度、義務的な卸売制度の廃止による市場機構の確立。

四. 独占禁止政策の実施と企業設立の完全な自由化による国内競争条件の整備。

五. 通貨の国内交換性の実現による経済の開放化。

六. 租税制度の変革を含む財政制度の変革。

七. 銀行制度の変革、貨幣・信用政策の原則の変更。

八、資本市場と労働市場の創設。

「経済プログラム」は、上記八項目のうち、所有制度の変革、国有企業の自律性の拡大、市場機構の整備、金融制度の変革、財政制度の変革という五項目について、その内容を詳しく説明している。その際、「経済プログラム」は、システム変革の原則として、所有形態の多様化、経済責任制の確立、多様な市場機構の創設、対外的、対内的な競争条件の整備という四つのものを掲げている。また、「経済プログラム」は、「システムの変革」の手順について、一九八九年第四・四半期に「国有企業法」と「国有企業従業員自主管理法」を改正し、国有企業の自律性を拡大した上で、一九九〇年初めまでに、価格・流通統制の撤廃とズウォティ通貨の国内交換制を実施すると共に、金融・財政制度の「過渡的な改革」と並行して、「所有制度改革問題全権委員会」(UPPW — 後に「所有権移転省」へ改組)を中心とした所有制度の変革に着手し、一九九一年～一九九二年には「システムの変革」を完了する、という時間上、政策上の手順を設定している。

更に、「社会政策」では、「経済プログラム」は、「安定化措置に起因する負担を部分的に軽減」し、「経済的な弱者への福祉を擁護する」ことを目的として掲げているが、その一方で、新たに実施される「社会福祉政策は、システム変革と並行して、効率性基準に沿う形で再編成」される点を強調し、「国家による非合理的な支出の停止」と「家計における労働所得の支配的な役割」という二つの原則を設定している。これは、社会政策体系を、「安定化措置の実施によって新たな措置が必要になってくる経済的な弱者」を対象とする「福祉擁護措置」と「効率性原則に基づく各種の公共サービス」との二つに区分することを意味している。

「福祉擁護措置」としては、次のような措置が講じられる。

- 一、基礎品目(パン、牛乳)への食料クーポンの導入。
- 二、無料(あるいは低価格)給食サービス。
- 三、低所得者への家賃・暖房費の一部補填。
- 四、退職者・身体障害者の平均年金額の四半期ごとの再評価。

また、「公共サービス」として、次のような措置が実施されるが、これらは、企業、法人への適切な課税措置によってその財源を確保することになる。

- 一、職業紹介制度の確立。
- 二、職業(再)訓練制度の整備。
- 三、雇用保険機関の拡充。
- 四、学校(社会)教育の多様化。
- 五、健康保険制度の整備。

第三は、「VI. 安定化とシステム変革のプログラムへの外国の支援」と「VII. プログラムの成功への社会・政治的条件」という二章であり、ここでは、「経済プログラム」が所期の目標を実現するために不可欠な対外的、対内的な条件が説明されている。

「経済プログラム」は、対外的な条件としての「国際的な金融機関と各国政府などによる積極的な支援」と対内的な条件としての「社会の大多数が受け入れ、全ての主要な社会・政治勢力、労働組合、上下両院などからの支援」を受けうるものである点を強調した上で、前者については、債権国への対外債務の軽減と新規融資枠の拡大の要請、外国資本の流入を容易にする金融、貿易、合併、投資保護の各制度の整備、EC諸国、旧コメコン諸国との経済関係の再編成などの措置を掲げている。一方、後者については、具体的な措置は提示せ

ず、「経済システムの徹底的な変革のプログラムが来るべき数ヵ月間にかかなりの改善を示すという事態には決してならない」ことを認めた上で、「このプログラムをてきぱきとした形で実施することができなければ、超インフレ、ズウォティ通貨の機能不全、そして、最終的には、経済生活の全面的な崩壊へとつながる」と警告しつつ、今回の改革過程が「市場経済への移行」の最後の機会であることを強調し、社会全体に及ぼす「犠牲と苦痛」に国民各層が耐え、「経済プログラム」を強く支持し続けるよう求めている。

以上のように、「経済プログラム」は、社会主義経済システムを「極端に非効率な」それとして全面的に否定した上で、効率性原理を基軸とした自由な、競争的な市場経済制度へ急速に変革することを目指したものであった。また、このプログラムは、第一に、マゾヴィエツキ政権による支配の正統性への、第二に、政権主導による「意識的なシステム再構築」過程への、第三に、効率性原理、市場原理に基づく政策措置への、国民的な規模での支持を前提とした経済建設プログラムであった。

このため、経済改革の成功指標としては、国民各層が、「経済の安定化」と「システム変革」の達成度をどのように理解し、評価するかという点だけでなく、彼らが、新たな政策措置に対して、どのように自己の行動を適応させ、その結果をどこまで受容するかという点をも考慮する必要があった。そして、これら二つの点こそ、「経済プログラム」の進展と継続を保障する安定的な要素となりうるものであり、また、状況如何によっては、その修正、変容を引き起こす不安定的な要素となりうるものであった。

二、「経済プログラム」の中心問題と基本性格

「経済プログラム」は、①マクロ経済の不均衡を是正する安定化戦略と②経済システムを変革する制度戦略とから構成され、これら二つの戦略の関係については、前者の実現を後者の進展への前提条件として位置づけていた。「経済プログラム」の最終目標は、制度戦略に基づく市場経済制度の構築であり、西側先進諸国に存在する(と想定した)市場経済制度の「模倣」であった。換言すれば、「経済プログラム」の中心問題は、変革過程のプログラム、システムとして、どのような経済改革プログラム、経済システムが最も望ましいかという選択の問題ではなく、旧政権時代の経済システムから市場経済制度へ如何に速やかに移行するのかがという戦略の問題であった。

言うまでもなく、たとえ、安定化戦略の実施によって、マクロ経済の均衡と安定が達成されたとしても、ミクロ経済面での均衡を達成する政策措置が講じられなければ、経済の不均衡を完全に払拭することにはならないが、「経済プログラム」は、この点についても、マクロ経済の均衡と安定が実現に近づけば、その波及効果として、ミクロ経済のそれも達成が可能になると想定していた¹¹⁷。つまり、「経済プログラム」は、マクロ経済の貨幣面での需給均衡を基礎として、商品・サービス市場、労働市場、金融市場の競争条件を確立しうる市場経済制度へ移行することをその中心課題としていたが、その一方で、その安定化戦略によって、貨幣面での需給均衡による波及効果によって、実物面での需給均衡を達成することができるかと想定していた。

このように、「経済プログラム」は、貨幣面の需給均衡の達成という意味での安定化戦略と西側先進諸国(とくに、EC諸国)の市場経済制度の「模倣」という意味での制度戦略を両

輪とする改革プログラムであった。

一九九〇年六月、財務省は、『ポーランド経済の変革:プロセスの要約』¹¹⁸と題する中間報告書を閣僚評議会に提出した。そこでは、一九九〇年前半期における安定化戦略と制度戦略の実績について、その内容が要約されると共に、「残された課題」として、産業再編成の推進と対外債務の軽減という安定化戦略上の課題に加えて、国有企業の所有変革(私有化)、金融市場の発展、税制改革、財政改革の推進という制度戦略上の四つの課題が提示されている。その際、国有資産の売却、実物・金融資産の所有(売買)法規の制定、租税制度の多様化(個人所得税、付加価値税、環境納付金、福祉基金などの新設)、証券・債券市場の構築、民間商業銀行の育成と信用制度の整備、貿易・合併制度の自由化、投資保護制度の導入といった制度戦略が、国内資本の稀少性を打開し、外資導入を容易にする枢要な戦略として強調されている。

以上のように、「九〇年経済改革」は、西側先進諸国(とくに、EC諸国)に共通して存在する(と考えられた)各種の経済制度を導入、模倣し、西側諸国の国際的な経済組織へ参画することによって経済発展の可能性を拡大しようとした戦略的な改革過程であった。

ところで、「経済プログラム」は、実施後、前後三回にわたって修正が加えられた。第一は、一九九〇年六月に実施された制度戦略の一部修正であり、賃金規制の緩和、外資導入規制の緩和、地方財政と住宅建設への国庫歳出枠の拡大などであった。第二は、一九九〇年七月に実施された安定化戦略の大幅な修正であり、最低賃金の引上げ、最低老齢年金、障害者手当、失業手当などの引上げ、企業活動、農産物加工への国庫補助金の一部復活、石炭補助金の増額、輸出補助金の一部増額などであった。第三は、一九九一年一月に実施された安定化戦略の再修正であり、農産物市場操作機関による市場介入幅の拡大、農産物調達価格の引上げなどであった。

更に、一九九一年四月以降、賃金・給与の引上げ、年金・給付金の引上げ、国有企業補助金の増額、農産物の最低保証価格の引上げなどを要求して、ストライキ件数が急増し、政府批判の声が高まったため、安定化戦略の再々修正が検討された¹¹⁹。一方、制度戦略も、実施の前提となる安定化戦略の実績が思わしくなく、また、その準備作業にも手間取ったため、金融・財政制度と社会保障制度の変革、独占禁止制度と投資保護制度の導入といった面で当初の予定が大幅に遅れ、制度戦略の全面的な見直しが論議されるようになった。

このように、「九〇年経済改革」は、その政策体系についても、その実施方法についても、一年を経ずして、当初の「経済プログラム」に大幅な修正を加えたものとなった。このため、政権による支配の正統性への、政権主導による「意識的なシステム再構築」過程への、そして、効率性原理、市場原理に基づく政策措置への国民的な支持という三つの基礎条件のいずれについても、批判の声が高まり、その存立が危ぶまれる状況となった。

第二章 「脱社会主義」の変革過程

本章では、「脱社会主義」を標榜する「一九九〇年経済改革」の基本性格とその実績を明らかにし、これに関連して、最重要の政策課題の一つである製造業の国有大企業を対象とした私有化問題について、その特徴と問題点を分析した上で、クディビリティの視点から「脱社会主義」の問題性を明らかにしつつ、「脱社会主義」過程の基盤である「一九九〇年政治・社会体制」の変革への道を検討する。

第一節 「一九九〇年経済改革」の基本性格

「経済プログラム」は、西側先進諸国とその国際金融機関からの直接的な指導、支援を前提とした、国民経済循環の正常化、安定化と経済制度の抜本的な変革とを目指す経済改革プログラムであった。その基本構想は、国内通貨と西側主要通貨との二重通貨制度の下での過剰流動性、超過需要を短期間で急減させ、西側主要通貨との国内交換性の実現を通じて国内通貨への信認を回復させることによって、財政・金融両面の不均衡とインフレ体質の是正を図りつつ、併せて市場経済制度への移行を実現する制度的な枠組みを構築する、というものであった。

「九〇年経済改革」は、実施当初、改革構想の目新しさ(旧東側諸国で初のショック療法)、政策措置の大胆さ(価格形成と国内商業・対外貿易の大幅な規制撤廃、国庫補助金の大幅な削減など)、経済実績の劇的な改善(非耐久消費財不足の解消、インフレ率の急激な低下、通貨の国内交換性の実現)といった理由から、一時的に注目を浴びることとなった。

その後も、経済実績の一部には、引き続き改善の跡が見られたものの、一九九〇年中頃以降、製造業(とくに、重工業部門)と農業での生産の大幅な減退、実質所得の大幅な減少、失業の急増、インフレの再燃といった問題が次々と表面化し、景気後退の急速な進行とインフレの再燃というスタグフレーション現象の激化を招くこととなった。また、制度変革の過程も予定より大幅に遅れ、新たな政策措置を導入しても、国有企業や個人農の増産意欲を刺激し、生産性の改善に結びつくものが少なく、所期の成果を実現するまでには至らなかった。

このため、政党間、労働組合間で、「九〇年経済改革」の継続か大幅修正かをめぐって激しい意見の対立が生じ、中央政界を舞台とした政治抗争に発展した。また、経済実績も一層悪化し、一九九一年末から一九九二年初めにかけて、経済専門家の中からさえ、経済危機の再来を懸念する声が聞こえるようになった¹²⁰。

ところで、改革指導層は、一九八九年六月の国会議員選挙で示された、社会主義時代の政治・経済システムの全面的な否定という民衆の基本姿勢を抜本改革への「援護射撃」として、それへの代替制度として議会制民主主義制度と市場経済制度を構想し、「経済プログラ

ム」の作成→公表→実施の過程を強力に推し進めていった。一方、民衆側でも、社会主義時代における様々な経験、体験に基づき、従前の政治・経済システムを意識的、積極的に否定し、それから速やかに脱却しうる具体的な「根拠」の提示を求めていた。このため、そのような「根拠」を早急に提示し、それへの民衆の支持と改革に伴う困難や苦痛への理解を予め獲得しておくことは、成立後間もない新政権の改革指導層にとって非常に重要な政治問題となった。つまり、改革指導層の間でも、民衆の間でも、社会主義時代の政治・経済システムからできる限り急速に脱却しうる改革プログラムを提示することできるか否かが、新政権の行方を占う試金石と考えられた。

この結果、新政権には、社会主義時代の政治・経済システムについて、その歴史的な意義を再検討し、それに基づいて「経済プログラム」の利点と意義を客観的に提示するといった時間的、空間的な余裕はほとんど残されておらず、その代わりに、改革指導層は、民衆の支持と理解を「補強」しうる、新鮮味のある利点を繰り返し強調することとなった。このような利点とは、「経済プログラム」が民衆の基本姿勢に合致した改革案であり、西側先進諸国からの経済支援と「欧州への回帰」を可能にする最良・最短のそれである、というものであったが、その一方で、改革指導層が、利点を強調すればするほど、このような政治戦略は、当初の劇的な実績改善も相まって、改革過程の展開とその展望に関して、民衆の間にある種の「幻想」を広める結果となってしまった。民衆の間では、「経済プログラム」は、西側先進諸国の全面的な支持を受けた改革案である以上、これに成功すれば、近い将来、欧州への回帰——具体的には、欧州共同体への加盟と欧州経済圏への編入——を実現することが可能となるという「幻想」が、真しやかに語られるようになった。

これは、一面では、民衆の多くが、新政権の改革案であっても、それがどれほどの成果と苦痛をもたらすかについて十分に理解せず、いわば半信半疑のまま改革案への支持を表明していたため、改革指導層の強調する改革の利点について、かえって民衆の期待がありうべき以上に膨らんだ結果であると言えるが、他面では、社会主義時代の政治・経済システムの全面的な否定という民衆の基本姿勢に基づけば、このような「幻想」ほど、彼らの潜在的な願望にこれほどはっきりした具体的表現を与えるものは他になかったとも言えよう。

当然のことながら、改革の実施に伴う困難や苦痛が民衆の予想を大きく上回り、彼らの生活に直接悪影響を及ぼすことがはっきりするにつれて、改革の現実と民衆の「幻想」との間の距離は急速に拡大し、逆に、その分だけ大きな失望感が民衆の間に蓄積されることとなった。そして、多くの民衆は、改革の継続を支持し、その基本方向の正しさを繰り返し強調する経済専門家、知識人に対しては、彼らの姿勢を民衆への裏切りと考えるようになり、様々な形をとった批判運動を展開することとなった。

代表例は、新政権で引き続き行政・経済両面の中枢を占めていた旧政権党員の排除を掲げて、あるいは、一部の知識人を対象としたユダヤ人批判を展開して、新政権に揺さぶりをかけた運動であったが、これらの運動には、いずれもカトリック教会の聖職者や信徒の一部が深く関与していた。また、このような動きと並行して、旧政権党系の労働組合も、改革批判の運動を再開し、組合員数を拡大していった。

その際、多くの民衆にとって、彼らの声を代弁する者がどのような経歴の人物であろうと、それはさほど重要な問題ではなく、むしろ改革指導層とその支持者に有効な打撃を加え、民衆を魅了する展望を提示することのできる人物であれば、彼らは、その人物と提示

された展望に「共感」する、という事態が生じることとなった¹²¹。

「経済プログラム」の発表後、マソヴィエツキ政権への支持率は七〇％を越える非常に高い数値を示し、また、マスコミを通じた改革指導層による「経済プログラム」の説明や説得に対しても、当初、「連帯」系組織を始めとして、多数の民衆がそれを受容する姿勢を示した。加えて、新政権の成立そのものが、政治・経済システムの根本的な変革を求める民衆の積極的な選択の結果 — 新たな体制についての民衆側の一つの「回答」 — として受けとめられていたため、「九〇年経済改革」への支持基盤は極めて強固なものと予想された。これは、民衆の多くが、改革指導層の提示した「目新しい」改革プログラムを新たな政治・経済システムへの脱却の決め手として理解したためであったが、その反面、このような理解も、「経済プログラム」の基本性格や市場経済制度への移行過程での課題について十分な納得が得られた上でのそれではなく、改革指導層による強調によって、民衆が一時的に思い込んだ「幻想」に支えられた根拠の希薄なものであった。すなわち、彼らは、「経済プログラム」を西側先進諸国での経験や研究に裏づけられた唯一の選択肢として理解し、その実施によってのみ抜本的な変革は可能となると判断した。

以上のことは、「九〇年経済改革」が、当初、抵抗らしい抵抗に遭遇せず、むしろ多数の民衆から歓迎される形で実施されたにも拘らず、その後、なにゆえ、改革支持層からも厳しく批判されるようになったのかという点を明らかにしている。

その主因は、改革指導層の側においても、民衆の側においても、改革の主眼を市場経済制度への急速な移行 — その最終目標は「欧州への回帰」 — という点のみに集約し、政策措置として、社会主義時代のそれに対置しうるものだけを重視したため、例えば、規制的、誘導的な計画化、政府主導による産業政策、貿易管理政策などの実施という、多数の民衆にとって社会主義時代の「名残り」を思わせるような政策措置を当初から排除してしまった、ということである。「九〇年経済改革」の経験は、従前の経済循環(産業連関、資金循環)の破壊を必要以上に重視する政策措置を講じた場合、それによって如何に大きな落し穴が生じるかを示した実例の一つであったと言えよう。

第二節 一九九〇年～一九九二年の主要経済実績

一. 国内総生産

表1を見ると、国内総生産は、一九九〇年(一・六％減)、一九九一年(九・二％減)と連続して大幅な減少を記録し、減少幅は、二年間通算で一八・八％に達した。しかし、一九九二年には、国内総生産は、一九八九年以来三年振りにプラス成長を記録し(〇・五％～二％)、「九〇年経済改革」の実施後初めて増加に転じた。

部門別では、一九九〇年には、工業(二・二％減)、建設業(一四・五％減)、運輸業(一四・八％減)など主要な部門が軒並み大幅なマイナス成長を記録したが、その一方で、国内商業・外国貿易(〇・七％)だけが、僅かながらプラス成長を記録した。

一九九一年には、工業(一七・一％減)と運輸業(一四・一％減)は、引き続き大幅なマイ

ナス成長を記録し、減少幅は、二年間通算でそれぞれ三五・三%減、二六・八%減に達した。その一方で、建設業(八・九%増)、農業(六・八%増)、国内商業・外国貿易(七・九%増)の三部門は、順調な伸びを記録し、工業と対照的な結果を示した。国内商業・外国貿易が連続してプラス成長を続けた点は、この時期の特徴の一つとして注目に値する。

一九九二年には、建設業(三%減)、農業(一一・九%減)が再び減少に転じ、また、運輸業(三・三%減)も、三年連続の減少を記録したが、その一方で、工業(四・二%増)が三年振りにプラス成長に転じた。主要な部門が減少を記録する中で、工業が増加に転じたことは、一九九一年と一九九二年の両年で、部門別の成長パターンが逆転し、工業の成長を中核とする発展図式の下地が次第に出来上がりつつあることを示している。

所有形態別で見ると、工業では、公有部門は、一九九〇年(二三・七%減)、一九九一年(一九・四%減)と連続して大幅な減少を記録し、更には、一九九二年(四・八%減)も引き続き減少したため、三年間通算で四一・五%の急減を記録した。

その一方で、私有部門は、一九九〇年(二七・二%減)こそ大幅な減少を記録したものの、一九九一年(二五・二%増)、一九九二年(三二・二%増)と連続して極めて大幅な伸びを記録し、三年間通算で二〇・五%の急増を記録することとなった。そして、このような私有部門の急成長によって、工業全体がプラス成長に転じることとなった。

建設業、運輸業でも、私有部門が、それぞれ一九九一年(六三・二%、三四・五%)、一九九二年(三二%、三九・一%)と連続して大幅な増加を記録している点を考慮すれば、これら両部門も、全体としていずれプラス成長に転じることが予想される。

このように、工業の私有部門の成長が原動力となる新たな発展図式が、改革実施後三年を経て漸くその輪郭を見せ始めることとなった。

以上に関連して、表2を見ると、失業登録者数と失業率は、一九九〇年～一九九二年にかけて増加の一途を辿り、一九九二年一二月末時点では、それぞれ二五〇万九〇〇〇人、一三・六%に達した。一方、失業増加数の年間延べ総数は、一九九〇年一一二六万二〇〇〇人、一九九一年一〇二九万五〇〇〇人、一九九二年三五八万八〇〇〇人という変化を示し、一九九二年に大きく減少した。四半期別で見ると、とくに、一九九二年第四・四半期では、増加数は一〇万九〇〇〇人に止どまっている。また、性別失業率では、女性の失業率が五〇%を越え、その後も上昇しつつある。

更に、〈付属表〉を見ると、年齢層別失業率は、一九九一年、一九九二年と連続して、一八歳～二四歳が最も高く(一九九一年三四%、一九九二年三三%)、年齢層が高くなるにつれて、失業率が低下している。そして、四五歳～五四歳の失業率は、他の年齢層のそれよりも大幅に低い(一九九一年九・二%、一九九二年七・七%)。このように、失業者が若年層の女性に集中していることがわかる。

二. 工業純生産

表3を見ると、工業純生産も、一九九〇年(二四・二%減)、一九九一年(一一・九%減)と連続して大幅な減少を記録したが(二年間通算で三三・二%の急減)、一九九二年には、プラス成長に転じた(三・六%増)。

採掘工業と製造工業を見ると、両部門共に、一九九〇年には、二〇%を越える大幅な減

少を記録し(採掘工業二六%減、製造工業二四・一%減)、工業純生産全体の急減を裏づけている。両部門は、一九九一年にもマイナス成長を記録したが、減少幅は、製造工業の方が大きく、二桁の減少幅を記録した(採掘工業四・八%減、製造工業一二・三%減)。製造工業は、二年連続して大幅な減少を記録したが、一九九二年には、採掘工業こそ、三年間連続の減少を記録したが(〇・五%減)、製造工業は、プラス成長に転じ、回復軌道に乗りつつある(四・二%増)。

製造工業を部門別に見ると、主要八部門は、いずれも一九九〇年には戦後最大の減少幅を記録し、一九九一年にも、引き続き減少を示した。但し、一九九一年には、金属(二二・八%減)、電気・機械(一九・八%減)、化学(一二・七%減)、軽工業(一一・九%減)という旧コメコン経済への依存度の高い部門で、減少幅が大きくなったが、木材・製紙(一・六%減)、食品(一・八%減)などの部門では、減少幅は、小幅に止どまった。これは、一九九一年における国内消費の回復の結果である。

一九九二年には、軽工業(九・八%減)、電気・機械(八・二%減)、金属(六・一%減)などの部門は、前年に続いて減少を記録したが、その一方で、木材・製紙(六・八%増)、食品(四・四%増)の二部門は、はっきりした回復ぶりを示した。その他の部門でも、プラス成長に転じたり(窯業)、僅かな減少幅に止どまったりで(燃料・エネルギー)、生産が徐々に回復しつつあることを示した。

以上に関連して、収益率を見ると、工業純生産では、一九九一年と一九九二年の両年と比較すると、生産が回復する一方で、収益率が低下する、という興味深い現象が確認される。採掘工業では、収益率は、一九九一年の七・五%から一九九二年のマイナス三・五%に低下し、赤字に転落した。これは、生産者販売価格の上昇が抑制され、また、国庫補助金が削減された結果であった。一方、製造工業では、収益率は、一九九一年の四・四%から一九九二年の四%に低下したものの、下げ幅はごく僅かであった。製造工業では、生産の急減が続いていた一九九一年にも、黒字を記録していた。これは、独占(寡占)体制が維持されたため、生産者販売価格を費用増を上回る水準に引き上げることが可能であったためである。工業各企業の収益率も同様の傾向を示している。

部門別に見ても、一九九一年には、金属、電気・機械、化学の三部門では、生産が急減した一方で、収益率が上昇し、あるいは僅かな低下に止どまった。化学は、一二・四%という高率を記録した。一九九二年には、負値を記録した部門は、電気・機械、軽工業の二部門だけになり、他の六部門では、収益率は正値を記録した。但し、木材・製紙を除く五部門では、収益率そのものは低下した。

このように、生産面を見ると、一九九二年になって、製造工業の一部(木材・製紙、食品、窯業、化学など)が生産実績の回復をはっきりと示すようになり、その他の部門でも、生産増の傾向が見られるようになったが、その一方で、収益面を見ると、一部を除いて収益率は、傾向的に低下している。生産の回復が、収益率の低下と並行して生じていることがわかる。

三. 価格指標

表5を見ると、一九九〇年～一九九二年の三年間では、農産物調達価格を除く全ての価格

指標において、上昇率が年々低下していった。外国貿易価格を除けば、一九九〇年には、工業製品販売実現価格の上昇率が最も高かったが、一九九一年と一九九二年の両年には、商品・サービス価格の上昇率が、工業製品販売実現価格のそれを上回るようになった。

商品・サービス価格の上昇率は、一九九一年七〇・三%、一九九二年四五・三%となり、消費生活面でのインフレ現象が依然として進行中である。商品・サービス価格では、サービス価格の上昇率が、一九九一年(二一五・三%)、一九九二年(五六・七%)と二年連続して最も高い。とくに、一九九一年には、サービス価格は三倍強に急騰した。

以上に関連して、表6を見ると、国内小売商業の売上総額は、一九九〇年(一七・四%減)こそ大幅な減少を記録したが、一九九一年(三・七%増)には、増加に転じた。この傾向は、表4に示される個人消費の動向と一致する。

項目別では、食料品が、一九九〇年(三%増)、一九九一年(五・五%増)と連続して増加し、激しいインフレに抗して、売上総額を伸ばしている。これは、主として、一九九〇年初め以降、輸入食料品を中心とした良質の食料品が市場に大量供給されたことの結果である。また、アルコール飲料は、一九八七年以降売上の減少が続いていたが、一九九一年になって一転して急増し、二桁の増加を記録した(一三%)。これは、一つには、輸入アルコール飲料の大量供給の結果であり、もう一つには、生産の急減、インフレの進行、失業の拡大、犯罪の急増などに起因する様々なストレスの急増の結果である。

このように、一九九二年には、商品・サービス価格の上昇率が最も高かったにも拘らず、食料品とアルコール飲料の売上総額が増加した。これは、激しいインフレ下でも、個人消費が堅調な伸びを記録していることを示している。

四. 財政・金融

表7を見ると、国家財政は、一九九〇年こそ黒字を記録したものの、一九九一年、一九九二年と連続して赤字を記録し、その幅が一挙に拡大した。国家予算の赤字幅は、一九九二年には六九兆三〇〇〇億ズウォティ(約五〇億六〇〇〇米ドル)に達した。

歳入面では、取引税、所得税の比重が高まり、一九九二年には、両項目で歳入総額の七二・四%を占めるようになった。但し、これら両項目は、経済不振の激化による取引高や所得の減少のため、予想されたほど大きな歳入増加をもたらさなかった。

一方、歳出面では、国庫補助金の比重が大幅に低下する一方で、経常支出が、一九九二年には歳出総額のほぼ半分を占めるようになった。経常支出の急増と歳入の伸び悩みが、赤字幅が急激に拡大した主因であると推定される。

次に、表8を見ると、通貨保有量では、家計が大きな比重を占め、一九九二年でも、そのシェアは七二・七%に達した。また、国内通貨建と外貨建の銀行預金量では、一九九二年には、家計が、経済単位を上回る規模の保有量を示した。とくに、外貨建の銀行預金量では、家計のシェアは全体の九六・六%に達した。また、家計の保有する銀行預金量は、GDPデフレーターを上回る伸び率を示し、実質的な増加を記録した。

国内通貨建、外貨建のいずれにおいても、家計が銀行預金を大量に保有していることがわかる。

更に、表9を見ると、一九九一年、一九九二年のいずれにおいても、経済単位と財政部門

は大量の負債を抱えている。但し、負債額の変化を見ると、一九九二年になって、家計の増加率(四八・六%増)が経済単位のそれ(二〇・七%増)を上回り、家計の負債額がこの一年で大幅に増加したことがわかる。

このように、一九九〇年～一九九二年の三年間では、通貨保有量、負債額のいずれにおいても、家計と経済単位、財政部門との間に大きな相違があり、資産・負債関係という点から言えば、家計には、依然として一定の「余裕」が見られる。

五. 外国貿易

表10を見ると、一九九〇年と一九九一年の両年では、輸出入総額の関係が逆転し、一九九〇年には、輸出総額が輸入総額を上回り、貿易収支は、四七億五九〇〇万米ドルの黒字幅を記録した。しかし、一九九一年になって、輸入総額が輸出総額を上回り、貿易収支は、一転して六億一〇〇〇万米ドルの赤字となった。一九九二年には、再び七億三四〇〇万米ドルの黒字を記録した。

地域別輸出入構造を見ると、輸入では、一九九〇年には、先進諸国が全体の三分の二強を占め(六八・六%)、EC諸国が輸入総額の半分近くを占めていた(四五・六%)。一九九一年には、先進諸国がその比重をほぼ半減させ(三七・七%)、輸入総額の三分の一強となった。EC諸国(二七・三%)、EFTA諸国(八%)のいずれの地域も、その比重を下げたが、下げ幅は、EC諸国の方が大きかった。また、旧ソ連・中東欧諸国も、その比重を大きく下げ、一九九一年には、一九八九年(三二・二%)の三分の一にまで低下した。

一方、輸出では、先進諸国の比重が急激に高まり、一九九一年には、輸出総額の七三・八%に達した。これは、EC諸国のシェアが急激に高まった結果であり、一九九一年(五五・六%)には、そのシェアは、一九八九年(一八・二%)の三倍に達し、輸出総額の半分を越えるものとなった。旧ソ連・中東欧諸国のシェアは、低下傾向を示してはいるものの、輸入に比べて、その下げ幅は大きくなく、一九九一年でも一六・八%を記録している。

このように、地域別輸出入構造を見ると、先進諸国、とくにEC諸国の比重が大きな変化を示した。輸出では、EC諸国は輸出総額の半分を越える比重を示すようになった。そして、EC諸国の比重の変化は、輸出入で逆の形となっている。また、旧ソ連・中東欧諸国の比重も、輸出入で異なる変化を示している。シェアの下げ幅は、輸入の方が大きい。

次に、表11を見ると、輸入商品構造は、さほど大きな変化を示していないが、輸出商品構造は、はっきりした変化を示している。輸出商品構造を見ると、電気・機械製品が比重を大幅に下げたが(1989年三八・四%から一九九二年二一・六%へ)、金属製品(一九八九年一〇・四%から一九九二年一九・五%へ)、木材・紙製品(一九八九年二・九%から一九九二年九・三%へ)、農産物(一九八九年四・一%から一九九二年七・九%へ)などは比重を高めることとなった。木材・製紙、食品の両部門は、一九九二年になって回復基調にあるが、これは、主として輸出の伸びに依拠した結果と考えられる。

以上から明らかなように、「九〇年経済改革」は、ポーランド経済に非常に大きな負担と犠牲を負わせる結果となったが、その一方で、工業生産、個人消費、輸出などいくつかの側面では、ようやく回復への兆しが見られるようになった。しかし、インフレの再燃、財

政赤字幅の拡大、失業の増加などの問題については、解決への糸口が見い出せない状況にあり、ポーランド経済の回復への歩みは、依然として遅々としたものとなっている。

第三節 私有化問題の新たな展開 — 大規模私有化

一. 大規模私有化法(第二次案)

スホツカ内閣¹²²は、ビェレツキ内閣以来懸案となっていた国有大企業私有化法(略称—大規模私有化法。正式名「国家投資基金とその私有化に関する法律」)について、一九九二年八月二五日、第一次案(当初案)を一部修正の上、第二次案を決定した。しかし、下院は、九月三〇日、国有大企業の私有化に関する歳出入金額、対象企業の資産評価方式とその総額、国家投資基金(投資信託・管理公社)の運営原則などが明らかではないとの理由から、一旦法案の審議を先送りしたが、一〇月二日、一転して第二次案を最終承認することとなった。これは、IMF、EBRDなどの国際金融機関による支援に依拠せざるをえない私有化の現状を訴えたスホツカ首相の政治的勝利と言われた。

ところで、大規模私有化法(第二次案)の骨子は、以下のような四つの点にまとめることができる¹²³。

第一に、対象企業の資産評価に基づき、所有権移転省は、株式数とその額面価格を決定した後、次のように株式を配分する。つまり、株式の六〇%相当分を国家投資基金(二〇社前後を想定)に額面価格で売却し、一〇%相当分を対象企業の従業員に無償で配分した上で、残りの三〇%相当分を政府機関(財務省国有資産管理局)の保有分とする。但し、公共部門の勤労者と年金基金への配分は、政府機関保有分の中から配分される予定となっている。

また、国家投資基金は、政府管掌の特殊法人として設立され、その運営は、国際金融機関との協議に基づき、欧米の投資信託会社が、資金、人材、ノウ・ハウなどを提供する。

第二に、国家投資基金が、保有株式の総額(額面価格×保有株式数)に基づき、保有株式の公開予定数とその額面価格を決定し、証券市場に上場した後、ポーランド国籍を有し、株式購入基本金(一単位=全国月平均賃金・給与額の一〇%相当分と想定)を支払った成人であれば誰でも、購入基本金一単位ごとに国家投資基金の保有株式一株を市場価格で購入することができる。但し、国家投資基金の公開株式は、意思決定権限を伴わないが、この購入者は、基本金支払いによる購入者も含めて、これを証券市場で自由に売買することができる。また、保有株式の総額と公開予定株式数との関係(比率)については、今後の協議によって決定される。

第三に、国家投資基金は、保有株式の公開によってだけでなく、保有株式の売却によっても資金の獲得が可能であるが、保有株式の売却に際しては、国家投資基金は、対象企業の従業員集団との間で株式売却について事前に合意する必要がある。

第四に、証券市場の発展、私有化企業の業績改善に応じて、政府機関は、自己の保有株式を一定数市場公開することができる。但し、一九九四年末時点での状況によって、この予定は、変更を加えられる可能性もある。

このように、大規模私有化法は、製造業の国有大企業において、私有化過程が、所有形態の転換(株式会社化)だけに止まり、経営形態の変革に結びついていない(ノーメンクラトゥーラ型私有化)という従来からの批判に応える形で、また、国際金融機関による規制可能性、外国資本の参入可能性だけでなく、一般国民と対象企業従業員による株式保有の可能性をも考慮する形で、所有制度の転換と経営形態の変革との関連性の強化と株式市場の拡充による新たな資金循環システムの整備とを目指すものと言える。

換言すれば、大規模私有化法は、政治的には、国内外の批判に配慮した妥協の産物と言えようが、経済的には、国内外の資金を有効に活用するための、私有化戦略に関するいわば最終回答とも言えるものである。この意味で、大規模私有化法に基づく私有化過程の成否が、ポーランドにおける市場経済化の枠組みとその構造だけでなく、経済的な行動様式の変革の可能性をも最終的に決定づけるものとなる。

二. 国内外の批判論議

外国資本による国有資産の買収が進み、経済的な従属関係が一層拡大、深化するという批判を別にすれば、大規模私有化法(第二次案)に関する国内外からの批判論議は、次のような三つの点にまとめることができる。

第一点は、根本的な批判論議であり、国有企業の資産評価の妥当性、国家投資基金の機能や権限の問題、外国資本の参入可能性などについて強く疑問を呈するものである。これは、スホツカ内閣による性急な法制化、スト攻勢の拡大を契機とした政労間での「国有企業協定」(経営陣と従業員による私有化への関与、既得権限を定めた協定)の締結、欧米企業の業績悪化に伴う参入可能性の低下などをその根拠としているが、いずれの疑問点も、大規模私有化過程の成否を左右する重要な要素である以上、スホツカ内閣は、これらの疑問に応える根拠、材料を明示する必要がある。

第二点は、国家投資基金の介在による新たな資金循環システムの整備に関連して、国内外の資金を国家投資基金に投資する際、その発行株式が金融上の担保能力をもちうるのか、というものである。これは、発行株式の市場流通、市場評価がどのような形になるのか、また、発行株式が、意思決定権限の行使は含まないものの、金融上の担保能力をもちうるものとなるのか、という二つの点をその内容としている。これらの疑問についても、現在までのところ、不明確な点が多々あり、今後の説明を待たざるをえない。但し、これらの疑問がうまく解消されれば、国家投資基金を活用する私有化方式は、旧ソ連・東欧諸国の私有化過程を考える場合、有力な手法となりうる。

第三点は、政労間で締結された「国有企業協定」の内容とその範囲についての疑問、懸念である。大規模私有化法の適用対象は、比較的優良な業績を上げている大・中規模国有企業約六〇〇社となっているが、例えば、個人用乗用車製造、食品加工、衣料縫製など外国資本の参入が期待できる優良な国有企業であっても、これと関連する部門(企業)での生産・流通効率の改善がなければ、私有化政策の最終目標である新たな産業(企業)連関の構築は望むべくもない。勿論、スホツカ内閣は、いわば「川上」に遡及する形の私有化方針を表明してはいるものの、これに必要な資金量は、現時点でも、大規模私有化法(第二次案)が想定している一〇兆五〇〇〇億ズウォティ(七億五〇〇〇万米ドル)の五〇倍～六〇倍と推

計されている。このため、この私有化法に対しては、サクセス・ストーリーを作り上げる効果を狙った苦肉の策であるとの批判が見られた。

三．大規模私有化法(第四次案)

第二次案が下院で承認された後、上院での審議の過程で、国内外から様々な問題点が指摘されたため、スホツカ内閣は、第二次案の一部を修正した上で、一九九三年二月、第三次案を下院に再上程した。しかし、下院は、第三次案での修正点は不十分であり、再度の大幅修正が必要であるとの立場から、三月十八日、第三次案を反対多数(賛成一八一票、反対二〇三票)で否決してしまった。このような事態は、度重なる修正要求を受け入れた上での否決であった点からも、また、反対票を投じた議員の中に連立与党の議員が多数含まれていた点からも、スホツカ首相ら政府首脳にとっては予想外の出来事であった。

その後、スホツカ内閣は、三月三〇日、第三次案を大幅に修正した第四次案を決定し、下院に再々上程した。第四次案は、四月三〇日に下院で、五月一日に上院で、それぞれ最終承認され、二年間にわたって懸案となっていた大規模私有化法が成立することとなった。

第三次案と第四次案を比較して、修正点を整理すると、次のような七つの点にまとめることができる(なお、第四次案で新たに加えられた項目には、修正内容の説明の末尾に新設と明記する)。

修正点は、①六〇〇社前後の対象企業を軽工業中心の中規模企業約二〇〇社と重工業中心の大規模企業約四〇〇社という二つの企業群に区分し、私有化をそれぞれの企業群ごとに別個の方式で進めること(新設)、②私有化対象に指定された国有企業であっても、経営陣と従業員集団との間で、経営陣の交替や経営の改善策への合意が成立すれば、私有化を進めないことを決定することができること(新設)、③いずれの企業群においても、私有化を進める場合には、経営陣と従業員集団は、株式総数の一五%相当分(第三次案では、一〇%相当分)を無償配分されること、④国家投資基金の経営管理は、ポーランド国籍を有する成人によって行われること(新設)、⑤いずれの企業群に属する国有企業も、株式総数の六〇%相当分を国家投資基金(第一群は五～八法人、第二群は一五法人を予定)に、二五%相当分(第三次案では、三〇%相当分)を財務省国有資産管理局に、それぞれ額面価格で売却すること、⑥財務省は、給与と年金の増額幅の不足分(実質額の目減り分)への補填措置として、その額に相当する保有株式を公務員、年金受給者、身体障害者に無償配分すること(新設)、⑦国家投資基金が保有株式を証券市場に上場した場合、ポーランド国籍を有し、株式購入基本金一単位(=全国月平均賃金・給与額の五%相当分と設定—第三次案では、一〇%相当分と設定)を支払う成人であれば誰でも、購入基本金一単位ごとに国家投資基金の公開株式一株を市場価格で購入することができる、といったものである。

つまり、修正点は、第一に、条件付きながら、対象企業の経営陣と従業員集団に私有化を進めるか否かの自由選択を認めていること、第二に、経営陣と従業員集団への株式の無償配分を一五%に引き上げていること(このため、財務省への売却は二五%に引き下げられている)、第三に、国家投資基金の経営管理から非ポーランド国籍の成人を排除していること(但し、ポーランド国籍を有する海外永住者の取扱いの問題、外国籍の成人への業務委託の問題については、禁止規定はない)、第四に、公務員、年金受給者、身体障害者への所得

補填措置として、財務省の保有株式を無償配分すること、第五に、株式購入基本金を全国月平均賃金・給与額の五％相当分に引き下げていること、といった五つの点を主な内容としている。第一点と第二点は、「国有企業協定」の内容を反映した結果であり、第三点は、民族主義的な色彩の主張を繰り返す右派、中間派に配慮した結果であり、第四点と第五点は、私有化に伴って直接、間接に影響を受ける(と考えられる)人々に配慮した結果である。

四．大規模私有化の新たな展開 — 一つの仮説

ポーランドでは、一九九二年初め以降、国内通貨建・外国通貨建の銀行預金が顕著な増加を示している。一例を挙げれば、一九九二年七月末時点での国民の銀行預金量は、一九九一年一二月末に比べて、国内通貨建で四一・二％増、外国通貨建で三〇％増を記録している。国内預金量の急増は、本来的には資金循環システムを通じて投融資に向けられるはずであるが、ポーランドでは、現在のところ預金金利の高さに誘発された対インフレ行動の一つであり、これを活用する経路は、細くて、短い。

このような現状を念頭に置けば、大規模私有化法は、下図に示したような新たな資金循環システムの構築を目指すものと考えることができる。

言うまでもなく、以下の仮説は、前述した様々な疑問、懸念が一定程度払拭、解消されなければ、成立しえないものではあるが、IMF、世銀、EBRDなど国際金融機関からポーランド側に伝えられるメッセージを見る限り、この仮説にも一定の説得力があるように思われる。周知のように、国際金融機関による対ポーランド金融支援も、ポーランド側による自助努力が一定の方向性を示せば、積極的に支援するという姿勢に変わりつつある。とくに、財政赤字幅が、国際金融機関の設定する制約条件を上回っている現状では、ポーランド政府側に自助努力のはっきりした歩みが見られない限り、積極的な支援を行える環境にはない。

仮説の核心部分は、国家投資基金の保有株式に金融上の担保能力を付与する基本財源として、急増した国内預金量を活用する、という点である。この仮説は、国内預金量の活用経路として、国家投資基金の保有株式を担保とした商業銀行による国家投資基金への融資を想定し、併せて、それによる国有企業への補助金支出額の削減効果を想定している。実際には、国家投資基金の保有株式に担保能力を付与するためには、当初、それへの何らかの政府保証措置が必要となり、一時的に国家財政を圧迫するものとなろうが、仮に、このような活用経路が機能し始めるならば、この経路は、新たな資金循環システムの構築につながるだけでなく、財政赤字削減への有効な措置ともなろう。大規模私有化法がポーランドによる最終回答であると言われる所以がここにある。

以上に関連して、表12を見ると、一九九二年一月末時点では、私有化された旧国有企業は二三八七社を数える。期間別に見ると、私有化された旧国有企業の数、一九九一年(一一二八社)と一九九二年一月～一月(一一二九社)でほぼ同数である。

これら二三八七社のうち、農業以外の旧国有企業は一九五五社(八一・九％)である。このうち、一一二八社(五七・七％)が一九九一年に私有化され、六九七社(三五・七％)が一九九二年一月～一月に私有化されている。私有化方式別では、一九五五社のうち、清算方式が最も多く、その数は一四七四社(七五・四％)に上っている。資本方式は、四八一社

(二四・六%)であり、清算方式と資本方式の割合は三対一となっている。

一方、私有化された旧国有農場は四三二農場(一八・一%)であり、全て一九九二年七月～十一月に私有化されている。そして、農業以外の旧国有企業の私有化では、清算方式が主なものであった。

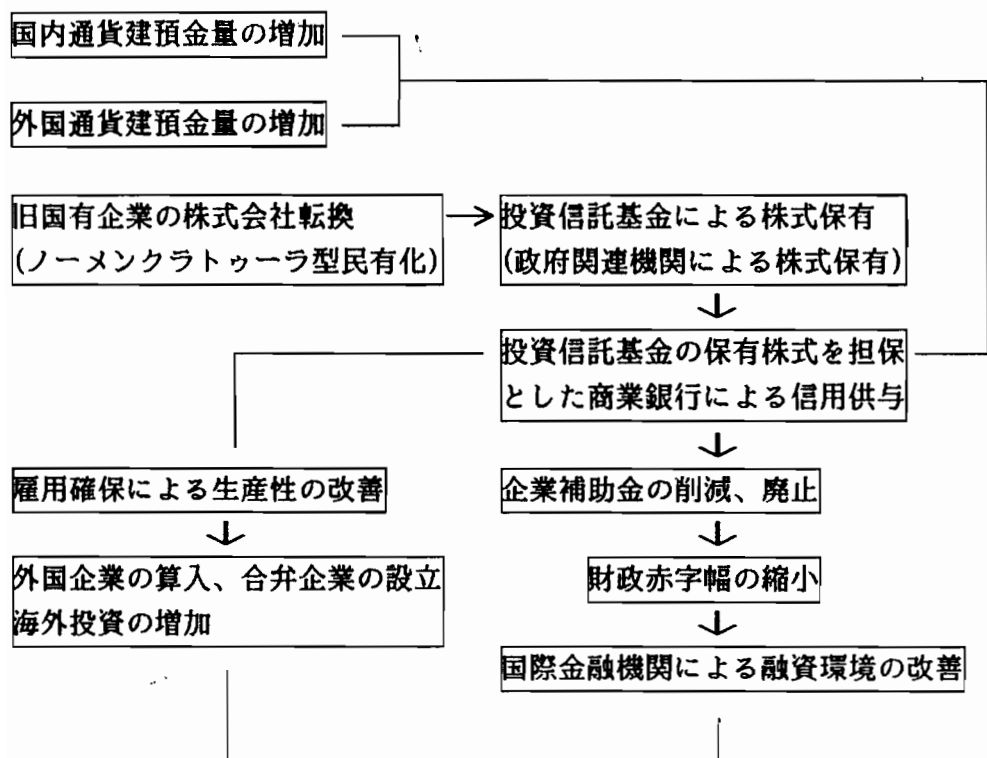
ところで、清算による私有化が多数を占めている点は、私有化された旧国有企業の多くが中小規模のそれであったことを反映している。しかし、今後、大規模私有化を推進する場合、仮に、政権側の政策指導力が不安定であれば、失業の急増を招く恐れの大きい清算方式を用いて私有化を進めることは難しくなる。

また、これまでの私有化過程を見ると、有力な旧国有企業が私有化される場合、資本方式、とくに、特定の外国企業、合併企業による株式買収(統計上は、個人的私有化の一形態として分類される)が中心となっていた。しかし、今後、このような方式がこれまでと同じように主流となる可能性はそれほど大きくはない。なぜなら、有力な国有企業はほとんど私有化されており、今後、私有化対象となる国有企業は、業績の良くない重工業部門の国有企業が中心となるからである。

そうであるならば、残された方式は、一般的私有化を有効に活用する以外に方法はないということになるが、これに関しては、既に多くの問題点が指摘されている。ましてや、従業員集団への優先的な株式売却の方針が確定している以上、一般的私有化は、大規模私有化を推進する有効な方式とはなりえない。

以上のように、大規模私有化政策は、これをどのような方式で進めようとも、大きな困難に直面せざるをえない。上述した仮説に有効性があると考えられる所以がここにある。

図 大規模私有化への一つの仮説



第四節 クレディビリティ醸成への道 — 「九〇年政治・社会体制」の改革への道

ポーランドの中央政界は、一九九二年六月五日、「八九年東欧革命」以降四度目の政変劇を演じた。この政変劇では、前内閣の内相が、大統領と首相との対立を契機として、社会主義時代の治安警察に協力した(大統領を含む)政治家、知識人、労組幹部らの氏名を公表したことが直接の引き金となった(大統領は、後にこの疑惑を事実として認めた)。

また、中央政界の混乱、経済改革の遅滞に拍車をかける形で、カトリック教会、主要政党、主要労組などがその存在をアピールする新たな動きに出て、抜本改革へのエネルギーを一層拡散させる結果となった。一方、国民各層は、それぞれの置かれた状況に応じて、目前の権益、利得の拡大に専心し、巨視的な視点に立つ抜本改革への冷静な論議にはほとんど耳を傾けなくなった。国民各層の政治的無関心は、失望、落胆といったものから嘲笑、侮蔑といったものへと大きく変容し、彼らの意向は、今や中央政界への牽制因としてほとんど機能しなくなった。

その後、スホツカ内閣への不信任決議、大統領による国会の解散を経て、中央政界の混乱と国民各層の政治離れは一層深まるばかりであり、改善への糸口を見い出すことができない状況となっている。

ところで、政治システムと経済システムがそれぞれ一定の範囲で機能し、その成果が国民各層間に一定程度配分されるためには、その基礎条件として、システムの成員間に相互の信頼感、信頼関係、真実感(クレディビリティと総称)がなければならない。ましてや、システムの抜本改革を目指す時期には、成員間のクレディビリティは、絶対不可欠の条件である。どのような時代においても、政権担当者は、権力支配体制の正統性の根拠を強化するため、政治、経済、社会、宗教、文化などあらゆる側面の手段を動員して、成員との間にクレディビリティを醸成しようとする。つまり、クレディビリティは、システムの柔構造化への基因であり、システム変革を進める基因でもある。

市場経済制度への移行は、システムの論理として優勝劣敗と実績主義の論理の確立を必要とするため、政府と国民各層との間には言うまでもなく、国民各層の間においても、クレディビリティは、成員が新たな論理を習熟する際の安定化要素(安全弁)となる。そして、このような安定化要素をシステムの論理に組み込む最良の道は、国民各層間の本来的に多様なクレディビリティを一定の方向に統合しうる自律的な「階層」(官僚層)の形成、構築であり、それへの国民各層からの人材供給・情報交換のシステムの確立である。

マゾヴィエツキ内閣の成立当初、国民各層間に抜本的な改革過程へのクレディビリティが創出、醸成されたと言われたが、その後の四代の内閣は、これまでのところクレディビリティ醸成のための具体的な機構を作り上げる努力を怠ってきた。また、民衆のクレディビリティ構造は、社会主義時代のそれと同様に、依然としてカトリック教会や海外(欧米世界や国際機関など)による評価を基礎とし、それに自己の生活環境の変化やその展望を加味するといったものであり、本質的に「受け身」の構造である。このような状況では、例えば、教会、主要政党、主要労組などへのクレディビリティという本来異質なものを抜本改革への安定化要素として統合しうる自律的な官僚層について、それを積極的に評価する姿勢は

生まれてこない。

官僚層の実態を見れば明らかなように、現在のところ、自律的な官僚層の形成に逆行する傾向ばかりが目につくが、教会、政党、労組といった既成組織へのクレディビリティが大きく揺らぎ、失われつつある現状では、このような既成の枠組みに限定されない(あるいは、それを超克しうる)クレディビリティの醸成を真剣に検討すべき時期が来ているように思われる。この意味では、現在のような政治的混迷の時期は、むしろクレディビリティの新たな醸成、統合にとって好機到来と言えるかも知れない。

「九〇年経済改革」を経ても、クレディビリティ構造に変化はなく、また、クレディビリティ醸成への鍵となる自律的な官僚層の形成も、今のところその可能性が小さい以上、教会、主要政党、主要労組などからなる現在の枠組みは、国民各層間でのクレディビリティ醸成にとって既に桎梏となっていると言わざるをえない。つまり、「八九年東欧革命」とその後の政変劇の受け皿であった「九〇年政治・社会体制」に対して、民衆の多くは、はっきりと拒否反応を示している。

また、「九〇年経済改革」は、システムの成員間でのクレディビリティの存在とその安定性を前提とした上で、市場経済制度の構築を目指すものであったが、現状は、その前提が無効となったことを示している。民衆の多くは、社会主義時代のように、政治的、経済的な混迷の責任を権力機構の「頂点」に帰すこともできず、さりとて、これまでタブー視されてきた、「九〇年政治・社会体制」についての「連帯」労組の最高幹部、「連帯」系知識人、カトリック教会首脳らの思惑の食い違いを今となって非難することもできず、いわば閉塞の状況に陥っている。そうであるならば、クレディビリティをシステム変革の進展に向かって強力に統合しうる新たな「階層」と機構を意識的に創出する以外に、残された道はない。

このためには、政治面、経済面での国民各層の意識変革が不可欠であり、タブーに踏み込む形で「九〇年政治・社会体制」の根本的な変革が不可欠である。そして、優勝劣敗の論理に対応した経済マインド、ビジネス・マインドの育成をクレディビリティの醸成と結びつけるためだけでも、巨視的な視角から経済マインド、ビジネス・マインドを一定の方向に誘導し、その方向を国民各層に説得しうる「階層」と機構が必要となろう。

官僚層が、国民各層から一定のクレディビリティを得ている場合には、その政治的、経済的な実績もさることながら、国民各層と官僚層との間での人材供給・登用システムと官僚層内部での人材の移動・昇進システムが、それぞれ重要な労働慣行として社会的に一定の承認を得ている。これは、官僚層内部でのセルフ・チェックのシステムが確立し、それが官僚層への権限委譲の可能性を拡げていることを意味している。ポーランド社会がこのような経験を学ぶとすれば、それは、労働生活での勤労、勤勉といった「自己投資」型の行動様式を国民各層が真剣に受容する道を摸索しなければならない。

換言すれば、国民各層は、その学歴、職位、権限、信条に関係なく、自己の仕事に細かく配慮し、工夫を加え、成果を積み上げることによるのみ「成功」と判断される評価基準を確立すべきであり、また、その過程では、特定の「階層」による利害調整機構の役割を積極的に評価すべきであろう。

しかし、「九〇年政治・社会体制」は、市場経済制度への移行を標榜しながらも、国民各層の依拠すべき社会・経済倫理については、西側先進諸国のそれへの単純な「模倣」の道だ

けを提示しているに過ぎない。このままの状況が続けば、国民各層の間に政治的な強権体制の確立による倫理、価値観の画一性を求める声さえ出始めることになるだろう。そうならないためにも、少なくとも労働生活での経済倫理について、従来のそれを変革しうる動きを加速化させる必要がある。そして、これは、カトリック教会が従来から提唱してきた勤労観を一定程度「相対化」という過程を必要とする。

ポーランドでは、政治的、経済的な混迷を経て、ようやく、仕事を進める上で、自分がどこまでコミットし、他人にどこまでゆだねることができるかが本格的に論議されるようになった。しかし、現在のような状況が続く限り、残された可能性はさほど大きくはない。

〈資料一〉

経済プログラム — 主要な前提と方向

I. 出発点

一. ポーランド経済は、システムの抜本的な変革を必要とし、その目的は、高度に発展した国々に普く存在する市場システムと同様のシステムを作り上げることである。システムのような変革は、社会に重圧を加える過渡期をできるだけ短時間で済ますよう、徹底した手段によって速やかにやり遂げなければならない。また、一九八〇年代の諸改革が上辺だけのものであったという残念な経験がこのような道を選んだ理由でもある。経済が極端な非効率に陥った諸原因は、従来の経済システムに深く根ざしたものである。根本的な変革が行われなければ、危機が社会の隅々にまで広がり、それが今後も長引く状態が続くことになる。短期的な手段には、このような状況を変える可能性はない。

二. (政府は — 著者挿入) 以上のような構造的な転換を極端に不利な状態で始めることになる。経済は、不均衡の増大からマイナスの影響を数々受けてきており、国家財政は、全面的な破綻の危機に瀕している。生態系に見られる悲惨な状況、住宅危機、対外債務の重圧、(よりよい収入を求めて国を去ることを決めた)最も活力のある青年層の移住などの問題が山積している。ここ数ヶ月の間には、これらの問題の他にも、危機の兆候が表面化し、深刻の度をますます深めるものとなっている。それは、賃金の大幅増と結びついた諸価格の急騰、ズウォティ通貨からの逃避、財政赤字の累増、産出量の減少などである。

三. ポーランドが直面する歴史的な挑戦にふさわしい形で大胆な改革が行われなければ、文明の昏睡状態から抜け出し、社会の期待に合致しうる秩序を作り上げることは不可能である。現政府は、システムを飛躍的に発展させることを決定した。ここに提示したプログラムがその決定を示すものとなっている。

II. プログラムの全般的な諸前提

一. 政府の経済プログラムは、二つの行動径路を提示している。第一は、経済の安定化、とくにインフレにブレーキをかけるための径路であり、第二は、経済システムの転換のための径路である。

二. このプログラムは、二つの段階に分けて実施に移される。第一段階は、一九九〇年初めまでの予定であり、それは、諸価格の上昇にブレーキをかけ、ズウォティ通貨からの逃避を抑え、財政赤字を削減することを主眼としている(IIIの一～九を参照)。また、この段階では、経済システムを変革するための草案を作り、制度面や法律面で必要な措置に着手する。

三. 一九九〇年の遅くない時期に、極めて重要な変化をもたらす段階が開始される。この段階では、一連の徹底した反インフレ措置が講じられるが、その目的は — 反インフレ措置が首尾一貫した形で実施されると仮定すれば — 価格上昇率の大幅引下げと市場均衡の回復を実現することである(IIの一二を参照)。また、この段階では、一九九〇年初めの時

期に準備作業に着手した抜本的なシステムの変革も実施に移されることになる。

四. 更に、強調しておくべき点は、経済安定化プログラムを成功裏に実施することが、システム変革を実行可能なものとする前提条件である、ということである。インフレ率が高い状況下では、このようなシステム変革を導入することはできない。加えて、外国による相当量の援助を期待できるようにする道は、この文書でその概略を示す安定化措置の実施以外にはなく、これは、システムの変革とリンクした形で実施されねばならないものである。

五. このプログラムは経済全体を問題にしているため、これまでの伝統的なやり方とは違って(部門ごと、小部門ごとに)実物面の経済政策目標を立てることはしていない。

Ⅲ. 経済の安定化

一. 安定化プログラムの第一段階には、次のような三つの目的がある。第一は、インフレがこれ以上激しくなることを防ぎ、可能な限り速やかに物価を下げることであり、第二は、一九八九年一〇月レベルにまで財政赤字を削減することである。そして、第三は、ズウォティからの逃避を抑えることである。

二. この段階では、インフレ率がこれ以上高くないように、以下のような主要な措置が講じられる。

- 独占的な価格形成の打破と独占構造の解体。政府は、協同組合法の修正案を既に国会に提出している。また、反独占法を提出する準備を行っている。
- 市場介入を目的とした積極的な商品備蓄政策の実施。
- 原材料やエネルギーの高消費生産、自然環境を破壊する生産の破棄(例えば、旧式のコークス溶鉱炉、鉄鋼業における熱風炉、いわゆる「湿式法」を用いるセメント・プラントなど)。このような段階を経れば、原材料とエネルギーを節約することが可能となり、その節約分をより効率的な用途に振り向けることができるようになる。
- 賃金スライド原則の見直し。賃金の急増を抑える手段としての租税機構の強化。
- 債券投資の機会を拡大するだけでなく、預金金利をインフレ率に対応したものにすることによって、長期的な貯蓄計画をもっと魅力あるものにすること。この措置は、金融面での均衡を維持するために貸出金利の引上げを伴わねばならない。
- 超過投資需要の抑制。なかでも、燃料・エネルギーのコンビナートを建設する場合に多く見られる政府補助による投資プロジェクトの凍結、中央当局の信用供与による投資プロジェクトの一部削減。
- 国家資産の一部の売却。
- 企業を対象とした、より厳しい金融政策(信用政策を含む)の実施。

三. 国会に提出された賃金スライド制の修正法案の基本目的は、諸価格のより急激な上昇を抑え、消費市場の極端な不安定性に対して打開策を講じることである。その際、いわゆる補償スライド制の採用が主要な変更点であるが、この制度によれば、価格変化の結果を一定の範囲内で補償する賃金の増加分をまだ支払っていない企業においてのみ、この制度に基づく賃金増を行うことができる。また、この制度では、スライド制の限界を越えて賃金増を行う企業に対しては、適切な課徴金を課すことになる。課徴金制度は強化されることになろう。

四. 一九八九年においても、以下のような資産を含む実物の国有財産の一部を売却する予定である。

- 一部企業の民有化、企業の整理、政府補助による投資の凍結から浮いた生産用資産。
- 既存の合併企業における財務省持分の株式。
- サービス企業、流通企業の設立に適した小規模企業とその不動産。
- 土地と建物用敷地。
- アパート・住宅。

売却に際しては、公開競売の原則を厳守することになる。

五. 二で言及した措置(例えば、投資需要の抑制、スライド原則の修正、一部の国有財産の売却)は、一九八九年における国家財政の赤字を削減することに役立つ。

この目的を達成するため、以下のような措置も講じられることになる。

- 石炭に対する補助金の削減。
- 食料品、農業用生産手段に対する補助金の削減。
- 社会・政治組織に対する政府補助の合理化、抑制。政府管掌業務(例えば、ポーランド赤十字社)に関わる補助金の継続。
- 資本設備やその建設サービスに対する価格上昇の影響を相殺することを目的とした、地方予算への中央予算からの交付金の停止。
- 国防・治安関係支出の(実質的な)削減。
- 国庫への債務返済が遅れる企業には、現在より厳しい懲罰的な課税を行うこと。そして、個別企業に対する(企業タイプごとの)免税措置の廃止。
- 消費財の一部について、売上税の引上げと価格の引上げを行うこと。

六. 政府は、石炭企業合併法に規定されているように、石炭補助金制度の改正を提案している。それによれば、石炭補助金の額をその取引価格(例えば、外国貿易価格×公式の為替レート)と関連させることが提案されている。石炭の公定価格が平均生産費用を下回っているため、政府の補助金を鉱業の損失を償う(そして、若干の利潤を上乗せした)レベルに設定することが、一九八九年十一月と一二月の二ヵ月間に行われることになる。しかし、このような措置が講じられた場合でも、石炭補助金は、急激に上昇し続けることになる。そのため、石炭価格を始めとして、燃料、電力、暖房・給湯などの価格を相当引き上げる必要がある。この措置については、燃料・エネルギー価格の引き上げが諸価格や所得に余り跳ね返らないようにしなければならない。とくに、一部の雇用者グループのための現物支給制度を改正する必要がある。また、生産費用に占める燃料投入のシェアとは釣り合わない形での農産物調達価格の上昇を抑えなければならない。燃料・エネルギー価格の上昇を工業製品価格に転嫁し過ぎると、厳しい財政・信用政策と矛盾することになる。

七. 政府は、国立銀行が企業に対してより厳しい信用政策をとるよう要請する。銀行の貸出金利と預金金利の相当な上昇は、一九八九年の第四・四半期には、信用需要の削減と貯蓄の奨励の点で効果があるはずである。また、政府は、企業間決済での現金フローの問題を緩和することになる銀行業務のスピード・アップを国立銀行に要請する。

八. 公定価格の範囲とか、価格統制を目的としたその他の手段の範囲などは、次第に狭められることになる。とくに、パン、牛乳、低脂肪のコテージ・チーズの公定価格は、段階的に廃止され、その代わりに、低所得層に対して食料クーポンが導入されることになる。

九. 公式の対米ドル為替レートが大幅に切り下げられるため、公式レートと市場レートの差が縮まることになる。この措置によって、次の段階での単一の為替レートに移行し易くなる(IVの九を参照)。

一〇. 必要な準備作業と立法措置が済んでいれば、一九八九年末から一九九〇年初にかけて、経済の安定化という重要な段階への移行が進められることになる。そこでは、次のような、それぞれ独立の目標に焦点が当てられることになる。その目標とは、インフレの撲滅と国家財政の均衡化、経済での様々な不足の解消、(交換可能にした上での)ズウォティの強化などである。

一一. 上記の目標を達成するために、厳格なスケジュールの下に一連の措置が実施に移されることになる。とくに、

- 輸出に関連した様々な恩典の取消しを含む免税措置の削減。単一為替レートが適切なレベルに落ち着けば、輸出志向のインセンティブが決まることになる。
- 企業投資に対する補助金の(ほぼ)全面的な廃止。
- 国防、治安、行政事務などに対する財政支出の(実質的な)削減。
- 石炭補助金支払制度の包括的な改革。この改革は、各種補助金の段階的な廃止への端緒となる。
- 国立銀行からの無利子融資で財政赤字を穴埋めしてはならないという原則の採用。

財政赤字を補填する唯一の許されるソースは、財務省債券と国立銀行以外の銀行との商業ベースの契約による信用である。また、国立銀行との合意によって、政府は、反インフレ・プログラムの必要とする条件と矛盾しない形で、貨幣発行量を決定するルールと、正の実質利子率の導入といった貨幣・信用政策のハード化の方法とを特定することになる。信用返済への補助金は、直接的には、優先順位の高い活動を行う借り手に対して認められることになる。

- (反独占法に基づく場合を除いて)行政的な価格統制の廃止。
- 名目賃金とそれ以外の所得の過度の増加を抑制する方法を用いること。この方法は、インフレ・スパイラルを打破するために必要と見なされている。

一二. 以上のような諸措置が講じられた後では、一時的な価格の急騰と実質所得の低下が不可避である。企業の一部には、破産を宣言せざるをえない状況に追い込まれるものも出てくるであろう。また、一部の領域では、産出量が一時的に減少し、企業の解散によって失業が生じることになる。いずれそのうち、価格と所得は安定し始めることになる。上記のような反インフレ・プログラムを首尾一貫した形で実施すれば、インフレ率は、対前月比で僅か三～五%のレベルに下がることになる。そして、市場の状況もかなり改善することになる。更に、経済での独占解体と民有化が口火を切る形で、生産面での最初の成果が現われることになる。

一三. 反インフレ措置によるマイナスの影響を緩和する点については、社会福祉的な保護制度がとられることになろう(Vを参照)。

IV. システムの変革

一. インフレ撲滅と経済の安定化を目的とした諸措置と歩調を合わせる形で、政府は、経

済システムの抜本的な変革を推進することになる。システム変革の核心は、西側先進諸国で十分にテストされた市場経済制度の導入にある。

この目標を達成するために、次のような諸措置が講じられる。

- 所有構造を先進諸国のそれにより近づけるための所有制度の変更。
- 国有企業の自律性の拡大。
- 市場機構、とくに、自由な価格決定の全面的な導入と割当制や義務的な卸売の廃止。
- 反独占政策と新企業設立の完全な自由に基づく国内競争条件の整備。
- ズウォティの(国内)交換性の実現による経済の開放化。交換性の付与は、国内競争を強め、合理的な特化を可能にする。
- 租税制度の全面的な改革を含む国家財政制度の変革。
- 銀行制度と貨幣・信用政策原則の更なる改革。
- 資本市場の開設。
- 労働市場の創設。

一九八九年には、以上の措置の導入準備が始まっている。一九九〇年と一九九一年に、主要な変革が実施に移されることになる。

二. 閣僚評議会令によって、「所有制度改革問題政府全権委員会」(UPPW)が設置された。この委員会は、必要な法改正の提案、所有制度の改革過程の提示、その経過の監督などを行うことになる。また、所有制度の改革は、議会の承認を得た原則に沿って公開の形で行われることになる。主要なルールを示すと、売却は、公開で行われ、また、全ての市民だけでなく、経済効率に関心のある組織ならば、どのような組織であっても参加できるようになる。従業員が株式を購入し易くなるような規定がつけられる。大企業が民有化される場合、市民による小口株式の購入が優先される。その残りは、真の協同組合と従業員所有の会社を含む他の効率的な所有形態や自治体による所有形態に区分されることになる。所有制度の改革は、市場と生産の独占解体と並行して行われることになる。親会社に様々なサービス(修理、輸送、大工仕事など)を提供する子会社は、それぞれ分離することが許される。これら全てのことによって、生産能力の利用は改善され、生産的サービスの市場が創出されることになる。

三. 自治体所有と国家所有が分離されることになり、自治体所有は、地方の自主管理機関が管理することになる。市と郡は、経済活動の実施と自治体債券の発行が認められる。市や郡の境界を越えて経済活動を行う点については、それが自治体連合によるものであれば、認められることになる。

四. 政府は、個人農の規模の上限を引き上げることを提案しており、また、潜在的な全ての障壁を除去するために、土地取引に関連したその他の(=規模の上限以外の — 著者挿入)側面についても再検討することになる。また、それと同時に、(私有部門と国有部門で)投資主体が農業サービスや小規模の食品加工経営の拡張にもっと金を使うよう、様々な便宜を供与することになる。農業向けのサービスや産業で新たな仕事が生まれれば、農業構造の変化がもっと容易になり、農業の可能性をもっとうまく活用できるようになる。更に、政府は、農業や関連産業の再編に対して世界銀行の融資が利用できるよう努力を続ける。

五. 政府は、住宅やアパートの処分、販売用住宅の建設、市場原理に合致した形での家賃やその他の料金の設定などを自由に行えるよう、様々な制限の撤廃を提案することになる。

家賃やその他の料金の上昇によって生活水準が低下する人々には、保護措置が用意されている。

六．一九八九年内にも、国有企業法と国有企業従業員自主管理法の改正案が — 施行細則が完備した形で — 提出されることになる。改正の目的は、国有企業の自律性の拡大である。国有企業とか、完全な、あるいは部分的な財務省所有企業のような経営単位に課せられていた財務原理を修正することになる。商法に基づいて設立される会社(有限会社と株式会社 — 著者挿入)の活動については、統制を強めることになる。その目的は、設立親会社の財務への影響、とくに、設立親会社の賃金基金の管理への影響を監視することにある。しかし、このような措置は、代理店業者、仲介業者などの活動を制度上制限しようとするものではない。むしろ、これらの措置は、不公正な競争を防止するものである。

七．一九九〇年初めまでには、価格の最高限度は引き上げられる。価格統制は、独占の規制の強化に限定されることになる。様々な財の割当と投入財の義務的な卸売は廃止される。供給企業が割当計画を恣意的に導入すれば、それは、反独占法に違反する行為と見なされる。市場関係の強化は、経済主体を平等に取り扱うことによって、とくに、租税の減免措置や投入財の(優先的な — 著者挿入)出荷などの禁止を通じて行われる。

八．経済に競争への刺激を与えるため、有効な反独占政策を推進する。反独占機関は、財務省の機構から分割し、権限の強化を図る。

九．一九九〇年の初めに、ズウォティの国内交換性という形で、交換可能通貨に対する単一為替レートが導入される。導入当初の時期には、外貨の海外移転を制限している現行の制度がそのまま続けられる。しかし、経済が安定し、とくに、国家の経常収支がバランスするようになれば、その時には、ズウォティの完全な対外交換性の条件が整うことになる。外国の投資主体にとってポーランドへの投資機会が拡がれば、それは競争をより広範な形で進めることになる。外国の投資主体は、ポーランド企業の株式を購入できるようになり、また、外資が株式を一〇〇%保有する形で企業を設立することもできるようになる。利潤の取り分を外貨で移転することについては、外貨法と二国間(政府間)での投資保護協定によって規制されることになる。

一〇．国家財政システムについて、重要な改革が実施される。その主要な点は、

- 予算法の現代化。
- 租税制度の改革。
- 予算外基金制度の国家予算への統合。
- 市場経済条件への企業金融原則の適応。
- 通貨(外貨)市場の秩序の形成。

一一．政府は、予算管理に関する現行の原則や他の規定を広範な形で変更する草案を提出する。この変更は一九九一年から効力を発する。その他の変更については、次のようなものが考えられている。

- 国会に提出する予算案は、中央予算の歳出・歳入と地方予算への補助金だけを含むものとなること。
- 予算の赤字分を国立銀行の無利子信用で金融してはならないという原則の採用。
- 中央予算から地方予算への補助金支出の原則は、新たな地方自治形態に適用されること。個々の地方予算への補助金総額は、客観的な原則に基づいて決定される。

- 徴税原則の修正。これは、(納税義務を課す基礎となる)所得や販売高の増加を国庫への納税の増加に直結するようにする。国庫への納税の遅延に対する罰則はもっと厳しいものとなる。
- 一二. 租税制度全体の改革を一九九一年からスタートさせる。その主要な要素は次のようなものを含むことになる。
 - 全ての経済活動主体を対象とする一元的な法人所得税。
 - 付加価値税。現行の売上税に代えて導入する。
 - 個人所得税。このベースは、個人による全ての稼得所得を反映するものとなる。
- 一三. 一九九〇年から実施に移される租税制度は、現行制度と最終目標との間の過渡的な形態となる。これに関して、次のような点が考えられている。
 - 売上税率の数を継続的に削減すること。
 - (個人所得 — 訳者挿入)均等化税率は、以前よりもっと広範な納税者を包摂する形で(緩やかな累進制を伴いつつ)設定されること。特典や免税の範囲は急激に狭められることになる。
 - 農業税率をもっと現実的なものにすること。
- 一四. 政府は、予算外基金の見直しを行う。この基金への支払いや企業費用に関連した形で算定される支払いなどは(社会保障基金と文化発展基金を除いて)廃止されることになる。見直しに基づいて、幾つかの基金の清算、とくに国庫補助金が唯一の収入源である基金の清算が提案される。一九九〇年からスタートすれば、政府は、IMF基準と比較可能な形で
 - 予算法の規定に合致する予算編成に加えて — 国家財政制度の情報を公表する。政府は、全ての経済活動主体に — 可及的速やかに — 完全な金融情報を提供するために、中央統計局と協力して金融・経済統計システムの改善を行う。
- 一五. 国立銀行と協力して、銀行制度に、とくに信用制度に市場関係を導入するよう努力する。政府は、次のような措置が最も重要であると考えている。
 - 借り手が信用利率とインフレ率の差で得をすることのないような決済制度の導入。
これは、負債の再評価(インフレ率と等しいだけの定期的な負債増)、あるいは(インフレ率より高い)正の実質利率の導入のいずれかによって実現可能である。この制度への移行については、首相府、財務省、国立銀行の間で検討が既に開始されている。 — いわゆる優先融資の廃止(IIIの一一を参照)。
 - 外国の銀行も含めた、新銀行の設立手続きの簡素化。
 - 銀行業務の改善。
 - 為替手形での企業間信用の導入。政府は、世界銀行が供与した信用と西側諸国の政府が供与した信用(あるいは金融資源)を銀行業務(通信、データ処理、訓練)の発展に使用する。
- 一六. 一九九〇年終りまでに、株式市場が開設される。
資本市場の開設は、高効率の分野への生産要素の流れを刺激することになる。この目標は、破産原則の変更にも役立つことになる。原則の現代化は次のような点を保証すべきである。
 - 各々の信用供与主体は、その請求権が期限内に充足されない場合には、破産申立ての権利を有する。

— 破産手続きの短縮と簡素化。

一七. 本年もやはり、正常な労働市場の創出に向けた準備作業を開始する。この作業は、労働法の修正を必要とする。それは、経営層が雇用構造や雇用者数を実際の必要数に調整し易くするためである。また、この作業は、関連する社会福祉プログラムの準備や導入を必要とする(Vの四を参照)。

V. 経済システムの変革に伴う社会政策

一. 経済の制度変革やその安定化過程は、社会政策の変更と調和するように行われる。その理由は、一方では、短期的な安定化措置の社会的な結果によって新たな措置が必要になってくるからであり、他方では、市場経済という新たな条件によって、一般に受容される社会政策目標を押し進める別個のメカニズムが必要となるからである。

二. 安定化措置に起因する負担を部分的に軽減するために、経済的な弱者グループへの福祉を擁護するプログラムが導入される。

福祉擁護措置として、次のようなものがある。

— 基礎品目(パン、ミルク)への食料クーポンの導入と無料・低価格の給食サービスの拡充による食料消費水準の確保。

— 家賃や暖房費の一部補填。

— (退職者、身体障害者の)平均年金額の一九八八年水準の平均賃金への比率を(両者の差を一時的に縮小することを前提として)一定とすること。また、一九九〇年より四半期ごとの事前の再評価を導入すること。

— 国家管理や民間の資源と人員の両者に依拠した社会福祉制度の再編成と、予算以外の出所による基金形成を刺激することによる資源と人員の両者の統合。

三. 解雇された者が社会福祉の恩恵を受けたり、訓練や再訓練の基金を創設し、新たな仕事を創出するなどの目的のために、労働市場の導入には法的な規制が必要となる。この制度は、全ての失業者を対象とする。損失を生み出し、清算されたプラントから解雇された人々、雇用削減の結果として生まれる余剰人員、つまり集団解雇によって影響を受ける人々などに対しては、特別の保護措置が講じられる。(失業の場合では)制度運営の経費は、全企業が支出する労働基金から賄われる。機能の拡充(登録制、社会福祉案件の取扱など)による職業紹介所制度の再編成が行われる。(新たな専門官庁の設立を含む)雇用保険機関が拡充される。

四. 制度変革と並行して、社会福祉政策のメカニズムを効率性基準に沿う形に再編成する。国家による社会福祉機能の効率性の拡大、とくに非合理的な支出の停止と、労働所得(むしろ社会的な利益)が家計で支配的な役割を果たすべきであるという原則の適用という二点に、このような変革の本質がある。

五. (例えば、健康管理や教育などの)社会的なサービスの分野では、全ての市民に基礎的なレベルのサービスを提供し、また、公共サービスについて市場を形成するために、効率性原則が、社会的なサービスについては合理化された金融という形をとり、また、健康管理制度と(健康保険基金による)保険制度とのリンクという形をとることになる。経済の安定化と並行して、法人資源の支援を受ける社会プログラムが — 適切な租税政策措置を講

じることによって — 可能になる。社会福祉政策の分権化を奨励し、地方自治・連合機関や市民の犠牲的精神に依拠するメカニズムを作り上げることになる。

六. 社会保障制度の導入が一九九一年からスタートする。給付額の実質価値を維持すること、その実質価値と支払期間や給付水準との関係をもっと密接にすること、そして、所得に関連した基準に基づいて支給するというやり方を止めることなどが計画されている。

VI. 安定化とシステム変革のプログラムに対する外国の支援

一. 信用供与主体との緊密な協力、ポーランドの経済情勢への信用供与主体の理解、国際的な金融組織や各国の政府からの協力や支援などは、安定化プログラムや一連のシステム変革の実施への必要条件である。現在の危機が有する深刻さや構造的な性格のために、国内に広範な変革がなければ、わが国が対外的な義務を履行することは不可能である。国内経済の安定化を目指す措置こそ優先されるべきである。そして、これは、信用供与主体の関心事でもある。政府は、できるだけ速くIMFと世界銀行との間で協定を結び、また、個々の信用供与主体グループとの間で返済能力に対応した債務返済期間について合意するように努力する。

二. それと同時に、ポーランドへの外国資本の流入を促進し、もっと安定した、もっと有利な投資条件を — ポーランドに不利にならないように — 整備する。国境を越える企業活動については、外国資本の企業に適用される原則と国内資本が一〇〇%所有する企業に適用される原則とは全く同等であるべきである。有利な利潤移転条件や租税政策によって、ポーランドへの投資の魅力が増すことになる。

三. 政府が提示する安定化プログラムの実施と更なるシステム変革の導入に伴い、とくに次のような点が必要となる。

— 工業・農業生産用の設備、資材などの必要不可欠な輸入とか、社会的に重要な商品(例えば、薬品など)の輸入などを一九八九年の第四・四半期に可能にするために、政府はできるだけ速く先進諸国から借款を得るよう努力すべきであること。

— 政府は、IMFとの間で七億米ドルのスタンド・バイ・クレジットの供与を伴う調整プログラムについて合意に達するよう努力すべきであること。

— 政府は、既に合意したプロジェクトに金融措置を講じる世界銀行の借款についても、本年も同様に利用できるよう努力すべきであること。

— 政府は、一九九〇年に、世界銀行より構造調整基金への借款を得られるよう努力すべきであること。

— 政府は、私有化を推進するため、国際金融公社に金融支援を仰ぐべきであること。

— 政府は、一元的な為替レートの実現と国内通貨の安定化(ズウォティの対外交換性の実現)のため、先進諸国から安定化基金への一〇億米ドルの借款を得られるよう努力すべきであること。

— 政府は、パリ・クラブとの間で債務繰延条件の改善に努力すべきであること。ポーランドは、一九八九年～一九九二年の四年間にわたる元本と利子支払の全額の繰延べを要求する。債務削減努力に加えて、ポーランドは、一九九二年以後の返済を新規資本の流入や外国貿易の結果にリンクさせる。パリ・クラブとの協定の締結によって、外

国政府による信用保証への道を切り開くことになる。また、これは、ポーランドで資本を使おうと考えている外国の投資主体に対して便宜と保証を与えるものとなる。

— 政府は、商業銀行債務の名目額の削減(プレディ計画)とその利子費用の削減に努力すべきである。また、政府は、新規信用の獲得に努力すべきである。この目標を追求する場合、ポーランドは、IMFと世界銀行からの積極的な支援を期待する。また、(外国政府保証の債務の一部について)債務の株式化と債務の帳消しを目指す措置が予定されている。政府は、ソ連との間で債務返済の軽減に関する交渉を開始する。

四. ECとの緊密な経済関係は、安定化プログラムの実施を支える重要な要素である。ECとの将来の交渉の過程では、ポーランドは、貿易と金融の障壁を低くするよう努力する。最優先の目標として、ポーランドは、輸入、金融、外国による直接投資の自由化を目指し、また、その代わりに、ポーランドは、対EC輸出の道を拡げる努力を行う。

五. ポーランドは、コメコン諸国との経済関係を重視する。政府は、コメコン諸国との経済協力メカニズムの根本的な変革を実現するよう努力する。手始めに、コメコン諸国との貿易メカニズムを変更すべきである。これまでの中央集権的なシステムは廃止するが、これは、経済的な基準に基づく意思決定を伴う形での企業の自律的な行動の範囲をかなり拡大することによって実現する。現行の世界価格に立脚した交換可能通貨建決済がこれまで以上に大きな役割を果たすことになる。過渡期には、交換可能通貨建決済がバランスするよう政府が管理する場合がある。また、過渡期には、以前の貿易形態が残ることになるが、その品目は、戦略的なものに限定されるべきである。政府が提案する調整策は一九九一年初めより導入されることになる。それ以前では、コメコンの五ヵ年協定が有効である。

六. 政府が断固として導入する根本的な変革に対して、国際的な金融機関や現在までに支援を申し出た各国政府などによる積極的な援助が行われる場合にのみ、安定化とシステム変革のプログラムが成功する可能性がある。このため、ポーランド政府は、このプログラムをIMFに提出する。これは、IMFとの協議という最終ラウンドへ道を開くことになる。そして、話し合いの結果は調整プログラムについての協定という形になろう。政府は、調整プログラムに関する協議とIMF理事会による承認が速やかに終結することを期待する。このような協定は、世界銀行とIMFによる借款の供与に役立つだけでなく、それ以外の債権国や国内の潜在的な投資主体との交渉においてもポーランドの地位を強化するものとなる。

VII. プログラムが成功するための社会・政治的条件

一. 社会福祉プログラムを伴う政府の根本的な経済プログラムは、社会の大多数が受け入れる場合にのみ成功する可能性がある。プログラムに提示され、新たな経済システムを目指す様々な変革が有する基本的な性格を考えれば、全ての主要な政治・社会勢力、労働組合、上下両院などからの支援が不可欠である。個々の調整策を急速なペースで導入する必要性やその間での連関を保つ必要性を前提とすれば、このような支援は、仮に法的な手続きが大幅に簡略化されるならば、プログラムの有効な実施にとって多大な波及効果を有するものとなる。

二. 危機が深まる中で実施されるため、経済システムの徹底的な変革のプログラムが来る

べき数ヵ月間にかなりの改善をもたらすという事態にはならない。短期間では、インフレの抑制や市場供給の改善は不可能である。しかし、このプログラムをてきぱきした形で実施することができなければ、超インフレ、通貨としてのズウォティの機能不全、そして、最終的には経済生活の全面崩壊へとつながることになる。このような状況に続くものは、中央配分・割当などを伴う戦時経済の導入しかない。そして、このような措置では、生産の下落に加えて社会の基本的な必要をも満たすことができなくなる。このような訳で、市場経済への転換というもう一つの可能性はずっと遠のくことになり、現在よりもっと悪い状況下で市場経済への転換を行わねばならなくなる。

三. このプログラムは、その出発点で社会全体に犠牲と苦難をもたらすものの、漸次的な改善という展望を与えるものである。一年後には、価格上昇率の低下、(消費財)市場供給の改善、企業によるより合理的な操業、そして誠実に働き、高質の労働を必要とする仕事への実質賃金の上昇といった成果を期待することができる。また、経済変革プログラムの実施に努力が払われれば、海外からの金融支援が可能となる。これは、プログラムが成功する必要条件となる。市場メカニズムの導入によって、企業は、エネルギー集約的、資材集約的な技術を放棄せざるをえなくなる。これは、生態系が危険に瀕している現状を打開する有効なやり方となる。第一に、経済の構造変化やその近代化によって、自然環境の破壊は少なくなる。第二に、直接的な経済管理とは別個の形で、国家によるエコロジー政策がもっと効果的なものになる。環境保全は経済システムの不可欠な要素であり、それは、企業が自然資源を用いる際の費用の地域的なバラツキに影響を及ぼすことになる。

政府が提示するガイドラインは、政府が、短期的な諸措置のプログラムを作成し、広範なシステム変革の準備と導入に役立つ分析作業や法的な手続きに着手する基盤を作り出すことになる。これらのプロジェクトのうち、既に着手されたものも幾つかあるが、その他のものは、政府関連機関によってまもなく実施に移されることになる。

このプログラムは、一九八九年一〇月九日開催の閣僚評議会で承認された。

〈資料二〉

『ポーランド経済の変革：プロセスの要約』 (財務省報告、一九九〇年六月二八日閣僚評議会提出)

ポーランド政府は、一九九〇年一月一日、現代経済の歴史の中で最も抜本的な経済改革に着手した。これは、中央計画経済を西側諸国に見られる私有制に基づく競争的な市場経済に転換しようとするものである。政府は、一九八九年末に年率で二〇〇〇％に達したハイパー・インフレを終息させるために、ショック療法の安定化プログラムを実施した。

当初の結果は、我々を活気づけるものであった。現在までに、通貨は安定し、あらゆる貿易取引について(国内で — 著者挿入)交換可能となった。また、インフレ率は、劇的に下落した(もっとも、政府は、インフレ率を対前月比約五％という現在の水準よりも更に引き下げる予定である)。正常な市場経済への抜本的な転換が開始され、国有・私有企業が活動する経済環境が急激に変革されるようになった。企業にとって自己の生産物の全てが自動的に売れない状況は初めてのことである。不足の大部分が解消され、更に、安定化と貿易障壁の除去によって、世界経済の競争圧力がポーランドにも及ぶようになり、ポーランドの輸出部門は将来性を見込めるようになった。

その一方で、実質賃金や生産の急激な下落に示されているように、経済は、深刻な不況に見舞われている。鉄道労働者による最近のストライキは、解決までに二週間を要したが、それは、政府の断固たる決意を示すものとなった。二週間のストライキ中に示された政府への世論の支持とか、最近の地方議会選挙での「連帯」系候補者の勝利などは、経済の変革への国民の決意を示したものとなった。回復への兆しは既に幾つか見られるが、不況がもっと深刻化するかとか、不況がどのくらい続くのかといった問題は予測不可能な問題である。現時点で言えることは、生産が低迷し、失業が今以上に増えるため、ここしばらくの間は、ポーランド国民に負担を課すことになる、という点である。

政府が直面している課題とは、既に一部達成されてはいるものの、脆弱な基盤しかもたない(経済の — 著者挿入)安定性を強固なものにすること、インフレ率を西欧の市場経済諸国のレベルにまで引き下げること、そして、成長の維持が可能ならば、それに必要な構造調整過程を加速化することなどである。政府は、私有化、独占の解体、銀行制度の改革、税制の改革、現代的な会計基準の採用、法体系の整備、そして環境汚染の防止といった重要な作業を続けている。政府が国民に説明してきた点とは、人為的に経済を刺激する措置を講じたりすれば、安定化プロセスにかえってマイナスの影響を及ぼすことになり、その結果、上記の目標の達成が難しくなるというものである。

この報告は、昨年九月時点で新政府の直面した状況を要約した上で、ポーランドの経済プログラムの要点をまとめ、現時点までの成果の要約と残された課題の概要を示す。最後の節では、西側諸国による対外的な金融支援こそがポーランドの経済改革を成功に導く不可欠な要素であるという点が示されている。

一．一九八九年九月時点の状況

現政府が一九八九年九月に政権の座についた時、ポーランド経済は、東欧型社会主義経済のもつ欠陥、マクロ経済規制のない市場経済のもつ欠陥などによってひどい状況に置かれていた。経済システムは、計画にも市場にも立脚しないものとなっていた。約半数の品目の価格が自由価格であったが、多くの稀少資源が行政的な統制下にあった。価格システムは混乱し、例えば、エネルギー価格をはじめとする多くの重要な相対価格がアンバランスな関係になっていた。国際貿易は広範に制約され、その一方で、外貨が割当制で配分されていたため、外国との競争から(国内 — 著者挿入)経済がほぼ完全に隔絶される形になっていた。私的部門への制約は、その大部分が一九八九年に撤廃されたが、数十年間経済を支配してきた独占的な国有企業は、低利の銀行信用、自己の生産物への超過需要、競争の欠如などに慣れきってしまっていた。

前政権は市場経済への移行を進めたにも拘らず、経済情勢の急激な悪化を食い止めることはできなかった。部分的な変革という(前政権の — 著者挿入)戦略によって、一九八九年九月までに(ポーランド経済は — 著者挿入)深刻なマクロ不均衡の状態に陥っていた。貨幣面、財政面、賃金面などの政策について十分な規制が行われなかったために、一九八九年八月に実施された食料品価格の広範な自由化は、かえって急激なハイパー・インフレを引き起こす結果となった。貨幣の増刷によって大部分賄われていた財政・銀行制度は、大幅な不均衡を示すこととなった。インフレが加速するにつれて、税金、公益事業の料金、エネルギー価格などがインフレに遅れをとる形となり、その結果、財政上の問題が深刻化することになった。

二. 政府の戦略

このような我慢できない状況に直面して、新政府は、ハイパー・インフレは構造調整への努力を全て無に帰すものと考え、それと決別する決意を固めた。政府は、包括的な安定化プログラムを用いてハイパー・インフレの抑制を目指すこととなった。そのプログラムによれば、強固なマクロ経済規制と価格や外国貿易の自由化とを結びつけることが考えられた。財政の均衡や正の実質利子率(の導入 — 著者挿入)は、価格安定化のための条件となり、価格や貿易の自由化は、市場が正常に機能することを可能にし、それによって国内の独占企業に競争させることができるようになった。通貨の安定と賃金の抑制が価格水準への頼みの綱となり、それによってインフレ率を下げ、過渡期の失業を最小限に止めることができるようになった。

一方、政府は、抜本的なシステム変革を実施したが、それは、ここでその望ましさを改めて説明する必要のないほどの様々な組織や実践に基礎を置く西側型市場経済への抜本的な移行である。価格や貿易の自由化が変革への基礎となるが、それに必要な制度変革は非常に広範なものである。このような変革としては、独占の解体、通貨の完全な交換性、銀行・金融改革、そして、最も重要なものとして産業と貿易の私有化などがある。

三. プログラムの実施：安定化

価格統制の削減 価格統制が大部分廃止されたため、昨年約五〇%に比べて、ポーラン

ド経済の九〇%以上の価格が市場で自由に決定されることになる。

財政の均衡 財政赤字幅は、一九八九年にはGDPの八%に上ったが、一九九〇年には一%になると予想されている。今年については、現在までのところ、財政は黒字であるが、これは、主に補助金の急激な削減による。

昨年を引き続き、今年一月一日には、例えば、肉、パン、その他の食料品の大部分について補助金が削減された。また、それ以外の生産物の大部分についても、補助金は劇的な形で削減された。現在残っている石炭や家賃への大幅な補助金も、価格調整や産業の構造転換が進むにつれて今後数ヵ月内に減額されることになろう。一月には、石炭価格が消費者向けで六〇〇%、生産者向けで四〇〇%引き上げられ、また、電力価格は三〇〇%、輸送料金は二〇〇%それぞれ引き上げられた。六月と七月には、エネルギー価格を世界価格により符合させる形で価格の引上げが行われることになる。

貿易の自由化 実際に、一月には、輸入に関する数量上の制限と認可上の制約が全て撤廃され、また、輸入関税率の平均が約一〇%に引き下げられた。現在も、数品目について輸出関税や輸出割当が残っているが、大半の輸出制限は既に撤廃されている。貿易部門が(このような変更に対して — 著者挿入)強力な反応を示したために、政府は、関税をもっと削減し、現存する制限条項の大部分を撤廃する旨の声明を最近発表した。

交換可能性の確立 外貨利用についての制限を撤廃したため、全ての貿易取引に公定レートで外貨を利用できるようになった。この意味では、ポーランドは、東欧諸国の中で通貨の交換可能性を確立した最初の国である。交換可能性と自由貿易を可能にするため、一月一日には、五八%に上る通貨の切り下げが必要であった。また、外国投資企業による利潤送金の自由化を近い将来実施できるよう検討中である。

強固な貨幣政策 長期にわたる正の実質利子率、厳格な貨幣政策を導入したため、ハイパー・インフレの撲滅や通貨の安定化に役立つ結果となった。対米ドルの為替レートは一月以来安定したものとなっている。

賃金の抑制 インフレ・スパイラルを打破するため、租税に基づく賃金政策の検討が進められた。依然として国有企業が支配的な(国内 — 著者挿入)経済に制限を課すため、賃金増に上限を設定した。それを遵守しない場合には、懲罰的な高い累進税率が適用される。結局、失業の増加に応じて、賃金は、平均でこの上限以下に止まっている。

四. 安定化プログラムの結果

インフレーション インフレは急激に鎮静化した。一月に実施した相対価格の調整と通貨の切り下げによって、インフレ率は、一月には平均で対前月比七八%になったが、賃金、利子率、財政政策に関して厳格な措置が講じられた結果、インフレ率は急速に低下した。改革措置が導入された結果、価格の上昇率は、二月～五月の三ヵ月間で対前月比四%～五%になった。この比率は、依然として受け入れがたいほど高いものであるため、更に政策措置を講じることによって、最終的には、西側諸国の水準までインフレ率を下げる必要がある。

不足 実際に、不足も軽減された。一九八九年秋と比べると、食品、耐久消費財、そして、あらゆる種類の商品が店舗には十分にある。一例を挙げると、ガソリン価格が二倍になっ

たため、昨年一二月に頻発したガソリンを求める六時間の行列が姿を消してしまった。私有市場が活況を呈しているため、様々な種類の国内・輸入消費財がかなり増加した。

外国貿易 通貨の切り下げとポーランドに特有であった国内の超過需要の削減によって、対西側輸出は著しく増加した。最初の五ヵ月間で、輸出は対前年同期比一二%増であった。その間、ドル高と生産や賃金の下落によって、輸入は二八%減であった。この結果、貿易黒字は合計一六億ドルに達した。

雇用 現在、ポーランドは不況下にあり、今年になって失業は着実に増加している。五月末時点での登録失業者の総数は非農業労働者数の三%に相当する。言うまでもなく、今年になるまで、失業はないことになっていた。ポーランドの失業については、現在の失業者の多くが、実際には労働市場への新規参入者であることを考えれば、これは西側諸国のそれに比べてさほど高いものではない。ポーランド国民は、現在進められている抜本的、根本的な変革によって失業が大幅に増加することを理解している。政府は、経済改革に専念し続けるが、それは、経済成長の維持を確約する唯一の道であるからである。このため、政府は、失業者に給付金を与え、職業再訓練のプログラムを立案した。

五. プログラムの実施：制度変革

価格の自由化 上述したように、価格は、現在その大部分が市場で決定されている。政府統制価格、とくにエネルギーと輸送の価格は大幅に引き上げられ、価格の自由化が産業の再編成と並行して進められる。例えば、石炭価格については、石炭工業への統制が七月に撤廃されれば、それは自由価格となる。

自由貿易 ポーランドが意図する成長パターンは輸出先行型のそれである。複数為替レート制、外貨割当制、外国貿易の認可制や国家独占というポーランドの複雑なシステムは、全て撤廃された。そして、関税率も引き下げられた。このように、効率性と競争を(国内経済に — 著者挿入)もたらすため、国際的な価格構造が大幅に導入された。

私有化 政府は、ポーランド経済を私有制が支配的な経済に変革する過程に着手した。小売・卸売店舗や小規模企業の私有化は既にスタートしており、現在までに七〇〇〇件を上回るものが私有になっている。現在、大規模企業の私有化という難しい課題に取り組んでいるが、その対象となる一〇企業が既に選定されている。

銀行制度の改革 現在までに、銀行制度を財政から分離することが行われ、また、ポーランド国立銀行の独立性が検討の対象となっている。中央銀行と商業銀行からなる二段階の銀行制度が一九八九年二月に樹立されて以来、正常な商業銀行制度の発展が着実に進められている。銀行が公有部門について果たしていた従属的な役割という歴史を打破する契機として、正の実質利率を銀行の法的な独立性と結びつける試みが行われている。現在、銀行を株式会社に転換する準備作業が進められ、私有化が検討されている。

しかし、一般的に言えば、(現在の — 著者挿入)銀行制度には、現代的な市場経済の必要条件に合致する可能性はないと考えられているため、政府は、制度や機構の発展に関する多元的なプログラムの実施に乗り出している。このプログラムは現代的な貨幣市場の創設を含んでいる。それは、例えば、定期性預金の市場、財務省証券の市場、そしてオーバー・ナイト取引の市場などの発展を含むものであるが、このような市場の発展は、中央銀

行が貸出限度額ぎりぎりの再金融に慎重であるという事情を考慮したものである。中央銀行自体は、他国の中央銀行と同じような機能をもつ機構に再編されるべきであり、とくに、監督機能の強化が図られる。また、銀行サービスの拡張が図られる。更に、支店数の増加や職員数の削減が図られ、スタッフ教育の改善が図られる。加えて、個々の銀行の内部的な能力だけでなく、制度レベル(手形交換所、中央管理センター)での可能性も飛躍的に高められる。銀行制度改革の主眼は、外国との競争を導入することであり、外国の銀行やその支店が操業する基本ルールを確立することである。

ポーランドでは、現在、民間の銀行が奨励されている。昨年来、民間銀行に関する二七件の申請が承認されているが、現在では、(合併事業、外国資本の完全保有による銀行を含む)その数を上回る申請が審査中である。一九九〇年六月三〇日現在では、二四の銀行がポーランドで営業しているが、更に、二〇の銀行が認可される予定である。

独占の解体 旧システムの特徴であった独占を解体する措置が既に講じられている。反独占法が三月に国会で承認され、独立の独占禁止庁が4月に設置された。この方向での措置は、既に砂糖、鋳業、運輸の各産業と食肉加工公団や貿易公団で実施されている。競争を奨励する重要なステップ、つまり企業に多大の圧力を加える形のものとしては、外国貿易面での経済の開放化である。しかし、高度に独占的な経済構造を競争的なそれに転換するためには、現在でも、実施すべきことはかなり残っている。

私有部門の発展 海外直接投資の促進、法律上、規制上、税制上残っているあらゆる障害の除去、信用受与の可能性の改善によって、私有部門への法的な差別をなくす一九八九年の改革が完全なものとなる。

その他の法改正 外国為替と海外直接投資に関する新法が制定された。国会では、法的規制の自由化と(あるいは)国有企業へのより厳密な業績基準の適用を目的とした様々な法改正 — 破産法、商法、国有企業法、経済活動法 — が既に実施されている。現在、民法と民事訴訟法の改正案が国会に提出されている。

六. 制度改革の結果

生産物市場 価格の自由化は、真の経済的稀少性に合致した相対価格をもたらすべく外国貿易への経済の開放化と結びつけたものとなっている。その結果、不足と割当制は見られなくなった。市場は、稀少財の配分という正常な役割を果たすようになり、その結果、以前には市場より優位なものであった行政的な配分と市場との複雑な結びつきは、(正常な役割を果たす — 著者挿入)市場に取って代られることになった。

労働市場 数十年間で初めて失業が顕在化したという事実は、労働市場の成立を示すものとなった。勿論、労働への姿勢には変化が現われているように思われるが、労働力の効率的な配分へのその効果については、現在のところ手探りの状態である。例えば、病気療養休暇率については、職場での効果的な要請を反映して劇的な形で低下している。

金融市場 金融自由化と銀行改革によって金融市場の創設への端緒が開かれている。銀行間貸出市場の発展が見られる一方で、為替手形が、企業間未払い金に取って代り、短期の無担保約束手形(コマーシャル・ペーパー)の市場の成立につながるものとなっている。国債や社債の一部が国民に売却されており、セカンダリー・マーケットの形成が進められて

いる。

国有企業 現在、企業は、新たな、過酷な環境に直面している。その一方で、「ソフトな予算制約」、政府補助金、損失企業への廉価な信用という相互に密接な関連を有するものを断ち切ることが行われている。信用が高くつくものになったのは初めてのことであり、企業は「需要の壁」に直面するようになった。つまり、顧客が企業の生産物を購入したいというその需要は無限にあるわけではなく、従って、企業は、価格と品質で競争し、輸出販路を見い出さねばならない。

産業再編成 長期で難しいものにならざるをえない再編成のプロセスが始まっている点を示す兆候のうち、幾つかは将来的に有望である。年初に比べて私有化度の進んだ企業が二万ほど存在する。その多くは、以前には独占状態であった貿易部門の企業である。

工業生産全体では、一月に約三〇%下落し、それ以降低調なままである。しかし、現在、重要な変化の基調が生じている。もっとも、そのパターンはまだはっきりしたものではない。例えば、四月から五月にかけて、生産全体にはほとんど変化はないが、精密機械工業、エレクトロニクス工業、軽工業、繊維工業などでは、五%～一二%の成長が見られる。一般的に言えば、輸出部門の実績も良好である。

工業部門での再編成の開始が目に見える形で進められており、それは、産業構造の再編成や将来の成長を伴うものとなるに違いない。対西側輸入全体では、対前年比二八%の下落を示しているが、西側投資財輸入では、対前年比二二%の増加である。

国内商業 国内商業を支配していた地域独占の国有企業は、現在、正の実質利子率や私的市場での競争に晒されている。とくに食料品や輸入財については、私有市場がますます活況を呈するようになった。

七. 残された課題

国有企業の私有化 政府の計画によれば、今後数年間にわたって、ポーランド工業生産の主要部分を占める数千の国有企業を私有化することになる。(現在、国会に上程している)土地管理・不動産収用法の改正と最近の地方議会選挙の結果によって、小規模の民有化が促進されることになろう。大規模国有企業の私有化に関する法律案は、既に国会に上程されており、私有化に向けた主要企業の準備作業が迅速に進められている。

私有化を速やかに進めるため、政府は、国有資産を国民へ広く売却、配分する新たな機構の導入を考えている。様々な配分方法を検討中であり、それらの方法には、次のようなものがある。国民への株式の直接配分、国有企業や国有資産の購入に使えるバウチャー(証券)の発行、国民への株式発行につながる大規模なミューチュアル・ファンドの創設、国有企業の直接の売却、競売、国有資産の処分を行う持株会社の創設などがある。

国有企業の再編成 ポーランド企業を支援するため、西側諸国の経営上の専門知識をポーランドにもってこることが緊要である。今後数ヵ月、あるいは数年の間に破産すると考えられる企業は多い。経営資金や訓練資金を提供する努力は、現在その途上にある。それらの資金によって、企業は新たな環境に対応できるようになり、その一方で、政府は、そのような取り組みを進める企業を構造転換させ、私有化させることが可能な機構を発展させることになる。

金融市場の発展 金融市場の発展こそ私有化を補完するものとなる。証券市場の積極的な設立と(私有化を含む)銀行部門の更なる発展が最も重要な点である。これらの部門は経済の構造転換に資するものであるため、技術面の支援が不可欠となろう。

税制改革 現在の改革スケジュールでは、一九九一年と一九九二年に西欧諸国で典型的に見られる形の税法の全面的な改正を実施する予定である。複雑な取引税に代わって付加価値税が、現行の給与所得税やその他の税に代わって包括的な個人所得税がそれぞれ導入される予定である。このような税制は、旧システムからそのまま引き継いだ複雑な、煩わしい、非効率的な税法に取って代るものとなる。地方税制の改革もその途上にある。

財政改革 一九九一年と一九九二年には、補助金の更なる削減が予定されている。これによって、主要な国庫補助金は姿を消すことになる。

八. 対外債務の削減

公的信用機関への一九九〇年の債務返済額は、パリ・クラブによって債務返済繰延べ(リスケ)の措置が講じられた。商業銀行との交渉は現在進行中である。しかし、資金フローの緩和は、債務問題の恒久的、持続的な解決の序曲に過ぎないものである。マクロ経済の長期安定性や海外投資主体のポーランド経済への参入が実現するためには、国際収支の中期的な均衡を実現することが必要である。公的機関と民間の両面での対外債務の重荷を永久に解消して初めて、このようなことが可能になる。

ポーランド政府は、国際収支の均衡を実現するためには、対外債務の約八〇%を帳消しにすることが必要と考えている。このような判断は、幾つかの分析結果に基づいているが、これらの分析は、全て同じ結論に達している。最も重要なことだが、国際収支の中期的な均衡に関する一連の計画案は、債務削減幅がこれ(八〇%という削減幅 — 著者挿入)よりも少なれば金融上のギャップが生じることになる、という点を示している。このような金融上のギャップは、リスケや協調融資によってカバーしなければならない。金融市場はこの事実を反映し、国際的なセカンダリー・マーケットでの商業信用機関へのポーランド債務の現行価格は、一米ドル当り一七セントとなっている。

ポーランド政府は、包括的な形で、また、信用供与国が示す処理方法のもつ類似性に十分に留意する形で、全ての主要な信用供与国と債務削減交渉に入りたいと考えている。ポーランドの対外債務の中で最大のシェアを有する西側の公的機関に対しては、ポーランド政府は、債務の現在価値の八〇%削減を実現するために年々の利子支払の帳消しと元本の削減を要請する。また、商業銀行に対しては、政府は、債務の削減を要請することになる。債務削減を実現するための機構は、今後数カ月間に整備されることになろう。

(注)

(1) ソ連軍第一ベロルシア方面軍(総司令官ロコソフスキー元帥)がポーランド第一師団を先頭にブグ川を越えた翌日(一九四四年七月二日)、ルブリンでポーランド国民解放委員会(略称ルブリン委員会。議長エドワルド・オスプカ=モラフスキ)が創設され、スターリン・ソ連政府に支援された左派勢力による解放運動が本格的に進められることとなった。その後、ルブリン委員会は、解放地域の拡大に伴って農地改革に着手し、九月六日、「農地改革令」を布告した。これは、ナチス・ドイツ占領地域の全域とソ連占領地域の一部を対象として、貧農層に農地を無償(一部有償)配分するための政令であり、貧農層を掌握する上で一定の効果があった。ルブリン委員会は、ソ連軍によるポーランド全土の解放が間近に迫った一二月三日、ルブリンでポーランド共和国臨時政府(首相兼外相オスプカ=モラフスキ、第一副首相ウワディスワフ・ゴムウカ)を創設し、戦後秩序の構築で主導権を握ろうとした。なお、社会主義時代には、ルブリン委員会の創設日である七月二日をポーランド人民共和国の独立記念日とし、国民の祝日と定めていた。

(2) ポーランドの東西国境問題について、米英ソ三国首脳(ルーズベルト、チャーチル、スターリン)は、「テヘラン会談」(一九四三年一月～一二月)で基本合意した後、主要な議題をこの問題だけに限定した「モスクワ会談」(一九四四年一〇月)において、東西国境をブグ川とオドラ川とすることに最終合意していた。このため、国境問題が、「ヤルタ会談」で改めて討議されることはなかった。

「モスクワ会談」には、「亡命政府」首相スタニスワフ・ミコワイチクがオブザーバーとして参加したが、ミコワイチクは、会談の冒頭から、ブグ川とオドラ川を東西国境とするというチャーチルの妥協案に強硬に反対したため、チャーチルは、ミコワイチクに戦況を詳しく説明して、説得を繰り返す一方、米ソ両首脳に対しても、シチェチン地域のポーランド併合とオドラ川以東に居住するドイツ人の本国送還を認めるよう強く要請した。

(3) 「三月憲法」は、「フランス第三共和国憲法」をモデルとした議会制民主主義制度(議院内閣制)を国家の基本政体とする憲法であったが、実際には、右派(国民民主党)と左派(社会党=革命派)との妥協の産物であった。これに関しては、家本[45](その3)に詳説されているので、参照されたい。

(4) 労働者党の減少幅が最大で、一九四五年一月には三〇万人を擁していた党员数を半減させることとなった。とくに、農村部では、労働者党は、党员の四分之三を失った。

(5) ミコワイチクは、国民投票の結果を評して「ポーランド人は、愛国主義的、民族主義的であるため、共産主義にはそぐわない」と述べた。

(6) 臨時政府は、一九四五年七月、旧ポーランド共和国政府が締結した「宗教協約」(一九二五年三月)を破棄し、教会財産権の見直しを宣言した。その直後、首座大司教(枢機卿)アウグスト・ホウォンドは、亡命先のフランスから帰国し、「ローマ教皇庁大使が不在の場合には、首座大司教が教皇の権威を代表し、ポーランド教会の再建を指導する」との教皇ピオ十二世の文書を臨時政府に提出した上で、臨時政府に対して、教会の権威と自律性、信仰の自由を認め、教会再建を支援するよう要請した。

このような要請は、第二次大戦末期、とくに東部地域において、カトリック教会が、ソ連内務人民委員部とポレスワフ・ピャセツキらのファランガ党の双方から甚大な人的、物

的被害を受けていたためであり、また、解放直後から、ウクライナのヴォウイン地方では、カトリック教典礼を正教典礼に統一し、この地方を正教リヴォフ(ポーランド名ルヴフ)主教区に編入する準備が進められていたためであった。一方、臨時政府は、当面、教会と対立する理由は見当らないとの理由から、中等学校以下での宗教教育の義務化、(聖職者を含む)宗教科目担当者の報酬への国庫支出、研究資金の供与のための公的基金の創設などを認めた上で、一九四五年のクリスマス・イブには、大統領ピェルトら多数の政府要人が、首座大司教司式ミサに出席し、教会との関係を維持する意思を示した。この時期の政教関係については、家本[45](その3)、[50]、[51]で詳説されているので、参照されたい。

(7)これに関して留意すべき点は、国家評議会と国民評議会への権力の集中である。国家評議会とは、共和国の立法、行政、司法を監督・指導する国家機構であり、国会閉会中には、国会の立法機能を代行する権限を有する。議長は、大統領が務める。一方、国民評議会とは、地方自治体の立法と行政を監督・指導する国家機構であり、国家評議会の下部組織である。議長は、国家評議会の議を経て決定される。但し、国民評議会は、立法機能を代行する権限を有さない。これら二つの国家機構は、特定の政党(政治集団)による三権の掌握を可能にする制度的な基盤となった。

(8)「経済復興三ヵ年計画」では、ソ連からの資金面、技術面、燃料・エネルギー面の援助を梃子として、既存の生産設備・機械の修復・活用による生産活動の再建が図られた。この結果、工業、農業の両部門では、主要製品の生産量が、一九四九年末までにほぼ戦前水準まで回復することとなった。

(9)ゴムウカの書記長解任に際して、この演説がその直接の理由とされた。解任後、ゴムウカは、一九四九年一月に党からも追放され、一九五一年七月には、逮捕され、西シベリアの収容所へ送られた。但し、ゴムウカを含む「民族派」党員は、ソ連や他の東欧諸国での場合とは異なり、いずれも極刑を免れたばかりか、公開裁判で虚偽の自白を強要されるということもなかった。これも、「ポーランド・パラドックス」の一つである。

(10)一九三〇年代初め～一九五〇年代後半におけるピャセツキらの思想と行動、その変遷については、Lucjan[68](第一章と第二章)、Micewski[76](第二章)、家本[45](その3)、[50]、[51]を参照されたい。

(11)これに対して、ホウォンドは、第二次大戦期に反ナチス運動を指導し、信徒から絶大な信頼を得ていたステファン・ヴィシンスキを首座大司教に推挙し、教会の再建と「バックス」対策の指導を彼に託した。彼は、「ワルシャワ蜂起」(一九四四年八月～一〇月、約二〇万人が死亡)でも活躍し、ドイツ親衛隊から「発見次第射殺せよ」との命令が出されていた。彼は、一九四八年七月、首座大司教(ワルシャワ大司教とグニェズノ大司教を兼任)に任命された後、一九五二年一月には、枢機卿を兼任し、一九八一年五月死去した。一九八七年一月には、ワルシャワ市中心部のクラクフ郊外通に座像が建立されたが、その記念ミサには、約七万人もの信徒が参列した。

(12)ソ連政府の意向を直接反映した閣僚人事としては、ソ連駐留軍総司令官ロコソフスキー元帥の国防相就任が象徴的である。また、ツイランキェヴィチ(首相)、バルマン(総理府長官)、ミンツ(工業相)、ラトキェヴィチ(保安相)といった「モクスワ派」幹部も、党政治局員と重要閣僚を兼任することとなった。

(13)急激な拡張路線は、様々な歪みを生じ、一九五六年の政変劇(後述)の遠因となった。

なお、これらの統計数値は、①Podstawowe Dane Statystyczne o Polsce 1946-1990, GUS, 1991と②Polska 1918-1988, GUS, 1989から引用している。以下では、①と②をそれぞれ『基本統計データ』、『70年間のポーランド』と略記する。

(14)これに関して、「利用主体別農地面積」(各年六月末時点、『基本統計データ』を参照)を見ると、社会主義部門(国营農場、協同組合営農場、農業サークル)と非社会主義部門(個人農)の割合は、それぞれ一九五〇年には一〇・五%、八九・五%、一九六〇年には一三・一%、八六・九%、一九七〇年には一九%、八一%、一九八〇年には二五・五%、七四・五%、一九八八年には二三・七%、七六・三%となっている。各年代ごとに言えば、集団化は、一九五〇年代よりも、一九六〇年代と一九七〇年代の方が進展したと言える。しかし、一九八〇年代には、非社会主義部門の割合が増加し、個人農への政策がこの時期に大きく変化したことがわかる。

(15)就業構造(部門別就業者数、部門別就業者比率)を見ると、一九五〇年と一九五五年では、工業では、二一〇・八万人、二〇・七%から二七九・八万人、二四・四%に増加・上昇し、農業では、五四六万人、五三・六%から五五二・七万人、四八・二%へ減少・低下した(『基本統計データ』を参照)。

なお、農業の就業者比率の変化を見ると、比率は、一九五〇年～一九七七年の一八年間連続して低下し、一九七七年には二八・二%となった。その後、一九八二年までの五年間、比率は、一旦上昇に転じたが(一九八二年三〇・四%)、一九八三年以降再び低下し、一九九〇年には二六・八%となった。

(16)小学校から大学、研究機関に至るまで、一二万人の教員、研究者が追放、降格された。

(17)「忠誠宣誓義務法」に基づき、政府は、聖職者全員に宣誓署名を求めたが、これを拒否した聖職者は次々と検挙、逮捕され、その数は全体の六〇%以上に達した。また、教会財産の管理が「ボックス」に移管されたため、「ボックス」は、聖像、聖画、十字架などを大量に売却し、多額の活動資金を手に入れた。更に、叙階後五年以内の聖職者を対象として、イデオロギー教育を目的とした「再教育キャンプ」が設立され、約二千人の聖職者が全国各地の生産・建設現場へ派遣された。

(18)ハンガリーのジョセフ・ミンゼンティ首座大司教(枢機卿)とチェコスロヴァキアのヨーゼフ・ベラン首座大司教の二人は、それぞれ政府との協約締結を拒否し、逮捕・拘留されていた。ベラン大司教は、後に処刑された。

(19)これに関しては、『世界憲法集』、岩波書店、一九八〇年を参照されたい。

(20)国会(一院制)の議席配分は、統一労働者党二七三議席、統一農民党九〇議席、民主党二五議席、無所属三七議席であった。但し、無所属議員は、大部分「ボックス」が推薦した議員であった。

(21)これに関しては、Dziewanowski[22]、Micewski[76]、Monticone[79]、Nowak[82]を参照されたい。なお、高位聖職者九名は、それぞれ六年から一二年までの懲役刑を宣告された(一九五四年一月)。

(22)党員の知識人、文化人では、作家ヴァジク、哲学者コワコフスキ、社会学者ホホフェルトなどが有名であった。

(23)教会によるその後の対政府姿勢を見る場合、一九五〇年代前半に神学生が約一〇倍に急増した事実は、忘れてはならない重要な点である。グレンプ首座大司教を含む現在の教

会首脳は、その大部分がこの時期に神学校を卒業している。彼らは、神学校を舞台として、聖俗両面での教会の権威をどのように高めるかについて、神学理論と司牧活動の両面から貴重な訓練を積むこととなった。

(24)この名は、ロコソフスキーが滞在していた迎賓館の立地する街路名に由来する。

(25)改革派として、社会党の元幹部ラパツキ、エドワルド・ギェレク(二五年間にわたってフランス、ベルギーで活動し、一九四八年に帰国)などが中央委員に選出された。

(26)一九五六年八月二六日、「黒いマドンナ(聖マリア)」奇蹟三〇〇周年記念ミサが約一〇〇万人の信徒を集めてチェンストホーヴァで挙行された。その説教の中で、ヴィシンスキら高位聖職者の釈放とゴムウカへの期待が繰り返され表明された。また、九月になって、党員の知識人、文化人の中からも、ゴムウカの再登場を強く求める声が出るようになった。

(27)「十月体制」の誕生から変容、後退を説明する場合、この点を忘れてはならない。

(28)一九日夕方、フルシチョフを団長とするソ連共産党代表団(フルシチョフ、カガーノヴィチ、ミコヤン、モロトフなど)が突然ワルシャワを訪問した。両党の代表者会議は、駐留ソ連軍四個師団による軍事演習という緊迫した空気の中で行われた。ゴムウカ、オハブらは、彼らの改革路線がソ連の覇権を掘り崩すものではなく、権力支配体制の再建を目指すものである点を繰り返し強調し、改革綱領案を詳説した。翌二〇日午後、フルシチョフらは、両党の見解は完全に一致したとの声明を残して、帰国の途についた。

(29)教会首脳は、カトリック系の無所属議員に呼び掛けて、「ズナーク(印)」の結成準備に着手した。

(30)一九五七年一〇月、外相ラパツキは、国連総会で演説し、東西ドイツを含む中部欧州地域の非核武装案(「ラパツキ案」)を提唱した。また、この時期、アメリカからも、五億三八三〇万米ドルに上る経済援助を受けた。

(31)ゴムウカは、ソ連軍による「ハンガリー動乱」の鎮圧についても、これを積極的に支持し、陸軍歩兵部隊を派遣した。これは、ゴムウカ政権の対ソ姿勢の一端を示している。

(32)批判的な知識人の間で信望の厚かった政治局員モラフスキ、教育相ビェンコフスキなどが解任され、代わって、それらのポストには「ナトゥーリン派」の人物が任命された。また、一時和解の道を歩み始めた政教関係でも、次のような措置が実施に移された。

第一に、「宗教問題協議会」の設立で大きな打撃を受けていた「パックス」を再建して、学校での宗教教育を「パックス」に担当させるという政府決定が行われた(一九五八年一〇月)。この決定は、「パックス」を支援していた「モチャル派」(通称「パルチザン派」)の台頭と関連があった。大戦中も国内に留まり、パルチザン闘争を展開していた人々は、ゴムウカ政権の誕生後、ゴムウカに批判的な内相ミェチスワフ・モチャルを中心として、自由と民主主義の闘士同盟(略称一闘士同盟)を結成し、その勢力を拡大していた。一九六〇年代初めには、この勢力は、党員の約三〇%を占めるまでになった。「モチャル派」は、対内的には、指令関係の重視、伝統と固有の文化の強調、反モダニズムを、一方、対外的には、反英米、反ドイツ、反ユダヤ、親ロシアを標榜していた。このため、カトリック教会、プロテスタント教会のいずれにも、強い嫌悪と侮蔑の態度を隠そうとはしなかった。

第二に、カトリック教会が強硬に反対し、国会審議が大幅に遅れていた離婚法と優性保護法が制定された。「パックス」は、この措置について、出生数の増加(東欧で最高)を抑制する唯一の方策であると説明していた。詳しくは、家本[50]、[51]を参照されたい。

第三に、教会が申請していた教会、修道院、神学校などの新・改築計画がほとんど認可されなくなった。独ソ戦による破壊、人口増(出生数や帰国者の急増)、都市のスプロール現象などによって、一九五〇年代後半には、大都市部を中心として小教区の再編(教会の増設)を進めざるをえない状況となったが、政府からの財政援助は言うまでもなく、教会による土地使用もほとんど認可されなくなった。このため、例えば、重工業都市として戦後新たに建設されたノヴァ・フタ、都市のスプロール現象が顕著であったワルシャワ、ウツェなどでは、一般信徒から募金が集められ、新教会の建・改築が細々と続けられた。

(33)一九五六年六月、ポーランド経済学者協会第二回総会が開催され、その最終日、党・政府に対して、閣僚評議会附属の経済諮問会議を設立するよう提案する大会決議が採択された。その後、ゴムウカ政権の成立を経て、十一月、国会で「経済評議会」の設立が承認された。その際、保守派議員からの提案によって、「経済評議会」の主題を経済問題に限定することが決定された。また、その目的についても、「国民経済の基本的な問題を詳細に、科学的に分析し、経済政策の指令を適切な形で作成すること」といった形で、集権的計画経済システムを前提とすることが決定された。「経済評議会」には、エドワルド・ポヘンスキー、ミハウ・カレツキ、エドワルド・リピンスキ、ヴウォジミェシ・ブルスなど、当時のポーランド経済学界を代表する人々が多数参加した。「経済評議会」での論議に関しては、Brus [8]に詳説されているので、参照されたい。

(34)一連の改革派批判は、その中心人物であったロマーニ・ザンプロフスキ政治局員の辞任(一九六三年七月)と「経済評議会」の正式な廃止(一九六三年九月)によって終わりを告げた。これら二つの出来事は、ゴムウカ政権による改革路線の最終的な放棄を意味した。

(35)テクノクラート層の中心的な人物は、県第一書記時代、上シロンスク地方の経済発展を指導し、見るべき成果を上げていた政治局員(書記)ギェレクであった。彼は、後に「シロンスク人脈」と言われたグループを作り上げた。

(36)クーロンとモジェレフスキの二人は、この直後逮捕され、非公開の裁判によってそれぞれ三年と三年六カ月の懲役刑を宣告された(一九六七年五月釈放)。「公開状」に関しては、Y.クーロン、K.モゼレフスキ著、塩川善信訳『ポーランド共産党への公開状』、柘植書房、一九八〇年を参照されたい。

(37)これに関しては、アダム・シャフ著、花崎皋平訳『マルクス主義と個人』、岩波書店、一九七六年を参照されたい。シャフは、一九六八年に研究所長職を退き、哲学・社会学研究所認識論部門主任教授に転じたが、その後は、ウィーン大学を始めとするドイツ語圏の研究機関で活躍することが多かった。

(38)一九六五年四月、訪ボしたソ連共産党代表団(団長プレジネフ第一書記)との間で「新友好協力相互援助条約」(期限二〇年)が締結された。この条約では、政治、経済、安全保障、科学技術、文化などでの相互協力が確認されると共に、①ポーランドの党・政府は、政治改革を要求する勢力には断固たる態度で臨まなければならない、②ソ連共産党は、ゴムウカ政権が進める経済改革(一九六五年七月で党中央委員会総会で承認された「経済管理機構の若干の改善に関する党中央委員会決定」を指す)を全面的に支持する、という二点が付記されていた。この条約は、形式的には、一九五六年十一月に締結された「善隣友好条約」を引き継ぐものであったが、実質的には、ゴムウカ政権の内政・外交政策に一定の枠組みを設定するものであった。

(39) 経済学部、物理学部など四学部の一時的閉鎖、学生の退学(約一〇〇名)と教員の免職(約二〇名)などが発表された。また、この時期の言論統制には、「モチャル派」の主導によって、一九六七年六月勃発の第三次中東戦争を契機としたシオニズム批判が巧みに組み合わされていた。免職となった教員の一部は、ユダヤ系ポーランド人であった。

(40) この過程で様々なスローガンが掲げられたが、中でも、チェコスロヴァキアの自由化運動(「プラハの春」)への連帯と支持を表明するものが最も多かった。しかし、上シロンスク地方では、労働者(石炭労働者)による政府支持デモが組織され、「学生諸君よ、大学に戻れ」とのスローガンが掲げられた。

チェコスロヴァキアでは、「プラハの春」事件以降、反政府的な知識人、文化人からなるミニ・サークルが作られ、一九七〇年代後半には、ポーランドの反政府的な知識人、文化人と緊密な連絡をとるまでになった。ポーランドのクーロン、アダム・ミフニク、チェコスロヴァキアのヴァーツラフ・ハベル(現チェコ大統領)などは、この時期以来、常に連絡を絶やさず、市民運動の連携という貴重な経験を重ねることとなった。

(41) 教会による政権批判に対抗して、党・政府は、反教会キャンペーン、とくに、反ヴィシンスキ・キャンペーンを大々的に展開した。その内容は、ヴィシンスキへの個人攻撃からカトリック教義の反社会主義性への批判まで広範なものであった。

(42) この時期の新たな西側経済関係のうち、代表的なものを挙げると、次のようなものがあった。

一九六三年三月----西ドイツとの貿易協定の締結

一九六五年一月----西ドイツ・クルップ社との合併企業の設立に関する協定の締結

一九六七年一月----ガットへの正式加盟

二月----日本ポーランド経済合同委員会の設置

一二月----ポーランドの対米戦時債務の削減に関する協定の締結

(43) 一九五〇年代後半から一九六〇年代前半にかけて、就業者数は、年平均で一%台(一九五〇年代後半一・六%、一九六〇年代前半一・八%)の伸びに止まり、また、財政主導による固定資本投資も、潜在的なインフレ圧力の増大から伸び率を圧縮せざるをえなかったため、ポーランド経済は、外延的な成長要因への依存度を減少させる結果となった。

(44) 一九六〇年代における主要な経済改革措置には、次のようなものがあった。

一九六〇年----工業生産者価格と農産物調達価格の一部改訂

一九六三年----工業部門での部分的な分権的管理方式の実施、農業開発基金の創設

一九六四年----物質的刺激制度の導入(利潤稼得額に基づく企業基金の創設)

一九六六年----物質的刺激制度の改訂(国営企業の自己金融制度の拡大、外貨稼得額に応じた輸出企業のボーナス基金の創設)、工業生産者価格の一部改訂

一九六九年----銀行・信用制度の部分改革、工業生産者価格と農産物調達価格の一部改訂

(45) 個人消費面での不満の増大に直面して、西側製の耐久・非耐久消費財を西側主要通貨で国内向けに販売する国有国内輸出企業(P E W E X、ペヴェクス)の拡充が発表され、店舗数と取扱品目数が増やされた。

(46) 「プレジネフ・ドクトリン」は、軍事力での対西側均衡を前提とした勢力圏構想の一つであったが、西側陣営にとって、それは、ソ連政府の最高首脳によるソ連圏の確定宣言と

いう「肯定的な要素」を含むものであった。つまり、西側陣営がこの構想を受け入れ、東西両陣営の間で、相手方の勢力圏を一定の範囲内で尊重することが相互に保障されさえすれば、「ブレジネフ・ドクトリン」は、それぞれの勢力圏内部で指導的立場にある米ソ二国間での合意だけで、両陣営間の新たな関係構築を可能にするものと考えられた。米国政府は、「ゾンネンフェルト・ドクトリン」を発表して、ソ連政府の構想を受け入れる姿勢を示し、東西間の緊張緩和(「(第一次)デタント」)に踏み出すこととなった。

(47)この過程で、ソ連・東欧の各国が西側資本の導入に有利な条件を提示したことも対東側融資の急増につながった。しかし、「貸し込み」現象を引き起こした、西側先進諸国による対東側融資枠の拡大も、その一因として注目しておく必要がある。

(48)WOGとは、大規模経済組織(Wielka organizacja gospodarcza)の略称であり、「新経済・財務制度」に移行した企業連合を指す。これに関しては、Marczewski [72]、家本 [43]、Wanless [102]で詳説されているので、参照されたい。

(49)企業連合が計画化と経済管理の過程で準拠しなければならない経済パラメーター・ノルムの体系は、「経済的・財務的用具」(instrumenty ekonomiczno-finansowe)と総称された。経済パラメーター・ノルムの体系は、賃金規制ノルムを除いて従前の制度においても存在していたが、それらに期待される役割の飛躍的な増加は、「新経済・財務制度」に始まる。

「新経済・財務制度」は、市場による事後的な調整ではなく、計画による事前的な調整に力点を置く計画経済システムであり、計画経済システムの集権制を前提とした上で、意思決定の基準と計画化や経済管理の方式に部分的な変更を加えようとするものであった。

このように、「七三年改革」は、一九七〇年代初めにソ連、東独、チェコスロヴァキア、ブルガリアで実施された「テクノクラート型改革」の一形態として位置づけられる (Selucky, R., Economic Reforms in Eastern Europe, Praeger Publishers, 一九七二)。

(50)ギェレクは、このような実績を指して、「ポーランドは第二の日本」と豪語した。

(51)統一労働者党中央委員会機関紙『トリブナ・ルド』一九八一年一月二五日号には、一九七〇年代における未完工プロジェクト累増の規模とその原因が説明されている。

規模については、一九七八年末で四七五〇億ズウォティ相当、一九八〇年末で八〇〇〇億ズウォティ相当に達したことが示され、これに関連して、鉄鋼、非鉄金属、化学、電気・電子機械の製造業部門では、投資プロジェクトの懐妊期間が、計画より平均して四年～五年延びた結果が報告されている。

また、原因については、①建設資材、建設資金の不足、とくに、最優先の投資プロジェクト(例えば、欧州最大級の生産能力を有するカトヴィツェ製鉄所の建設 — 一九七七年に生産能力の三分の二相当が稼働、一九八二年に全面稼働)への建設資材、建設資金の集中配分による、その他のプロジェクトでの不足、②新たに設置された生産設備・機械類に関する操作技術の訓練・習得の遅れと関連資材・部品類の供給不足、という二つの要因が指摘されている。

(52)一九七六年六月、政府は、生活必需品の小売価格を大幅に引き上げることを発表したが、その日のうちに、全国各地で勤労者・市民層による抗議行動が発生したため、翌日夜には、政府は、前日の発表を撤回せざるをえなくなった。中でも、ラドム、ウルススでは、機械工業労働者による抗議デモを直接の契機として、勤労者、市民層が多数党支部や県庁舎におしかけ、警察機動隊と衝突し、暴動を引き起こす結果となった(「六月事件」、「ラド

ム・ウルスス事件)。この事件は、政府に大きな衝撃を与え、政府内部では、事態打開のため新たな改革案の策定作業が開始された。この結果、一九七七年一月より、「修正WOG制度(zmodyfikowany system WOG)」という改革修正が実施に移された。これに関しては、Marczewski[72]、家本[43]、Wanless[102]で詳説されているので、参照されたい。

(53)一九七〇年代における交換可能通貨表示の対外債務は、ソ連東欧貿易会編『ソ連東欧調査月報』一九八二年五月号によれば、下表のようになる。

1970年代における交換可能通貨表示の対外債務（年末残高、百万米ドル）

	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979
総債務	11.38	15.64	27.96	46.43	80.14	114.83	139.67	178.44	227.00
純債務	7.64	11.50	22.13	41.20	73.81	106.80	135.32	164.72	215.00

(54)例えば、原油価格を見ると、第一次石油危機以後でも、ソ連からの供給価格は、国際価格の三分の一程度という安価であったが、供給価格の引上げに供給増加速度の引下げが加わったため、ポーランドの工業部門は少なからぬ悪影響を被った。その一方で、ソ連政府は、対西側輸出価格を引上げ、更に、供給増加速度も引上げたため、外貨収入の相当部分を原油輸出だけで稼ぐという絶好の機会に恵まれることとなる。しかし、これは、計画経済システムの抜本改革を先送りする一因となった。

(55)「労働者擁護委員会(KOR)」(一九七七年に「社会自衛委員会」に改組)の若き指導者であったアダム・ミフニクは、一九七八年二月のヴィシンスキ宛て私信の中で、一九六八年と一九七六年における教会の地位、役割の変化を次のように述べている。つまり、「労働運動の指導者、支援者は、今や教会である。教会は、信者、未信者を問わず、自由の拡大と人権の擁護を要求する全てのポーランド人にとっての頼みの綱である」(Michnik[77]、著者訳)と。

(56)憲法改正の第一次草案は、一九七五年一月二日、統一労働者党第七回大会で承認された後、一六日、国会に上程された。国会では、国家評議会議長ヘンリク・ヤブウォンスキを委員長とする「憲法改正特別委員会」が設置され、一九七六年一月九日～二月八日の一ヵ月間、公聴会、聴聞会を開いて検討を加えた。二月一〇日、ヤブウォンスキによる委員長報告を承認する形で「憲法改正法」が成立した。

しかし、第一次草案の発表以前から、教会首脳、批判的知識人らは、①国民の基本的人権への制限項目の削除、②国家機構での一党独裁制の廃止、③対ソ関係など国際関係に関わる事項の修正などを要求して、政府草案に異を唱えていた。この改正草案は、「プレジネフ・ドクトリン」を前提とした対ソ関係と統一労働者党による一元的な支配体制とを国家建設の基本要素として最高法規に規定することを目的としていた。

(57)放送当日、国民の八〇%以上がこの番組を見た。その後、教皇就任を記念するミサが全国各地で行われ、参列者は、延べ二〇〇〇万人に達した(宗教省の推計)。

(58)この点に力点を置くために、社会主義政権とカトリック教会の関係について、対立構図だけの一面的な理解に終始する論議が多くなっている。

(59)一九九二年までに、合計五回の里帰りが実現しているが、その中でも、一九七九年、

一九八三年、一九八七年という三回の里帰りが重要な意味を有している。

(60)国民の多くは、現在でも、教皇の里帰りが、国民の反社会主義姿勢を再確認させたこと、一九八〇年代初めの「連帯」運動の基底因となったことをそれぞれ強調している。前者は、社会主義体制への疑義を顕在化させる心理的な転換点として、後者は、社会主義体制への疑義を具体化させ、有形化させる政治的な転換点として、それぞれ社会主義史上画期的な出来事であった。

これら二つの転換点は、旧ソ連・東欧諸国における社会主義体制の正統性を論議する場合、ポーランドだけに特徴的なものである。社会主義体制の正統性を論議する場合、政治面、社会面で実質的な影響力を有する「非合法組織」が存在していた点を忘れてはならず、それゆえに、ポーランドに関する正統性論議については、政教関係という要素を除いて考えることは適切さを欠くと考えられる。

(61)党第一書記の在任期間を基準にして区分すれば、この時代は、カーニャ時代(一九八〇年九月～一九八一年一〇月)、ヴォイチェフ・ヤルゼルスキ時代(一九八一年一〇月～一九八九年七月)、ミェチスワフ・ラコフスキ時代(一九八九年七月～一九九〇年二月)の三つの時期に区分することができる。

しかし、本書では、次のような三つの点を主軸として、これら三つの時代をまとめて、ヤルゼルスキ政権時代と総称することとした。つまり、その根拠とは、ヤルゼルスキが、①カーニャ政権下でも、政治局員、書記局員、国防相、首相(一九八一年二月就任)として政権首脳の地位を務め、実質的に政権の動向を決定する地位にあったこと、②第一書記への就任後は、「非常事態宣言」時代(一九八一年一二月～一九八三年七月)を挟んで、第一書記、首相(一九八五年一月辞任)、国家評議会議長(一九八五年一月就任)、国軍最高司令官などを務め、党、政府、軍という三大権力機構の最高位にあったこと、③第一書記の辞任後も、ポーランド共和国大統領に就任し(一九八九年七月～一九九〇年一〇月)、ラコフスキ、チェスワフ・キシチャク(内相、首相)ら統一労働者党首脳とレフ・ヴァウエンサ(ワレサ)、プロニスワフ・ゲレメクラ「連帯」系組織の代表との間に立って、連合政権構想をめぐって双方と協議を重ね、「連帯」系組織を中核とする新政権の誕生に重要な役割を果たしたこと、などである。

なお、本書では、「連帯」運動を広く理解し、「独立・自主管理労働組合『連帯』自主管理先導主要工場ネットワーク(シエチ)」運動をも、その一部として包摂して考えている。但し、以下では、「独立・自主管理労働組合『連帯』」を「連帯」労組と呼称し、これに関連した諸組織を「連帯」系組織と総称する。また、これら「連帯」労組、「連帯」系組織と区別するため、「1989年東欧革命」以後に成立した「連帯」系の政党を「連帯」会派と呼称する。

ヴォイチェフ・ヤルゼルスキの経歴を付言すると、以下のようになる。彼は、一九二三年七月、ル布林地方のクルフ(ワルシャワの南東約一四〇km)で生まれた。彼の家系は、代々カトリック教徒の愛国主義者、シュラフタ(=士族)として有名で、とくに、彼の祖父(ウァディスワフ=ミェチスワフ・ヤルゼルスキ)は、「一八六三年一月蜂起」に参加し、ロシア帝国軍との戦闘で勇名を馳せた。ヴォイチェフは、ナチス・ドイツ軍のポーランド侵略まで、カトリック・マリア修道会経営の私立中等学校に通い、在学時代は、とくに、ポーランド語学とポーランド文学で極めて優秀な成績を収めた。

第二次大戦勃発直後、彼は、両親や妹と共に、リトアニアに一時避難し、一九四〇年五

月、ソ連北東部に移動した。彼は、そこで労働者として働いた後、リャザンの「ポーランド士官学校」に入学し(一期生)、一九四三年、首席の成績で卒業した。卒業直後、彼は、「ヤン・ヘンリク・ドブプロフスキ記念」第二歩兵師団第五連隊歩兵少尉として軍人生活に入り、数ヵ月間、同連隊偵察小隊長として勤務した後、「タデウシュ・コシチュシユコ記念」ポーランド第一師団(一九四三年五月創設、ジグムント・ベルリング大佐指揮)の歩兵少尉として対独戦に参加し、数回負傷した。この間、その勇猛果敢な戦いぶりに対して、彼は、六度にわたって勲章を授与され、とくに、ポーランド人民軍(AL)最高の栄誉とされる「武勇十字勲章」を二回授与された。一九四四年七月、彼は、ポーランド第一師団の一員としてブグ川を渡河した後、プワヴィ近くのヴィスワ川攻略に参戦し、有名な「マグヌーシェフ橋頭堡」の戦闘に参加した。一九四五年一月、中尉に昇進した彼は、ワルシャワ解放戦に志願し、偵察隊長として北部からワルシャワ市内に入った。その後、バルト海沿岸地方、オーデル川、エルベ川周辺の戦闘に参加し、五月四日、エルベ川で米軍部隊と合流した。

一九四七年一月、彼は、ワルシャワ近くのレムベルトッフにある「高等歩兵士官学校」に入学し、そこで作戦・参謀学を学ぶ傍ら、在学中に、軍人党员として労働者党に入党した。「高等歩兵士官学校」を首席で卒業した後、彼は、母校の戦術学と参謀学の専任講師に任命され(大尉に昇進)、更に、ワルシャワにある「カロール・シヴィエルチェフスキ記念」参謀本部附属国防アカデミーに進学し、ここでも首席で卒業した(少佐に昇進)。その後、モスクワにある「ヴォロシーロフ記念」国防アカデミーに留学し、一九四九年中佐に、一九五四年大佐にそれぞれ昇進した。

一九五六年、彼は、三三歳の異例の若さで陸軍少将に昇進し、同時に、統一労働者党中央委員候補、陸軍政治部長に任命された。次いで、一九五七年には、中將に昇進し、一九六〇年までシチェチンにある第十二機甲化師団の師団長として勤務した。師団長時代、彼は、歩兵師団を機甲化師団へ再編し、戦闘能力の近代化に敏腕を発揮した(この当時、第十二機甲化師団は、西部国境の守備という重要な任務を与えられていたため、若きエリート将軍であったヤルゼルスキが派遣された)。

ワルシャワに戻った後、彼は、一九六〇年国軍総政治部長に、一九六二年国防次官に、一九六四年統一労働者党中央委員に、一九六五年国防第一次官兼参謀総長にそれぞれ任命され、更に、一九六八年には、国防相に任命され、大將に昇進した。そして、一九七一年には、統一労働者党政治局員に任命され、一九八一年二月、国防相兼任のまま首相に選出され、一〇月、カーニャの後継として統一労働者党第一書記に選出された。その後、彼は、「非常事態宣言」時代を挟んで、党、政府、軍の最高首脳として政権の中枢に位置し(一九八七年上級大將に昇進)、統一労働者党政権の崩壊後も、引き続き共和国大統領として重要な役割を果たした。大統領辞任後は、政界から引退し、現在は、一市民として年金生活を送っている。

ヤルゼルスキの経歴については、R.Maxwell(ed.), Jaruzelski: Selected Speeches, Pergamon Press, 一九八五, xi頁~xviii頁とWojciech Jaruzelski, Stan Wojenny Dlaczego, Polska Oficyna Wydawnicza "BGW", 一九九二を参照されたい。

(62)本書では、「ポーランド夏事件」を直接の契機として始まった「連帯」運動の展開過程とそれと並行した政権党の動向については、論議の展開上必要な範囲に限って言及するだけに止める。これに関しては、邦文に限っても、多くの文献——例えば、ゲッタ[37]、伊東

[53]、工藤[63]、同[64]、マクシェーン[71]、芝生[91]、梅本[98]、梅本・足達[99] — で詳説されているので、それらの文献を参照されたい。

(63)これに関しては、梅本・足達[99]に詳説されているので、参照されたい。

(64)一例を上げれば、「グダンスク政労合意議定書」調印から五年目の一九八五年八月三日、レフ・ヴァウエンサ議長は、『ポーランド：八月後の五年間』と題する報告書を公表した。この報告書は、ヴァウエンサの要請に基づき、数十名の専門家が五ヵ月余の検討作業を経てまとめたものであり、その内容は、①政治面、経済面、社会面の現状分析、②将来の展望、③政府当局と旧「連帯」指導部の双方がとるべき政策措置の提示、といった三つの部分から構成されている。この報告書は、要約・編集された上で、一九八六年一月、「独立・自主管理労働組合『連帯』在外調整局」(ブリュッセル)から公刊された(邦訳 — ポーランド資料センター訳『一九八五年のポーランド』、一九八六年)。

報告書を一読すれば明らかなように、その視座は、基本的には、「二十一カ条の要求」から『「連帯」綱領』に至るそれと同じであり、その論旨は、「連帯」運動の正当性を再確認した上で、政府当局の改革措置の欺瞞性を厳しく糾弾したものとなっている。

(65)このことを示す一例は、「国民再生愛国運動」(PRON)の設立(一九八三年五月)とその内容である。「国民再生愛国運動」は、「社会諮問法」に基づいて設立された国会に附属する常設の社会諮問機関である。この組織(構成員四五万人)は、①政党代表に加えて、非党員代表、労組代表、個人業主代表、農民代表、教会代表といった様々な階層の人々から構成され、②その役割についても、議会選挙に際して被選挙人名簿を作成するだけでなく、重要な問題について、国民の利益代表として国会に提案、意見などを提出した。

しかし、例えば、「国会議員選挙法」の改正(一九八五年五月)、国会議員選挙の実施(一九八五年一〇月)などに際して、この組織が有効な役割を果たしたかという点については、はなはだ疑わしい。

(66)ヤルゼルスキ政権は、①選挙区を全国区と地方区に二分し、地方区選挙を一人区制に変更した上で、全議席四六〇のうち、一五%を越えない議席数を全国区に割り当てる、②地方区では、複数候補者制を義務づけ、全国区では、議席数と同数の候補者数しか認めない、という内容の「国会議員選挙法」の改正を実施した後、党中央委員会総会の決議 — 「選挙の成功は、わが国の政治・社会状況の安定化の進展を示す証左となり、国内外でのわが国政府の地位を強化するものとなる」 — を受ける形で、八月下旬より大々的に選挙キャンペーンを実施した。その規模は、九億九三〇〇万ズウォティ(当時の市場レートで換算して約三三〇万米ドル相当)に達した。

一方、「連帯」系組織は、投票のボイコットを繰り返し呼びかけ、政権側の選挙キャンペーンに対抗した。その去就が注目されていたヴァウエンサも、九月下旬、①自由な立場からの立候補が排除されていること、②秘密選挙の保障がないこと、という二つの理由を挙げて、自らも投票を拒否する旨の声明を発表した。この時期を境として、投票拒否の呼びかけへの政権側の非難も激しさを増し、投票日直前、「連帯」系組織の幹部が一部身柄を拘束されることとなった。

投票日の翌々日(一〇月一五日)、国家選挙管理委員会が、投票率は全体で七八・八六%(全国区で七八・六四%)と発表したのを受けて、一七日、「国家再生愛国運動」中央執行委員会は、ヤルゼルスキを迎えて選挙の勝利を宣言した。しかし、同日、「連帯」系組織が、

投票率は全体で六六％(ワルシャワ六〇％、グダンスク五九％、クラクフ五八％、シチェン七〇％)とする中間集計結果を発表し、政権側の発表数値が水増しされていることを明らかにした。

実際に、①被選挙人資格を有する者が、「国家再生愛国運動」に参画する組織、ないしはこれによって公認された団体の構成員に限定されており、また、②複数候補者制の地方区選挙では、第一候補者に投票する場合には、なんら印をつける必要がなく、そのまま投票箱に投函するだけでよいが、それ以外の候補者に投票する場合には、別室の記入台に立ち寄り、いずれかの候補者に○印を付けなければならないという仕組みになっていたこと、更に、③全国区選挙においても、同様に、印刷済の候補者を信任する場合には、そのまま投票箱に投函するだけでよいが、その候補者を信任しない場合には、別室の記入台に立ち寄り、×印を付けなければならないという仕組みになっていたこと、といった三つの事情を考慮すれば、たとえ政権側による投票率の発表が正しいものであったとしても、投票率が全体で七八・八六％でしかなかったという事実は、政権側にとって勝利宣言を出せるほど喜ばしい結果であったとは言えない。ましてや、投票日当日、ローマ教皇庁との協議を理由に、ユーゼフ・グレンプ(首座大司教、枢機卿)ら教会首脳が多数ポーランドを離れていた事実を考慮に入れれば、政権側の標榜した「国民合意に向けての基盤づくり」が着々と進みつつあるとは言えない。

(67)これは、ステファン・オルシェフスキ(一九八一年八月～一九八五年一月に政治局員)が提唱した「使用者側と被使用者側との社会契約」を基礎した考え方である。

(68)「連帯」労組は、その成立当初から、地域組織の連合体という性格を有していたため、地域本部間の意見や利害の対立、相違がしばしば表面化することとなった。「連帯」労組の幹部層は、可能な限り直接民主主義に近い意思決定システムを確立することによって、そこでの決定事項が、構成員全体に「紛れもないもの」として理解されるだけでなく、決定事項に起因する種々の格差、不公平を「正当な手続きを経たもの」として受容されることを目指していた。

(69)W.Jaruzelski, Stan Wojenny Dlaczego, Polska Oficyna Wydawnicza "BGW", 一九九二、第一一章～第一五章によれば、第二のグループは、国有工業企業の経営管理に関わるテクノクラート層が、第三のそれは、中央・地方行政に関わるテクノクラート層がそれぞれ中核をなしていた。また、第二と第三のグループは、この当時党員の三分の二弱に達していたが、その中には、軍人党员、警察官党员も多数含まれていた。

これに関連して、同書は、一九八一年当時の信頼度について、世論調査の結果を挙げて説明している(一一五頁)。それによれば、カトリック教会九四％、「連帯」九〇％、ポーランド国軍八九％、国会八二％、内閣六九％、統一労働者党三二％となり、政権党への国民の信頼度が急減していたことがはっきりと示されている。

(70)ポーランドでは、伝統的に軍人への信頼度は高い(注69を参照)。このため、国家全体、あるいは民族全体を巻き込む事態が発生した時には、軍の動向に注目が集まった。

(71)『政府プログラム』は、『経済状況に関する政府報告(Rządowy raport o stanie gospodarki)』(略称『政府報告』、一九八一年六月国会承認)で示された現状認識を基礎に据えているが、その内容は、『政府報告』に比べて包括的、具体的である。詳しくは家本[44]を参照されたい。

(72)憲法裁判所とは、国会や政府の定める法律、政令などの合憲性を判断する裁判所であり、国家裁判所とは、国家機構に属する官僚層の業務遂行の適性を判断する裁判所である。

(73)このことを最もよく示す箇所を次に引用する。これは、『政府プログラム』の「危機克服のための社会的な前提」と題する一節の文章である。

「危機克服のための本プログラムは、社会全体の同意と積極的な協力があって初めて実施可能となる。本プログラムは、社会に対し多くの犠牲とより一層大きな努力を要求している。また、その見返りとして実現するはずの状況の改善も、当初の段階では目に見える形で実現するとは確言できない。――(中略)――しかし、政府は、労働組合や他の社会組織が、国益を考慮に入れ、本プログラムを率先して支持し、危機の克服という目標がわが国の社会全体の目標として実践されるに違いないとの確信に立って、必要不可欠な措置を講じるための最善の努力を払う決意である。現時点では、本プログラムが危機を克服する唯一の道であり、必要条件である。現在わが国に見られる経済状況の深刻さと、今後ますます事態が悪化するのではないかとの恐れは、『祖国の危機』を宣言した上で、危機に直面している経済の全ての分野において、然るべき措置を講じるのに十分なものである」と(訳出と傍点は著者)。

この一節は、(五ヵ月後に布告された)「非常事態宣言」の理論的な根拠を示唆したものと言え、見方を変えれば、「連帯」労組への最後通牒と言えるかも知れない。

(74)このことを例証している事実を指摘しておく。ヤルゼルスキ政権は、「非常事態宣言」の解除後も、急進改革派の幹部だけでなく、改革に消極的な幹部をも多数政権中枢から遠ざけ、それに代わって、改革を推進しうる実務派テクノクラートを次々と抜擢し、彼らを改革が成功するか否かの鍵をにぎる重要な分野、部門に配置した。

このように、ヤルゼルスキ政権は、「非常事態宣言」時代を経て、ギェレク政権を凌駕するほどのテクノクラート層重視の政権であった。

(75)一九八三年三月の設置以後、約一年半の間だけでも、四つの法律、二つの政令が違憲判決によって無効となり、また、党・政府機構の幹部八名が不適格との判決を下され、罷免された。しかし、従来から批判の多かったノーメンクラトゥーラ制度自体については、何の判断も下されなかった。

(76)一九八五年までに、八つの評議会、委員会に「国民再生愛国運動」を加えた九つの機関が設置された。これらの中では、とくに「経済改革委員会」と「社会・経済評議会」の二つが活発な活動を展開していた。

(77)これに関連して、「連帯」運動の登場から「非常事態宣言」の布告に至る約二年間の国民世論の動向に関する貴重な研究として、Mason[74]を指摘しておきたい。

(78)この作業グループには、アレクサンダー・ウカシェヴィチ(後に、社会・経済評議会副議長)、ウワディスワフ・ヴァカ(経済改革担当国務相、後に、国立銀行総裁、政治局員)、ズジスワフ・メスネル(後に、閣僚評議会議長)、ユーゼフ・ケプリンスキ(後に、財務省金融財政研究所長)、ズジスワフ・サドフスキ(後に、閣僚評議会第一副議長、国家計画委員会議長、現在は、「ポーランド経済学者協会」会長)、アンジェイ・カルピンスキ(後に、経済改革委員会副委員長)、ヴァツラフ・ヴィルチンスキ(後に、経済改革委員会第二部会長)など、西側学界でもよく知られた経済学者が多数参加した。『経済学者協会案』は、七章八一節からなる約七〇〇ページを越える報告書であり、初版の刊行後、「連帯」運動期に三回

修正が加えられた。

(79)一連の経済改革案は、次の二つの文献に収められているので、参照されたい。

・ Reforma gospodarcza, propozycje, tendencje, kierunki dyskusji, PWE, 一九八一。

・ Ekonomisci o reformie gospodarczej, I, II, PWE, 一九八一。

(80)「小改革」として実施された主要な事項には、次のような三つのものがあった。

第一は、一九八〇年一月に決定された「一九八一年における国有企業活動の『小改革』」である。これは、①国有工業企業への義務的計画指標の約六〇%削減、②国有工業企業への価格決定権限の一部委譲、③国有工業企業への資材調達権限の一部委譲などであった。

第二は、一九八一年七月に実施された工業部門省の統廃合(工業部門省を一三省から四省に統廃合)、小規模生産部門と国有農場への改革措置の先行実施などである。

第三は、一九八一年九月に実施された「国有企業法」、「国有企業従業員集団自主管理法」の制定と大規模経済組織の解体などである。

なお、改革関連法規のうち、上記二法以外の重要な法律には、次のようなものがある。「社会・経済計画法」、「国有企業財務法」、「外国貿易実施権限法」、「社会化経済単位課税法」、「国有企業更正・破産法」、「協同組合法」、「賃金システム形成法」、「銀行法」、「国立銀行法」、「国家統計法」、「価格法」、「物価庁設置法」など。

(81)これは、計画化や経済管理の過程への参加を制度的に保障することによって、勤労者層の意欲を喚起すると共に、同じく参加を保障することによって、勤労者層による経済的、社会的な責任の分担を確保し、経済活動を効率的に組織化させることを意味する。

(82)パイェストッカは、このような状況を次のように表現している。つまり、「自然発生的で、非公式な経済規制メカニズムが一層強まったため、伝統的な『指令・割当システム』に分散化した自由市場の要素が混入する形で機能麻痺を引き起こしてしまった」(Pajestka, J., Polski kryzys lat 1980-1981, Ksiazka i Wiedza, 一九八一, 九八頁)と。

(83)第三五条第二項以下の規定を付記すると、次のようになる。

第二項 選考審査を行うため、企業長の任命権限を有する機関は、以下のような構成の選考委員会を任命する。従業員評議会の代表二名、設立機関、当該企業に融資している銀行、労働組合、政治組織、当該企業に従事する主要な技術組織の代表各一名。

第三項 選考委員会は、候補者の企業管理、経営能力、専門分野に関する知識や能力、倫理性、社会性、協調性を判断して選考する。

第四項 閣僚評議会は、選考作業の原則に関する政令を公布する。

(84)三種の経済規制用具とは、経済的(間接的)用具、直接的用具、法的、組織的用具である。

経済的用具とは、経済活動の調整、誘導を目的とし、価格、租税、銀行利子(率)、外貨交換率などのパラメータと価格規制、個人所得規制、補助金交付原則、企業内諸ファンド形成原則、輸出入統制、政府直接調達などの規制システムとの両者を含んでいる。直接的用具とは、計画化や経済管理の過程における経済主体の行動基盤の統一化を目的とし、計画化に関する情報、経済主体間の契約業務、経済主体による投資決定などの法的根拠に関する情報を含んでいる。

法的、組織的用具とは、計画化や経済管理の過程における法的、組織的な枠組みの設定

を目的とし、企業の設立や解散、企業連合の設立、企業幹部の任免などに関する法的、組織的な規定を含んでいる。

三種の経済規制用具に関しては、Institute of Economic Sciences of the Polish Academy (ed.), "Implementation of Economic Reform in Poland", Oeconomica Polona, No.1, 1984とPiotrowski, K., "Alternative Tools in a Decentralized System of Planning and Management", Oeconomica Polona, No.1, 1984に詳説されているので、参照されたい。

(85)このため、中央計画は、指示的な性格の強いものとなったが、その一方で、年次計画は、「社会・経済計画法」第二六条、第二七条の規定に基づき、閣僚評議会が決定する「機動計画」として提示された。

(86)これに関しては、一九八〇年一〇月から約一〇ヵ月間にわたって展開された国営ポーランド航空(LOT)の自主管理闘争 — とくに、企業長の公選制を目指した闘争 — がその先駆的な出来事として注目される。

(87)「一九八三年～一九八五年期社会・経済計画」(いわゆる「三ヵ年計画」)を例として説明すると、一九八二年八月に「最高(楽観的)」、「中庸(現実的)」、「最低(悲観的)」という三つのヴァリエーションを有する計画案が提示された後、約三ヵ月間にわたって社会討議に付され、実質的な修正が加えられた上で、一二月、国会に上程された。国会の上程前後には、多くの機関や団体によって批判的検討が行われ、様々な修正提案が提示された。この結果、一九八三年四月に国会で最終承認された際には、最終案の内容は、当初の政府原案を大幅に修正したものとなっていた。

なお、「三ヵ年計画」の内容とその実績に関しては、家本[47]に詳説されているので、参照されたい。

(88)「ポーロニヤ企業」とは、ポーランド系外国人によって設立された企業を指し、その出資比率は様々で、一〇〇%出資が認められる場合もある。一九八〇年代に入って、その数が急増し、一九八四年末で約一四〇〇件に達している。事業分野は、化学品、化粧品、洗剤、小規模生産設備、医療機器、スポーツ用品、食品加工、小規模流通、レストラン、ホテルなど様々である。

(89)これに関しては、Aslund, A., "The Functioning of Private Enterprise in Poland", Soviet Studies, vol. XXXVI, no.3, July 一九八四を参照されたい。

(90)これら二つの文書は、『ポーランド月報』(ポーランド資料センター編)、一九八六年一・二月合併号に掲載されている。

なお、以下では、便宜上、前者を「第一文書」、後者を「第二文書」と略記する。

(91)このような経済学者の中には、新自由主義的な経済政策を提唱する者が多かった。その後、これらの一部は、「一九八九年政変」以後、新政権で急進改革を指導する立場に就くこととなった。

(92)現在に至るまで、「連帯」労組、「連帯」系組織のいずれかからも、これへの真摯な回答は提示されていない。この点は、政治的な不安定性の基底因の一つとなっており、「連帯」労組、「連帯」系組織の幹部層の責任は、非常に大きい。

(93)例えば、一九八二年初より実施された「機動計画」に関して言えば、輸出財、生産財の増産を目指して、石炭工業、燃料・エネルギー工業、製鉄工業、非鉄金属工業などへの傾

斜生産を実施するという産業政策を採用したため、軽工業、木材・製紙工業などの非優先部門では、原材料、機械・設備類の供給面で大きな隘路に陥り、生産を一層減少させる結果となった。非優先部門では、一九八二年の実績は、軒並み「年次経済見通し」の目標数値を大きく下回る事となった。

また、経済管理過程で生じた混乱の中では、一九八一年一月～一九八二年二月に発生した石炭工業労働者をめぐる抗争事件が最も注目された。この事件は、「非常事態宣言」の布告に抗議するシロンスク地方の石炭工業労働者のストライキ運動に端を発している。一方、「年次経済見通し」では、石炭採掘量は、一九八一年一億九五〇〇万トン、一九八二年二億トンとなっていたが、一九八一年の生産実績は一億六三〇〇万トンにとどまり、目標を約二〇%も下回ることがはっきりした。このため、政府は、「機動計画」に基づき石炭工業への傾斜生産の実施を決定すると共に、石炭工業労働者に対して、賃金面、住宅・生活物資面での一層の優遇措置を約束した上で、一勤務当たり平均三時間～四時間の超過勤務を強く要請した。しかし、石炭工業労働者は、この要請を拒否するだけでなく、炭坑、坑口を封鎖してストライキ行動を続けたため、政府は、軍隊と警察機動隊を投入して封鎖解除、鎮圧に乗り出した。その後、「非常事態宣言」の解除に至る約一年半余りにわたって、石炭工業は、「救国軍事評議会」の直轄下に置かれる事となった。

(94)これに関しては、S.ゴムルカ[38]の第二章「ポーランド危機の原因：一九八〇～一九八二年 — 特殊要因とシステム要因」を参照されたい。

(95)経済実績の動向については、第二部第二章「一九八〇年代の主要経済実績」で詳述するので、それを参照されたい。

(96)「第二段階」の基本目標を一言で表現すれば、それは、①テクノクラート層主導体制下での政治的、経済的、社会的な民主制の拡大と②体制内改革を目指す現代的な政治・経済合理性の確立との有機的な結合である。

なお、「経済改革の第二段階」に関しては、W. ヴァカ「ポーランドの経済改革」(家本博一・田口雅弘訳、『人文科学研究所紀要』立命館大学人文科学研究所編、第四六号、一九八八年六月)と家本[48]を参照されたい。

(97)国民投票の設問内容に関しては、家本[48]の末尾に掲載した「一九八七年一月二九日実施の国民投票について」(一九八七年一月二三日国会議決、家本訳)を参照されたい。

(98)一九八七年一月二〇日、政府報道官イエジー・ウルバンは、内外記者団との会見の席上、国民投票の結果に関する政府予想について質問を受け、次のように答えた(『トリブナ・ルド』一九八七年一月二一日～二二日号)。つまり、「反政府勢力による投票ボイコットの呼びかけが行われているが、世論調査の結果が示すように、過半数を上回る支持を得ることに疑問の余地がない。政府は、多くの国民が改革への政府の真剣な態度を理解してくれているものと考えている」と。但し、政府発表によれば、反政府勢力の動向への注視は繰り返し表明され、実際に、投票日が近づくにつれて、反政府勢力によるボイコット運動への規制は厳しさを増していった。しかし、その一方で、「経済改革実現プログラム」が予定していた生産・流通・金融部門への新たな政策措置への国有企業幹部の反発、抵抗については、政府は、それを全く考慮していなかった。投票結果が政府の予想と逆の形になった要因の一つとして、国有企業幹部による拒否、否定も見逃してはならない。

(99)その際、「経済改革実現プログラム」の基本構想、基本原理に関する修正は行わず、そ

れらを維持することが決定された。但し、具体的な政策措置については、いくつかの修正が行われた。例えば、消費財、生産財の価格引上げでは、実施時期を二月一日と四月一日の二回に分け、その引上げ幅も、若干圧縮された。また、国有企業への課税・利潤分配制度、国庫補助金制度の改革についても、当初予定していた変更幅を縮小する形で修正が加えられた。

(100)このような状況に関連して注目される事実は、国会でのメスネル内閣への不信任決議の採択(一九八八年九月)である。これは、社会主義ポーランド史上初めてのことであり、政権党への衝撃は非常に大きかった。このため、後継のラコフスキ内閣(社会主義時代の最後の内閣)は、「参加方式」に実質的な内容をもたせるよう、いわゆる「対話路線」をとることとなった。ラコフスキ内閣は、「連帯」系組織の最高幹部、カトリック教会の最高首脳、批判的な知識人・文化人との公式・非公式協議を重ね、反政府勢力を一定の形で組み込んだ体制変革の可能性を模索した。

(101)この時期について、物資不足に注目し過ぎる余り、供給不足経済として理解する見解が散見されるが、供給不足の現象は、超過需要の裏返しとして発生したものであり、大幅な超過需要状態こそ、不均衡の基底因であった。また、この時期、年金受給者など社会保障給付金の対象者を除いて、個人の実質所得は二桁の伸びを記録している。これは、政府が国民各層の不満を軽減するため、物価上昇率を大きく上回る形で大幅に名目賃金・給与を引き上げていたことを示している。

(102)これに関しては、一九七〇年代後半から一九八〇年代初めにおける非社会化部門の地位や役割に関連があると思われる。

一九七〇年代を通じて、非社会化部門は、小規模の製造業やサービス業を中心とする部門であり、一九八〇年代末の状況に比べて、事業活動の自律性はかなり制約されていた。また、その内容も、一部の消費財(毛皮製品、皮革製品、洋服など)の生産・販売、消費者対象のサービス(時計・機械修理、理容・美容など)の提供などが中心であった。しかし、一九七〇年代末の経済不振を境として、非社会化部門の活動とその意義が部分的に見直され、社会化部門に付随する形ではあるものの、事業活動の自律性、自主性が一定程度拡大された。このため、一九八〇年代初めには、上記の分野に加えて、食品加工業、被服・帽子製造業、ガソリン小売業、化粧品・装飾品小売業などの分野で、非社会化部門による事業展開が可能となった。更に、この時期には、食料品、日用品、一部の耐久消費財などの販売を目的とした公設の「バザール(自由市場)」も次第に活況を呈するようになった。この結果、一九七〇年代末以降、社会化部門の不振が顕在化するにつれて、非耐久消費財や消費者関連サービスの分野を中心として、非社会化部門の活動が社会化部門のそれを補完する役割を果たすようになった。

〈付属表1〉を見ると、非社会化部門の構成比は、一九八二年～一九八四年には二〇%強まで上昇し、その後、若干低下したものの、一九八九年には一九・二%まで再び上昇した。これは、一九八〇年代前半での非社会化部門の拡大が一時的なものではなく、社会化部門への補完部門からより積極的な機能を果たす部門へと変容したことを物語っている。また、〈付属表2〉を見ると、非社会化部門の構成比は、一九九〇年、一九九一年と連続して大幅に上昇し、一九九一年には四二・一%に達している。

〈付属表1〉 生産国民所得の構成 (構成比、%)

	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
社会化部門	84.3	80.9	79.9	79.6	79.8	81.4	81.1	82.1	81.9	80.8
非社会化部門	15.7	19.1	20.1	20.4	20.2	18.6	18.9	17.9	18.1	19.2
工業純生産	50.2	48.7	49.2	49.1	49.0	48.6	48.4	49.0	49.1	50.2
社会化部門	48.4	46.8	47.1	46.8	46.5	46.0	45.7	46.1	45.7	46.0
非社会化部門	1.8	1.9	2.1	2.3	2.5	2.6	2.7	2.9	3.4	4.2
建設業純生産	13.3	11.3	11.0	11.1	11.4	11.3	11.2	11.2	12.1	9.6
社会化部門	11.5	9.3	9.0	9.1	9.3	9.2	9.0	8.8	9.4	6.9
非社会化部門	1.8	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	2.2	2.4	2.7	2.7
農業純生産	12.9	14.9	16.5	16.4	16.3	15.6	15.7	14.3	12.6	13.1
社会化部門	3.4	3.1	3.7	3.6	3.9	4.3	4.2	4.2	3.5	3.6
非社会化部門	8.5	11.8	12.8	12.8	12.4	11.3	11.5	10.1	9.1	9.5
国内商業	11.9	13.2	11.8	11.6	11.1	11.7	11.8	12.2	13.5	14.2
外国貿易	4.3	3.9	3.9	3.9	4.1	3.4	3.3	3.5	4.1	4.4

(出所) * Rocznik Statystyczny, 1983, 1986, 1990, GUS.

<付属表2> 国内総生産の公有・私有部門別構成
(構成比、%)

	1989	1990	1991
公的所有部門	71.4	69.1	57.9
私的所有部門	28.6	30.9	42.1

(出所)

* Rocznik Statystyczny, 1992, GUS.

(103)「一九八三年～一九八五年三ヵ年計画」期の経済実績については、家本[47]を参照されたい。

(104)増加率の変動幅は社会化部門の方が大きい。とくに、一九八〇年代前半から中頃にかけて、社会化部門の変動幅は戦後最大であった。なお、農業純生産に占める社会化部門と非社会化部門の構成比については、下表を参照されたい。

<付属表> 農業純生産に占める社会化部門と非社会化部門の割合

	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
社会化部門	26.4	20.8	22.4	22.0	23.9	27.3	26.8	29.4	27.8	26.4
非社会化部門	73.6	79.2	77.6	78.0	76.1	72.4	73.2	70.6	72.2	73.6

(出所)

1. Rocznik Statystyczny, 1986, 1990, GUS.

2. Podstawowe Dane Statystyczne o Polsce 1946-1990, 1991, GUS.

(105)個人消費は、一九八〇年代を通じて支出国民所得の三分の二前後のシェアを占め、分配国民所得への影響度は、最終需要項目の中では最大であった。

(106)残余分の比率は、一九八〇年二三・七%、一九八一年二〇・八%、一九八二年一三・九%、一九八三年一二・八%、一九八四年一一・二%、一九八五年一一%、一九八六年六・六%、一九八七年一〇・八%、一九八八年五・五%、一九八九年三・二%である。

(107)一九八二年二月の「銀行法」の改正によって、ポーランド国立銀行の(とくに、外国為替レートと投資金融の決定での)自主性の拡大と国有企業の財務実績への指導権限の強化などが実施に移されたが、その一方で、一九八六年六月の世界銀行とIMFへの再加盟を契機として、銀行制度の改革が本格的に進められた。

それまでの国立銀行は、中央銀行業務に加えて、食品加工部門と輸出関連部門を除く唯一の商業銀行業務(投資金融業務を含む)、国民や企業を対象とした貯蓄銀行業務(ズウォティ建)といった幾つかの業務を兼ねていた。但し、食品加工部門と輸出関連部門の(短期)投資金融の業務は、それぞれ食料経済銀行と輸出振興銀行が取り扱い、外国為替業務は、ワルシャワ商業銀行とPKO銀行が一元的に取り扱っていた(「九〇年経済改革」以降も、両行は外国為替部門の中心機関である)。

このような制度は、国立銀行による一元的な金融・通貨管理を可能にする「標準銀行制度」の雛型として引き継がれてきたものであるが、業務内容の多面性、多様性の拡大、業務

間での矛盾の増大(例えば、通貨増発による信用供与、預金・貸出金利の逆鞘現象など)によって、一九八〇年代中頃以降、既存の銀行の業務権限の強化、国立銀行の再編と業務の分割、商業銀行(九行、旧国立銀行の各支店の独立)の設立などが実施に移された。

「九〇年経済改革」以降も、銀行制度の改革が引き続き実施され、国立銀行は、中央銀行としての機能を果たすよう改組された。国立銀行には、金融・通貨政策の中核としての役割が期待されている。

(108)一九八〇年代におけるソ連・東欧諸国の交換可能通貨表示の対外債務について、その動向を見ると、次のような点を指摘することができる(表15を参照)。

一九八一年～一九八四年を見ると、ポーランドを除くソ連・東欧六カ国では、対外純債務が減少し、ハンガリーを除いて、いずれも減少率が三〇%を越えている。とくに、ブルガリアと旧東独では、減少率は、それぞれ六八・七%、四八・八%に達している。ハンガリーでは、対外純債務は、一九八一年～一九八三年には年々減少し、一九八四年以降増加に転じた。

一方、一九八五年以降では、ルーマニアを除くソ連・東欧六カ国では、いずれも対外純債務が増加し、とくに、ブルガリア、ハンガリー、ソ連の三カ国では、一九八五年～一九八九年にはそれぞれ四・七三倍、二・〇六倍、二・四四倍に急増している。ブルガリアでは、一九八五年(二・二一倍)、一九八六年(二・二七倍)と連続して急激な増加を示し、ソ連では、一九八五年(一三・四倍)と一九八九年(一・四二倍)の両年に大幅な増加を示した。

また、ハンガリーでは、一九八八年に一時減少したものの(一・九%減)、とくに、一九八五年(一・三倍)、一九八六年(一・三六倍)と連続して大幅な増加を示している。

更に、ポーランドでは、対外純債務は、一九八五年～一九八九年に一・二九倍となり、増加ペースでは、チェコスロヴァキア(一・二六倍)に次いで低いものの、一九八〇年代を通じて毎年最大の対外純債務を記録し、一九八九年には、ソ連(三六四億米ドル)をも上回る規模となった。但し、チェコスロヴァキアでは、対外純債務は、一九八五年～一九八八年には増加したが、一九八九年には、大幅な減少を示した(二三・四%減)。

このように、ソ連・東欧諸国では、一九八一年～一九八四年には、対外純債務は、減少、ないしは殆ど増加しないという状況であったが、一九八五年以降、ルーマニアを除いて増加に転じた。但し、チェコスロヴァキアでは、一九八九年に大幅な減少を記録したため、一九八五年～一九八九年の対外純債務の伸びは、ソ連・東欧諸国の中で最低となった。

以上に関連して、交換可能通貨建の対外実質債務を見ると(表16を参照)、一九八〇年代前半、ポーランドとハンガリーを除くソ連・東欧五カ国では、純債務が減少したが、ポーランドでは、増加率こそ低下したが、純債務は年々増加した。また、ハンガリーでは、純債務は、一九八三年以降増加に転じた。しかし、一九八〇年代後半には、ルーマニアを除く全ての国々で純債務が増加した。但し、東独では、純債務は、一九八六年以降増加に転じたが、一九八八年の純債務(九五億九三〇〇万米ドル)は、一九八一年のそれ(一三七億九〇〇万米ドル)に比べて三〇%減少することとなった。

(109)ルーマニアでは、若干の変動は見られるものの、DB比率は低下傾向を示し、一九八九年には一五%まで低下した。一方、チェコスロヴァキアでは、僅かな変動は見られるものの、一九八〇年代を通じて一七%前後で推移した。

(110)表23を見ると、ベシス・ポイントの上昇幅は大幅な変化を示している。上昇幅は、

一九八〇年代中頃になって一時かなり縮小したが、一九八〇年代末には、再び拡大する気配を示した(表24のベース・ポイント欄も参照)。

また、長期貸出期間を見ても、一九八〇年代初めには一時的に短縮されたが、その後、傾向的には拡張傾向にあり、一九八〇年代末には、過去最長の八年まで拡大されている。

勿論、ベース・ポイントの上昇幅には、ユーロ市場での資金需給状況が直接反映するため、上昇幅の変動をソ連・東欧諸国の経済状況に一概に結びつけて考えることはできないが、長期貸出期間が拡張され、一九八〇年代末には八年という期間に落ち着く傾向を示したにも拘らず、ベース・ポイントの上昇幅が再び拡大傾向を示したという点は、ソ連・東欧諸国の経済不振に対する西側金融機関の評価がそこにはっきりと表されているように思われる。

(111)これらの措置は補助金の削減、ないしは撤廃を目的としていたが、これに関連して、表27を見ると、工業製品の場合には、燃料、食料品を除く製品の大部分で、販売価格は、生産費用と取引税を賄いつつ、利潤が生じる水準に設定されていたが、燃料と食料品などでは、補助金によって費用の一部(バターでは、費用の半額以上)を軽減し、しかも、利潤が生じるように販売価格が設定されていた。

(112) ポーランドの「連帯」系組織以外にも、ハンガリーの「民主フォーラム」、東独の「新フォーラム」、チェコの「市民フォーラム」などがこれに相当する。

(113) 「革命」後、東欧各国では、旧政権党の組織と党員の一掃が論議の的となったが、主として経済指導面での必要性から、民衆の要求するレベルに比べて、この問題はさほど進んでいない。

例えば、ヴァウエンサ大統領下での国会議員選挙(一九九一年一〇月二七日)を経たポーランドにおいてさえも、一部の大物党員を除いて、旧政権党時代以来の改革派テクノクラート層の約半数が、依然として重要な地位を占めている。彼らの大多数は、国有、私有両部門での経済専門家、企業経営者として、また、新事業の起業家として重要な役割を担い続けている。これは、反政府勢力の中心であった「連帯」系組織の中に政治、経済、企業経営の専門家が欠如していたためであり、また、「革命」後になっても、新たな専門家がほとんど供給されなかったためである。最近では、彼らの多くは、西側先進諸国との合併企業、海外の企業、国内の私企業などにヘッド・ハントされ、その数は約三万人に達している。(114) これは「一九九〇年経済改革」の基本文書であり、一〇月一二日、Rzeczpospolita(共和国)紙上で公表された(以下では、「経済プログラム」と略記)。

「経済プログラム」は、その作成と実施の責任者であったレシェク・バルツェロヴィチ(蔵相、副首相)の名をとって「バルツェロヴィチ・プログラム」と言われている。「経済プログラム」の全文の邦訳(家本訳)は、本書の末尾に〈資料一〉として掲載されている。

(115) 例えば、旧式のコークス溶鉱炉、鉄鋼業での熱風炉、「湿式法」を用いるセメント・プラントなど。

(116) 売却対象となる国有資産として、国有製造企業の資産の一部、国庫補助対象の投資の凍結によって生ずる余剰資産、既存の合併企業での財務省持分の証券、サービス・流通業の小規模国有企業とその不動産、国家機関の所有する土地・建物(公開競売原則)などが挙げられている。

(117) 「Ⅱ. プログラムの全般的な諸前提」の末尾で、「このプログラムは、経済全体を問題にしているため、これまでの伝統的なやり方とは違って、(部門ごと、小部門ごとに)実物面の経済政策目標を立てることはしない」と述べ、産業別の改革措置を準備しないことが明らかにされている。これは、安定化戦略がマクロ経済不均衡の是正を主眼としていた結果であり、また、政権指導層が、実物面への波及効果(例えば、製造業企業の倒産、失業の増加など)について、改革が進展すれば、一時的には困難な時期は到来するものの、いずれ産業構造の再編によって望ましい成果が生じると「想定」していたためである。

このような点から、「経済プログラム」の基本構想をマネタリストの経済改革案と考える向きもあるが、著者は、この見方については、全面的には同意できない。なぜなら、「経済プログラム」をマクロ経済の均衡と安定という緊急課題に取り組む貨幣的な需給均衡政策の体系と見なす限りでは、このプログラムをマネタリストのそれと考えることもできるが、それと並行して、様々なシステムの変革と構築(あるいは再構築)が進められる以上、プログラム全体をマネタリストのそれと考えることはできない。むしろ、「経済プログラム」の真価は、システムの変革の成否によって決まると言っても過言ではなく、そこには、経済学上のあらゆる英知が求められていると言えよう。

(118) 本報告書(以下では、『ポーランド経済の変革』と略記)は、元国立銀行総裁ウワディス

ワフ・ヴァカ氏(ワルシャワ大学経済学部教授)から送られたものである。これは、財務省が閣僚評議会の求めに応じて提出したものであるため、同氏は、研究目的としての利用に限定して著者による邦訳を許諾された。報告書の全文の邦訳(家本訳)は、本書の末尾に〈資料二〉として掲載されている。

(119)改革路線への批判が高まる中、ピエレツキ首相は、内閣総辞職を表明し(一九九一年八月三〇日)、更に、経済改革に関して内閣に憲法上の特別権限を付与する「特別権限法案」を下院に提出した(九月六日)。両者共否決されたが、ヴァウエンサ＝ピエレツキ政権は、「革命」後も、行政・経済官僚の中核として大きな権限を有する旧政権党員のテクノクラート層に改革実績の悪化の責任を「擦りつける」政治戦略を展開し、旧政権党員が議席の三分の二(当時)を占める下院との対決色を深めることとなった。

これは、一方では、旧政権党員のテクノクラート層が「新ノーメンクラトゥーラ層」を形成しつつあるという教会指導層、国有企業労働者、個人農の声を利用して、一〇月二七日実施の国会議員選挙を有利に展開しようとの思惑から出た動きであるが、他方では、経済実績の悪化と共に、大統領府と内閣との間で改革戦略の修正をめぐって軋轢が生じ、改革推進派の中心人物であるバルツェロヴィチ蔵相に批判が集中したため、政権首脳が、旧政権党員のテクノクラート層を共通の敵として批判の矛先を変えようとした結果である。蔵相自身は、国会選挙後辞任し、学究生活に戻る意思を既に表明していたが、大統領にしても、首相にしても、蔵相ら改革推進派の閣僚を更迭すれば、IMF、世銀、EBRDなど国際金融機関からの支援姿勢が後退する可能性があるため、上述のような駆け引きに出たものと考えられる。

(120) マゾヴィエツキ政権の成立以後における中央政界の政治勢力の変遷過程を見ると、大統領選挙(一九九〇年十一月、十二月)、国会議員選挙(一九九一年一〇月)などを経て、既成勢力の分裂・再編、新興勢力の誕生・合体などが繰り返され、一時、政党法に言う登録政党だけで、その数は一三〇党以上に達した。

例えば、旧「連帯」系の政治組織は、民主同盟(党首マゾヴィエツキ)、民主社会運動(党首ブヤク。マゾヴィエツキ元首相の支持派)、中道同盟(党首カチンスキ — 当時。ヴァウエンサ大統領の支持派)、自由民主会議(党首レヴァンドフスキ。ビエレツキ元首相の支持派、後に自由民主綱領と改名)など六党に分裂した。また、旧統一労働者党系の政治組織は、一九九〇年一月末、統一労働者党の解散を機に、ポーランド共和国社会民主主義(党首クヴァシニェフスキ)とポーランド社会民主同盟(党首フィシュバフ)の二党に分裂した。更に、党員二千人未満のミニ政党も数多く誕生し、その数は、国会に議席を占めるものだけで二一党に達した。

一九九一年一〇月実施の国会議員選挙では、百党以上から五〇〇〇名以上の立候補者があり、その結果、国会に議席を占める政党数は、下院(定員四六〇議席)で二九党、上院(定員一〇〇議席)で三九党となり、政党乱立の状況が生まれた。第一党となった民主同盟ですら、その獲得議席は六二議席でしかなかった(詳しくは、〈参考〉を参照されたい)。

国会議員選挙直後、ヴァウエンサ大統領は、一旦は民主同盟下院議員団長のプロニスワフ・ゲレメクを首相候補に指名したものの、ゲレメクが組閣工作に失敗したため、中道同盟下院議員のヤン・オルシェフスキを改めて首相候補に指名した。しかし、オルシェフスキも、自由民主会議からの入閣拒否、改革路線の修正をめぐる大統領派との対立といった理由から一旦首相候補の辞退を表明した。その後、中道右派を中心とした連合政権構想が発表され、一九九一年一二月二三日、二ヵ月間の政治空白を経て、新内閣が漸く下院で承認された。但し、投票結果は、出席議員の過半数を一七票上回るだけの賛成しか得られず(賛成二三五票、反対六〇票、棄権一三九票)、社会民主主義、社会民主同盟の二党は反対、民主同盟、自由民主会議、独立ポーランド連盟の三党は棄権した。

オルシェフスキ首相は、一九九二年二月一五日、「一九九二年社会経済発展計画」案の提案説明の中で、「共産主義時代の清算」と「社会的市場経済」を柱とした新たな再建構想を提示し、「九〇年経済改革」の大幅な軌道修正を言明したが、その直後、ルトコフスキ財務相ら財務省高官数名が、「九〇年経済改革」の継続と「一九九二年社会経済発展計画」の再考を求めて辞意を表明した。更に、IMFのワルシャワ常駐代表も、新たな再建構想が通貨供給量の増大、国庫補助金の増額、賃金・年金の引き上げなどを含み、財政再建に逆行する点を指摘して、一九九一年九月以降続けている新規融資の停止措置を当面変更することのないことを表明した。

その後、三月五日、下院は、「一九九二年社会経済発展計画」を賛成一三八票、反対一七一票、棄権三六票で否決したが、オルシェフスキ首相は、二三日に「一九九二年国家予算」案を提出する意志を表明し、下院の修正要求を退ける姿勢を示した。

しかし、オルシェフスキ内閣では、その後も、改革の軌道修正をめぐる閣僚の辞任が相次ぎ、また、大統領府との対立の激化によって支持基盤の脆弱さを露呈したため、六月五日、下院は、内閣不信任決案を可決し、オルシェフスキ内閣を退陣に追い込んだ。ヴァウエンサ大統領は、その直後、農民党下院議員(党首)ワルデマル・バブラクを首相候補に

指名したが、パブラクが組閣工作に失敗したため、七月五日、民主同盟下院議員のハンナ・スホツカを首相候補に指名した。新内閣は、一ヵ月間の政治空白を経て、一日、下院で承認された。内閣の交替劇もさることながら、中央政界を舞台とした大統領、議会、内閣という三者間での抗争は、国民各層の人々に政治的な不安定さを強く印象づけるばかりか、国民各層の政治離れ、政治的無関心をますます助長するものとなった。

〈参考〉一九九一年十月国会議員選挙の結果 — 下院の上位一〇党とその議席数、構成比

民主同盟-----	六二議席、一三・五%
左翼民主連合(旧統一労働者党系)----	六〇議席、一三・〇%
カトリック選挙行動-----	四九議席、一〇・七%
ポーランド農民党選挙連合-----	四八議席、一〇・四%
独立ポーランド連盟-----	四五議席、九・八%
中道同盟-----	四四議席、九・六%
自由民主会議-----	三七議席、八・〇%
農民連合-----	二八議席、六・一%
独立・自治労組「連帯」-----	二七議席、五・九%
ポーランド・ビール愛飲者党-----	一六議席、三・五%

(121) 典型的な事例は、大統領選挙の際に表面化した「ティミンスキ現象」である。スタニスワフ・ティミンスキは、立候補に必要な一〇万人の署名も金を払って集めた上で、さしたる選挙公約もなく、百万長者のふれ込みだけで経済苦境に悩む民衆を引きつけ、第一回投票では、ヴァウエンサに次ぐ得票(二三・二%)を獲得した。但し、第二回投票では、マゾヴィエツキ陣営がヴァウエンサへの投票を呼びかけたため、ティミンスキは敗北した。

第一回の得票結果を見ると、二五歳未満の青年層では、男性二一・七%、女性二八・六%の得票率を示し、また、彼に投票した青年層の四分の三が、熟練度の低い鉱工業労働者、都市近郊農民、失業者などで占められていた。彼らは、既存の政治勢力への失望、諦めなどから夢物語の語り手に引きつけられることとなった。

(122) 一九九三年五月二八日、下院は、スホツカ内閣の不信任案を賛成二二三票、反対一二三票、棄権九九票 — 国会法の規定によって、棄権票は反対票として算入されるため、反対票は二二二票となる — で可決した。結果は、過半数を一票上回る際どいものであったため、当日、本会議場に姿を見せなかった二人の与党議員の行動について、また、予め欠席通知を提出していた与党議員に対して緊急召集が行われなかったことについて、一時、様々な臆測が取り沙汰された。

内閣不信任の原因は、六億六〇〇〇万米ドルに上るIMF融資の再開条件である財政赤字幅の縮小を目指して、スホツカ内閣が、一九九三年春以来、財政引締め策を実施に移したため、それが直接の契機となって、農民党が穀物の政府買上げ価格の引上げ幅を不満として連立与党の座を降り、更に、公共部門(教育、医療・保険、公営交通)の勤労者、石炭採掘労働者などによる賃上げ要求、年金受給者による年金増額幅の拡大要求に対して、政党「連帯」がその要求を積極的に支持し、内閣への閣外協力の方針を放棄したことによって、連立与党が下院の過半数を下回る事態となったことである。

内閣不信任の決定、首相による辞表の提出を経て、ヴァウエンサ大統領は、辞表の受理を拒否する一方で、新首相の任命、新内閣の構成を行う意志のないことを表明し、下院を解散(国会法の規定によって、上院も自動的に解散)する大統領令を発布した。また、大統領は、選挙後の新内閣をスホツカ首相を軸として構成するとの声明を発表し、これまでのスホツカ首相の政策指導力を高く評価した。

その後、国家選挙管理委員会は、大統領令が『ポーランド公報』を通じて正式に発表されたため、上下両院の国会議員選挙を九月一九日に実施することを決定した。

なお、スホツカ内閣の政策指導に関しては、拙稿の「スホツカ内閣の政策指導力 — 袋小路に入った経済政策」共同通信社国際資料室編『東欧ファイル』第一六九号、七頁～一一頁、「ポーランド中央政界の構図 — 大統領与党体制への序曲？」(共同通信社国際資料室編『東欧ファイル』、第一七八号、一〇頁～一四頁という二つの小論を参照されたい。

(123)大規模民有化法の第二次案と第四次案に関しては、それぞれ全文が、Dziennik Ustaw、一九九二年一〇月一二日号と一九九三年五月三十一日号に掲載されているので、参照されたい。

参 考 文 献

<書籍、雑誌論文>

- (1) Aslund, A., Private Enterprise in Eastern Europe: The Non-Agricultural Private Sector in Poland and the GDR, 1945-83, Macmillan, 1985.
- (2) Balczerowicz, L., 800 Dni: szok kontrolowany, Polska Oficyna Wydawnicza "BGW", 1992.
- (3) Bartnicki, Z., "Kryzys gospodarczy w PRL", Kultura, Nr.11, November 1983, pp. 43~61.
- (4) Bird, T.E. & M. Maneli, "The New Turn in Church-State Relations in Poland", Journal of Church and State, Vol.24, No.1, pp.26~39.
- (5) G. ブラジンスキ著、巽豊彦訳『クラクフからローマへ — 教皇ヨハネ・パウロ二世』、中央出版社、1980年。
- (6) Bojarski, W. (ed), Kryzyz gospodarki poliskiej, Instytut Wydawniczy Zwiaskow Zawodowych, 1981.
- (7) W. Brus, "The Eastern European Reforms: What Happened to Them?", Soviet Studies, Vol.31, No.2, 1979, pp.257~267.
- (8) W. ブルス著、鶴岡重成訳『社会主義経済の機能モデル』、合同出版、1971年。
- (9) _____ 「戒厳令後のポーランド」、『経済評論』、1982年7月号、pp.7~32。
- (10) Center for Co-operation with European Economies in Transition (OECD), Transformation of Planned Economies: Property Rights Reform and Macroeconomic Stability, 1991.
- (11) _____ ,
OECD Economic Surveys: Poland, 1992.
- (12) _____ ,
Industry in Poland: Structural Adjustment Issues and Policy Options, 1992.
- (13) Chawluk, A., "The Scope of System Remodelling", Soviet Studies, Vol.31, No.1, 1979, pp.99~111.
- (14) Clarke, R.A. (ed), Poland: The Economy in the 1980's, Longman, 1989.
- (15) Clague, C. & G.C. Rausser (eds), The Emergence of Market Economies in Eastern Europe, Basil Blackwell, 1992.
- (16) Dabrowski, M., Reforma rynek samorzad, PWE, 1990.
- (17) Dadlez, A., Political and Social Issues in Poland as reflected in the Polish Novel, Columbia Univ. Press, 1989.
- (18) Dobosiewicz, Z., Foreign Investment in Eastern Europe, Routledge, 1992.
- (19) Domaranczyk, Z., 100 Dni Mazowieckiego, Wydawnictwo Andrzej Bonarski, 1990.
- (20) Drewnowski, J., "The Central Planning Office on Trial: An Account of the Beginnings of Stalinism in Poland", Soviet Studies, Vol.31, No.1, 1979, pp.23~42.
- (21) Dudek, W. & M. Syrek, Polska reforma gospodarcza — teoria i praktyka, Uniwersytet Slaski, 1987.

- (22)Dziewanowski,M.K., Poland in the 20th Century, Columbia Univ. Press, 1977.
- (23)Kessides,C., King,T., Nuçi,M. & C.Sokil(eds), Financial Reform in Socialist Economies, Economic Development Institute of the World Bank and European University Institute, 1989.
- (24)Editions du Dialogue(ed), Listy Pastorskie Episkopatu Polski 1945-1974, 1975.
- (25)Fallenbuchl,Z.M., "The Strategy of Development and Gierek's Economic Manoeuvre",Bromke,A. & J.W.Strong(eds), Gierek's Poland, Praeger Publishers, 1973, pp.52~70.
- (26)_____, "The Polish Economy in the 1970's",Joint Economic Committee Congress of the United States(ed), East European Economies Post-Helsinki, US Government Printing Office, 1977, pp.816~864.
- (27)_____, "The Polish Economy at the Beginning of the 1980's", Joint Economic Committee Congress of the United States(ed), East European Economic Assessment, US Government Printing Office, 1980, pp.33~71.
- (28)_____, "The Impact of External Economic Disturbances on Poland Since 1971", Neuberger,E. & L.Tyson(eds), The Impact of International Economic Disturbances on the Soviet Union and Eastern Europe, Pergamon Press, 1980, pp.280~304.
- (29)_____, "Policy Alternatives in Polish Foreign Economic Relations", Simon,M.D. & R.E.Kanet(eds),Background to Crisis: Policy and Politics in Gierek's Poland, Westview Press, 1981, pp.329~369.
- (30)_____, "Poland Command Planning in Crisis", Challenge, July-August 1981, pp.5~12.
- (31)_____, "Poland's Economic Crisis", Problems of Communism, March-April 1982, Vol.31, pp.1~21.
- (32)Fedorowicz,Z., System gospodarczy i efektywnosc ekonomiczna, PWN, 1990.
- (33)Feher,F. & A.Arato(eds), Crisis and Reform in Eastern Europe, Transaction Publishers, 1991.
- (34)Feiwel,G.R., Problems in Polish Economic Planning, Praeger Publishers, 1971.
- (35)Frentzel-Zagorska,J., "Civil Society in Poland and Hungary", Soviet Studies, Vol.42, No.4, 1990, pp.759~777.
- (36)Garrett,S.A., From Postdam to Poland: American Policy toward Eastern Europe, Praeger, 1986.
- (37)B.ゲッタ著、大空博・川島太郎共訳『ポーランドの夏 — 激動の20日間』、新評論、1981年。
- (38)S.Gomulka著、大野喜久之輔監訳、福田敏浩・家本博一・吉井昌彦・中津孝司訳『成長、技術革新、経済改革 — 東ヨーロッパの場合』、晃洋書房、1988年。
- (39)_____ & A.Polonsky(eds), Polish Paradoxes, Routledge, 1990(家本博一・吉井昌彦共訳『ポーランド・パラドックス』、晃洋書房、1994年刊行予定)。
- (40)_____ & J.Rostowski, "The Reformed Polish Economic System 1982-1983",

Soviet Studies, Vol.36, No.3, 1984, pp.386~405.

(41)Graham,L.S. & M.K.Ciechocinska(eds), The Polish Dilemma: Views from Within, Westview Press, 1987.

(42)Guzek,M., Ekonomia Przejscia: od kolektywizmu do systemu przyszlosci, Instytut Koniunktur i Cen Handlu Zagranicznego, 1991.

(43)家本博一「経済改革と企業連合 — ポーランド・WOG制度を中心として」、『六甲台論集』(神戸大学大学院研究会)、第27巻第2号、1980年7月、pp.127~139。

(44)_____「ポーランドの経済危機と経済改革」、『アカデミア経済経営学編』(南山大学)、第76号、1982年10月、pp.93~127。

(45)_____「ポーランドの歴史とカトリック教会(その1~その3)」、『アカデミア経済経営学編』(南山大学)、第78号~第80号、1983年4月、7月、10月。

(46)_____「ポーランドの政治・経済・社会改革 — 1980年代前半に関して」、『アカデミア経済経営学編』(南山大学)、第89号、1986年3月、pp.351~398。

(47)_____「ポーランドにおける『1983年~1985年期3カ年計画』と経済的パフォーマンス」、『南山経済研究』(南山大学)、第1巻第2号、1986年12月、pp.179~226。

(48)_____「ポーランドにおける経済改革の『第二段階』 — 党・政府とカトリック教会の基本姿勢」、『労働運動研究』(労働運動研究所編)、第229号、1988年11月、pp.7~12。

(49)_____「『現代社会主義』と『1989年東欧民主革命』 — 『ポーランド問題』を中心として」、『南山社会倫理研究所論集』(南山大学社会倫理研究所編)、第6号、1991年3月、pp.127~154。

(50)_____「社会回勅『チェンテジムス・アンヌス』と『1989年東欧革命』」、『社会倫理研究』(南山大学社会倫理研究所編)、第1号、1992年3月、pp.73~120。

(51)_____「カトリック教会 — 宗教、民族、政治」(宮島直機編『もっと知りたいポーランド』、弘文堂、1992年、pp.155~185)。

(52)_____「ポーランド民営化の新展開 — 民営化戦略と企業協定」、『東欧ファイル』(共同通信社国際資料室編)、第145号、1992年10月21日、pp.10~13。

(53)伊東孝之著『ポーランド現代史』、山川出版社、1988年。

(54)IMF European Department, "Poland Introduces Bold and Wide-Ranging Economic Reforms", IMF Survey, Vol.19, No.4, February 1990, pp.57~62.

(55)岩田昌征編『経済体制論 — 第IV巻現代社会主義』、東洋経済新報社、1979年。

(56)_____「現代社会主義の終焉」、『千葉大学経済研究』、第5巻第2号、1991年2月、pp.79~98。

(57)Jedlicki,J., "The Revolution of 1989: The Unbearable Burden of History", Problems of Communism, July-August 1990, pp.39~45.

(58)Jermakowicz,W. & J.T.Follis, Reform Cycles in Eastern Europe, 1944-1987: A Comparative Analysis from a sample of Czechoslovakia, Poland and the Soviet Union, Dunker & Humbort, 1988.

(59)A.Jobert著、山本俊郎訳『ポーランド史』白水社、1971年。

(60)Kolodko,G.W., Tranformacja polskiej gospodarki: sukces czy porazka?, Polska Oficyna wydawnicza"BGW", 1992.

- (61) Kovacs, J.M. & M. Tardos (eds), Reform and Transformation in Eastern Europe: Soviet-type Economics on the Threshold of Change, Roulledge, 1992.
- (62) Kozłowski, K., Raporty dla Eduarda Gierka, PWE, 1988.
- (63) 工藤幸雄監修『ポーランド「連帯」の挑戦』、柘植書房、1981年。
- (64) _____ 監修『ポーランド不屈の「連帯」』、柘植書房、1983年。
- (65) Laba R., The Roots of Solidarity: A Political Sociology of Poland's Working-class Democratization, Princeton Univ. Press, 1991.
- (66) Labeledz, L. (ed), Poland under Jaruzelski: A Comparative Sourcebook on Poland during and after Martial Law, Charles Scibner's Sons, 1983.
- (67) Lewis, P.G., Political Authority and Party Secretaries in Poland 1975-1986, Cambridge Univ. Press, 1989.
- (68) Lucjan, B., The Eastern Pretender, Boleslaw Piasecki: His Life and Times, Hutchingson, 1965.
- (69) Lukaszewicz, A. (ed), Studia nad procesem transformacji stystemowej w polsce, Wydawnictwa Uniwersytetu Warszawskiego, 1992.
- (70) M. Malinski 著、小林珍雄訳『ヨハネ・パウロ二世 — カロル・ヴォイティワ伝』、エンデルレ書店、1980年。
- (71) D. マクシェーン 著、佐藤和男訳『ポーランド自主労働組合連帯 — 体制への挑戦』、日本工業新聞社、1983年。
- (72) Marzewski, J., "On Remodelling of the Polish Economic System: A Contribution", Soviet Studies, Vol.31, No.3, 1979, pp.167~187.
- (73) Marer, P. & W. Siwinski (eds), Creditworthiness and Reform in Poland, Indiana Univ. Press, 1988.
- (74) Mason, D.S., Public Opinion and Political Change in Poland, 1980-1982, Cambridge Univ. Press, 1985.
- (75) Mazowiecki, T., Druga twarz Europy, Biblioteka 'Wiezi', 1990.
- (76) Micewski, A., Wspolrzedzic czy nie klamac, Libella, 1978.
- (77) Michnik, A., Kosciol, Lewica, Dialog, Literary Institute, 1977.
- (78) Misztal, B. (ed), Poland after Solidarity: Social Movements versus the State, Transaction Books, 1985.
- (79) Monticone, R.C., The Catholic Church in Communist Poland 1945-1985, Columbia Univ. Press, 1986.
- (80) Mujzel, J., "Socio-economic Reforms in Eastern Europe and Real Socialism", Communist Economics, Vol.1, No.1, 1989, pp.3~16.
- (81) _____, Funkcjonowanie gospodarki polskiej: Doswiadczenia, problemy, tendencje, PWE, 1984.
- (82) Nowak, J., "The Church in Poland", Problems of Communism, January-February 1982, pp.1~16.
- (83) NSZZ Solidarnosc Region Warminsko-Mazurski (ed), Porozumiena Okraglego Stolu, 1989.

- (84)OECD, Reforming the Economies of Central and Eastern Europe, 1992.
- (85)Rachwald,A.R., Poland between the Superpowers: Security vs. Economic Recovery, Westview Press, 1983.
- (86)Raina,H., Kardynal Wysznski, Publishing House of Poets and Printers, 1979.
- (87)Richter,S.(ed), The Transition from Command to Market Economies in East-Central Europe, Westview Press, 1992.
- (88)Rolicki,J., Edward Gierek: Przerwana Dekada, Wydawnictwo FAKT, 1990.
- (89)Rutkowski,J., Inflacja w Polsce Ludowej, PWE, 1989.
- (90)Sachs,J. & D.Lipton, "The Polish Economic Reform", Foreign Affairs, Vol.69,No. 3, Summer 1990, pp.47~66.
- (91)芝生瑞生編著『ポーランド労働者の反乱』、第三書館、1981年。
- (92)Slomczynski,K. & T.K.Krauze(eds), Social Stratification in Poland: Eight Empirical Studies, M.E.Sharpe, 1986.
- (93)ソ連東欧貿易会ソ連東欧経済研究所編『ソ連・東欧データブック』、(社)ソ連東欧貿易会、1991年。
- (94)_____『旧ソ連・東欧諸国の市場化の試練』、(社)ソ連東欧貿易会、1992年。
- (95)Stehle,H., Eastern Politics of the Vatican: 1917-1979, Ohio Univ.Press, 1981.
- (96)Strassberg,B., "Changes in Religious Culture in Post War II Poland", Sociological Analysis, Vol.48, No.4, Winter 1988, pp.342~354.
- (97)Tomsy,A., "Poland's Church on the Road to Gdansk", Religion in Communist Lands, No.1-2, 1981, pp.28~39.
- (98)梅本浩志著『グダンスクの18日』、合同出版、1981年。
- (99)梅本浩志、足達和子編訳『「連帯」か党か』、新地書房、1983年。
- (100)United Nations Industrial Development Organization, Poland — Managing the Transition to a Market Economy, 1991.
- (101)Wandycz,P., The Lands of Partitioned Poland: 1975-1918, Univ.of Washington Press, 1974.
- (102)Wanless,P.T., "Economic Reform in Poland 1973-1979", Soviet Studies, Vol.32, No.1, pp.28~57.
- (103>Weintraub,W., "Tolerance and Intolerance in Old Poland", Canadian Slavonic Papers, Spring 1971, pp.17~32.
- (104)Williamson,J.(ed), Currency Convertibility in Eastern Europe, Institute for International Economics(Washington DC), 1991.
- (105)Winckler,G.(Moderator), Central and Eastern Europe Roads to Growth, IMF and Austrian National Bank, 1992.
- (106)J.Winiecki著、福田亘、家本博一、永合位行訳『ソ連型経済はなぜ破綻したか — 東欧に見る「歪んだ世界」』、多賀出版、1991年。
- (107)The World Bank, Poland: Economic Management for a New Era, 1990.
- (108)_____, Poland: Reform, Adjustment and Growth(Vol. I, II), 1987.

(109) World Economy Research Institute (Central School of Planning and Statistics), Polish Economy in the External Environment in 1980s, 1988.

(110) _____ (Warsaw School of Economics), Poland — International Economic Report 1988/89, 1989.

(111) _____, Poland — International Economic Report 1990/91, 1991.

(112) _____, Poland — International Economic Report 1991/92, 1992.

(113) Wydawnictwo Prawnicze (ed), Prywatyzacja przedsiębiorstw państwowych, 1990.

(114) 山本俊朗、井内敏夫著『ポーランド民族の歴史』、三省堂書店、1980年。

(115) Zdaniewicz, W., Kosciol Katolicki w Polsce 1945—1978, Pallotinium, 1979.

(116) Zloch-Christy, I., Debt Problems of Eastern Europe, Cambridge Univ. Press, 1987.

<定期刊行物>

(1) Gazeta Wyborcza (日刊), 1989年～現在。

(2) Radio Free Europe Research Institute Daily Report (日刊), 1991年～現在。

(3) Rzeczpospolita (日刊), 1981年～現在。

(4) Tribuna Ludu (日刊), 1981年～1990年。

(5) Radio Free Europe Research Report (週刊), 1990年～現在。

(6) 『東欧ファイル』(週刊)、1990年～現在。

(7) The Warsaw Voice (週刊), 1990年～現在。

(8) Zycie gospodarcze (週刊), 1985年～現在。

(9) 『ロシア東欧貿易調査月報』(旧名『ソ連東欧調査月報』、月刊)、1981年～現在。

添付統計表

一頁～一六頁-----第二部第二章第一節～第三節

一七頁～二六頁-----第二部第二章第二節

表1 生産国民所得*の変化 (対前年増加率、%)

	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
生産国民所得	-6.0	-12.0	-5.5	6.0	5.6	3.4	4.9	1.9	4.9	-0.2
社会化部門	-4.5	-15.6	-6.6	5.5	6.0	3.9	4.5	3.4	4.6	-3.1
非社会化部門	-13.3	7.4	-0.8	7.9	4.1	1.4	6.7	-4.1	5.7	13.1
工業純生産	-4.1	-14.6	-4.5	5.8	5.4	4.0	4.5	3.3	4.8	-2.5
社会化部門	-4.5	-15.0	-4.7	5.3	4.9	3.7	4.2	2.9	4.3	-4.2
非社会化部門	8.3	-1.8	-0.3	17.2	15.6	8.1	8.6	9.2	11.7	22.0
建設純生産	-21.4	-25.1	-8.4	7.7	8.1	4.3	4.3	2.1	6.2	-0.7
社会化部門	-22.1	-28.6	-8.6	7.2	7.9	4.5	3.4	-0.1	5.8	-3.2
非社会化部門	-18.2	-2.6	-7.5	10.2	8.6	3.2	8.0	10.8	7.5	8.0
農業純生産	-17.7	8.7	5.7	8.9	5.8	-2.0	7.3	-11.3	0.6	0.9
社会化部門	-24.9	-17.8	69.1	41.5	40.3	-11.9	10.7	-3.3	-4.3	4.9
非社会化部門	-17.4	9.5	1.9	6.3	1.9	-0.4	6.8	-12.4	1.4	0.3
運輸業	—	-7.6	-4.7	8.1	8.4	2.8	5.0	3.8	3.9	4.3
通信業	—	-1.0	7.3	24.9	7.1	4.6	7.5	11.4	6.7	5.7
国内商業	—	-5.2	-23.0	8.1	2.9	3.6	5.7	4.9	5.3	0.9
社会化部門	—	-5.3	-23.9	8.2	3.2	2.9	7.1	5.0	5.8	-6.0
外国貿易業										
<国家群別>										
輸入	-1.9	-16.9	-13.7	5.2	8.6	7.9	4.9	4.5	9.4	1.5
社会主義国	2.4	-6.3	-5.6	4.4	9.2	4.6	9.4	0.4	0.5	—
その他の国	-7.2	-31.5	-24.2	6.6	7.4	13.4	-1.9	10.7	22.7	—
輸出	-4.2	-19.0	8.7	10.3	9.5	1.3	4.9	4.8	9.1	0.7
社会主義国	-19.5	-17.0	16.6	8.3	10.0	8.1	7.6	2.8	5.6	—
その他の国	5.0	-22.1	0.9	12.4	9.0	-6.5	1.4	7.1	13.7	—
<支払地域別>										
第一支払地域(振替ルーブル決済地域)										
輸入	—	12.6	10.8	9.0	5.6	3.0	1.3	-3.1	-2.8	-3.2
輸出	—	8.8	6.3	5.4	3.3	2.0	1.9	1.2	0.9	2.2
交易条件	—	-3.4	-4.1	-3.3	-2.2	-1.0	0.6	4.4	3.8	5.6
貿易収支尻 ¹	—	-1611	-578	-614	-668	-715	-501	15	1119	2111
第二支払地域(交換可能通貨決済地域)										
輸入	—	-3.7	-8.2	-5.3	-4.8	-4.3	3.1	3.1	5.9	-0.6
輸出	—	-4.6	-6.0	-10.7	-6.1	0.7	4.5	3.8	6.6	2.4
交易条件	—	-0.9	2.4	-5.7	-1.4	5.2	1.4	0.7	0.7	3.0
貿易収支尻 ²	—	-96	1433	1439	1531	1060	1073	1235	1009	767

(出所)

1. Rocznik Statystyczny, 1980～1989, GUS.

2. Biuletyn Statystyczny, 1989.12, 1990.1～3., GUS.

(注)

* MPS方式では、国内物的純生産。

1. 100万振替ルーブル。

2. 100万米ドル。

表2 生産国民所得における生産要素の変化 (対前年増加率、%)

	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
生産国民所得	-6.0	-12.0	-5.5	6.0	5.6	3.4	4.9	1.9	4.9	-0.2
資本設備 ¹	5.1	3.5	1.8	2.6	2.8	3.0	3.0	3.0	2.6	2.8
労働力 ²	-0.7	-0.2	-3.2	-0.8	-0.1	0.4	0.1	0.2	-0.9	-0.9
工業純生産	-4.1	-14.6	-4.5	5.8	5.4	4.0	4.5	3.3	4.8	-2.5
資本設備 ¹	4.5	3.3	2.5	2.8	3.1	3.4	3.3	3.8	2.5	3.0
労働力 ²	0.2	-0.1	-4.8	-0.3	0.5	0.1	0.6	0.2	-0.4	0.0
社会化部門	-4.5	-15.0	-4.7	5.3	4.9	3.7	4.2	2.9	4.3	-4.2
資本設備 ¹	4.5	3.3	2.5	2.8	2.9	3.4	3.2	3.6	2.4	2.6
労働力 ²	-0.3	-0.7	-5.7	-1.2	-0.5	-0.7	0.0	-0.7	-1.8	-3.3
建設純生産	-21.4	-25.1	-8.4	7.7	8.1	4.3	4.3	2.1	6.2	-0.7
資本設備 ¹	6.2	1.6	0.4	1.4	1.9	1.4	2.6	2.6	2.5	0.1
労働力 ²	-9.4	-7.3	-6.6	0.4	2.4	2.4	1.8	2.2	0.9	-2.8
農業純生産	-17.7	8.7	5.7	8.9	5.8	-2.0	7.3	-11.3	0.6	0.9
資本設備 ¹	6.0	4.4	1.9	2.0	2.7	2.4	2.3	2.5	2.1	2.5
労働力 ²	0.9	1.1	-0.5	-2.2	-1.9	-0.1	-1.3	-0.7	-2.7	-2.0

(出所)

*.Rocznik Statystyczny, 1980~1989, GUS.

(注)

1. 物的生産活動に使用した12月31日時点での資本設備の実質価値。
2. 物的生産活動に従事した月平均従業員数。

表3 国内総生産(GDP)の変化 (対前年増加率、%)

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
国内総生産	-10.0	-4.8	5.6	5.6	3.6	4.2	2.0	4.1	0.2	-11.6
物的生産領域	-11.6	-4.8	5.9	5.4	3.4	4.6	2.0	4.6	0.0	-13.4
工業	-13.7	-3.8	5.6	5.1	3.8	4.3	3.2	4.6	-2.1	-22.0
建設業	-24.7	-8.5	7.0	7.7	4.1	3.9	2.1	6.0	-0.3	-14.5
農業	-0.5	5.7	5.2	5.7	1.1	5.2	-6.8	1.5	1.0	-0.3
運輸業						4.1	4.6	3.7	1.1	-14.8
>	-7.8	-11.4	9.5	8.0	3.5					
通信業						7.5	10.9	6.4	5.3	-1.9
国内商業・										
外国貿易	-7.4	-12.9	4.2	3.2	4.2	5.1	5.9	7.0	4.7	0.7
その他の										
物的生産	-0.5	-31.3	13.3	5.7	3.5	5.2	5.8	7.5	11.6	-11.6
公共部門	5.5	-0.9	9.9	5.7	3.8	6.2	2.3	4.1	0.8	-10.4
非物的生産領域	5.0	-4.2	3.2	7.6	5.7	2.2	1.8	1.1	1.4	-0.4

(出所)

* Rocznik Statystyczny, 1990~1992, GUS.

表4 社会主義国との交換可能通貨決済の輸出入比率 (%)

輸 出	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
社会主義国への									
輸出比率(A)	48.5	53.6	52.6	52.6	54.8	53.9	48.5	46.5	40.6
第一支払地域への									
輸出比率(B)	45.4	48.8	49.1	46.1	46.5	45.1	40.4	39.9	33.9
①=(A) - (B)	3.1	4.8	3.5	6.5	8.3	8.8	8.1	6.6	6.7
第二支払地域への									
輸出比率(C)	54.6	51.2	50.9	53.9	53.5	54.9	59.6	60.1	66.1
その他の国への									
輸出比率(D)	51.5	46.4	47.4	47.4	45.2	46.1	51.5	53.5	59.4
②=(C) - (D)	3.1	4.8	3.5	6.5	8.3	8.8	8.1	6.6	6.7
輸 入	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
社会主義国からの									
輸入比率(E)	55.0	63.3	62.9	63.2	60.7	60.8	53.2	47.1	40.1
第一支払地域からの									
輸入比率(F)	51.3	57.9	58.0	24.8	53.0	50.9	44.8	40.3	31.5
③=(E) - (F)	3.7	5.4	4.9	8.4	7.7	9.9	8.4	6.8	8.6
第二支払地域からの									
輸入比率(G)	48.7	42.1	42.0	45.2	47.0	49.1	55.2	59.7	68.5
その他の国からの									
輸入比率(H)	45.0	36.7	37.1	36.8	39.3	39.2	46.8	52.9	59.9
④=(G) - (H)	3.7	5.4	4.9	8.4	7.7	9.9	8.4	6.8	8.6

(出所)

1. Rocznik Statystyczny, 1985~1991, GUS.

2. Biuletyn Statystyczny, 1990.1~12, 1991.1~12, GUS.

(注)

* ①~④の数値は筆者算出。

表5 支出国民所得*の変化 (対前年増加率、%)

	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
支出国民所得	-6.0	-10.5	-10.5	5.6	5.0	3.8	5.0	1.8	4.7	0.1
消費	2.1	-4.6	-11.5	5.8	4.4	2.9	4.8	2.8	2.9	-1.7
個人消費	2.3	-4.1	-14.6	6.2	3.8	2.2	5.0	3.0	3.3	0.8
その他の消費	1.2	-8.1	11.5	3.1	8.3	6.6	4.1	2.2	1.2	-14.2
蓄積	-29.6	-27.6	-6.6	4.9	7.3	7.2	5.4	-2.4	12.8	7.1
固定資本純投資	-25.6	-24.2	-19.9	9.5	12.3	4.9	5.9	5.0	9.3	-7.4
物的生産領域	-36.5	-30.7	-30.1	12.0	20.5	5.5	12.9	10.5	15.0	-9.0

(出所)

1. Rocznik Statystyczny, 1985~1991, GUS.

2. Biuletyn Statystyczny, 1989.1~12, 1990.2, GUS.

3. Informacje GUS, Rzeczpospolita, 1990.2.1.

4. Danuta Kolinska, "Smutny obraz", Zycie Gospodarcze, No.35, 1990.9.2.

(注)

* MPS方式では、国民物的純生産。

表6 国内総支出(GDE)の変化 (対前年増加率、%)

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
国内総支出	-8.7	-9.3	5.2	5.0	3.9	4.1	1.7	4.1	0.4	-15.4
消費	-3.7	-11.0	5.1	4.6	3.2	4.0	2.3	2.6	-1.3	-11.7
個人消費	-4.0	-14.9	6.3	4.5	2.8	4.9	2.9	3.4	-0.3	-15.3
その他の消費	-4.6	2.4	3.1	7.5	7.8	0.0	1.0	0.0	-14.0	0.2
蓄積	-22.2	-3.4	5.4	6.4	6.2	4.5	0.1	8.6	5.1	-24.8
固定資本純投資	-19.1	-13.4	8.8	9.8	4.4	4.5	4.1	6.1	-2.1	-10.6

(出所)

* Rocznik Statystyczny, 1990、1991, GUS.

表7 国家予算の推移 (10億ズウォティ)

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
歳入総額	1341.2	2353.4	2629.1	3299.5	4043.4	4898.6	5850.5	10088.7	30108.5
中央歳入	1276.5	2051.9	2168.3	2622.1	2809.7	3367.7	3928.7	6702.1	19349.0
地方歳入	64.6	301.5	460.8	677.6	1173.7	1442.4	1825.7	3239.0	10426.0
賃金・給与税	—	140.3	165.9	270.5	306.1	370.9	511.1	885.5	2795.0
中央の繰入分	—	—	—	—	352.5	396.5	414.2	360.9	296.3
歳出総額	1465.6	2434.2	2654.4	3367.9	4078.6	4952.5	5973.2	10010.2	33687.1
經常支出	1366.0	2166.4	2272.1	2915.9	3487.6	4192.9	5030.6	8430.6	29617.5
投資支出	67.2	183.0	292.6	349.0	467.6	597.0	745.9	1238.4	3185.6
中央歳出	1138.1	1709.5	1770.2	2291.2	2732.7	3244.1	3824.6	6315.3	20933.5
地方歳出	327.5	724.7	884.2	1075.9	1345.9	1708.4	2148.6	3694.9	12753.6
国家予算尻	-124.5	-80.8	-25.3	-68.1	-35.2	-53.9	-122.7	78.5	-3578.6
中央予算尻	138.4	324.4	398.1	330.9	-127.3	-151.0	-276.5	-269.2	-4720.2
地方予算尻	-262.9	-423.2	-423.4	-398.3	92.1	92.1	153.8	347.7	+1141.6

(出所)

* Rocznik Statystyczny, 1981~1990, GUS.

表8 国家予算の部門別歳入構造 (構成比、%)

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
社会化経済単位	63.2	79.3	77.2	74.6	75.4	78.0	79.5	86.3	79.5
工業	43.3	70.6	69.5	66.0	48.3	42.3	42.7	44.7	44.9
建設業	2.4	4.2	3.4	3.9	5.2	4.5	5.0	4.6	3.3
農業	1.0	0.9	1.0	0.9	1.0	0.9	0.9	0.9	1.3
運輸業						2.4	1.8	1.8	1.4
>	2.2	2.3	2.6	3.0	3.6				
通信業						0.4	0.5	0.3	-0.001
国内商業	7.8	7.4	6.3	5.7	6.3	5.8	6.7	6.5	8.7
外国貿易	5.4	4.9	6.0	7.1	6.7	6.4	7.2	8.0	6.1
住宅・公共サービス	—	—	—	—	—	14.1	13.4	18.3	12.6
金融・保険	30.6	16.0	14.0	14.9	13.3	13.5	2.8	3.6	9.8
非社会化経済単位と個人	2.5	2.1	3.0	4.0	4.4	5.2	6.5	7.0	8.2
非社会化経済単位から									
の租税、支払	1.1	1.2	1.7	2.2	2.8	3.5	4.4	4.7	5.0
個人からの租税、支払	1.4	0.9	1.3	1.8	1.6	1.7	2.1	2.3	3.2

(出所)

* Rocznik Statystyczny, 1981~1990, GUS.

表9 国家予算の部門別歳出構造 (構成比、%)

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
社会化経済単位	65.5	50.6	46.2	47.5	45.9	46.1	50.2	49.8	40.3
工業	25.2	16.1	15.7	16.0	16.6	19.5	20.0	19.6	12.5
建設業	4.0	0.9	0.7	0.7	0.5	0.1	0.2	0.1	0.03
農業	5.7	3.8	4.5	5.1	4.6	4.0	4.2	3.5	2.8
運輸業						5.5	5.4	5.4	3.7
	> 5.2	8.2	7.2	5.9	5.0				
通信業						0.03	0.02	0.02	—
国内商業	2.3	4.3	4.4	3.1	3.0	4.0	5.2	9.0	12.0
外国貿易	17.1	7.6	3.6	5.1	5.4	1.1	0.5	1.1	0.8
住宅・公共サービス	3.1	4.8	5.0	7.0	6.0	7.1	9.6	6.2	4.6
科学・教育	8.9	10.2	12.4	12.4	12.5	12.3	12.3	12.8	12.2
保健・社会保障	8.6	9.9	11.6	11.4	11.6	12.2	12.9	13.0	13.6
金融・保険	5.9	14.4	12.9	11.5	12.2	10.9	5.4	5.5	12.3
国防	5.6	8.1	8.4	8.6	9.0	9.1	9.3	8.8	7.5

(出所)

* Rocznik Statystyczny, 1981~1990, GUS.

表11 非社会化部門と個人からの租税 (構成比、%)

	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
租税総額 ¹	28930	33962	48657	79399	128858	177929	253920	378263	700870	2460803
比率 ²	2.4	2.5	2.1	3.0	4.0	4.4	5.2	6.5	7.0	8.5
非社会化経済単位から	49.5	44.7	57.2	55.5	55.6	63.0	67.8	68.2	67.2	60.6
農業	19.7	15.5	11.5	7.4	5.0	10.1	10.2	7.1	4.6	2.3
農業以外	28.8	29.2	45.7	48.1	50.6	51.9	57.6	61.1	62.6	58.1
個人から	50.5	55.3	42.8	44.5	44.4	37.0	32.2	31.8	32.8	39.4
<租税>										
報酬税	14.2	11.5	11.0	12.0	10.2	10.1	10.0	9.5	9.7	10.1
不動産税	6.1	5.4	4.0	2.6	2.2	1.4	1.3	0.8	0.5	0.2
<支払>										
印紙税	17.5	18.2	18.0	18.0	14.0	12.6	12.1	10.6	10.1	14.0
関税	7.9	15.7	5.2	7.3	10.4	6.9	2.9	3.2	7.1	13.1

(出所)

* Rocznik statystyczny, 1985, 1989, 1990, GUS.

(注)

1. 100万ズウォティ。

2. 国家歳入総額に対する構成比。

表12 中央予算からの補助金とその他の支出 (構成比、%)

	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
補助金等総額 ¹	75.3	89.1	108.0	95.5	121.3	160.0	193.4	252.7	419.7	1194.1
比率 ²	9.7	9.1	9.5	5.6	5.3	5.9	6.0	6.6	6.6	5.7
商品・サービス	40.0	40.6	52.2	54.9	54.1	53.8	61.2	66.9	70.7	59.9
食料品	21.6	23.9	19.2	22.5	17.4	19.4	20.8	22.9	34.3	28.9
肉・肉加工品	8.7	8.0	8.0	3.7	2.6	3.9	4.5	5.6	10.1	9.5
牛乳製品	5.8	8.1	7.2	9.3	7.6	8.3	9.7	9.3	14.7	11.9
穀物加工品	2.3	1.6	4.1	7.1	5.3	4.8	4.3	5.9	6.3	4.1
農業補給用品	4.2	2.0	2.7	2.9	4.0	4.8	6.8	6.9	6.4	7.4
工業肥料・穀物肥料	3.1	1.0	0.6	0.5	1.3	1.8	2.3	2.5	3.0	2.4
非食料品	1.1	1.0	3.9	4.1	3.7	4.0	4.7	4.9	3.0	0.8
石炭・燃料用コークス	0.6	0.7	3.4	3.4	3.2	3.6	4.5	4.7	2.9	0.7
旅客輸送	3.1	3.7	7.8	5.5	5.8	5.7	6.1	5.4	5.9	5.3
公共部門・住宅建設	6.6	6.8	15.3	16.6	19.5	18.4	20.7	24.1	17.4	15.9
企業活動	52.6	52.5	35.1	30.1	32.4	31.8	24.5	18.5	14.6	25.4
商品輸送・補給	2.1	1.9	6.2	9.7	10.7	9.1	15.7	6.9	7.9	22.2
石炭・褐炭	—	—	2.6	3.6	7.8	7.7	14.2	6.0	7.2	22.0
外国取引	26.8	29.8	15.0	7.6	10.5	11.7	2.2	0.8	1.2	—
外国銀行信用利子	4.7	10.4	13.9	6.7	5.8	5.2	—	—	—	—
貿易価格差補給金	—	—	—	0.9	4.7	2.7	2.2	0.8	1.2	—
その他の経済単位	7.4	6.9	12.7	15.0	13.5	14.4	14.3	14.6	14.7	14.6
農業	—	1.5	1.8	2.4	1.9	2.7	2.7	3.0	3.2	3.3

(出所)

1. Rocznik statystyczny, 1986, 1989, 1990, GUS.

2. "Komunikat o sytuacji społeczno-gospodarczej kraju w 1989r. (Informacje GUS)", Rzeczpospolita, 1990. 2. 1.

(注)

1. 10億ズウォティ。

2. 中央歳出総額に対する比率。

表13 銀行の収支バランス* (構成比、%)

	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
収支総額 ¹	3357.9	3996.5	5269.7	6219.9	7467.1	9388.0	12997.2	19343.1	29978.5	276973.2
貸方・借方	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
<貸方>										
社会化部門への信用	91.7	82.7	71.9	65.9	60.8	56.4	48.5	37.3	33.4	10.4
投資信用	38.6	33.7	26.8	24.7	22.6	19.8	17.1	13.6	11.5	2.2
中央政府	>38.6	9.9	9.3	8.5	9.4	9.4	8.6	7.0	5.9	1.1
企業		23.8	17.5	16.2	13.2	10.4	8.5	6.6	5.6	1.1
住宅建設協同組合への										
投資信用	7.5	7.3	8.0	7.9	8.2	7.7	6.7	5.5	4.8	1.0
運転資本の信用	45.2	41.3	36.8	33.2	29.9	28.8	24.6	18.2	17.1	7.1
非社会化部門への信用	3.3	2.9	2.8	5.3	2.8	2.8	2.5	2.1	2.1	0.4
農業への投資信用	2.1	1.9	1.8	1.4	1.3	1.3	1.1	1.0	0.9	0.2
国民(自営業)への信用	1.4	1.2	1.4	1.9	2.2	2.2	2.0	1.7	1.6	0.3
財政赤字補填への信用	—	4.9	4.1	5.1	6.2	6.3	4.8	4.2	4.4	2.1
IMFへの出資	—	—	—	—	—	—	1.1	1.1	1.4	0.2
長期決済基金 ²	—	—	14.9	16.0	20.3	24.3	21.1	47.0	49.7	82.8
<借方>										
企業とその他の										
経済単位の資金	20.4	19.6	19.7	18.0	18.9	17.5	16.8	14.2	12.4	2.8
銀行資金	4.1	3.6	3.2	3.9	3.4	3.7	3.3	2.6	2.6	4.1
銀行間・支店間の										
決済資金	2.4	3.7	4.3	4.2	3.5	3.8	3.8	3.4	3.8	0.8
対外活動資金 ³	34.0	36.5	39.6	36.2	37.5	40.6	46.2	55.9	55.0	82.1
預金 ⁴	14.7	16.6	16.5	16.8	16.6	17.8	16.1	12.8	12.3	2.9
現金通貨発行高 ⁵	8.8	10.2	11.7	11.6	11.2	11.0	9.2	6.9	9.1	4.6
IMFからの資金	—	—	—	—	—	—	1.3	1.1	1.4	0.2

(出所)

1. Rocznik statystyczny, 1985, 1986, 1989, 1990, GUS.

(注)

*. 各年の12月31日時点での数値。

1. 10億ズウォティ。

2. 為替レートの変動に対処するための基金。

3. 為替レートの変動に対処するための基金+国民と国営企業の外貨決済基金。

後者の構成比: 1985年3.2%、1986年4.1%、1987年6.4%、1988年8.9%、1989年16.9%

4. 1982年以降は、外国企業の預金とワルシャワ外国貿易銀行への預金を含む。

5. 貨幣流通高。

<付属表> 1989年の貨幣・信用実績 (兆ズウォティ、%)

	<実績>	<対前年増加率>
貨幣流通高	69.5	489.0
国民と企業等の資金残高	25.7	182.4
国民と企業等の現金残高	9.9	296.0
国民の現金残高	9.3	287.5
国民の預金残高	8.5	123.7
企業等の預金残高	7.3	170.4
国民と企業等の外貨残高 ¹	43.8	1522.2
<hr/>		
国民と企業等の対銀行負債総額 ²	24.6	121.2
社会化部門 ³	23.7	136.5
運転資本への信用	15.7	207.2
投資信用	5.3	54.5
非社会化部門 ³	0.9	113.1
自営業	1.2	65.8

(出所)

* "Komunikat o sytuacji społeczno-gospodarczej kraju w 1989r. (Informacje GUS)", Rzeczpospolita, 1990.2.1.

(注)

1. PKO (Polski Kasa Opieki SA) 発行の外貨クーポンを含む。
2. 1989年11月30日時点での数値。
3. 構成比は、社会化部門96.3%、非社会化部門3.7%である。

表14 対外総債務

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
第一支払地域 ¹									
債務残高 ²	3.1	3.7	3.8	4.8	5.6	6.5	6.6	6.5	5.8
新規増加分	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.5
第二支払地域 ³									
債務残高 ²	25.5	24.8	26.4	26.8	29.3	33.5	39.2	39.2	40.8
新規増加分	1.3	1.3	1.2	1.3	1.2	1.4	1.6	1.7	1.5
債務総額 ⁴	2248.7	2402.2	2857.9	3732.2	4827.8	7240.5	13295.0	21170.0	274770.0
債務/国家予算 ⁵	1.65	1.11	1.32	1.28	1.38	1.73	2.64	2.51	3.04

(出所)

1. Rocznik statystyczny, 1986, 1989, 1990, GUS.
2. "Komunikat o sytuacji społeczno-gospodarczej kraju w 1989r. (Informacje GUS)", Rzeczpospolita, 1990.2.1.

(注)

1. 10億振替ルーブル。
2. 利子未払分を含む。
3. 10億米ドル。
4. 10億ズウォティ換算。
5. ズウォティ表示債務総額/国家歳出総額(倍)。

<付属表> 第二支払地域への総債務増加分*の内訳 (10億米ドル)

利子の元本繰入分(利子支払のリスク分)	+2.1
元本返済額—新たな信用供与額	-0.2
1988年末時点での債務の一部償却+1989年の利子返済分	-0.4
為替レート差による元利返済分	-0.7
<hr/>	
総債務増加分	+0.8

(出所)

* "Komunikat o sytuacji społeczno-gospodarczej kraju w 1989r. (Informacje GUS)",
Rzeczpospolita, 1990.2.1.

(注)

*.1989年11月30日時点の数値。

表15 ソ連・東欧諸国における交換可能通貨表示の対外債務*

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
ブルガリア	3162	2977	2482	2165	3720	5075	6269	7946	10700
	2352	2017	1312	737	1629	3694	5183	6168	7700
チェコスロヴァキア	4598	3998	3612	3135	3489	4254	5322	5721	7900
	3528	3268	2672	2132	2478	3037	3724	4049	3100
旧東独 ¹	15423	12998	12191	11332	14371	15691	18937	19501	21200
	13273	11118	8801	6798	7844	8239	9935	9593	11000
ハンガリー	8699	7952	8250	8836	11745	15086	17733	17305	20600
	7799	7222	6920	7303	9468	12898	16230	15926	19500
ポーランド	25869	26460	26550	26908	29806	33587	38800	39196	40800
	25109	25490	25280	25361	28211	31866	35806	35572	36500
ルーマニア	10159	9766	8880	7194	6634	6495	6030	2810	700
	9859	9466	8370	6557	6265	5860	4644	2001	-100
東欧6カ国総計	67910	64151	61965	59574	69795	80188	93091	92479	101900
	61920	58581	53355	48888	55895	65594	75522	73309	77700
ソ連	26534	26737	23587	22513	27979	33061	36512	40856	50600
	18084	16707	12547	11172	14917	18292	22377	25601	36400
7カ国総計	94444	90888	85552	82087	97744	113249	129603	133335	152500
	80004	75288	65902	60060	70812	83886	97899	98910	114100

(出所)

1. Economic Survey of Europe, 1981~1989, UN European Economic Committee.
2. "The International Trade and Financial Situation of Eastern Europe in 1988-1989", Financial Market Trends, No.45, OECD, February 1990.
3. "Economies stagnate as the West indulges in wishful-thinking", International Currency Review, Vol.20, No.4-5, 1990, IMF.
4. Economic Survey of Europe in 1991-1992, UN Economic Commission for Europe, 1992.

(注)

- * 各欄の上段は対外総債務を、下段は対外純債務を示す(単位は100万米ドル)。なお、純債務とは、総債務からBIS対象領域銀行への預金を差し引いた額である。
1. 東西ドイツ間の債務を含む。

表16 ソ連・東欧諸国における交換可能通貨の対外実質債務*
(1988年対米ドル為替レート)

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
ブルガリア	3910	3878	3556	3487	4604	5399	5803	7946
		-0.8	-8.3	-1.9	32.0	17.3	7.5	36.9
	2871	2632	2033	1657	2242	3906	4771	6168
		-8.3	-22.8	-18.5	35.3	74.2	22.1	29.3
チェコスロヴァキア	4599	4254	4085	3842	3787	4030	4607	5721
		-7.5	-3.9	-5.9	-1.4	6.4	14.3	24.2
	3451	3371	2941	2536	2595	2764	3121	4049
		-2.3	-12.8	-13.8	2.3	6.5	12.9	29.7
旧東独	17371	15734	15744	15723	16294	16495	17625	19501
		-9.4	0.06	-0.08	3.6	1.2	6.9	10.6
	13709	12192	10560	9047	8236	8376	9305	9593
		-11.1	-13.4	-14.3	-9.0	1.7	11.1	3.1
ハンガリー	10512	10165	10933	12049	13897	15738	16135	17305
		-3.3	7.6	10.2	15.3	13.2	2.5	7.3
	9114	8874	8991	9830	11243	13479	14701	15926
		-2.6	1.3	9.3	14.4	19.9	9.1	8.3
ポーランド	30515	32306	33996	35734	35902	36383	37896	39196
		5.9	5.2	5.1	0.5	1.3	4.2	3.4
	29555	31083	32405	33749	34044	34554	35061	35572
		5.2	4.3	4.1	0.9	1.5	1.5	1.5
ルーマニア	10730	10427	9941	8789	7703	6933	5738	2810
		-2.8	-4.7	-11.6	-12.4	-10.0	-17.2	-51.0
	10409	10085	9368	8064	7293	6273	4375	2001
		-3.1	-7.1	-13.9	-9.6	-14.0	-30.3	-54.3
東欧6ヵ国総計	77636	76764	78254	79624	82187	84978	87804	92479
		-1.1	1.9	1.8	3.2	3.4	3.3	5.3
	69108	68237	66297	64883	65653	69352	71334	73309
		-1.3	-2.8	-2.1	1.2	5.6	2.9	2.8
ソ連	31027	32720	31574	32534	35024	36120	34173	40856
		5.5	-3.5	3.0	7.7	3.1	-5.4	19.6
	22813	22335	19476	18744	20314	20626	20620	25601
		-2.1	-12.8	-3.8	8.4	1.5	-0.03	24.2
7ヵ国総計	108663	109484	109828	112158	117211	121098	121977	133335
		0.8	0.3	2.1	4.5	3.3	0.7	9.3
	91920	90571	85773	83627	85967	89978	91954	98910
		-1.5	-5.3	-2.5	2.8	4.7	2.2	7.6

(出所)

* Economic Survey of Europe, 1981~1989, UN European Economic Committee.

(注)

* 各欄の第一段と第二段はそれぞれ対外実質総債務とその対前年増加率を、第三段と第四段は、それぞれ対外実質純債務とその対前年増加率を示す(単位は100万米ドル、%)。なお、対前年増加率は筆者算出。

表17 ソ連・東欧諸国の対外総債務の貸し手構造 (%)

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
ブルガリア								
公的・政府保証	21	30	42	46	43	31	29	26
民間銀行	71	64	56	53	56	66	70	71
IMF/BIS 世銀	0	0	0	0	0	0	0	0
その他 ¹	8	6	2	1	1	3	2	3
チェコスロヴァキア								
公的・政府保証	17	21	34	35	47	39	37	32
民間銀行	73	68	63	63	51	57	58	59
IMF/BIS 世銀	0	0	0	0	0	0	0	0
その他 ¹	11	11	3	2	3	4	5	9
旧 東 独								
公的・政府保証	17	19	37	38	42	33	25	21
民間銀行	66	63	50	53	47	54	60	67
IMF/BIS 世銀	0	0	0	0	0	0	0	0
その他 ¹	16	17	13	10	11	14	15	12
ハンガリー								
公的・政府保証	6	6	14	12	15	11	9	11
民間銀行	88	81	69	66	64	58	63	57
IMF/BIS 世銀	0	3	7	12	9	10	9	10
その他 ¹	6	10	10	9	11	20	19	21
ポーランド								
公的・政府保証	42	40	41	42	43	47	45	44
民間銀行	36	34	28	24	24	25	25	19
IMF/BIS 世銀	0	0	0	0	0	0	0	0
その他 ¹	22	26	30	34	33	29	30	37
ルーマニア								
公的・政府保証	14	13	11	19	17	17	17	24
民間銀行	47	39	35	30	36	32	35	19
IMF/BIS 世銀	17	26	31	35	36	40	34	32
その他 ¹	22	22	23	16	11	11	13	25
東欧6カ国総計								
公的・政府保証	20	21	30	32	34	30	27	26
民間銀行	64	58	50	48	46	48	52	49
IMF/BIS 世銀	3	5	6	8	8	8	7	7
その他 ¹	14	15	14	12	12	13	14	18
ソ 連								
公的・政府保証	61	66	64	64	60	47	38	32
民間銀行	29	25	33	34	38	50	58	62
IMF/BIS 世銀	0	0	0	0	0	0	0	0
その他 ¹	10	9	3	2	3	4	4	7
7カ国総計								
公的・政府保証	25	28	35	36	38	32	29	27
民間銀行	59	54	48	46	45	49	53	51
IMF/BIS 世銀	2	4	5	7	6	7	6	6
その他 ¹	13	15	12	11	10	12	13	16

(出所)

* "The International Trade and Financial Situation of Eastern Europe in 1988-1989", Financial Market Trends, No.45, OECD, February 1990.

(注)

1. (コメコン諸国への債務を含む)OECD諸国以外への債務、対西ドイツ債務、民間の企業間債務など。

表1 国内総生産(GDP)の変化

(対前年増加率、%)

	1990	1991	1992
国内総生産	-11.6	-7.6	0.5-2.0
GDPデフレーター	480.1	50.9	—
工業	-22.0	-17.1	4.2
公有部門	-23.7	-19.4	-4.8
私有部門	-27.2	25.2	32.2
建設業	-14.5	8.9	-3.0
公有部門	—	-30.0	-38.1
私有部門	—	63.2	32.0
農業	-0.3	6.8	-11.9
公有部門	-0.2	—	—
私有部門	-2.8	—	—
運輸業	-14.8	-14.1	-3.3
公有部門	—	-23.0	-16.9
私有部門	—	34.5	39.1
通信業	-1.9	-21.4	12.4
国内商業・			
外国貿易	0.7	7.9	—
公共部門	-10.4	24.9	—

(出所)

1. Rocznik statystyczny, 1992, GUS.

2. Biuletyn Statystyczny, Nr.11, 1992, GUS.

3. "Sytuacja społeczno-gospodarcza w 1992 r.", Rzeczpospolita, 1993.2.6-7.

〈付属表〉 国内総生産の構成 (構成比、%)

	総 生 産		就業者数	
	1990	1991	1990	1991
国内総生産	100.0	100.0	100.0	100.0
公有部門	69.1	57.9	54.2	48.9
私有部門	30.9	42.1	45.8	51.1
工 業	43.6	39.2	36.8	36.5
公有部門	81.7	76.3	70.4	64.6
私有部門	18.3	23.7	29.6	35.4
建 設 業	9.5	10.9	9.3	8.9
公有部門 ¹	—	37.8	—	55.3
私有部門 ¹	—	62.2	—	44.7
農 業	7.3	8.4	5.9	4.9
公有部門	24.0	19.3	11.2	8.9
私有部門	76.0	80.7	88.8	91.1
運 輸 業	4.1	3.6	6.1	5.9
公有部門 ¹	85.7	74.8	—	—
私有部門 ¹	14.3	25.2	—	—
通 信 業	0.9	0.7	1.5	1.6
国内商業・				
外国貿易	13.0	15.2	9.1	10.0
公 共 部 門	1.6	1.2	2.8	2.7

(出所)

* Rocznik Statystyczny, 1992, GUS.

(注)

1. 1992年における構成比

建設業----公有部門22.3%、私有部門77.7%

運輸業----公有部門60.7%、私有部門39.3%

表2 失業登録者数、失業率 (千人、%)

	1 9 9 0				1 9 9 1			
	I	II	III	IV	I	II	III	IV
失業者数	266.6	568.2	926.4	1126.1	1322.1	1574.1	1970.9	2155.6
失業率	1.5	3.2	5.2	6.3	7.3	8.6	10.7	11.8
増加数	266.6	301.6	358.2	199.8	196.0	252.0	396.8	184.7

続 き	1 9 9 2			
	I	II	III	IV
失業者数	2216.4	2296.7	2498.5	2509.3
失業率	12.1	12.6	13.6	13.6
増加数	60.8	80.4	201.7	10.9

(出所)

* "Sytuacja społeczno-gospodarcza w 1992 r.", Rzeczpospolita, 1993.2.6-7.

(注)

* 1992年12月31日時点において、失業率の高い県は、コシャーリン県(24.1%)、スヴァルスク県(23.7%)、オルシティン県(23.6%)、スウブスク県(23.2%)などであり、最も低いのは、ワルシャワ特別市(5.9%)であった。

* 女性の失業率----1990年12月末50.9%、1991年12月末52.6%、1992年11月末53.9%。

* 求職者数----1990年12月末54.1千人、1991年12月末29.1千人、1992年11月末29.4千人。

* 1992年のストライキ件数----6,362件(1月1,315件数、2月4,725件、12月223件)。

* 1992年の平均ストライキ日数----2.5日(1991年2.3日)。

<付属表> 年齢層別失業率 (%)

	1991	1992
18歳~24歳	34.0	33.0
25歳~34歳	29.7	31.2
35歳~44歳	24.7	24.9
45歳~54歳	9.2	7.7

(出所)

* "Sytuacja społeczno-gospodarcza w 1992 r.", Rzeczpospolita, 1993.2.6-7.

表3 工業純生産の変化
(対前年増加率、対前年同期増加率、%)

	1990	1991	1992	収 益 率	
				1991	1992 ¹
工業純生産	-24.2	-11.9	3.6	4.8	3.1
採掘工業	-26.0	-4.8	-0.5	7.5	-3.1
製造工業	-24.1	-12.3	4.2	4.4	4.0
燃料・エネルギー	-22.1	-8.2	-1.0	6.6	4.7
金 属	-19.7	-22.8	-6.1	5.2	3.5
電気・機械	-22.0	-19.8	-8.2	-0.8	-2.2
化 学	-24.6	-12.7	0.0	12.4	8.6
窯 業	-21.5	-3.2	0.3	8.8	6.6
木材・製紙	-24.9	-1.6	6.8	-0.4	2.2
軽 工 業	-33.8	-11.9	-9.8	-8.2	-4.3
食 品	-23.7	-1.8	4.4	8.0	4.5

(出所)

* Biuletyn Statystyczny, Nr.11, 1993, GUS.

(注)

1.1992年1月～10月。

<付属表> 企業の収益率の変化 (%)

	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992 ¹
企業収益率	14.5	—	18.0	19.0	45.5	29.4	4.8	3.2

(出所)

* Biuletyn Statystyczny, Nr.11, 1993, GUS.

(注)

1.1992年1月～10月。

表4 国内総支出(GDE)の変化
(対前年増加率、%)

	1990	1991
国内総支出	-15.4	-1.4
GDEデフレーター	478.1	54.9
消費	-11.7	3.3
個人消費	-15.3	7.4
集団消費	0.5	-6.5
蓄積	-24.8	-14.2
固定資本投資	-10.6	-4.5

(出所)

* Rocznik Statystyczny, 1992, GUS.

表5 主要価格指標の変化
(対前年増加率、%)

	1990	1991	1992
工業製品販売実現価格	622.4	48.1	28.5
建設・組立主要企業価格	550.0	46.3	17.3
農産物調達価格	296.4	28.9	62.0
商品・サービス価格	585.8	70.3	45.3
食料品	575.5	44.3	47.5
アルコール飲料	764.9	42.4	30.9
非食料品	591.4	75.8	37.8
サービス	535.0	215.3	56.7
投資財価格	581.0	40.0	20.5 ¹
機械・設備購入価格	580.9	46.3	25.3 ¹
輸入価格	634.1	30.2	—
輸出価格	514.4	18.7	—

(出所)

1. Rocznik statystyczny, 1992, GUS.

2. Biuletyn Statystyczny, Nr.11, 1992, GUS.

3. "Sytuacja społeczno-gospodarcza w 1992 r.", Rzeczpospolita, 1993.2.6-7.

(注)

1. 1992年1月～11月。

表6 国内小売商業の変化 (対前年増加率、%)

	1986	1987	1988	1989	1990	1991
小売売上総額	5.9	4.0	3.9	-2.7	-17.4	3.7
食料品	7.6	3.9	5.6	-14.3	3.0	5.5
アルコール飲料	3.8	-0.9	-3.1	-9.8	-1.3	13.0
非食料品	6.4	6.3	4.9	4.3	-18.7	1.9
非消費財	2.2	2.0	3.6	13.5	-60.9	-5.8

(出所)

* Rocznik Statystyczny, 1992, GUS.

表7 国家予算の変化 (兆ズウォティ、%)

	1990	1991	1992
歳入総額	196.3	210.9	311.9
取引税	20.2	29.9	33.0
所得税	43.1	25.5	39.4
利潤納付金	6.6	5.4	2.6 ¹
賃金・給与税	9.1	10.0	—
超過賃金税	4.5	12.8	4.8 ¹
私有化収入	—	0.8	—
歳出総額	172.2	241.9	381.2
補助金支出	24.2	9.1	3.2 ¹
社会保障支出	5.7	20.4	17.6 ¹
経常支出	12.4	50.7	48.8 ¹
投資支出	—	6.5	3.8 ¹
対外債務返済	—	3.0	—
予算収支尻	24.1	-31.0	-69.3

(出所)

1. Rocznik statystyczny, 1992, GUS.

2. Biuletyn Statystyczny, Nr.11, 1992, GUS.

3. "Sytuacja społeczno-gospodarcza w 1992 r.", Rzeczpospolita, 1993.2.6-7.

(注)

1. 1992年1月～11月。

表8 国内通貨と外貨の保有量 (兆ズウォティ、構成比、%)

	1991.12.31.		1992.12.31.		増加率
通貨保有量	261.0	100.0	408.7	100.0	56.6
家計	186.0	86.1	297.0	72.7	59.7
経済単位	75.0	13.9	111.7	27.3	49.0
国内通貨保有量	196.5	75.3	307.1	75.1	56.3
手持現金保有量	56.1	21.5	77.3	18.9	37.7
銀行預金量	140.4	53.7	229.8	56.2	63.7
家計	68.6	26.3	121.6	29.8	77.3
経済単位	71.8	27.5	108.2	26.5	50.7
外貨銀行預金量	64.5	24.7	101.6	24.9	57.6
家計	61.3	23.5	98.1	24.0	60.1
経済単位	3.2	1.2	3.5	0.9	10.1

(出所)

* "Sytuacja społeczno-gospodarcza w 1992 r.", Rzeczpospolita, 1993.2.6-7.

表9 国内の負債額と外貨準備高

(兆ズウォティ、%)

	1991.12.31.	1992.10.31.	増加率
国内負債総額	189.7	255.3	34.6
非金融部門	193.6	235.6	21.7
家計	7.2	10.7	48.6
住宅ローン	1.2	1.8	50.0
経済単位	186.4	224.9	20.7
国内通貨建	175.2	205.2	17.1
外貨建	11.2	19.7	75.9
一年未満	107.7	104.7	-2.8
個人農	3.4	5.0	47.1
一年以上	78.7	113.1	43.7
個人農	2.1	2.5	19.0
住宅ローン	27.3	36.3	33.0
財政部門	88.3	150.8	70.8
国家財政	104.0	171.2	64.6
その他	-92.2	-131.1	—
外貨準備高	77.8	129.1	65.9

(出所)

* Biuletyn Statystyczny, Nr.11, 1993, GUS.

表10 輸出入総額、地域別輸出入構造の変化

(10億ズウォティ、構成比、%)

	1989	1990	1991	1992
輸入総額	14864 100.0	90513 100.0	164259 100.0	181917
先進諸国	7913 53.2	62075 68.6	113209 37.7	
EC諸国	5029 33.8	41310 45.6	81988 27.3	
EFTA諸国	2183 14.7	13016 14.4	23970 8.0	
旧ソ連・中東欧	4785 32.2	20151 22.3	31218 10.4	
発展途上諸国	995 6.7	5124 5.7	17571 5.9	
輸出総額	19476 100.0	136055 100.0	157716 100.0	193094
先進諸国	9593 27.9	89661 65.9	116317 73.8	
EC諸国	6243 18.2	64272 47.2	87675 55.6	
EFTA諸国	2121 6.2	17809 13.1	22259 14.1	
旧ソ連・中東欧	6781 19.7	29085 21.4	26517 16.8	
発展途上諸国	1969 5.7	11989 8.8	12022 7.6	
貿易収支尻	4612 ¹	45542 ¹ 100.0	-6543 ¹	11177 ¹
先進諸国	1680	27586 60.6	3108	
EC諸国	1214	22962 50.4	5687	
EFTA諸国	-62	4793 10.5	-1711	
旧ソ連・中東欧	1996	8934 19.6	-4701	
発展途上諸国	974	6865 15.1	-5549	

(出所)

1. Rocznik statystyczny, 1992, GUS.

2. Biuletyn Statystyczny, Nr.11, 1992, GUS.

3. "Sytuacja społeczno-gospodarcza w 1992 r.", Rzeczpospolita, 1993.2.6-7.

(注)

1. 米ドル表示での貿易収支尻は、次の通りである。

1989年-----8億29百万ドルの黒字

1990年----47億59百万ドルの黒字

1991年-----6億11百万ドルの赤字

1992年-----7億34百万ドルの黒字

表11 輸出入商品構造の変化

(構成比、%)

輸入商品構造	1989	1990	1991	1992 ¹
燃料・エネルギー	12.7	20.9	18.8	17.7
金属製品	8.7	6.7	4.0	3.4
電気機械製品	37.0	40.2	37.6	34.7
化学製品	15.0	11.5	12.6	16.9
窯業製品	1.2	1.2	1.7	2.4
木材・紙製品	1.9	1.6	2.5	3.7
軽工業製品	7.5	6.1	6.1	4.9
食品	9.1	7.6	10.4	8.6
建設関連製品	0.03	0.03	0.04	—
農産物	4.6	5.5	3.1	4.0
輸出商品構造	1989	1990	1991	1992 ¹
燃料・エネルギー	9.6	10.1	10.7	11.7
金属製品	10.4	14.6	15.9	19.5
電気機械製品	38.4	29.3	22.4	21.6
化学製品	10.5	12.0	11.6	12.4
窯業製品	1.3	1.7	3.4	2.9
木材・紙製品	2.9	4.1	6.5	9.3
軽工業製品	5.5	6.4	5.5	4.5
食品	9.6	10.1	8.6	7.9
建設関連製品	5.9	4.8	4.1	—
農産物	4.1	5.4	4.7	7.9

(出所)

1. Rocznik statystyczny, 1992, GUS.

2. Biuletyn Statystyczny, Nr.11, 1992, GUS.

3. "Sytuacja społeczno-gospodarcza w 1992 r.", Rzeczpospolita, 1993.2.6-7.

(注)

1. 1992年1月～3月。

表12 民有化の進捗状況

	1990	1991	1	9	9	2		
	8-12.	1-12.	1-11.	1-3.	4-6.	7-9.	10-11.	総計
民有化した旧国有企業	130	1128	1129	315	195	348	271	2387
農業以外の旧国有企業	130	1128	697	315	185	117	80	1955
資本の民有化 ¹	58	250	173	123	33	11	6	481
個人的民有化 ²	58	186	54	29	13	6	6	298
一般的民有化 ³	0	64	119	94	20	5	0	183
清算による民有化 ⁴	72	878	524	192	152	106	74	1474
清算済み企業	0	198	302	73	78	100	51	500
国有企業法 ⁵ による	28	506	281	103	83	52	43	815
清算済み企業	0	44	67	8	26	22	11	111
国有企業民有化法による	44	372	243	89	69	54	31	659
清算済み企業	0	154	235	65	52	78	40	389
国有農場不動産管理法 ⁶ による	0	0	432	0	10	231	191	432

(出所)

* "Sytuacja społeczno-gospodarcza w 1992 r.", Rzeczpospolita, 1993.2.6-7.

(注)

1. 株式売却による民有化。
2. 個人が株式の全部、あるいは過半数を所有する形の民有化。
3. 多数の株主が存在する形の民有化。
4. 清算過程で企業資産を売却する形の民有化。
5. 国有企業法第19条に基づく清算。
6. 国有農場不動産管理法第37条に基づく清算。